公害弁連第45回総会議案書

2016.　3.　26　熊　本

全国公害弁護団連絡会議

事務局　　東京都豊島区西池袋１−１７−１０
エキニア池袋　６階
城北法律事務所
TEL　０３−３９８８−４８６６
FAX　０３−３９８６−９０１８

〔総会スローガン〕

1　裁判闘争を一層強化してすべての公害裁判に勝利し、全面解決闘争を前進させよう。

2　官僚司法を打破し、国民のための司法の実現をめざそう。

3　「規制緩和」に反対し、公害・環境行政の後退や大規模公共事業による公害・環境破壊を断固阻止しよう。

4　公害被害者・障害者・労働者・国民との連帯と専門家との連携を強め、公害根絶・環境保全・新たな被害者救済制度の確立・公害被害の完全救済・恒久対策の確立・公害地域の再生・薬害被害の救済と薬害の根絶のたたかいを前進させよう。

5　福島原発事故の責任を明確にし、未曽有の被害の完全救済、地域の再生・復興に公害のたたかいの教訓を生かして取り組もう。脱原発訴訟を推し進め原発のない社会の実現をめざそう。

6　実効性ある情報公開制度を確立させ、戦略的環境アセスメント法を制定させて、公害・環境対策の前進を勝ち取ろう。

7　廃棄物の適正処理を推進し、廃棄物の処理に伴う環境汚染を防止するとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの転換を勝ち取ろう。

8　史上最大の社会災害であるアスベスト問題の解決のために、国と大企業の責任を明確にして、アスベスト被害者の全面的な救済と抜本的な対策を勝ち取ろう。

9　真に地球環境保全に役立つ温暖化対策の確立を勝ち取ろう。

10　公害・環境問題における、アジア諸国をはじめとした国際的な交流・連帯を強めよう。

11　最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、米国と一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止しよう。

目　　次

【一】基調報告
第一　公害・薬害の根絶と環境保護を求めて …… 1
第二　公害裁判の前進と課題
一　原発問題への取り組みと課題 …… 2
二　大気汚染公害裁判の前進と課題 …… 4
三　道路公害裁判の前進と課題 …… 6
四　基地騒音裁判の前進と課題 …… 7
五　海・川を守るたたかいの前進と課題 …… 8
六　水俣病のたたかいの前進と課題 …… 9
七　地球温暖化のたたかいの前進と課題 …… 13
八　アスベスト被害救済のたたかいの前進と課題 …… 16
第三　公害弁連の今後の方向と発展について …… 17

【二】各地裁判のたたかいの報告
（原発）
〔1-1〕福島原発被害弁護団の現状 …… 福島原発被害弁護団　幹事　弁護士　笹山　尚人　21
〔1-2〕「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発事故被害弁護団の取り組み ……
「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発事故被害弁護団　弁護士　馬奈木厳太郎　24
〔1-3〕福島原発首都圏弁護団のたたかい～いよいよ、秋から尋問へ。原告・被害者同士の連携も動き出す～ ……
福島原発首都圏弁護団　共同代表　弁護士　中川　素充　26
〔1-4〕原発損害集団訴訟、千葉訴訟のご報告～人間の尊厳の回復を求める裁判～ ……
原発被害救済千葉県弁護団　事務局長　弁護士　滝沢　信　27
〔1-5〕平成 28 年 2 月 18 日の京都地裁判決について …… 原発被災者弁護団　弁護士　大森　秀昭　30
〔1-6〕浪江町支援弁護団の活動報告 …… 浪江町支援弁護団　事務局長　弁護士　濱野　泰嘉　32
〔1-7〕飯舘村民 ADR 集団申立 …… 飯舘村民救済弁護団　弁護士　保田　行雄　33
〔1-8〕「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団の取り組み ……
「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団　事務局長　弁護士　白井　劍　35
〔2〕原発なくそう！九州玄海訴訟～再稼働を許さない 1 万人訴訟の現状と課題～ ……
原告弁護団　幹事長　弁護士　東島　浩幸　37
〔3〕福井原発滋賀訴訟　報告 …… 滋賀弁護士会　弁護士　井戸　謙一　39
〔4〕浜岡原発訴訟報告 …… 浜岡原発永久停止弁護団　弁護士　大橋　昭夫　40
〔5〕川内原発稼働を阻止するための裁判の経過 …… 九州川内訴訟弁護団　弁護士　森　雅美　41
（アスベスト）
〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害救済の取り組み …… 大阪アスベスト弁護団　弁護士　伊藤　明子　44
〔2〕尼崎アスベスト訴訟～神戸地方裁判所平成 27 年 3 月 23 日判決の報告～ ……
兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団　事務局長　弁護士　和田　信也　48
〔3〕首都圏建設アスベスト訴訟の報告～大阪・京都勝利判決に確信し首都圏での勝利をめざして～ ……
首都圏建設アスベスト訴訟弁護団　事務局長　弁護士　佃　俊彦　50
（大気汚染）
〔1〕川崎公害の取り組み …… 川崎公害裁判弁護団　事務局長　弁護士　篠原　義仁　52
〔2〕西淀川公害訴訟の報告 …… 西淀川公害訴訟弁護団　弁護士　村松　昭夫　55
〔3〕尼崎道路公害訴訟～道路連絡会における最終合意と 50 回道路連絡会～ ……
尼崎道路公害訴訟弁護団　弁護士　羽柴　修　56
〔4〕名古屋あおぞら裁判　連絡会における意見交換の終結を合意
～ 23 号通行ルール（環境レーン設置・大型車中央走行方式）実現により連絡会における意見交換の終結を合意～ …
名古屋あおぞら裁判原告弁護団　事務局長　弁護士　松本　篤周　58
〔5〕東京大気のたたかい …… 東京大気汚染公害裁判弁護団　弁護士　原　希世巳　60
〔6〕みずしま財団の 2015 年度の報告 …… 公益財団法人　水島地域環境再生財団　事務局長　藤原　園子　63
〔7〕あおぞら財団　報告 …… 公益財団法人　公害地域再生センター（あおぞら財団）研究員　林　美帆　65

（基地騒音）
〔1〕第２次新横田基地公害訴訟　報告 …… 弁護士　小林　善亮　68
〔2〕第三次嘉手納爆音訴訟　報告 …… 弁護士　齋藤　祐介　69
〔3〕第二次普天間基地爆音訴訟の経過報告 …… 弁護士　白　　充　71
〔4〕第５・６次小松基地騒音差止等訴訟事件報告 ……
小松基地騒音訴訟弁護団　事務局　弁護士　川本　藏石　72
（イタイイタイ病）
イタイイタイ病及びカドミウム被害に関する取組みについて ……
イタイイタイ病弁護団　弁護士　春山　然浩　75
（水俣病）
〔1〕ノーモア・ミナマタ第２次国賠熊本訴訟の現状 ……
ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団　弁護士　板井　俊介　77
〔2〕全ての水俣病患者の救済に向けて、「ノーモア・ミナマタ近畿第２次訴訟」 ……
ノーモア・ミナマタ近畿第２次訴訟弁護団　事務局長　弁護士　井奥　圭介　78
〔3〕ノーモア・ミナマタ第２次新潟訴訟のたたかい …… 新潟水俣病弁護団　団長　弁護士　中村　周而　79
〔4〕ノーモア・ミナマタ東京第２次訴訟の現状と課題 ……
ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団　団長　弁護士　尾崎　俊之　81
（新幹線公害）
名古屋新幹線公害訴訟（和解後）の報告 …… 名古屋新幹線公害訴訟弁護団　弁護士　高木　輝雄　82
（リニア新幹線公害）
リニア中央新幹線訴訟提訴に向けて …… 弁護士　関島　保雄　84
（道路）
広島国道２号線・最高裁判決、差止めは認めず、勤務者原告の損害賠償が確定 ……
広島国道２号線訴訟弁護団　弁護士　足立　修一　86
（カネミ油症）
カネミ油症事件報告 …… カネミ油症新認定訴訟弁護団　弁護士　高木　健康　88
（薬害裁判）
〔1〕薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟　報告 …… 薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団　弁護士　中島　　晃　90
〔2〕薬害ヤコブ病東京訴訟 …… 薬害ヤコブ病東京弁護団　事務局長　弁護士　阿部　哲二　91
（産業廃棄物問題）
九州廃棄物問題研究会報告 …… 弁護士　高橋　謙一　92
（海・川問題）
〔1〕熊本県下のダム問題の動向 …… 川辺川利水訴訟弁護団　事務局長　弁護士　森　　徳和　93
〔2〕よみがえれ！有明訴訟 …… よみがえれ！有明訴訟弁護団　弁護士　吉野隆二郎　94
〔3〕八ッ場ダム住民訴訟　報告 …… 八ッ場ダム住民訴訟弁護団　弁護士　西島　　和　96

【三】特別報告
全国公害被害者総行動実行委員会の報告 …… 全国公害被害者総行動実行委員会　事務局長　中山　裕二　98
日本環境会議（JEC）の報告 …… JEC 理事長・一橋大学特任教授　寺西　俊一　104
道路住民運動全国連絡会報告 …… 道路住民運動全国連絡会（道路全国連）事務局長　橋本　良仁　106
原発ゼロ・ストップ温暖化・再エネ普及を！ COP21 合意をふまえ更なる前進めざす ……
公害・地球環境問題懇談会（JNEP）事務局長　清水　　瀞　109
全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の活動 ……
全国基地爆音訴訟原告団連絡会議・事務局長（第９次横田基地公害訴訟原告団）福本　道夫　112
景観と住環境を考える全国ネットワーク ……
景観と住環境を考える全国ネットワーク　代表　弁護士　日置　雅晴　114
最近の環境アセス法の動向 …… 弁護士　藤原　猛爾　116

【四】2015 年度　組織活動 …… 119
【五】2016 年度　活動方針 …… 120
【六】公害関係資料 …… 124
【七】2015 年度　活動日誌 …… 133
【八】公害弁連歴代人事一覧 …… 134
【九】公害弁連規約 …… 139

【一】基　調　報　告

第一　公害・薬害の根絶と環境保護を求めて

第１、2011年3月11日の福島原発事故から5年が経過した。

原発からの汚染水が今も海に流れ、山林の除染も長期を要する困難な状態となっている。事故は収束していない。

ところが、政府は、避難指示を解除して帰還を進め、県外避難者の借り上げ住宅の無償提供を2017年3月をもって打ち切るなど、被害の切り捨てを行おうとしている。詳細は、原発関連報告に譲るとして、最大最悪の公害である原発事故被害に対する公害弁連としての全面的な取り組みが求められている。

第２、国の開門義務が確定している有明訴訟については、その後、これに反するかのような司法判断が示されるなどして混迷している。裁判所が呼びかける和解の中で、開門を見据えた協議が進むのか、これまでの公害闘争の知識と経験をこの闘いにどのように生かすのかが問われている。

厚木基地第4次訴訟東京高裁判決、岩国基地訴訟第一審判決が言渡され、基地爆音訴訟での闘いが進む。

水俣病問題については、各地でノーモアミナマタ第二次訴訟が進み、昨年は新潟水俣病50周年シンポが開かれた。熊本水俣は今年公式発見から60年となり、様々な取り組みが行われる。

建設アスベストについては、本年1月22日に大阪地裁で、1月29日に京都地裁で判決が言い渡された。国の責任を認める判決が連続し、京都では企業責任をも認める判決が言い渡された。

薬害では、ヤコブ訴訟が今も続き、子宮頸がんワクチン問題については、責任を研究する取り組みが行われている。

第３、国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）が開かれ、昨年12月12日、2020年以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が採択された。地球温暖化対策に向けた画期的な一歩となるよう、これからどのような取り組みに関われるのかの検討が必要となろう。

第二　公害裁判の前進と課題

一　原発問題への取り組みと課題

1. 原子力発電による人権侵害・環境（国土）破壊に対する取り組みと課題

第１　原子力発電の復活を目指す安倍政権の動き

政府は、閣議決定したエネルギー基本計画において、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原発の安全性よりも、低コストや安定供給性などを強調するとともに、新たな安全神話ともいえる「世界一厳しい」と称する新規制基準に適合した原発の再稼働を進めている。

これにより、15年8月11日には川内原発1号機が、15年10月15日には川内原発2号機が再稼働し、再び原発が稼働する社会が実現してしまった。また、関西電力は、16年1月29日、高浜原発3号機を再稼働させ、高浜原発4号機についても、2月26日に再稼働させた。

こうした動きと並んで、安倍政権は15年12月に、インドとの間で原子力協定を締結し、原発輸出に向けてまい進する姿勢を強めている。

しかし、原発再稼働は、福島第一原発事故の現実を顧みない全く無責任な政策であるといわざるを得ない。

第２　避難地域等の指定の解除、帰還、損害賠償を打ち切る動き

政府は、15年6月に「福島復興指針」を改訂し、17年3月までに居住制限区域と避難指示解除準備区域について避難指示を解除する、営業損害について将来分の損害賠償を一括払いで打ち切ることを原則とする等の政策を決め、帰還強制と賠償打ち切りへ向けて動き始めた。

区域外避難者に対しては、福島県が応急仮設住宅の提供を17年3月で打ち切ると発表した。政府も15年8月に改定された原発事故子ども・被災者支援法の「基本方針」で打ち切りを支持し、強引に帰還を進めようとしている。

また、年間被ばく線量20ミリシーベルト以下の地域では将来的な健康被害はないなどとして被害救済打ち切りへの動きも示されている。

第３　刑事責任追及

東電の経営陣に対する刑事告訴については、14年7月31日に検察審査会が、勝俣元会長など3人に「起訴相当」、1人に「不起訴不当」の議決を出すという決定を行った。これを受けて、検察庁は、再捜査を進めたものの、15年1月22日に再度の不起訴決定を行った。

その後、検察審査会は、昨年7月23日に、勝俣恒久、武藤栄及び武黒一郎については起訴相当の議決を、鼓紀男、小森明生及び榎本聡明については不起訴不当の議決を行い、これにより、旧東京電力経営陣の刑事責任が法廷で争われることとなる。

各地の民事訴訟においては、被告の東京電力は、原賠法の無過失責任を理由として過失の有無については審理の必要性がないとして、関係証拠の提出に抵抗する姿勢を示している。今後、刑事事件の過程で、捜査機関が収集した重要な資料が明らかにされることが期待される。

以上述べた原発推進、被害の切り捨て、そして責任の曖昧化という流れに抗する闘いは、裁判として、原発の稼働の差止を求める訴訟と、原状回復と被害の完全賠償を求める訴訟の、二つの分野で展開されてきた。

２. 裁判闘争の前進と課題

第１　稼働差止を求める裁判

福井地方裁判所は、14 年 5 月 21 日、住民の人格権に基づいて大飯原発 3・4 号機の運転差止請求を認める画期的判決を下した。また、同裁判所は、15 年 4 月 14 日、高浜原発から 250 キロメートル圏内に居住する住民の人格権に基づいて、高浜原発 3・4 号機の運転差止を認める仮処分決定を下し、わが国の原発と裁判の歴史の中で、初めて、司法の判断によって現実に原発が稼働できなくなるという画期的な事態をつくりだした。

他方で、15 年 4 月 22 日、鹿児島地方裁判所は九州電力川内原発 1・2 号機の運転差止仮処分申立を却下する不当決定を出した。また、15 年 12 月 24 日、福井地方裁判所は、関西電力が申し立てた異議を認め、同年 4 月 14 日に福井地裁が高浜原発 3・4 号機の運転差止めを認容した仮処分決定を取り消し、住民らの申立てを却下するという不当決定を下した。

これら決定は、人権擁護の砦であるべき裁判所が、憲法上の人権である人格権が侵されようとしている危険な現実を抑止できないどころか、政府の原発推進政策に追従し、三権分立の原則に基づく重要な責務を放棄したに等しい。

こうした原発の差止を巡る激しい動きが展開される状況の中、原発をなくせ・九州玄海訴訟は、原告が 1 万人を越えるという前進をしている。

第２　賠償を求める裁判

福島事故による被害者は、原状回復を求め、また、避難に伴う深刻な被害に対する賠償を求めるなど、各地で東電、国を被告として、損害賠償の訴訟を提起している。訴訟事件数で 28 事件、原告数は総計で 1 万人を越えている。

その詳細は、別紙の一覧表のとおりであるが、特徴としては次の点が指摘できる。

１　全国に展開される避難者訴訟（避難先の共通性による集団訴訟）

1 つの裁判の類型としては、福島県などからの避難者中心の訴訟が、避難先の都道府県ごとに集約されて提起されているものがある（いわゆる自主的避難区域からの避難者が多い傾向にある）。避難元の地域は様々であり、避難先で原告になった人々も、もともと人と人のつながりがあったわけではなく、避難先の弁護士会などに相談に行き、十分賠償が得られないことから裁判に進んだという例が多いといえる。

２　避難元地域に基礎を置く集団訴訟

これとは別に、避難元の地域のつながりに基礎を置く集団訴訟提起の動きもある。例えば、昨年提訴された「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」に典型的に見られるように、元々の地域共同体の結びつきが基礎に置かれ、それが破壊されたという点に集団訴訟の基礎を置くものである。

３　被害者横断的な集団訴訟

また、福島県のとりわけ中通りを中心として多数の滞在者を原告としつつ、強制避難を強いられている者、及び「自主的」な避難者も含めて、統一的な原告団を構成して、国と東京電力の責任の明確化と被害救済を強く結び付けている訴訟の類型もある。

３. 原発を巡る闘いの課題

第１　福井地裁判決を支え各地の差止訴訟の前進を勝ち取る

原発再稼働を推進する安倍政権の動きと、稼働を阻止し、脱原発を求める訴訟及び運動が、厳しい対抗関係に立っている。福井地裁判決を控訴審でも維持させる強力な闘いが望まれが、同時に、各地で展開する差止訴訟において主張・立証を強力に進めるとともに、福井判決に続きこれを支える判決の獲得が求められる。

また、原発差し止め訴訟を巡っては、裁判所も厳しい判断が迫られる状況にあることからすれば、１万人を越えた玄海訴訟などのように法廷外の闘いを充実させるとともに、福島原発事故の被害者の闘いとの連携を強化することが求められる。

第２　国・東電の責任を明らかにして完全な賠償を認めさせる判決の獲得とそれに続く運動の取組

原発被害に関する賠償請求の訴訟については、責任立証が行われた訴訟もあり（生業、千葉、群馬）、生業訴訟においては３月に原発訴訟としては初となる、帰還困難区域に裁判所が入る現地検証が実施される。また、進行の早い訴訟（千葉、群馬）については、2016年中の結審が見込まれる状況となっている。

原発事故による被害を小さく見せ、切り捨て政策を露骨に進めている国の誤りを明らかにするためにも、原発事故に関する国の責任を明らかにし、史上最大・最悪の公害事件である原発事故を巡っては、国は、被害者に対して損害を償う賠償責任と、原状を回復すべき法的責任を負担する「加害者」であることを明らかにすることが強く期待されるところである。

そのためには、裁判の組み立てに関しては区々であったとしても、国の法的責任については、どの裁判所で判決をとっても必ず勝利するために原告団・弁護団の力を結集する必要がある。

２月には原告団の全国連絡会が結成された。全国の原告・原告団の成り立ちには違いがあるものの、裁判勝利を通じて国の責任を明らかにすることが、賠償請求や原状回復請求を進める鍵であることを再確認して、全国公害総行動への結集など、裁判の前進を支える運動の強化も強く求められるところである。

二　大気汚染公害裁判の前進と課題

１．新規救済制度をめぐって

⑴　東京都助成制度

東京大気汚染公害裁判の和解によって創設された東京都ぜん息医療費助成制度は、2014年９月、

①2015年４月以降、18歳以上の患者の新規認定を打切る。

②それまでに認定を受けた18歳以上の患者については、2018年３月末までは経過措置として医療費全額を助成する。それ以降は月6000円を超えた分のみ助成する。

との内容に「改正」された。これをふまえて、本年度は３月までに対象患者を一人残らず申請させる取り組みを進め、新規打ち切り前月（２月末）の認定患者が８万2000人弱であったところ、一気に9000人以上が「駆け込み申請」して、認定者数は９万人を超すところとなった。しかし、４月以降の新規認定は打切られた。

また2015年４月以降に18歳となった認定患者は助成が打ち切られることとなるが、毎月300人程度が打ち切られている実情も明らかになっている。

⑵　川崎市助成制度

川崎市では、東京都での救済切下げを奇貨として、「財政難」を口実に、救済制度改悪の動きがくすぶっている。

この間1年半にわたる患者、市民側の運動の反撃で、その狙いをくい止めているが、全国でただひとつ、新規認定を維持して制度を存続させている川崎市の制度を守り、発展させることの意義は大きい。

⑶　国レベルの救済制度

こうした状況をふまえて、この間、国レベルでの大気汚染被害者の新たな救済制度作りが焦眉の課題となっている。

このために全国患者会は、何よりも被害実態の掘り起こしが重要との認識のもと、この間、全国保団連、全日本民医連などの協力を得て、全国的な大気汚染被害者のアンケート調査に取組んできた。その集約結果の概要がまとまりつつあるが、その内容は、次のとおりである。

回答者約3000人中、未救済患者が約4割をしめているが、認定患者については、認定前（未救済時）の状況を聞いている。結果としては、全体として通院回数が平均月2.5回、医療費自己負担が平均月4500円であるのに対し、より重症者に焦点をあてて、通院回数が月2回以上に限ると、通院回数は平均5.7回、自己負担が平均9600円に、入院経験者に限ると、通院回数は平均3.7回、自己負担が平均1万3500円にはねあがるところとなっている。

そして救急受診経験者でみると、「病院に行く回数を減らした」25％、「もらった薬を節約した」21％、「収入が減った」23％、「失業した」6％と、医療費救済がない場合の『負の連鎖』が顕著にみてとれるところとなっている。

一方、国での制度創設の際の財源負担をめぐって、従来の自工会、石油連盟に加えて、過去にディーゼルトラックを使用して利益をあげてきた業界に対しても負担を迫るべく、この間、宅配便大手、コンビニ大手、トラック協会、バス協会、チェーンストア協会に対する申入れ行動が展開された。

以上の状況をふまえながら、この間継続されてきた環境省との勉強会にもこの成果をぶつけ、また、国会対策も含めた取組みの強化が求められている。

2．道路公害対策を求めて

⑴　総量削減対策

住民居住地域での大型車交通総量の削減をめざす取組みが、粘り強く展開されている。

臨海部への大型車誘導のため、う回道路としての湾岸線の料金を2分の1とする環境ロードプライシングの実施を要求している川崎では、この間、国側は、全国一律の高速料金体系の見直しでも同様の効果は期待できると抵抗してきた。しかし結局のところ、料金体系の見直し（低額化）は住民直近の高速道路の走行台数を引き上げる結果となり、環境改善に役立たないことが実証された。患者・住民側の要請する環境ロードプライシングの実施が、改めて、強く求められるところとなっている。

⑵　PM2.5、ディーゼル排ガス規制

わが国におけるPM2.5汚染状況は、2013年度に引続き、2014年度も各地とも深刻な状況のまま推移してきており、東京都の測定結果でみると、環境基準達成率は、自動車排ガス局（沿道）35局で、2013年度に続き、2014年度も全てが環境基準オーバー、また一般局（非沿道）も、2014年度は46局中43局が基準オーバーという惨たんたる状況となっている。

こうした事態を前に、この間クローズアップされたのが、ディーゼル車の排ガス規制をめぐる不正ソフト問題である。

昨年、フォルクスワーゲン社のディーゼル車において、排ガス規制を逃れる不正ソフトが登載されていたことが発覚。しかし、事はフォルクスワーゲン社のみの問題にとどまらず、我が国の規制にあっても、実走行での排ガス検査は実施されておらず、同様の不正ソフトを野放しとする検査制度となっていることが大問題となっている。

環境省も、さすがにこの点での対応に乗り出しているが、従来の台上試験に加えて、路上実走行試験による排ガス規制が不可欠となっており、この点での追求が重要となっている。

3．今後の課題

⑴　和解をふまえた道路公害対策をめぐっては、ロードプライシング、車線削減問題、PM2.5・ディーゼ

ル規制問題での取組みを重視しつつ、自転車道整備、東京での大型車走行規制をはじめとした課題への取組みも重要である。

⑵　新たな救済制度を求めるたたかいでは、何としても早期に国レベルでの制度実現への展望を切り開くことが求められている。

⑶　また、大気汚染被害者の命綱と言うべき公健法の財源問題を引き続き重視して取り組む必要があり、この際、今なお新たな被害者が出ている事実を全面に出して、新たな救済制度を求めるたたかいと連動して取組むことが重要である。

三　道路公害裁判の前進と課題

⑴　道路公害裁判について

東京外郭環状道路（外環道）練馬―世田谷間（16km）に予定されている青梅街道インターチェンジの事業認定取消訴訟と、東京小平都市計画道路3・2・8号線についての事業認可取消訴訟が東京地裁に提訴されている。東京外環道の外環の2計画の無効確認を求める訴訟（2008年10月提訴。東京地方裁判所）は2015年11月17日に、請求棄却の不当判決が言い渡され、住民側は直ちに控訴した。下北沢54号線、板橋大山26号線、北区志茂86号線、横浜環状道路南線（圏央道）などに関し司法の場での取り組みが進められている。

淀川左岸線2期事業をめぐっては、事業に関する行政文書の情報公開請求について、訴訟と大阪市情報公開審査会への不服申し立てにより、開示を実現した。

広島では、広島市内の中心を貫く国道2号線の沿道に居住・通勤する原告らが、国と広島市を被告として、高架道路建設差止・道路公害の差止（供用制限）・生活妨害・健康被害に対する損害賠償を求めて提訴。広島地裁は2010年5月20日、沿道住民に対する計2160万円の支払いを命ずる一方で差止請求は棄却する判決を言い渡した。2014年1月29日の控訴審判決は、原審に続いて差止請求は認めなかったが、勤務者原告の請求を認容するなどの前進があった。住民側は上告したが、2015年6月に、上告棄却により広島高裁判決が確定した。

⑵　道路行政の転換を求める世論の合流を

安倍自公政権は、「アベノミクス」の「三本の矢」（金融緩和、財政出動、成長戦略）の方針を掲げ、2013年12月には、「国土強靱化基本法」を成立させた。同政権は、「国土強靱化」と「国際競争力強化」の旗の下、大都市圏の環状道路などの大型公共事業予算増額をはじめとした、時代逆行の路線を推進している。2016年度予算においても、国土交通省の公共事業費関係費は16%増、「都市の競争力強化」規制緩和、再開発予算41%増、効率的物流ネットワークの強化の名による東京外環道や圏央道の道路整備等の予算26%増などとなっている。また、民主党政権下で休止・縮小していた大型公共事業を復活させている。

司法の場では、行政裁量を優先して住民の請求を斥ける判決が続いてきたが、この根底には、公共事業＝国益＝公益であるという志向がある。

しかし、今、安倍自公政権が様々な分野で見せる強権的な姿勢には、国民的な懸念と批判が高まっている。各地での運動を進めながら、こうした懸念と批判と広く合流し、無駄で有害な道路建設の根源にある「公共事業＝国益＝公益」と行政裁量を優先する政治と司法の転換を求めていく。

四　基地騒音裁判の前進と課題

1　基地問題を取り巻く事情

一昨年７月の集団的自衛権行使容認閣議決定に引き続き、安倍政権下の政府与党は国民的な反対の声を無視する形でいわゆる平和安全法制の成立を強行した。昨年９月19日、参議院本会議での出来事である。これらの法制のスローガンは「積極的平和主義」であるが、その内実は軍事同盟強化による威嚇であり、平和主義の名に悖るものであることは明らかである。むしろ、その威嚇力（通常は、軍事的プレゼンスや抑止力という語に置き換えられている）を手に入れるのと引き換えに、同盟国（主に米国）の軍事行動への参加を余儀なくされ、紛争当事国の立場に引き込まれるリスクを背負い込むこととなった。巷間「戦争法」と称される所以である。日本国憲法の基本原理を骨抜きにするものであることは言うまでもない。

「戦争法」は、有事の際だけに国民生活に影響を与えるわけではない。あたかも日米同盟強化に向けた様々な取り組みは、国民生活に優先する課題であるかのように扱われ、個々の権利侵害であれ、地域の安全の問題であれ、政府の意向に反することは国益に反することであるかのように論われる。普天間基地の移設の名の下に強行される、名護市辺野古への拡充された海兵隊基地の新設工事にまつわる問題はその典型的なひとつであると言えよう。MV22オスプレイの度重なる飛来によって地ならしが進められるCV22オスプレイの米軍横田基地への配備計画もそうである。

この延長線上には、個人の人権よりも「公益及び公の秩序」を優先させる改憲案があり、その突破口として緊急事態条項の創設がある。こうした政府の暴走は、その施策によって生じた被害をなおざりにする態度と通底しているというべきであろう。

2　基地騒音裁判の動き

この１年間にも、基地騒音裁判では大きな成果があった。詳細は各弁護団からの報告に譲り、ここでは全体を俯瞰しておく。

一昨年５月に横浜地裁判決があった第４次厚木爆音訴訟では、１年足らずという短期間の審理を経て、昨年７月東京高裁判決が言い渡された。高裁判決では、2017年に空母艦載機の岩国基地移駐が予定されていることに注目し、それまでの間の自衛隊機の夜間運航の差止めを認め、さらに同じ期間の将来にわたる部分を含む損害賠償を認容した。将来請求の認容は、日々発生する被害の放置を許さないという点で、質的に大きく踏み込んだ判断である。

厚木からの艦載機移駐が予定されている岩国基地爆音訴訟でも、10月に初めての判決を迎えた。滑走路の沖合移設により被害は解消したとの国側の主張は排斥され、他の基地騒音裁判と遜色ない救済基準が示された。

第５･６次小松爆音訴訟と第３次嘉手納爆音訴訟では、健康被害立証に重点が置かれている。小松では医学的観点からの健康影響調査結果が証拠提出され、嘉手納では健康影響に関する専門家証人の尋問が実施された。軍用機の爆音がもたらす深刻な健康被害を、個人の感覚レベルの問題に矮小化しようとする国の態度が問われている。なお、嘉手納は今年８月の結審が予定されている。

第２次新横田訴訟では、現場検証と並行して、裁判所から2016年度中の結審、判決に向けた審理計画が示され、今後の審理の加速が見込まれている。

第２次普天間爆音訴訟は、本総会直前に結審を迎えた。辺野古への移設が遅れれば、それだけ普天間の被害が続くという政府の詭弁を裁く判決が期待される。

3　今後の展望

2016年度は、第２次普天間訴訟の判決だけでなく、第３次嘉手納も、順調であれば第２次新横田も判決を迎える。第４次厚木の高裁判決は、自衛隊機の差止め、将来にわたる損害賠償という大きな成果を上げているが、この流れを他の基地騒音訴訟でも継承・発展させていかなければ、被害自体は継続してしまうことになる。夜間早朝の運航差止め、将来分を含む損害賠償、救済範囲の拡大という３つの柱を改めて確認する必要があろう。

上記のとおり、現在の政治情勢を踏まえれば、粘り強い取り組みを一層強化することが望まれる。これまで不定期に行われてきた全国空港訴訟弁護団連絡会議（空港弁連）も、この度、「全国基地爆音訴訟弁護団連絡会」（仮称）として、常設的な組織となる運びである。各地の基地騒音裁判弁護団においてこれまで培われてきた知見の集約・共有を進め、活動を活発化させたい。

五　海・川を守るたたかいの前進と課題

島国であるわたしたちの国は、海と川の水系が一体となって国土と生態系を形作っている。古来、わたしたちは、その水辺環境が生み出すめぐみを糧とし、海と川にはぐくまれながら生きてきた。

ところが、わたしたちの国土の海と川は、戦後、人の一生にもみたないわずかな間に、次々に破壊されてきた。ふるさとの海は干潟や藻場が埋立や干拓で失われ、岸辺はコンクリートで幾何学模様に固められ、川には次々にダムが建設されて、海と川が一体となった水系は寸断され、それぞれの水辺環境は破壊され続けてきた。

そうした破壊行為を主要に担ってきたのは、無駄で有害な大規模開発型公共事業である。無駄で有害な公共事業はまた、いったん走り出しら止まらない公共事業でもあった。

地球環境問題の問題群のなかで、生物多様性の保全が重要な課題であることが認識されるようになるにつれ、多種多様な生物の生息地であり、生物多様性の宝庫たる海と川の水辺環境の保全は、持続可能な社会を構築する上で不可欠であると認識されるようになった。そして、これを破壊する愚行は、いま、国際的に反省されようとしている。2010年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議がでは、国際社会が2020年までに生物多様性保全のための実効性のある緊急行動を起こすことを求める新たな戦略目標が採択された。日本は戦略目標が採択された締約国会議の開催国として、率先して行動を起こす義務を国際社会に対して負っている。

この間、2009年に誕生した民主党政権は、大規模公共事業による自然破壊が進んでいることへの反省を表明し、大規模公共事業のあり方を見直し、これまで行われた大規模公共事業においても環境への影響を検討し、環境復元措置等の対策を施すことを政策に掲げ、諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門、川辺川ダム建設の中止や、ダム建設の凍結と抜本的な見直しなどを公約した。こうした公約には、われわれの長年にわたる戦いの成果が反映している。

このような状況のなか、われわれは、川辺川ダムの政府による休止表明を勝ち取り、荒瀬ダムは紆余曲折を経て撤去工事が始まった。荒瀬ダム撤去工事開始後、自然は驚異的な復元力を発揮し、われわれに自然復元の希望を与えている。

他方、民主党政権が掲げた大規模公共事業見直し政策は、大規模公共事業推進勢力の巻き返しの前に次第に後退させられた。ダム建設による自然破壊の象徴の一つである八ッ場ダムは建設再開が決定され、2010年12月に確定した諫早湾干拓事業潮受堤防の開門を求める福岡高裁判決は、国による徹底したサボタージュと、開門阻止派の提起した開門阻止訴訟で馴れ合い的な対応をして開門阻止仮処分決定を導き出すような状況のなか、2013年12月の履行期限が経過した今日でも開門義務は履行されず、国が確定判決を履行せず、間接強制を命じられるという憲政史上初の異常事態を生み出している。

そして現在、安倍内閣は、公共事業推進政策を掲げ、ふたたび公共事業による海と川の破壊の歴史を繰り返そうとしている。沖縄県においては基地のない沖縄を願う県民の意思を踏みにじり、生物多様性の宝庫である辺野古の珊瑚礁の海を埋め立てて新たな米軍基地を建設しようとしている。

わたしたちの国の海と川は、いまだ破壊から保全、再生へと歴史的な転換を果たし切れていない。これまで、海と川の破壊に対するたたかいは、裁判闘争と地域の生活者、自治体、市民、自然保護団体の運動が連携をとりながら進められてきた。わたしたちは、安倍内閣の公共事業推進政策に警戒しつつ、こうした戦いを着実に前進させ、海と川を破壊するあらゆる戦線において、破壊から保全、再生への転換を実現していかなければならない。

六　水俣病のたたかいの前進と課題

1　水俣病をめぐる闘いの概略

水俣病をめぐる闘いは、政府が、いわゆる水俣病特措法（正式名称は「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」）の申請期限を平成24年7月末で打ち切った後、新たな闘いの土俵に移った。

いわゆる水俣病第三次訴訟における1996年5月22日の政府解決策を踏まえた和解を経て、2004年10月15日、最高裁判所は水俣病における国、及び、熊本県を断罪し、従来の水俣病認定基準を否定して感覚障害だけの水俣病を認めた。そして、この判決の後、続々と水俣病の認定申請を求める人が続出し、2005年10月3日ノーモア・ミナマタ国賠訴訟が司法救済制度による解決方式の構築を求めて提起された結果、熊本、新潟、大阪、東京の各地裁において、裁判上の和解成立に向けた協議が行われ、2011年3月末には全ての裁判所における和解が成立した。

一方、政府は、訴訟を提起していない水俣病被害者らを対象とした水俣病特措法を2010年5月1日の54回目の水俣病公式発見の日を期に運用開始した。しかし、不知火海沿岸地域の健康調査が実施されない現状では、未だ多くの水俣病被害者が取り残されており、また、指定地域の問題、昭和44年12月1日以降に出生（曝露）した水俣病被害者の問題が取り残されたまま、環境省は2012年7月末で申請期限を打ち切った。2012年7月31日時点での水俣病特措法への申請者数は、熊本・鹿児島・新潟3県合計で65,151名に上っている（内訳は、熊本県42,961名、鹿児島県20,082名、新潟県2,108名、2012年8月30日毎日新聞）。

このため、2013年6月20日、水俣病被害者48名は、チッソ株式会社、国及び熊本県を被告として、総額2億1600万円（原告1名につき450万円・慰謝料400万円と弁護士費用50万円）の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴した（ノーモア・ミナマタ第2次訴訟）。

本訴訟は、チッソ、国、及び、熊本県を被告として慰謝料等450万円を請求するものであるが、訴訟を通じて目指すのは、「司法救済制度」の確立により、一時金のほか、月々の療養手当、医療費の支給を含む3点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

2016年3月2日現在、すでに熊本地裁では第9陣程度まで終え、熊本、東京、近畿の原告数は合計1307名に達しており、今後とも追加提訴を継続する予定である。

一方で、2つ以上の症状組み合わせを求めるいわゆる昭和52年判断条件をめぐっては、2013年4月16日、最高裁判所が、事案ごとに全証拠を総合的に検討し、昭和52年判断条件に該当しない場合であっても水俣病と認定する余地があるとして、感覚障害しかない原告勝訴の判決を下した。その後、2013年10月25日には、国の公害健康被害補償不服審査会も上記最高裁判決を踏襲して感覚障害だけの患者を逆転認定する裁決を下したが、環境省は、2014年3月7日付けで、判断基準自体は見直さず、症状の組み合わせがない場合の総合的検討の在り方を整理するにとどめる通達を発し、被害者団体からは一斉に抗議が上がった。

2016年5月1日で公式確認から60年を迎える水俣病問題は、未だ多くの被害者が取り残されていることが明らかになり、さらに闘いは継続する。

2　ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の提起

⑴　司法救済制度の確立を求めて

ア　司法救済制度とは何か

今日における水俣病被害者補償の議論の中心は、未認定患者のうち何らの補償も受けていない被害者（以下「未救済被害者」という）に対する補償をどう実現するかという点にある。

現在、熊本地裁に係属中のノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（以下「ノーモア・ミナマタ第2次訴訟」という）は、未救済被害者のための制度構築として「司法救済制度」の実現を目的とするものである。

司法救済制度とは、「誰を水俣病被害者と認めるか」、「水俣病被害者に対していかなる補償をするか」の判断を裁判所が行う制度である。これまで、水俣病第三次訴訟では、「司法救済システム」と呼ばれ、ノーモア・ミナマタ（第1次）訴訟からは「司法救済制度」と呼ばれてきた。

この構想の出発点は、誰が被害者であるかを加害者たる行政（国・熊本県）に判断させることに

対する被害者の拒絶感にある。すなわち、これまで、国、熊本県は、公害健康被害補償法（以下「公健法」という）の認定制度の下、多くの水俣病患者を患者でないとして切り捨ててきた。行政は水俣病患者に対する補償予算を可及的に少なくするため、医学的に間違った認定基準で患者を切り捨て、そのたびに司法の場で誤りを指摘され断罪されてきた。直近の最高裁による司法判断が、2013年4月16日の水俣病認定義務づけ訴訟（いわゆる溝口訴訟）最高裁判決である。にもかかわらず、従来の認定基準にこだわり、これを改めようとしない行政に対し、基準の改定を中心とした改革を求めることは重要なことである。

他方で、仮に基準が緩和されるなどの改革がなされた場合も、公健法を司るのはあくまで行政（環境省）であり、患者切り捨ての実態がどれほど変わるのか疑問なしとしない。例えば、感覚障害だけの者も水俣病と認めると基準を緩和しても、行政が指定した医師の診断を絶対視し、民間の医師の診断を排除したのでは、予算の都合から「感覚障害なし」として切り捨てられる恐れが極めて高い。姫路獨協大学の宮井正彌教授が熊本県の認定審査会のデータを分析した結果、52年判断条件に合致する944名中205人しか認定されていなかったことが判明した（「熊本水俣病における認定審査会の判断についての評価」）。行政は自ら定めた狭過ぎる基準すら正しく運用せず、被害者を切り捨てていたのである。そこで、原告団は、患者か否かの判断権を司法に委ねる司法救済制度を求めているのである。

そして、司法救済制度は、期間限定ではなく、将来水俣病被害者として訴え出た者も活用できるよう、まさに恒久的な制度である必要がある。

イ　司法救済制度の手順

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟は、原告らを水俣病被害者として認めさせ正当な補償を勝ち取るのみならず、将来にも門戸を開いた制度の確立を求めている。

同訴訟では、水俣病としての症候（感覚障害）の有無もさることながら、同症状を発症するに足るメチル水銀曝露の有無が大きな争点となる。そこで、行政がこれまでメチル水銀曝露はほとんどないとしてきた地域や年代でも水俣病を発症するに足る曝露があったことを明らかにしなければならない。

そして、これを前提に協議を行い、いかなる条件でメチル水銀曝露の推定を認めるかなどについて基本合意を裁判所で交わす。この基本合意を交わすことができれば、合意内容に沿って、症候や曝露の審査を進める。そして、原被告双方で一致した原告については、裁判上の和解を成立させ、不一致の原告については、所見ないし判決で解決を図ることとなる。このルールについても基本合意しておく必要がある。

なお、症候やメチル水銀曝露の推定については、様々な調査の結果をふまえて、基本合意の内容を改訂していくことも必要となる。

ウ　司法救済制度を確立するための課題

これまで水俣病について司法救済制度が実現しなかった背景には、①複数の被害者団体の中で、司法救済制度を求める勢力が多数派になれなかったこと、②被害の全貌が明らかでなく、予算の策定が困難だったこと、③先例に乏しく、制度のイメージを共有しにくかったこと、④訴訟の長期化により原告らが妥協を余儀なくされたことなどが考えられる。

しかし、①の点は、現在、補償を求めて活動している被害者団体では、水俣病不知火患者会が圧倒的多数（患者数7200人）を占めており、さらなる被害者の掘り起こしで原告を拡大していくことが制度確立のスピードを速めることになると考えられる。

次に、②の点は、行政が不知火海沿岸住民の健康調査を怠ってきたが故に被害の全貌がつかめず、予算の策定を自ら困難にしてきたという歴史がある。そこで、加害者らの責任で健康調査を実施させることが重要である。

さらに、③の点は、薬害スモンのほか、ハンセン病、肝炎、じん肺など、先例の積み重ねができ、当事者間及び裁判所においてイメージを共有しやすくなっている。

最後に、④の点についても、水俣病患者のためにその生涯を捧げた原田正純医師（2012年没）は、「極端な力の差があるのに、通常の上訴権を強者側

にも与えることが、本来の『法の下の平等』といえるだろうか」(『マイネカルテ』西日本新聞社)として疑問を呈していた。原爆症認定訴訟において、国(厚労省)は控訴しないとの合意を勝ち取った例もあり、被告らが一審判決前の基本合意を拒否し判決になった場合、控訴を許さない闘いが重要になる。

水俣病被害者救済については、これまで何度も判決や政治解決を重ね、それでも水俣病問題は終わっていない(馬奈木昭雄弁護士によれば「終わっていない」のではなく「終わらせない」、『水俣病裁判と原田正純医師』、花伝社、二〇一三年)。こうした現実を直視したとき、司法救済制度こそがもっとも現実的な解決策であり、これを支持する世論を形成していくことは十分可能である。

⑵ 患者掘り起こし

水俣病訴訟においては、医師団やスタッフの患者掘り起こし運動と一体となった活動が必須である。

かつて、水俣病第三次訴訟では、民医連を中心として全国の医療スタッフに呼び掛け、1000人大検診が追求された。

その後、いわゆる水俣病特措法における指定地域外の患者につき、熊本県民医連が中心となり、2009年9月20日、21日、全国から医師140名、スタッフ総勢600名を集めて実施した不知火海沿岸6市2町での1044名の大検診は93パーセントに水俣病の症状があることを浮き彫りにした。

また、特措法打ち切りを目前に控えた2012年6月24日、不知火患者会が中心となって水俣病一斉検診が実施されたが(住民健康調査実行委員会・藤野糺委員長)、そこでは、1396名中88パーセントに水俣病特有の症状である四肢抹消の感覚障害(手足の先端のほうで触覚や痛覚などの感覚が鈍る症状)が見られたと指摘されている。

そして、2014年11月22日から23日にかけて、医師120名、スタッフ250名規模で、447名の大検診を実施し、428名に水俣病の症状が認められた。

直近では、2015年10月31日から11月1日にかけて、いわゆる水俣病特措法の対象地域外である天草市河浦町宮野河内地区で住民108名を対象に健康調査を実施した結果、75%にあたる82名に四肢末梢優位の感覚障害の所見が見られたとする調査結果を発表している。

このように、多大なる医師や看護師、スタッフの協力により、今後とも、水俣病被害者の実態把握を解明する動きが継続している。

3 環境省の動き

環境省は、多くの患者会の猛反発を受けながら、2012年7月31日付けで、いわゆる「水俣病特措法」の申請を打ち切った。この打ち切りは、同法第7条2項で「救済措置の開始後3年以内を目途に救済措置の対象者を確定」すると規定されていることを逆手に取り「立法府の判断は重い」(細野豪志環境相・当時)との建前論で、2013年4月末で対象者確定を終えるとして押し切ったものであるが、不知火海沿岸の住民健康調査も実施されない中で、「あたう限りの救済」が実現していないのは誰の目にも明らかであった。

その上で、政府は、2013年秋、熊本で実施された第33回「豊かな海づくり大会」(水産資源の維持培養や海域環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、水産業の振興と発展を図ることを目的として、昭和56年以降、毎年全国各地を巡りながら開催されている農林水産省が中心となって行われる行事)において水俣の海の再生をアピールし、国外的には、2013年10月に熊本市において国連の水銀削減に関する水俣条約締結会議を開催して、水俣病問題解決の世論作りをアピールしようとした。

しかし、多くの水俣病被害者が取り残されている現実と新たな訴訟の継続、昭和52年判断条件を事実上否定する最高裁判決とその後も昭和52年判断条件の見直しを否定する政府に対する被害者団体からの反発により、環境省の策動は完全に破たんしている。

水俣病問題は、常に、「客観的に存在する広大かつ重篤な被害」を加害者側(政府・熊本県・チッソ)らが「小さく」見せようと躍起になった結果、いつまでも解決を見ない歴史が繰り返されてきたが、政府は、今回も歴史に学ばず大罪を繰り返したのである。

とりわけ、環境省が2014年3月7日付けで発した公健法に基づく水俣病の認定における総合的検討に関する通知は、2013年4月16日の最高裁判決において総合的検討の重要性が指摘されたことを受け、1年にわたって検討された結果であった。

しかし、同通知は、症状の組み合わせがなく感覚障

害だけでも認定可能とする一方、水俣病の症状は、メチル水銀の「ばく露が停止してから長くとも1年程度まで」に発症するとし、これを超えてからの発症については、メチル水銀ばく露との因果関係がないとして切り捨てることとした。2004（平成16）年の水俣病関西訴訟最高裁判決が是認した大阪高裁判決は、魚介類の摂取を中止してから4年程度のいわゆる遅発性水俣病の存在を認めている。同判決が遅発性水俣病の発症時期を限定的にとらえている点で妥当ではないのであるが、同通知は、同最高裁判決にすら抵触するものである。

また、同通知は、中央公害対策審議会答申（1991年）を踏まえ、「昭和44年以降は水俣病が発生する可能性のあるレベルのメチル水銀ばく露が存在する状況ではなくなっている」としているが、今後認定審査を受ける者が昭和45年までの発症を証明することは、カルテの保存期間等を考慮すれば、事実上不可能であるし、さらに、2013年4月16日の水俣病義務づけ訴訟最高裁判決で勝訴した原告すら認定されない結果となり、その不当性は明らかである。

結局、同通知は、症状の要件を緩和したかのようなポーズを取りながら、因果関係の審査で厳しく絞り込むことで、水俣病患者切り捨て政策を継続する意思表明といわざるを得ない。

報道においても、「（同通知は）最高裁判決と表現は類似しながら、『これまで間違いはなかった』『審査の根本は変えない』という国の表明とも受け取れる」ものであり、「水俣病問題の混迷はさらに深まった、と言うしかない」と評される代物である（熊本日々新聞2014年3月8日社説）。

4　熊本県の動き

熊本県は、2013年10月25日、国の公害健康被害補償不服審査会が同年4月16日の最高裁判決に沿った逆転裁決をして以降、「国の二つの機関において判断が食い違い、考え方が整理されていない」として環境省を批判し、そのような状況が続くのであれば、国から委託を受けている公健法上の水俣病認定業務を返上し、国の臨時水俣病認定審査会（以下「臨水審」という）で代行する意向を示すとともに、公健法の補償制度を検証するよう求めていた。

しかし、そもそも上記通知のもとで臨水審を開催しても、患者切り捨ての場が県から国に移行するのみで、何ら解決にはならない。

また、「公健法に基づく補償制度の検討」について、報道では、熊本県側は水面下での交渉で一時、新たな等級を設けるなど救済枠を広げる補償体系を要望していたとされているが、環境省は現在の枠組みを基本的には変更しない方針であるとされている（2015年2月18日付け西日本新聞）。

熊本県の姿勢は、報道からも「国がかたくなな姿勢を変えないのであれば、県が単独でも調査を実施し、そこで得られた事実を国に突きつけ、あるべき救済制度を提言すべきでないか。弥縫策の繰り返しにピリオドを打つためにも、県がさらに一歩踏み込み、問題解決への主体的姿勢を示して欲しい」と指摘されている（熊本日々新聞2014月1月13日朝刊）。

5　チッソの動き

水俣病の原因企業であるチッソは、チッソ分社化と税制優遇措置を獲得するために、究極の加害者救済策である「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法」を引き出した。しかし、これは水俣病患者のみならず、水俣病問題という歴史自体を闇に葬り去ろうとするものである。除本理史教授によれば「チッソが分社化すれば被害者側は手も足も出せない状態になる。分社化は補償原資となる子会社の株式売却益がいくらになるかで補償総額が左右されかねない『応能負担の論理』であるが、この論理はPPPとは無縁。四大公害裁判後、明確になってきた日本の環境問題解決の原則とは大きく乖離する」と批判している（2009年3月4日熊本市内で開催されたシンポジウムより）。

しかし、このような批判があるにもかかわらず水俣病特措法が成立し、チッソは分社化により水俣病問題と法的に決別することが認められた。チッソの後藤舜吉会長は2010年社内報において「紛争その他水俣病の桎梏から解放される」という表現で、分社化のメリットを語っている。

その後、チッソは2010年7月6日、同法の「特定事業者」に指定され、同年12月15日、松本龍環境大臣（当時）はチッソの事業再編計画を認可した。2011年1月12日、チッソは100%子会社の「JNC株式会社」を設立し、同年2月8日付けで大阪地裁はチッソからJNC

株式会社への事業譲渡を許可しており、同年3月31日までに事業譲渡が行われ、同4月1日から事業を開始した。今後は、チッソが保有するJNC株式の譲渡についての環境大臣の許可が問題となるという状況である。

なお、環境大臣の許可の前提となる「救済の終了」の捉え方について、2014年5月9日の時点において、石原環境大臣（当時）は「どう考えても救済の終了という時期ではない」と発言している。

しかし、全ての水俣病被害者への賠償義務を負うチッソが、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟を始め、公健法上の認定申請者が多数取り残されている状態で分社化を実行することが許されないことはいうまでもない。

6　水俣条約を巡る動き

2009年1月20日にアメリカ大統領に就任したオバマの政策転換により、同年2月20日、ケニアのナイロビで開催された第25回国連環境計画（UNEP）管理理事会において、2013年までに水銀規制条約を締結すること、及び、その条文の検討のために全5回の政府間交渉を実施する方針が確認された。

これを受け、2013年1月19日、ジュネーブ（スイス）での第5回会議で、水銀を用いた製品や輸出入を原則禁止し、大気や土壌への水銀排出を削減、金採掘現場での使用の削減等を謳った「水銀に関する水俣条約」につき、2013年10月、熊本市及び水俣市で採択・署名会議が開かれた。

2013年10月10日に熊本市内で開催された採択会議で水俣条約は成立し、国連は2016年までの発効を目指しているが、条約の発効には50ヶ国の批准が必要とされているところ、アメリカが第1号の締結国となった後、2年ほど遅れた2016年2月2日、政府はようやく23番目の締結国となる旨の閣議決定を行った。国内的には「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の成立となる。しかし、同条約によっても「（水銀）輸入国の書面同意があれば輸出可能」との規程に基づき、我が国から外国への輸出は可能とされている。この点は報道においても、「環境省は、『日本の水銀が使われることで、輸出先での新たな（水銀）採掘防止につながる』という。現地で健康被害を起こし、国際市場に流れる可能性があるのに、その役割をなぜ日本が果たすのか。水俣病経験国の対応として大きな課題を残した」と批判されている（熊本日日新聞平成28年2月3日朝刊）。

＊ノーモア・ミナマタ訴訟の顛末については、『ノーモア・ミナマタ訴訟たたかいの軌跡』（日本評論社、2012年）を参照されたい。

七　地球温暖化のたたかいの前進と課題

COP21の成果と今後の課題

COP21について

2015年11月30日からフランスのパリで開催されたCOP21は、パリ協定（Paris Agreement）とCOP21決定を採択して閉幕した。パリ協定が採択された瞬間、会議場は満員総立ちで5分以上拍手が鳴り止まなかった。なかには涙ぐんでいる交渉官もいた。鳴り止まぬ拍手と交渉官の涙は、この交渉がいかに困難であったかを示している。

パリ協定は、協定の目的を2℃未満とし、今世紀後半に世界全体の人為的な排出と人為的な吸収を均衡させる（実質排出ゼロ）ことに合意した。歴史的な合意と言ってもよい。

しかし、パリ協定は始まりに過ぎない。合意されただけでは絵に描いた餅で、各国がパリ協定の目的に沿って国内対策を誠実に立案し、実施することが必要であ

る。

パリ協定の概要

採択されたパリ協定は、法的拘束力ある条約で、地球温暖化問題では気候変動枠組条約、京都議定書に続く3番目の国際条約となった。

パリ協定は、地球の平均気温上昇を2℃を十分に下回る水準にすることを目的として明記し、21世紀後半に、世界全体の人為的な排出と人為的な吸収を均衡させることに合意している。また、現在各国から提出されている削減目標/行動では2.7℃程度の上昇が見込まれることから、削減目標/行動を引き上げるプロセス（サイクル）も合意された。

さらに、適応、ロス・アンド・ダメージ（損失と損害）、技術移転、能力構築、資金供与などについて、先進国だけでなく、途上国の役割についても言及する、包括的な協定になっている。

パリ協定には、締約国の削減目標/行動に法的拘束力がないなどの不十分な点もあるが、現在の政治状況の下では大きな成果をあげたと評価してよい。

パリ協定の目的（2条）

パリ協定は、工業化以前からの平均気温の上昇を2℃を十分に下回る水準にすることを目的とし、1.5℃に抑制するよう努力するとしている。

気候変動枠組条約は、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする」としているが、具体的にどの程度の濃度に安定化するべきかは書かれていない。京都議定書も気候変動枠組条約の目的を引き継いでいる。

パリ協定が、2℃という具体的な温度を目的として規定したことは画期的で、高く評価されてよい。

目標とビジョン（4条1項）

パリ協定は、2℃未満を達成するためには、できるだけ速やかに温室効果ガスの増加を頭打ちにし（ピークアウト）、ピークアウト後に急速な削減が必要だとしている。

さらに、今世紀後半に世界全体の温室効果ガスの人為的な排出と人為的な吸収を均衡させるという目標を設定した。現在、炭素換算で約89億トンのCO_2が人為的に排出され、そのうち48億トンが海洋や陸上生態系に吸収されているが、これは人為的な吸収ではない。人為的な吸収は、人為的に森林などの吸収源を拡大することや、二酸化炭素（CO_2）を回収・貯留し、長期間隔離するシステム（CCS）などが考えられるが、その吸収量は微々たるもので、人為的な排出と人為的な吸収を均衡させるということは、「人為的な排出量をゼロにする」ことを意味する。

この「人為的な排出量をゼロにする」ということは、21世紀後半には、石炭や石油などの化石燃料をほとんど使えなくなることを意味する。

削減目標/行動の引き上げのプロセス（4条2、3項）

COP21の最大の課題は、現在の削減目標と2℃未満に必要な削減量とのギャップを埋める道筋に合意することであった。COP21直前の10月1日までに提出された削減目標/行動では2℃目標には足らないことから、削減目標/行動を引き上げるプロセスに合意できるかどうかは、環境NGOなどが最も重視していた論点である。

パリ協定は、締約国に「削減の国内措置をとる義務」と、「5年ごとに目標（NDC）を提出する義務」を定めています。そして、この国別目標は、「それまでのその国の目標を超えるもの」で「その国ができる最も高い削減水準」でなければならないとしている。

このように、現在の国別削減目標/行動を引き上げるプロセスが合意されたことは大きな成果である。

この国別削減目標/行動については、先進国は「国別絶対排出量目標」とされ、途上国は「削減努力の強化」と、先進国と途上国で差異化がされ、時間の経過とともに、途上国が国全体の排出削減あるいは抑制目標へ向かうことが奨励されている。

さらに、COP決定では、締約国には長期の低炭素発展戦略を策定し、2020年までに報告するよう努力するべきだとされている。

資金（9条）

資金もCOP21の大きな論点で、先進国が主張していた資金提供国の拡大と、2020年以降の資金規模が交渉の論点だった。

資金提供国の拡大については、先進国だけでなく、「（先進国以外の）他の締約国が自発的に引き続き支援

を提供することを奨励する」とされた。

2020年以降の資金規模については、パリ協定には具体的な数値は記載されなかったが、COPの決定で2025年まで先進国が1000億ドルの資金供与を続けること、2025年以降についてはパリ協定の締約国会合が「1000億ドルを下限とする資金の世界目標を設定する」とされている。

行動と支援の透明性（13条）

現在提出されている削減目標／行動は、基準年や目標年も異なり、また目標に吸収源を入れていたりいなかったりと、単純に比較できない。また、適応や資金供与も含めて、実施状況や達成状況についての情報が開示されないと、評価、確認しようがない。

そこで、排出・吸収目録や、目標や行動の実施・達成に関する情報についての共通の方法やレビューについての枠組みが設けられた。

グローバル・ストックテイク（14条）

グローバル・ストックテイクとは、協定の実施に関して、協定の目的達成と長期目標達成に向けた全体の進捗を評価するために定期的に行う評価・検証を指す。

第1回目のグローバル・ストックテイクは2023年に実施し、その後、5年毎に実施されることになった。

何故、パリ協定に合意できたのか

何よりもIPCC第5次評価報告書（AR5）が大きかった。これまでもIPCCの評価報告書は条約・議定書交渉に大きな影響を与えてきたが、今回のAR5もパリ協定に大きな影響を与えている。パリ協定の目的の合意は、AR5なしにはなかった。

また、2009年にコペンハーゲンで行われたCOP15での合意失敗が教訓となり、ここで合意に失敗すると後がないとの危機感が底流としてCOP21での交渉を支えていた。会議冒頭に世界の首脳を集めてリーダーズ・イベントを開催し、150名を越える世界の首脳が合意への決意を語ったことも、確実に合意への機運を醸成した。

政治的には、2016年はアメリカの大統領選挙の年でもあり、もし大統領が共和党になってしまうと、ブッシュ大統領のような交渉からの離脱も考えられ、COP21で合意してしまわないと合意の機会を逃がしかねないとの思いも、合意を促進したように思う。

さらに、世界的な再生可能エネルギーの急速な普及も合意を促進した。温室効果ガスの排出ゼロは、エネルギー源を再生可能エネルギーに100％転換することましには実現できない。加えて、中国での大気汚染問題や、アメリカのシェールガスも、世界1，2の排出国である中国やアメリカが合意に動ける要因になっていたように思う。

市民が地球温暖化問題に高い関心を寄せ、環境NGOの活動を通じて、交渉の進展に影響を与え続けたことも、COP21の成功に大きく寄与した。2014年9月に開催された国連気候サミットの際には、40万人の市民がパレードをした。

COP21の成功、パリ協定の合意には、こうした様々な要素があった。

日本の課題

日本では、パリ協定の目的・目標に沿った目標の見直し、エネルギー政策と行動計画の策定が焦眉の課題である。

1990年比で増加目標となっている2020年目標は直ちに改訂しなければならない。先進国では最低レベルの2030年目標も、2020年までに改訂する必要がある。

先進国で最低レベルの2030年目標の基礎となった「エネルギー基本計画」と「長期エネルギー需給見通し」は、直ちに改訂作業に入るべきである。

「長期エネルギー需給見通し」が、2030年石炭火力の割合を26％としているのは、パリ協定に逆行するもので、また、2030年に原発比率20～22％も非現実的というほかない。現在、日本全国で47基、2,250.8万kWの石炭火力発電所の建設計画があり、もし原発比率が目標どおり進まず、足りない分を石炭火力で賄うことにでもなれば、CO2は減るどころか、増加しかねない。

日本の市民にとって、まさに、これからが正念場である。

八　アスベスト被害救済のたたかいの前進と課題

1　建設アスベスト訴訟をはじめとする裁判の前進と課題

⑴　関西建設アスベスト訴訟〔大阪・京都〕連続勝利判決

全国6地域で闘っている建設アスベスト訴訟は、2012年12月5日の首都圏建設アスベスト訴訟・東京地裁判決、2014年11月7日の九州建設アスベスト訴訟・福岡地裁判決に続き、2016年1月22日、関西建設アスベスト訴訟・大阪地裁判決が三度国の責任を認め、同年同月29日、同訴訟・京都地裁判決が四度国の責任を認めると共に、初めて建材企業の責任を認める画期的な判断を示した。

もはや国の責任を認める司法判断は確定的となり、建材企業も全面解決を現実的課題として認識せざるを得なくなった。司法も世論も、国が中心となって建材企業などと共に一人親方を含めた被害者の救済制度の創設に動き出すことを求めている。今後は全国の高裁・地裁での裁判闘争と並行して、早期の政治解決を追及していく。

⑵　大阪・泉南アスベスト国賠訴訟のその後

2014年10月の泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決によって国の責任（1958年から1971年までの間、局所排気装置設置の義務づけを怠った違法）が確定し、同じ状況にあった石綿工場における労働者のアスベスト被害については、国が早期に訴訟上の和解に応じることを約束した。かかる最高裁判決基準に基づき、全国で約50件（被害者単位、うち泉南地域の3陣訴訟が約20件）の国賠訴訟が提起され、2016年1月までに半数の和解が成立している。泉南地域の被害者を1人残らず救済すべく、引き続き被害を掘り起こしつつ、国に適切な方法による周知徹底を求めていく。

泉南アスベスト国賠訴訟では1971年以降就労の労働者や家族・近隣曝露の被害者に対する国の責任が否定された。これらの救済は、建設アスベスト訴訟の解決や石綿救済法の抜本的改正の中で見直されるべき大きな政治的課題でもある。

⑶　アスベスト被害救済訴訟の概況

2005年のクボタショック以降提起されたアスベスト被害救済訴訟は全国で約90件に上る。企業の安全配慮義務違反を認める裁判例が続いており、訴訟上の和解も多いが、曝露立証が困難な石綿肺がん事例や時効問題、CT画像問題などの他、予見可能性に関する特異な判断を示して企業責任を否定した不当判決など、克服すべき課題もある。訴訟外の和解においても相当数が解決している。

クボタショック後に提起された石綿肺がん行政訴訟は9件全て国が敗訴しており、個別事例の救済としてではなく、行政による認定基準の恣意的運用の見直しが急務である。

2　アスベスト被害の救済に向けたたたかい

2015年6月にはクボタショックから丸10年を迎え、2016年3月には石綿救済法施行から10年となる。石綿肺がんをはじめとしてまだまだ救済率が低い上、救済金額も不十分な現状を追認し、国が「隙間だらけ」のままアスベスト問題の幕引きを図ることは許されない。早急に抜本的改正が必要である。

アスベスト建材が使用された280万棟もの建物の解体が一斉にピークを迎える中、全国的にずさんな解体工事は後を絶たない。このままでは新たな曝露による被害発生が避けられず、建物解体時や災害時を想定した規制の強化が急務である。建物解体改修時のアスベスト飛散は、建設作業従事者の職業ばく露の問題であると同時に、環境ばく露の問題でもある。建設アスベスト訴訟の解決と全てのアスベスト被害の救済・根絶は連続しており、そのためにも同訴訟の早期解決が必要である。

第三　公害弁連の今後の方向と発展について

――公害被害者の早期救済、公害根絶とともに福島第一原発事故の被害救済と脱原発、アスベストなど新たな課題への取り組みの強化を――

1　司法の後退を許さず公害被害者に早期救済を

建設アスベスト国賠訴訟において、本年1月22日の大阪地裁、同月29日の京都地裁と国の責任を認める判決が続き、特に京都地裁判決では、これまで認められていなかった建材企業に対する責任まで認められた。また、昨年には、基地騒音訴訟においても、初めて自衛隊機の一部差止が認められた第4次厚木基地訴訟の東京高裁判決が2016年末までの期限付きながら一審の差止判決を維持したうえ、将来の損害賠償についても請求の一部をを認める控訴審判決がなされた。

しかし、諫早湾の潮受け堤防の開門を巡って、すでに福岡高裁の開門判決が確定しているにもかかわらず、国は、間接強制を受けても開門に向けた工事のサボタージュを続け、別訴における裁判所の和解勧告にも応じない司法無視の姿勢をとり続けている。さらに、脱原発の裁判においては、福島原発事故後初めての判決であった福井地裁の大飯原発3・4号機差止訴訟一審判決や同地裁の高浜原発再稼働差止の仮処分決定がともに高裁段階で覆されてしまうなど、これまでの成果に逆行する裁判もなされている。

衆参両院において多数を占める安倍自公政権は、福島原発事故から5年が経過する中、根拠のない年間20ミリシーベルト安全論を振りまき、強引な帰還政策と被害救済の打ち切りを進めようとしている。また、政府は、沖縄県と訴訟になっていた辺野古地区での埋立による新基地建設工事を進めていたが、ここにきて沖縄県との和解が成立し、工事が停止されて一旦休戦状態となった。さらに、政府は、防災・減災などを口実に成立させた国土強靭化基本法のもと、整備新幹線・大都市圏の道路建設、リニア中央新幹線の認可等、自然破壊の大型公共事業を推し進めている。自治体レベルでも、大気汚染被害者に対する東京都の医療費助成制度は、被害者らの必死の反対によって廃止は阻止されたものの改悪されてしまった。

このような公害・環境をめぐる情勢の悪化を見るとき、公害被害者の早期救済やその維持のためには、勝訴判決や和解を目指すとともに、被害者・支援者・専門家らと連携した不断のたたかいをより一層充実・発展させる必要がある。

2　福島第一原発事故の被害救済と脱原発に向けての取り組み

東京電力福島第一原発事故から5年が経過し、政府は、年間被ばく線量20ミリシーベルト以下の地域では将来的な健康被害は無いなどとして、昨年6月に「福島復興指針」を改訂し、2017年3月までに居住制限区域と避難指示解除準備区域について避難指示を解除するとともに、営業損害について将来分の損害賠償を一括払いで打ち切るなど、「帰還と賠償打ち切り」の政策を強引に進めようとしている。福島県も応急仮設住宅の提供を2017年3月で打ち切ることを発表し、地元自治体も帰還に向けた動きを強めている。

このような情勢の中、全国で30を超える損害賠償や原状回復を求める集団訴訟が提起され、原告数は少なくとも1万2500名を超えるに至っている。2013年3月11日に提起された福島地裁、福島地裁いわき支部、東京地裁及び千葉地裁の4訴訟のうち、一番早い千葉訴訟では、群馬訴訟とともに今年度中の結審・判決が予想される。全国各地の訴訟において、原発事故に対する過失責任を認めない国や東京電力の抵抗が続いているが、3月17日には生業訴訟において初めて裁判所による現場検証が行われた。また、東京電力の旧経営陣に対する告訴事件は、本年2月29日に勝俣恒久元会長など3名に対する強制起訴がなされ、その刑事責任が法廷で争われることとなった。

これら全国の損害賠償等訴訟は、原告の構成や弁護団員数なども様々で、請求の内容や金額も統一されていない。そのため、これらの訴訟団や弁護団が孤立し

ては、とても国や東京電力と対峙することは困難であり、公害弁連に所属する弁護団も５訴訟の４弁護団にとどまっている。そこで、４弁護団は、他の弁護団とともに開いている全国弁護団連絡会において情報交換や勉強会を行うとともに、公害弁連の仲立ちで日本環境会議の先生方と月１回の勉強会（JEC 原賠研）を開催してその成果が出版されるなど、相互の交流を図ってきた。さらに、昨年の公害弁連総会において原告らより寄せられた要望に基いて、全国弁護団連絡会を通じて全国の原告らに呼びかけ、本年２月 13 日に原発被害者訴訟原告団全国連絡会が結成され、共同して国と東京電力の責任追及、原発被害の根絶とその救済を求める運動を進めていくこととなった。また、弁護団の間でも、その主張や証人尋問、現場検証等において一層協力を深め、勝訴判決を目指すことが肝要である。

一方、脱原発の訴訟では、原発再稼働を認めなかった福井地裁の一審判決や仮処分命令が覆され、原発を「重要なベースロード電源」と位置付ける安倍政権によって、大飯、川内、高浜等の各原発の再稼働が強行される厳しい状況となっている。しかし、玄海原発訴訟では、昨年目標の原告数である１万人を超え、川内や京都などの訴訟とともに、運動と合体した訴訟を展開している。今後は、原発被害者の訴訟とも連携を強めて、原発再稼働と原発輸出に反対する運動を一層進めることが求められている。

３　アスベスト被害の救済や防止に向けての取り組み

2012 年の首都圏建設アスベスト訴訟東京地裁判決、2014 年の九州建設アスベスト訴訟福岡地裁判決に続き、本年１月の大阪地裁及び京都地裁の各判決の４つの地裁判決で国に対する責任が認められたことは、地裁段階では国の責任を認める流れがほぼ確定しつつあることを示している。本年度中に判決まで予想される首都圏建設アスベスト訴訟の東京高裁判決において、高裁段階でもこの流れをしっかりと定着させることが重要である。当初、早期結審を示唆していた東京高裁も慎重な審理に変わりつつあることから、京都地裁で認められた建材企業の責任や一人親方についても勝訴を勝ち取っていくことが期待される。

アスベスト被害は、原発被害とともにその被害の大きさや深刻さにおいてもっとも注目すべき訴訟であり、労働者の職業病としての側面のみならず、しっかりと「公害」と位置付けて公害弁連や公害被害者総行動でも特に重視していかなければならない。そのうえで、国に対し、建材企業などとともに一人親方を含めた被害者救済制度を創設させる運動を進めていく必要がある。

また、アスベスト建材による被害は、過去の被害救済のみならず、これからピークを迎えるアスベスト建材を使った建物の解体工事に伴う新たな被害の発生を防止する対策も急務となっている。

４　大型公共事業、道路、基地騒音等の差止を目指す取り組みの強化を

安倍自公政権は、2013 年 12 月に「国土強靭化基本法」を成立させ、震災復興・防災・国際競争力の強化等を理由に大都市圏の環状道路などの大型公共事業予算を大幅に増加させた。そこで、各地に道路建設反対の訴訟や運動が展開されている。また、リニア中央新幹線の認可や東京オリンピック、整備新幹線といった巨大プロジェクトによって大型公共事業が推し進められている。これらの道路反対訴訟や大型公共事業反対の訴訟は、いまだその多くは公害弁連に加入するに至っていないが、加入を勧めるとともに、自然破壊の公共事業を阻止する運動を強力に進めていかなければならない。

東京高裁で自衛隊機の差止や将来の損害賠償請求が一部認容された基地騒音公害訴訟では、被害対策の名目のもとに沖合に滑走路が移設された岩国基地訴訟でも、昨年過去の損害賠償を認める初めての地裁判決が出された。今年は、３月 24 日に第２次普天間基地訴訟、８月 15 日には原告数２万 2058 名を擁する第３次嘉手納基地訴訟が結審を迎えるため、訴訟進行の早い第２次新横田基地訴訟を含めて、今年度内での判決が予想される。健康影響被害調査を実施した第５・６次小松基地訴訟を含め、最近の欧州における研究成果や世界保健機関（WHO）のガイドラインに基づいて、航空機等の交通騒音による健康被害が心疾患を中心として、単なる感覚被害にとどまらない重大なものであることが強く主張されている。この点に重点を置いたこれらの訴訟の一審判決において、新たな前進が期待されるところである。また、沖縄の辺野古地区の新基地建設や普天間基地や横田基地におけるオスプレイ配備に対する反対など、基地をめぐる訴訟外の運動も強化していく

必要がある。

よみがえれ！有明訴訟では、2012年の福岡高裁判決が確定し、国が開門の準備工事を施工したうえで潮受堤防が開門されることとなっていたが、国が確定判決を無視して準備工事をサボタージュしたため、原告らの間接強制によって国民の税金が支払われ続けている。それでも、国は、開門阻止派の提起した開門阻止訴訟で馴れ合い的な対応をするなどして、開門しない態度を取り続けている。このように国が司法の判決を真っ向から無視する異常な事態が続く中、最近では裁判所がしきりと和解勧告を行っているが、これにも国は応じようとしない。かかる状況下にあっては、早期の開門を目指すため、世論に分かり易く訴える運動を全国的に展開する必要がある。

5　裁判の成果を踏まえて被害者救済や公害地域再生の取組みに前進を

公害訴訟の原点ともいえる水俣病のたたかいでは、現在、熊本・新潟・大阪・東京の各地裁において1422名の原告で第2次ノーモア・ミナマタ国賠訴訟が係属しているが、公式確認から昨年新潟で50年、今年熊本で60年の節目を迎えている。また、水俣病特別措置法で認められなかった被害者に対して、熊本県や鹿児島県では異議申立てを認めなかったが、新潟県ではこれを認め、すでに5件の被害者につき認容決定がなされている。現在、各訴訟ではすべての水俣病被害者の救済を掲げて、検診と追加提訴を繰り返している。訴訟の中身としては、感覚障害のみの患者や行政が水俣病の発生を否定してきた「指定地域外」の居住者が多く原告になっているため、水銀に汚染された魚介類を多食したことの立証など、これまでの裁判以上に難しい問題を克服すべく、原告や弁護団に医師や支援者が一体となった調査等の活動が実施されている。これからも、できる限り多くの被害者救済を目指して活動していくことが求められる。

大気汚染被害では、東京都や川崎市において認められてきた医療費助成制度の廃止の策動を阻止する運動が進められてきた。しかし、東京都では、2015年4月以降18歳以上の患者の新規認定を打ち切り、これまで認定されている18歳以上の患者に対しても、2018年4月以降は月6000円をこえた分のみに助成するよう、制度を改悪されてしまった。今後は、国レベルの救済制度作りを目指すことが求められる。一方、環境ロードプライシングなどの大型車交通総量の削減を目指す取組みも粘り強く進められている。また、PM2・5の汚染状況は、2014年も引き続き各地で深刻な状況であり、我が国のPM2・5の環境改善を目指す運動も進めていく必要がある。

6　公害弁連のたたかいの経験を踏まえて新たな取組みを

公害弁連は、結成以来40年以上が経過した。四大公害訴訟に始まって、多くの公害訴訟の弁護団が参加して、被害者・弁護団、支援者らの団結の力で、被害者救済と公害根絶、さらには環境再生を目指して活動してきた。現在も四大公害訴訟以来の水俣、大気汚染の取組みが続いている一方で、大型公共事業の差止めや基地騒音訴訟、アスベスト被害訴訟、そして原発賠償訴訟、原発再稼働差止め訴訟等が加入してきている。特に、原発賠償訴訟や原発差止め訴訟は、公害弁連に加入していない弁護団も数多いため、それらの弁護団の加入要請とともに、加入していない弁護団との連携強化を図っていくことが課題となっていたが、原告団や訴訟団ともに体制づくりが進んだが、これからはいかに活動するかが求められる。

公害弁連は、これまで、公害被害者らで構成する公害被害者総行動実行委員会はもちろんのこと、公害事件で多くの協力を得てきた学者、研究者らを中心に構成している日本環境会議、日本科学者会議、公害被害者を支えてきた日本民主医療機関連合会、公害弁連も参加している公害・地球環境問題懇談会、その他労働組合、婦人団体、農民団体などとも連携して公害・環境運動を展開してきた。また、公害弁連は、今後も積極的に日本環境法律家連盟、薬害弁連、全国じん肺弁連、道路全国連、ゴミ弁連、景観と住環境を考える全国ネットワーク、原発事故被害者支援・全国弁護団連絡会等とも協力して、公害環境訴訟での勝利解決を目指していく必要がある。さらに公害弁連は、新たな弁護団に加入を勧誘し、幅広い事件の弁護団を結集して、これまでの経験を生かして、公害根絶と被害者救済の目的達成に努力していくことが求められている。

また、公害弁連自体の問題としては、幹事会や事務局会議が十分に機能していたとはいえず、対内的にも一層強化していく必要がある。

7　地球環境問題、アジア諸国との取組みの強化

地球温暖化問題は、2015年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）において、気候変動枠組条約、京都議定書に続く3番目の国際条約としてパリ協定が成立したことは高く評価できる。パリ協定では、工業化以前からの平均気温の上昇を2℃未満とし、今世紀後半に世界全体の人為的な排出と人為的な吸収を均衡させる（実質排出ゼロ）ことが合意された。我が国は、ロシアやカナダとともに先進諸国の中で最も温暖化防止に消極的な態度を取ってきただけに、安倍政権に削減目標を守らせることはもちろんのこと、さらにより一層のCO_2削減を実施させる運動を強化する必要がある。それには先ず原発をベースロード電源と位置付けて再稼働を進める政策や石炭火力発電を増加させるエネルギー政策を改め、再生可能エネルギーを一段と増加させる政策転換を図らせなければならない。公害弁連としても、地球問題懇談会の一員として、地球温暖化防止の運動に一層取り組んでいく。

また、TPP問題については、我が国の農業を破壊し、環境の面でも重大な影響をもたらすもので、これに強く反対していく。

アジア諸国との交流としては、10年来韓国司法修習生の「日本の公害･環境訴訟」研修を受け入れてきたが、福島第一原発事故以来途絶えてしまった。

また、韓国や中国の環境団体と交流して、合同シンポジウムを韓国や日本で開催してきたが、これらの交流も最近行われていない。韓国・中国などの弁護士らとの交流を復活して活性化させることが重要である。

【二】各地裁判のたたかいの報告

（原発）

〔1-1〕福島原発被害弁護団の現状

福島原発被害弁護団　幹事
弁護士　　笹　山　尚　人

1　福島原発被害弁護団の活動

⑴　当弁護団は、「あやまれ、つぐなえ、なくせ放射能公害」をスローガンに、被害の原状回復措置を求めて、政府や東京電力を相手に被害者とともにたたかう弁護団である。2011年10月16日、東京及び福島県いわき市で活動する弁護士を中心に結成。現在、123名の弁護団員が所属している。
被害者の集団としての力と運動を梃子に、福島原発被害によって受けた被害者の被害の原状回復を目指し、原状そのものの回復が難しい場合は、それに比して遜色のない生活の再建、再出発をすることが可能な賠償を国や東電に求めていく。具体的には、東電に対する集団請求、福島第一原発周辺地域から避難を余儀なくされた避難者が原告の「避難者訴訟」、いわき市民約1600名を原告とした「いわき訴訟」、南相馬市から避難を余儀なくされた避難者（その後南相馬市に帰還した者を含む）を原告とする「南相馬訴訟」、その他いくつかの個別事例についての訴訟及びADR（原子力損害賠償紛争解決センターによる紛争仲裁）申立を遂行中である（詳しくは、ホームページhttp://www.kanzen-baisho.com/をご覧いただきたい）。

⑵　当弁護団は、2012年3月7日に東電に対し集団請求をし、東電は、基本的に文部科学省原子力損害賠償紛争審査会が、2011年8月5日に定めた「中間指針」及びその追補による基準でなければ賠償に応じない。結果、中間指針を超える内容の協議となると交渉が決裂してしまうため、東電が認めない損害について、訴訟をもって対応するほかない。
そのため、双葉町、楢葉町などからの避難者39名が原告団となって2012年12月3日、集団訴訟を福島地裁いわき支部に提訴した。この避難者訴訟には、その後南相馬市や川俣町山木屋地区の住民などが大挙して参加し、2013年7月17日、12月26日、2014年5月21日、2015年2月18日と追加提訴が続き、現在は、合計586名の原告団となっている。
この訴訟は、2013年10月2日の第1回口頭弁論を皮切りに、2016年2月までに15回の口頭弁論を重ね、原告本人尋問の立証に入っている。

⑶　他方、当弁護団は、福島県いわき市拠点において相談活動を行っていたため、いわき市に居住し続けるいわき市民の要求にも対応してきた。いわき市は、福島第一原発の南側に位置し、最も近いところで同原発から30キロあまりに位置する。国の指定によれば、避難地域とはされなかったが、事故直後の混乱期に避難したり物資が欠乏したりして困窮した者も、いわき市への帰還をすべきか否かで悩んだ者も、いわき市に住み続けていることに生命、健康上の不安を抱える者も多数いる。そこで、政策形成訴訟として、安心して住み続けることができるいわき市の確立をめざし、いわき

市民が集団で生命、健康への心痛を被害として訴える「いわき市民訴訟」が、2013年3月11日に提訴された。同訴訟は、同年11月21日、2014年12月8日の追加提訴を経て、現在、合計1574名の原告団となっている。この訴訟は、2013年9月19日に第1回口頭弁論を開き、2015年2月までで15回の口頭弁論を重ね、現在も主張整理中である。現在、原告側は、多数の原告の被害を主張するためのアンケート式の陳述書作成を終え、集計作業に入っている。

⑷　また、2015年9月15日には、弁護団は、あらたに南相馬市における避難者の賠償請求訴訟を提起した。

原告となったのは、南相馬市原町区に居住する47世帯151人の住民である。この原告団には、今は避難区域の指定が解除された原発から20キロ圏外にいる住民もおり、それらの住民は大部分が帰還している。そのような原告については、ふるさと変容慰謝料として、一律1000万円を請求することとした。また、避難慰謝料も、東電が、避難指示解除から相当期間として設定している2013年8月を終期としている。もちろん、20キロ圏内の今なお避難している原告については、上述の避難者訴訟と同様の請求内容である。現在、訴状の補正がすべて完了したため、進行協議期日を調整している段階である。

⑸　そのほかにも、個別の案件として、自死事件の損害賠償請求の個別訴訟を遂行中である。

個別事件では、2014年8月に続き、2015年も避難者自死事件において福島地裁で勝利判決を得て、東電は控訴せず、遺族に謝罪した。いわき市のゴルフ場において就労不能となった職員の就労不能損害請求事件でも裁判所からの和解案を引き出して和解にこぎつけた。これらは弁護団の活動の大きな成果であった。

そして、避難地域指定のすぐ外側の住民たちからも、集団で賠償請求に立ち上がる動きがある。当弁護団では、川俣町小綱木地区の住民が、同地区の約95%を組織して賠償請求したい旨の申し出があったので、これについてはADR申立を行って取り組み、12名の本人尋問の後、現地調査を実行する段取りを組むところまでこぎつけている。

また、川俣町山木屋地区住民の農地の被害については、2015年11月に集団のADR申立を行った。

2　原告団と支援との連携した取り組み

現在までのところ、原告団と支援する運動と連携した取り組みについては次のとおりである。

⑴　避難者訴訟といわき訴訟との相互の連携

避難者訴訟の原告団と、いわき訴訟の原告団とは、要求と置かれた実情は異なるが、同じ福島第一原発事故被害者として、相互に協力し合い、ともに運動を進める活動を進めている。

相互の裁判を傍聴しあう、集会にともに参加しあう、現地調査にともに協力し合う、被害の実情を紹介するDVDを製作して普及に取り組む等という取り組みである。

⑵　公害総行動への参加や多数の現地調査の取り組み

また、避難者訴訟の原告団と、いわき訴訟の原告団は、公害総行動に参加し、現在も幹事を出している。公害総行動の関係をはじめ、全国の様々な団体からの現地調査の要望にこたえ、現地を案内し、被害の内容を広める尽力を進めている。

⑶　要請ハガキ、署名の取り組み

避難者訴訟において、現地についての検証申立に対し、裁判所が消極的な姿勢であることを受けて、避難者訴訟原告団は、要請ハガキ運動を行い、その後署名活動を展開している。

⑷　陳述書作成の取り組み

いわき訴訟においては、多数の原告から被害の内容を集中するため、陳述書作成に取り組んだ。多くの原告から被害内容を集めること自体、大きな運動である。

⑸　原告団連絡会の取り組み

原発事故の被害者の原告、原告団の連携協力を強め、十分な賠償の実現のための世論喚起に資することを目的に、全国の原発事故の賠償請求訴訟の原告、原告団の全国連絡会が2月13日に結成される。この

結成に向けて、またその後の活動を展望して、現地福島の原告団として、避難者訴訟及びいわき訴訟の原告団が奮闘している。

3　弁護団の課題

⑴　被害論の構築と立証

①　弁護団は、避難者訴訟において、「避難慰謝料」として月額50万円、「ふるさと喪失慰謝料」として2000万円、自宅不動産の賠償請求を行っている。

現在避難者訴訟は、2次提訴原告までの75世帯について、先行して判決を得るべく、1世帯から1人以上ということで原告本人尋問を精力的に進めている。

「ふるさと喪失慰謝料」について、それを認める主要事実をどのように立証するか、手腕が問われる状況である。弁護団としての集団的討議・検討を踏まえ、優れた尋問をすべく尽力している。

②　いわき市民訴訟においては、低線量被ばくにおける生命、健康に対する危険をもたらされたことが被害であるのかという点が問題となっている。

この点については、いわき市民がいかなる状態に陥っているのかについての被害を明らかにするため、原告世帯から陳述書を集中してもらう作業を進めた。現在集まった陳述書についての分析作業を進め、その内容を踏まえて立証に入っていく予定である。

⑵　責任論

東電は、原賠法の無過失責任を盾に、自らの責任について訴訟の遡上にのぼらせることを徹底的に回避している。この点をどうやって遡上にのぼらせていくかが課題である。

いわき市民訴訟においては、被告としている国の過失の内容を明らかにすることも課題である。

⑶　訴訟の進行

原発事故被害者は、一刻も早い救済を願っている。その意味では避難者訴訟で早期に判決を獲得することが弁護団の課題である。

他方、裁判所は現地等の検証を採用せず専門家証人も採用もしていない。こうした裁判所のもとで、原告本人尋問で被害を十分に立証することなしには、内容のある判決は得られないだろう。その意味で被害の十分な立証もまた弁護団の課題である。

これらの要請を満たすため、弁護団は、2016年夏に、受命裁判官方式を活用して集中した原告本人立証のスケジュールを裁判所に提示しているが、裁判所がそれを受け入れるかが一つの大きな問題である。

⑷　弁護団の体制変更と活動の強化

当弁護団には多数の相談、取り組みがある。また、避難指示の解除と帰還政策の推進によって、事故の被害に対する償いをしないで原発推進政策を進めようとする国や電力会社の有り方からして、2016年は運動を強めることも必要である。

弁護団は、2015年夏に体制を組み替え、課題ごとに班を設けて班の責任者を幹事とし、幹事が集まる幹事会を中心に組織運営をすることとし、機動的な組織運営体制をつくることとした。現在この体制で弁護団の活動は機動的になってきている。なお試行錯誤をしながら、弁護団の活動の質量をあげることも課題である。

4　今後の展望

2016年は避難者訴訟の立証を中心にしながら、いわき訴訟、南相馬訴訟、その他個別案件への取り組みを並行して行うことになる。避難者訴訟の判決で勝利して弾みをつけ、その他の訴訟団の勝利に貢献したい。この角度で、各訴訟や弁護団活動、運動を盛り上げていく年にしたいと考えている。

〔1-2〕「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団の取り組み

「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発事故被害弁護団
弁護士　馬奈木　厳太郎（東京合同法律事務所）

2015年の弁護団の取り組みは、以下のとおりであった。

1．集団訴訟の現状

2013年3月11日、第一次原告800名は、国と東電を被告とし、原状回復と慰謝料を求め、福島地方裁判所に提訴した。被害者に共通する想いを込めて、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟と称されるが、今回の事故について、国の法的責任を明らかにさせるとともに、損害賠償のみならず原状回復を求めている。第四次に至る追加提訴を経て、約4000名という全国最大の原告団となっている。

≪責任をめぐって≫

提訴以来、私たちは国と東電の責任をめぐる議論に全力を尽くしてきた。

想定外の津波であり、事前に予測することは困難だったとの国と東電の主張に対し、私たちは、原発の敷地高さを超える津波に襲われた場合には、全交流電源喪失に至りうることを国と東電は認識していたのであるから、今回襲来した津波そのものを事前に予測できている必要はなく、「敷地高さであるO.P.＋10メートルを超える津波が到来し、全交流電源喪失に至る可能性」を認識していればよいと主張している。

また、①1991年に福島第一原発で起きた事故（配管からの水漏れで発電機が機能を失った）から電源に対する被水対策の必要性を教訓として導き得たこと、②東電自らが福島第一原発の津波対策について、1997年段階で「余裕のない状況となっている」と評価し、国もそれらの報告を受けていたこと、③1998年に国自身が策定した津波対策指針である4省庁報告書や、2002年に国がまとめた長期評価などが「想定しうる最大規模の地震津波」への対策や福島県沖を含んだ対策を求めていたこと、といった事情があったにもかかわらず、東電は必要な対策をとらず、国も必要な法的規制を行わなかったことは、故意にも匹敵する重大な過失であると主張してきた。

そして、こうした主張を裏付けるため、様々な資料を証拠として提出するとともに、専門家の方に証言していただいた。その一人、舘野淳氏（元中京大学教授）は、安全を軽視した原発推進の歴史や、冷却システムの脆弱性について論じ、今回の事故発生の原因、事故回避の可能性にまで踏み込んで、対策の怠りを証言された。また、都司嘉宣氏（東京大学地震研究所准教授）は、自身も作成に携わった、2002年の「長期評価」について述べ、明治三陸地震と同様の津波が三陸沖から房総沖にかけて発生する可能性がある、つまり福島県沖でも大きな津波が起きる可能性を警告していた「長期評価」の内容が無視し得ない知見であって、今回の事故を予見できたのに、国も東電もこれを無視して必要な対策を取らなかったと証言された。専門家の方々の証言は、私たちを大いに励ますものとなった。

≪被害をめぐって≫

責任とならぶ重要な論点として、被害をめぐる議論がある。

私たちは、人格権の1つの内容として、“健康に影響を及ぼす放射性物質によって汚染されていない環境で生活する権利”を大人も子どもも有しており、今回の事故で放射性物質が飛散したことにより、この権利を侵害されていると主張している。

私たちの主張に対し国や東電は、人格権侵害とは評価できないとして反論している。とくに東電は、私たちが求める原状回復については、「仮に技術的に可能であっても費用がかかりすぎるので一企業のみで負担するのは困難」などと述べ、被害が広範に及

び被害が大きければ大きいほど、あたかも責任がなくなるかのような主張をしている。

また、東電は、「年間20ミリシーベルト以下の放射線被ばくは、喫煙、肥満、野菜不足などに比べても、がんになるなどの健康リスクは低いとするのが“科学的知見”であり、それを下回る放射線を受けたとしても、権利侵害にはあたらない」、「中間指針は相当で合理的な内容を定めている」といった主張もし、“20ミリ以下は我慢せよ”という開き直った姿勢を示している。

私たちは、国や東電の“責任がない”・“金がない”といった主張に対し、被害実態を余すことなく明らかにするため、専門家証言、原告本人尋問とあわせて検証の実施を求めており、本年3月、福島第一原発事故に関連する裁判では初めて、検証が実施される。

2．その他の取り組み

弁護団では、上記集団訴訟のほか、県内･県外避難者、農家、建設や製造、バス会社、漁業にかかわる事業者などの損害について、個別事件として受任し、対応してきた。

また、弁護団は、各地での相談活動や請求支援、国や東電との要求実現に関する交渉などにも積極的に参加し、被害者支援に取り組んだ。とくに、“20mSv受忍論”の押しつけに反対する取り組みは、原告団において最大の取り組みとなっている。

国と東電は、2015年6月以降、いよいよ原発事故の被害を切り捨てる姿勢を明確にし、帰還後の手当も健康管理の仕組みも十分に用意されないままでの避難指示解除、将来損害を含む一括払いでの賠償打ち切り、避難者に帰還を強制しかねない住宅無償支援の廃止など、矢継ぎ早に方針が具体化されている。そして、これら一連の方針は、「解除・打ち切り・廃止」という3つのキーワードで表せるものであり、要するに、もう被害は終わったとして、救済を「店じまい」しようとするものといえる。

そして、こうした方針の根底には、「20mSv以下は我慢せよ」「20mSv以下は被害とは扱わない、みなさない」という考え方が存する。“20mSv”という数字には、①国際放射線防護委員会（ICRP）勧告をふまえ国や東電が主張するところの安全か否かという「安全」の基準、②避難指示を解除するかどうかという「解除」の基準、③被害の有無を区別する「被害」の基準という3つの役割が与えられており、“20mSv”以下であれば「安全」であるから、避難指示も「解除」して帰還を促し、「被害」として扱わなければならないものはもはや存在しないという考え方なのである。この“20mSv受忍論”の押しつけに対し声を挙げていく取り組みは、本年においても極めて重要なものである。

3．2016年の動向

2016年、裁判は、検証と原告本人尋問を経て、いよいよ結審という流れとなる。

また、原告団では、約4000名で終わりではないということを示すためにも、第二陣の提起を予定している。原告勝訴、要求実現のための追い風とするためにも、さらに大きな原告団の構築が課題である。

“人の命や健康よりも企業の経済活動を優先するような社会を変えたい！”、“原発再稼働に反対して原発ゼロの社会をつくりたい！”、“誰も責任を取らない誰も謝らないなんておかしい！”――そうした声を集めて、大きな流れにしていくためにも、弁護団は本年も全力で奮闘する決意である。引き続きご支援を心からお願い申し上げる。

【ホームページ】
http://www.nariwaisoshou.jp/

【フェイスブック】
https://www.facebook.com/nariwaikaese

〔1-3〕福島原発首都圏弁護団のたたかい

～いよいよ、秋から尋問へ。原告・被害者同士の連携も動き出す～

福島原発首都圏弁護団　共同代表
弁護士　　中　川　素　充

第１　はじめに

当弁護団は、「線引きは許さない!」「すべての被害者の被害救済と生活再建を!」をスローガンに避難区域の内外を問わず、東京電力福島原発事故の被害者に対する謝罪と被害回復（生活再建に適った完全賠償、原状回復）を目的として、活動をしている。

これまでに、89 世帯 281 人を原告として、国と東京電力とを被告として、東京地裁に提訴した［福島原発被害東京訴訟］。今後、数十人規模の追加提訴を予定している。

原告の大半がこれまでなかなか被害の声をあげられなかった避難指示区域の外から避難した人たち（区域外避難者）や滞在者である。

第２　訴訟の現状

現在、訴訟は、原告・被告間の責任論・損害論の主張は、一部補充を除いて、概ね終了しつつある。そして、秋以降に、原告本人尋問及び（採否は未定であるが）専門家証人の尋問を行うこととなる。

原告については、先行している 1、2 次訴訟の原告のほぼ全世帯を予定している。

専門家証人については、①責任論（特に、結果回避可能性）について、元東芝で原発の設計に関わっていた技術者で、失敗学会のメンバーである吉岡律夫氏、②被害論（低線量被ばくの影響）について、国会事故調の委員で、元放医研主任研究官の崎山比早子氏、③被害論（避難生活の心理的影響）について、早稲田大学人間科学学術院の辻内琢也教授を申請した。

第３　全国的な訴訟の連携

現在、全国で 31 の訴訟で 1 万 2500 人以上の原告が裁判の原告となっている（2016 年 3 月 6 日毎日新聞参照）。そのため全国の弁護団同士の連携が不可欠である。現在、大半の弁護団が弁護団全国連絡会に加入している。弁護団全国連絡会では、定期的に各地の訴訟の情報交換や責任論、損害論の議論をしたり、専門家証人の意見書、証言の成果を共有したり、その費用の基金を作ったりしている。

また、将来到来する判決、また、全面解決に向けて、各原告団の連携というのも不可欠であり、昨年夏頃から事前の協議を重ねて、今年の 2 月 13 日に原発被害者訴訟原告団全国連絡会を結成するに至った。生業や浜通りなど組織がしっかりしている原告団とは異なり、当原告団は各地から避難してきた人たちや地元滞在者から構成されているため、原告団組織が脆弱であるところ、こうした全国的な連携の動きは、原告たちにとっても大きな励みとなっている。

原発事故被害者は、多様な被害類型を抱えているため、時に、分断・軋轢等を孕んでいると言われるが、これまでの議論でも、原告たちが戦う相手は、国であり、東京電力であるという意識が浸透しつつある。今の全国連絡会であれば、こうした分断等を乗り越えた戦いができるものと信じている。

第４　帰還政策との闘い

現在、政府により強くすすめられていることは、強引とも言うべき「帰還政策」である。昨年 6 月には、「福島復興指針」を改訂し、2017 年 3 月までに居住制限区域と避難指示解除準備区域について避難指示解除をするとした。これは、賠償の打ち切りにつながるものである（現に営業損害については、一括払いでの打ち切りとしている）。そして、避難者が避難生活を継続する上で不可欠な応急仮設住宅の無償提供について、区域外避難者について 2017 年 3 月で打ち切ると発表した。

これは、避難指示解除が進むにつれ、「区域内」が「区域外」となるため、区域外避難者だけの問題ではなく、避難者全体の問題である。

これに対して、我々弁護団の原告らを中心に当事者団体（ひなん生活をまもる会）を結成し、全国各地の団体と連携して、署名活動やロビー活動などを行っている。

当弁護団としては、訴訟活動とともに、生活再建等について様々な提言をし、各種団体と連携して、その実現のために活動をしていきたい。

〔1-4〕原発損害集団訴訟、千葉訴訟のご報告

～人間の尊厳の回復を求める裁判～

原発被害救済千葉県弁護団　事務局長
弁護士　滝　沢　　信

1　最大、最悪の公害を問う

千葉訴訟は、2011年3月11日に発生した福島第一原発事故から2年を経た2013年3月11日、及び同年7月12日、18世帯47名を原告として提訴され、国と東京電力に対し、本件原発事故がもたらしたふるさと喪失等のこれまでに例のない広範かつ深刻な損害の的確な賠償を求めるものです。この原発事故が、これまでで最大かつ最悪の公害事件であることが今やだれも疑わないところであるにも関わらず、当事者である東電も国も今もって誰もその責任を認めないという異様な状態が続いています。

千葉地裁では、提訴から約3年にわたる審理期間で、19回の口頭弁論または準備的口頭弁論が開かれました。この裁判の目的は、本件原発事故につき、国と東京電力の法的責任を明確にすることにより、原発被害の完全な救済を実現することにあります。責任のないところに、原発被害の真の賠償もないからです。

福島第一原発事故は、周知のとおり、国際原子力事象評価尺度で「レベル7」の極めて深刻な事態を惹起したもので、放出された放射性物質は国土を汚染し、十数万人に及ぶ多数の避難者を生みました。　この原発事故によって、日本全国に避難した被害者のうち、本件同様の国と東京電力を被告とする国家賠償請求・損害賠償請求の集団訴訟を提起した原告は1万人を超え、全国で、北は札幌から南は福岡まで30近くの裁判所、裁判体に係属しています。

これら全国の裁判所に係属する同種の集団訴訟の中でその審理状況がもっとも進んでいるのが、福島地裁とこの千葉地裁であるとされ、その審理経過が全国的に注目を集め、両法廷でも各地の原告やその代理人の方々が傍聴し、マスコミの取材も毎回行われています。

私たち弁護団は、この2月5日に行われた口頭弁論で、新たな裁判長に対し、これまでの審理ではややもすれば軽視する傾向であった福島第一原発周辺の被害現地の状況をそこに足を運ぶことによってその被害の実相を的確に感得することの重要性を訴え、現場検証を強く求めました。

2　裁判の争点と立証の到達点

⑴　責任論～専門家証人の成果

これまでの裁判では、被告国は国家賠償法に規定された過失責任を全面的に否認し、被告東京電力は原子力損害賠償法に規定された賠償は行うとしつつも、過失責任を否定しています。その言い分は、要するに、これまでの地震や津波に関する知見をもってしても今回の原発事故の原因となった地震津波の

発生は予測が出来なかったので、過失責任の前提である原発損害への予見可能性がなかったというものです。要するに、「誰も想定出来ない」事故だったから過失はないというものです。

そもそも原子力発電所は、ウラン235が核分裂するときに発生する熱を利用して発電する施設です。核分裂によって生じた核分裂生成物は崩壊熱を発生するため、地震などが起きたときに制御棒を入れて核分裂を止めたとしても、燃料棒を冷やし続ける必要があります。そのためには外部から電力を引き入れる必要がありますが、万一、外部電源が喪失した場合にそなえて、非常用ディーゼル発電機及び配電盤等の電源設備を設置し、それに多重性又は多様性及び独立性を持たせて、全交流電源喪失という事態に至らないようにすることは、冷却剤喪失事故の発生を防ぎ、炉心損傷防止を図るために必要不可欠の事柄です。

アメリカで発生したスリーマイル島原発事故と旧ソ連で発生したチェルノブイリ事故をうけて、世界的には、地震や洪水などの外部事象やテロなどの人為的事象によって、設計基準事故を越えたシビアアクシデント（過酷事故）が起こりうることを考慮し、高いレベルの安全対策を求めてきたのに、国と東京電力はそのような対策をとることなく、「事故はおこらない」として安全神話を振りまいてきました。

ひとたび原発事故が起きれば、人の生命身体などに取り返しのつかない影響をもたらすことは常識であり、だからこそ最高裁も伊方原発訴訟判決で、原発事故は万が一にも起こしてはならないものと断じているのです。

日本は地震国です。原発は全て海岸の近くに立っています。国会事故調査委員会委員であった田中三彦証人が法廷で述べているように、防潮堤を造ったからそれで対策は終了したというのではなく、乗り越えられたらどうするのか、敷地の高さを超えて津波が敷地に押しよせたらどうするのか、東京電力は対策を立てるべきであるし、国は規制権限を行使して対策を立てさせるべきでした。

原発敷地の高さを超えて津波が来れば、非常用電源設備が設置されているタービン建屋や原子炉建屋に海水が浸水し、その結果、原子炉を冷やし、放射性物質を閉じ込めるための装置を動かす交流電流を供給する非常用電源設備などの重要な機器が使用不能になる可能性が高いことは容易に予測できることです。

そして、敷地高を超える津波が到来する可能性は、1995年に発生した阪神淡路大震災の災害を防ぐべく、文部科学省に設置された10人を超える専門家による地震調査研究推進本部が、2002年7月31日に公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」によって明確に示されていました。すなわち、マグニチュード8クラスの津波地震は、福島第1原発の沖合を含む日本海溝沿いでは、30年以内に20%程度の確率で発生するという予測が被告国自身によって公式に立てられていたのです。この予測による地震と津波の規模は、福島第一原発の敷地高を超える可能性を優に示すものした。

それはその後、東電自身が2008年に、敷地高を遥かに超える15.7メートルの津波高との試算を出していたことで完全に裏付けられます。この重要な津波知見の内容と意義については、本法廷で、長期評価部会長であった地震学者島崎邦彦証人が、その詳細を証言しました。津波地震の震源域と波源（どこでどの程度の地震が起こり得るか）については長期評価が唯一のものであり、被告らの寄って立つ、民間団体である土木学会津波評価技術では津波シミュレーションの技術開発は行われたものの波源の議論は行われなかったことが、被告国が申請した佐竹健治証人の証言からも明らかになったことは極めて重要であり、この意味で、長期評価の重要性、優位性は疑問の余地のないものとなったと考えます。尚、この点については、同じく地震学者である都司嘉宣氏が福島地裁で行った証人尋問の成果も重要です。

ところで、被告国は、そもそも国には、津波対策については規制権限自体が存在しなかったのであり、責任はない、と主張しています。しかし、国賠法1条1項に関する幾多の最高裁判決の判断枠組みを見ればその反論が如何に空虚なものかが解ります。

すなわち、最高裁判決は、「規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らして、具体的事情のもとにおいて、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により損害を受けた者との関係においては、国家賠償法1条1項の適用上違法となる」と判示し、その判断要素と

して、被害法益の重大性、予見可能性の存在、結果回避可能性の存在、行政による事業への関与を総合考慮し、「適時に」かつ「適切に」規制権限を行使すべきというものとされます。

原発事故から守られるべき法益が人の生命と健康、財産という至高な価値であり、根拠なき安全神話のもとに国策として推進してきた原子力発電行政という被告らの関与に照らせば、「万が一にも起こしてはならないと」と伊方原発訴訟で最高裁が示した原発事故への備えは待ったなしの責務であったことは明らかです。すなわち、経済産業大臣は、電気事業法39条、40条から委任された権限を行使して、技術基準省令を適切に適用または必要に応じて改正した上、電気事業者に対し、津波対策等を促すべきであったということはこれまでの立証により明らかになったと考えます。

⑵　損害論～専門家意見書の成果

各地の裁判と同様の大きな争点として、千葉訴訟では、原発避難者の避難慰謝料とともに「ふるさと喪失」慰謝料の認定、居住用不動産の再取得価格による認定等の重要な判断を裁判所に求めています。すでに、原告は、環境社会経済学の専門家除本理史氏の詳細な意見書を提出し、それらの損害の本質とその賠償の必要性につき立証をしています。

また、被告らは、本件原発事故による放射線被ばくの実態を極めて限定的にしか捉えていません。被告らは「年間100ミリシーベルト以下の被曝線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しい」と主張して、「明らかな増加を証明することが難しい」ことを「存在しない」ことと見なすという、非科学的かつ政治的な態度を取っています。また、ICRP基準が「緊急時被曝状況の『参考レベル』として年間20ミリシーベルトから100ミリシーベルトの範囲の中から選択する」という説明をしたことを利用して、年間20ミリシーベルトを基準として避難区域を設定し、20ミリシーベルト以下の被ばく量ではあたかも避難の必要性がないと断定する主張を繰り返しています。しかし、低線量被曝による健康被害には閾値はありません。このことは、原告が提出した、放射線専門家である崎山比早子氏の詳細な意見書で明らかとなっています。いわゆる区域外避難者は、子ども達に対する放射線被曝による影響を恐れて避難したもので、その避難の合理性は十分にあります。

3　今後の裁判の課題

昨年5月までに、原告やその家族の中から17名が法廷で述べた証言は、実際に経験した人でなければ決して語り得ない生々しい叫びでした。法廷を満たした傍聴席も、そして裁判官も真剣に耳を傾けていました。そこで語られたのは、本件原発事故による放射能被曝の恐怖と悲惨さ、地獄のような避難行動の実態、今も続く避難先での過酷で不安な生活、話し相手もいなくなった高齢者の孤独と精神的限界、帰還したくとも帰還するふるさとが無くなった悲しみと絶望でありました。

裁判官も、この原発事故が決して他人事でなく、自らがいつ被害者になるかわからない広域公害としての恐ろしさに思いを致し、「ふるさと」と失うということが決して机上の出来事でなく、現実に起こった取り返しのつかない損害なのだということを正しく認識してもらわなければなりません。

そのために必要なことは、はやり裁判官が現場を直接見ることです。千葉地裁の法廷で何人かの原告が叫んだ「裁判官、現場に来て見て下さい」という叫びを、裁判官に真摯に受け止めさせ、この現在進行形の原発被害の実態を直に感得させるよう、原発被害の現場検証を粘り強く求めて行きます。

このことが、原告らが、この裁判で求める原発被害者の、人間としての尊厳の回復の実現につながるものだからです。

〔1-5〕平成 28 年 2 月 18 日の京都地裁判決について

原発被災者弁護団
弁護士　大　森　秀　昭

1　平成 28 年 2 月 18 日の京都地裁判決は、自主的避難等対象区域とされている郡山市から京都市内へ避難した原告（世帯主である男性）について、相当強度のストレスを受けたと認められるとして、通院慰謝料や休業損害の他に、100 万円の慰謝料が賠償されるべきとの判断を示した。同判決は、原告が、本件事故によって安定した生活から離れて避難する必要を感じる程度に本件事故に伴う健康上のリスクを感じたこと、従前と異なる仕事に従事せざるを得なくなったこと、住み慣れた福島県から地縁のない土地への転居を余儀なくされたこと等の事情を原告のストレス要因として認定している。

2　原子力損害賠償紛争審査会が定めた中間指針では、自主的避難等対象者の精神的苦痛についての賠償額を、子どもと妊婦以外の者については 1 人 8 万円を目安とするとしており、東京電力も被害者からの直接請求に対してこの 8 万円の慰謝料と追加的費用等分として 4 万円を支払っているのみである。国の ADR 機関としての原子力損害賠償紛争解決センターがこれまでに提示してきた和解案においても、身体または精神に障害がある避難者や要介護状態の避難者等の特別の事情のある者について、1 人当たり数万円から十数万円が中間指針が定めた 8 万円に上乗せされているに過ぎない。

かかるこれまでの賠償水準に比べれば、上記京都地裁判決の判断は、被害者の個別的状況を踏まえて慰謝料額を判断したもので、画期的なものとも言える。同判決が、被告東京電力の自主的避難者への賠償額は特段の事情のない限り中間指針において示された費用等に限られるとの主張を排斥し、「中間指針等は、本件事故が収束せず被害の拡大がみられる状況下における、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものにすぎず、中間指針の対象とならなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得ると解される」としたことは適正な判断と評価できるものである。

3　しかし、上記京都地裁判決の判断については批判されるべき点も存在している。避難に伴う精神的損害については、本件事故から 4 年半余りも避難を続けている原告の慰謝料額を 100 万円と認定したことは低廉に過ぎないかという点、共に避難をしてきた妻の慰謝料額を民法 722 条 2 項の過失相殺規定の類推適用によって 3 割減額した 70 万円と認定しているがその減額理由が判然としない点、原告の 3 人の子どもの慰謝料については既に東京電力から支払われた 1 人当たり 72 万円を超えることは認められないとしている点である。

そして、看過できないより重大な問題は、同判決が「本件事故による自主避難の合理的期間が平成 24 年 8 月 31 日までと解される」としていることである。同判決はその理由として、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書において、放射線防護や放射線管理の立場から採用された LNT モデルに従っても、年間 20mSv の被ばくに関する発がんリスクは、他の発がん要因（喫煙、肥満、栄養不足等）によるリスクと比べても低いこと、積算量 100mSv を長期間にわたり被ばくした場合は、短期間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されているところ、短時間に 100mSv 以下の被ばくをした場合であっても、発がんリスクは他の要因による発がんの影響に隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することはむずかしいとされていることが報告され、ICRP によって、本件事故に関し、計画的な被ばく線量として 20 ないし 100mSv の範囲で参考レベルと設定することが勧告されていることなどから窺える科学的

知見等に照らせば、……年間20mSvを下回る被ばくが健康に被害を与えるものと認めることは困難といわざるを得ない。」としているのである。

また、同判決は、「自主避難の合理的期間が平成24年8月31日までと解される」ことを、前記の慰謝料額を100万円と認定した理由の1つとしているのである。

4 しかしながら、この「年間20mSvを下回る被ばくが健康に被害を与えるものと認めることは困難」との判断は、科学的知見に照らし明確な誤りというべきである。ICRPが採用しているLNTモデルは、がんの発生率が線量とともに直線的に増加するというモデルであって、被ばくに関する発がんリスクの確率的影響には閾値がないという結論であり、ICRPは1949年以来この結論を維持しており、放射線の人体影響を評価している他の国際機関及び各国で採用されているのである。

そして、「発がんリスクは他の要因による発がんの影響に隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することはむずかしい」とは、「放射線の発がんリスクが存在しない」と同義ではないのであり、統計的な有意差がないと言っているだけなのである。「統計的な有意差がない」ということは、「影響がない」と同義ではないのである。これに加えて、ICRPが統計的有意差がないとした広島・長崎の被ばく者データは、5%を有意水準とすれば有意差はないが、10%有意水準を採用すれば統計的有意差が示されると指摘されていることにも留意される必要があるのである。

レントゲン撮影室の入口にはどこでも「妊娠の可能性がある方は、必ず申し出てください。」という類いの掲示があるのは、妊婦への放射線被ばくのデータから明らかになった胎児への影響によるものとされている。胃のレントゲン撮影時の放射線量は1回で3mSv程度ということであるから、これは、その程度の被ばく線量でも健康に有害な影響が存在することを前提としているのである。

さらに、ICRPのLNTモデルの2007年勧告の「がんリスク」は、すべての年齢層の、すべてのがんを合わせた平均であり、これには放射線感受性の低い高齢者や、放射線感受性の低いがんも全て含まれているため、年齢層が若い人たちや幼児・乳児・胎児に限って分析したり、放射線感受性の高いがんに限って分析した場合には統計的有意差がはっきりと認められる可能性があり、専門家は、その結果を示す多くの報告が存在していることを指摘しているのである。

5 岡山大学の津田敏秀教授によって、福島第1原子力発電所の事故時に18歳以下であった全福島県民を対象とした超音波画像診断装置を用いた甲状腺検診結果の分析結果が公表されている（世界・2016. 3・87～100頁）。

2013年までの第1巡目の30万人を超える検診（先行検査）で確認された甲状腺がんの患者の発生率を日本全国の発生率と比較（外部比較）した結果は20～50倍であり、福島県内での発生率の比較（内部比較）では有病オッズ比が最大で2.6倍であることが確認されたとの内容である。

また、2014年から始まった2巡目の検診（本格調査）においても、甲状腺がん患者の発生率の外部比較で、福島第1原子力発電所の近隣市町村で36.4倍、福島市などで20.1倍、郡山市で21.9倍であり、同発電所に近い地域ほど甲状腺がんの多発が確認されていると報告されている。

チェルノブイリ事故では、チェルノブイリ原発に隣接するベルラーシとウクライナで事故の翌年から、はっきりとした甲状腺がん増加が始まっているという報告がなされており、米国疾病病理センター（CDC）は甲状腺がんの潜伏期間の最小値は大人で2.5年、子どもで1年という報告を行っている。

このチェルノブイリとCDCの報告をも踏まえて、津田教授は、福島県での甲状腺がんの桁違いの多発が現実のものとなっていること、甲状腺がんの外的原因としては放射線被曝しかないと認識されていること、福島第1原子力発電所の事故では大量の放射性物質が放出され、その放射性プルームの流れと上記の甲状腺がん検出割合がほぼ一致していることを指摘しているのである。

かかる津田教授の分析結果からも、「年間20mSvを下回る被ばくが健康に被害を与えるものと認めることは困難」との京都地裁判決の判断の誤りが確認されるところである。

このような誤った判断を是正するために、全国の原告弁護団は、低線量被ばくの健康影響に関する正確な知見を集約し、専門家の協力を得て、主張立証活動に注力していくことが求められている。

〔1-6〕浪江町支援弁護団の活動報告

浪江町支援弁護団　事務局長
弁護士　　濱　野　泰　嘉

１．はじめに

浪江町は、2013年5月29日、町民を代理して、原発ＡＤＲの集団申立を行った（浪江町原発ＡＤＲ集団申立。以下「本件集団申立」という）。本件集団申立には、現在、全町民の７割以上にあたる１万5000人以上が参加している。

そして、浪江町支援弁護団は、浪江町から本件集団申立を復代理し、活動している。

２．本件集団申立の経過

⑴　和解案の提示まで

本件集団申立は、東電に対し、①原発事故の法的責任を認めた上での謝罪、②浪江町全域の除染（原状回復）、③慰謝料月10万円からの増額などを求めるものである。

特に、被害実態に即した慰謝料の判断・増額を求めるために、浪江町・弁護団は、町民約１万人のアンケート調査をまとめた「浪江町被害実態調査報告書」を作成し提出した。

また、早い段階から、仲介委員に対し現地調査を求め、2014年1月30日に仮設住宅と浪江町全域での現地調査を実施した。

さらに、福島と東京で口頭審理を実施し、町長や町民に自らの被害を語ってもらった。あわせて、日本映画大学の学生たちが仮設住宅に住む高齢者の日常生活を追った映像も放映した。

そして、仲介委員は、同年3月20日、和解案を提示した。和解案は、申立人全員に慰謝料月５万円の増額を認めるものであり、さらに７５歳以上の高齢者には慰謝料月３万円の増額を認めるものであった。

⑵　申立人らの受諾

この和解案を受け、浪江町・弁護団は、福島と東京で７回の町民説明会を実施した。

浪江町・町民としては、和解案は必ずしも満足のいく内容ではなかったが、早期解決の必要性から、和解案を受諾することとし、申立人のほぼ全員から同意書を得た。

そして、浪江町・弁護団は、同年5月26日、和解案の受諾を表明した。和解案受諾の回答書では、東電に対し、本件事故による甚大な被害状況を真摯に受け止め、本件集団申立を一日も早く解決すべく、和解案を受諾するよう求めた。

なお、東電は、同年１月に政府に提出した「新・総合特別事業計画」で「東電と被害者の方々との間に認識の齟齬がある場合であっても解決に向けて真摯に対応するよう、ＡＤＲの和解案を尊重する」と宣言しており、これまでの対応からすれば、拒否回答をするなど考えられなかった。

⑶東電の全面拒否回答

しかし、東電は、同年6月25日に、和解案を実質的に全面拒否する回答をしてきた。和解案は個別事情を考慮していない、中間指針等から乖離しているなどが、その理由である。

これに対し、原子力損害賠償紛争解決センターの総括委員会は、同年8月4日、「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」を発表し、和解案に中間指針等から乖離するものはないことを明らかにした。また、仲介委員は、同月25日に和解案提示理由補充書を提示し、和解案は個別事情を考慮したものであることを明らかにし、東京電力に和解案の受諾を強く求めた。さらに、2015年1月28日の原子力損害賠償紛争審査会において、團藤丈士原子力損害賠償紛争和解仲介室長が、和解案に中間指針等から乖離するものはないことを明らかにした。

にもかかわらず、東電は、現在に至るまで実質的に全面拒否する回答を続けている。

⑷　和解案受諾勧告書

東電の和解案受諾拒否が続くなか、仲介委員は、2015年12月17日、東電に対し和解案受諾勧告書を提示し、「本件和解案を全部受諾せよ」と強く勧告を行った。

上記勧告書では、本件和解案について、「当パネルを構成する仲介委員全員が、申立人らが暮らしていた浪江町に赴き現地の状況に接するとともに、直接、申立人らの声を聞き、そこにあった営みとそれが失われた現状及び申立人らの避難生活を目の当たりにした。こうした審理の結果、当パネルは、先の見えない避難生活が長期化する中で申立人らの将来への不安等が大きく、深刻となっていることを知り、本件和解案が必要かつ相当であるとの確信を得た」ことによるものであることを示した上で、にもかかわらず、拒否回答を続ける東電の対応について「理解できない対応」と批判し、また、「原子力損害賠償制度において重要な役割を担うべき当センターの紛争解決機能自体が阻害され、多くの原発被害者救済に支障を生じることを憂慮している」とした。

⑸　経過説明会の開催

和解案受諾勧告書を受け、浪江町は、2015年12月から2016年1月にかけて、福島県内5か所、東京、仙台各1か所、合計7か所で経過説明会を開催し、のべ300人以上が参加した。

経過説明会では、弁護団から原発ＡＤＲの経過を説明したが、参加者のほぼ全員が東電の拒否回答に憤り、不誠実な対応を許してはいけない、原発ＡＤＲを続け、和解を勝ち取るべきだとの意見が出された。

また、浪江町は、2016年2月2日に町民約100人とともに要請・要求行動を行った。

ここでは、県選出国会議員、自民党、経産省、文科省に要請を行い、東電に対し和解案受諾を求める要求も行った。東電に対する要求行動では、町民から次々に東電の拒否回答を非難する声があがった。

３．今後について

原発事故から５年、和解案提示から２年が経とうとしている。そして、この間、440名以上の申立人（予定者）が亡くなった。

仲介委員が和解案を提示したにもかかわらず、東電が全面拒否回答を続け、和解案提示後２年経っても一部和解にすら至っていない事案は極めて異例である。

しかし、仲介委員が指摘するとおり、東電は和解案の受諾を理由なく拒否していると言わざるを得ず、それに屈することはできない。

弁護団としては、浪江町・町民の思いを受け止め、決してあきらめることなく、東電が和解案を受諾するまで、活動を続けていく所存である。

〔1-7〕飯舘村民 ADR 集団申立

～現状報告と今後について～

飯舘村民救済弁護団
弁護士　　保　田　行　雄

飯舘村民による原子力損害賠償紛争解決センター（原発 ADR）への和解仲介手続き申立は、2014年11月14日に第1次申立を行い、昨年本報告を行った際の申立人数は737世帯2,837名であった。その後2015年6月22日に第2次申立を行い、現在の申立人数は807世帯3,025名である。震災前の飯舘村民数6,132名（1,716戸）

であるので、実に村民の約半数が参加していることになる。

（2016年５月
弁護団による現地調査と合同会議）

飯舘村民救済弁護団は、東京・神奈川・千葉・埼玉・栃木・群馬・福島・宮城・新潟と各地弁護士が「飯舘村民を救済する」という一点に賛同し、自主的に集った弁護団（95名）である。各自様々な震災・原発関連の事件を抱えるなか、飯舘村民の実態を知り手助けをしたいと参加してくれたのであるが、実際に飯舘村に行ったことのある者は少ない。

そこで2015年5月9日～10日、弁護団合宿と飯舘村内現地調査を行った。弁護士47名が参加し、帰還困難区域を含め村内各地を見て回った。各地に除染土を詰めたプレコンパックが山のように積まれ、「日本で最も美しい村」連合に選ばれた村の面影は既に消えていた。しかし「除染土と言うけれど、あの土を作るためにどれほど村民が汗と血を流してきたか、プレコンパックに積み込まれた土、あれは宝の土だ」と言う村民の言葉に、当事者でなければ思い至らない現実を改めて感じた。

（検証映像「奪われた村避難５年目の飯舘村民」
（取材・構成 豊田直巳氏）の制作）

ADRの仲介委員らに対して、飯舘村の悲劇（特殊性）を理解し、飯舘村民が蒙った被害の実状をどの様にすれば理解してもらえるのかという事が当初からの検討事項の一つであった。この点については、弁護団の共同代表である河合弘之弁護士（第二東京）と海渡雄一弁護士（第二東京）の存在が大きく、映画「日本と原発」の監督・プロデューサーという経験を生かし、「飯舘村・飯舘村民」に特化した映像を制作しADRに提出することにした。まず30分版を作り昨年10月に提出した。今月末には1時間版を提出する予定である。また、インタビューに応じていただいた申立人らの賛同が得られれば一般公開も行いたいと考えている。

（仲介委員らによる現地調査）

2015年11月9日、仲介委員、調査官、申立人、代理人弁護士、東電社員で飯舘村の現地調査を実施した。この現地調査の目的は、飯舘村の被害の実態を明らかにし、避難慰謝料の増額や生活破壊慰謝料の主張を立証する為のものであり、申立当初から強く実施を求めていた。当日は、ADRセンター、申立人、被申立人が３台の車両に分乗し、飯舘村内各地や仮設住宅等を調査した。放射線量については随時測定を行い、依然として高い値が検出されていることを確認した。また、調査官も自ら測定器を持参し測定していた。

目に見えない放射線をどの様に「見える化」するかという課題は、糸長浩司先生（日本大学）のご協力で、一軒の申立人自宅内・外、庭、裏山裾野など各地に測定数値を紙にして貼りだすという方法をとった。自宅内でも、床に近い部分や屋根に近い部分は数値が高いことなどが目に見える形で理解いただけたと思う。孫を含めて家族８人という大家族で暮らしていた里山農家の大きな自宅敷地内に、除染後どれ程の放射線が残っているか、山の除染が不可能であるなか除染そのものにどれ程の効果があるのか、今の状況で帰村が可能であるのか等、仲介委員等も真摯に耳を傾け、また、様々な質問が投げかけられた。この現地調査については、終了後「現地調査報告書」として証拠化し提出した。そして、現在各地原発差し止め訴訟の証拠としても提出されている。

（申立事項の取下げ）

当初申立時は請求事項６項目であったが、その後申立人らからの聴き取りを経て、要望の多かった８項目を増やし、最終的に請求事項は次の14項目となっていた。

①東京電力の謝罪、②初期被ばく慰謝料300万円、③避難慰謝料の増額（35万円）、④「飯舘村民生活破壊」慰謝料（2000万円）、⑤「住居確保上限賠償」につき、無条件かつ一括して支払うこと、⑥弁護士費用の支払い、（以下追加項目）⑦不動産（田畑・山林ほか）の単価増額、⑧農機具、⑨食費増加分、⑩水道代増加分、⑪交通費増加分、⑫家財、⑬井戸、⑭ペット喪失。

この間、調査官との事務協議の他、仲介委員との進行協議も２回行われた。

センターからは、上記請求事項のうち、まず⑨～⑪及び⑭の４項目の和解案を先行し、次いで⑧、⑫及び⑬の和解案を出す。①から⑦については並行して進め

るが、申立人数が多いことから最終段階でという意向が示された。これに対して、本申立の主要事項であり、申立人らが一番強く望んでいる②初期被ばく、③避難慰謝料、④生活破壊、⑤上限賠償、⑦不動産単価増額を先行して欲しい旨何度も要請したが、受け入れられず、弁護団として、主要請求事項の早期和解案提示を目的に、2016年1月29日に⑧～⑭の7項目を一端取り下げた。これら取り下げた7項目については請求しないという事ではなく、該当する申立人らについては別申立を行っていく予定である。

また、⑦不動産（田畑･山林ほか）の増額については、各申立人の不動産情報についてのデータ入力を全て申立人サイドで行わなければならず、事務局は現在も膨大な入力作業に追われている。申立人らの不動産情報については、被申立人である東京電力において全てデータ化しており、本来であればこれらの情報を開示いただければ何も問題ないはずであったが、東京電力は開示を拒否し続け、センターもこれを是認した。

（自死者申立人の訴訟提起）

申立人らのうち、申立時に死亡していた方は100名いた。弁護団では「関連死検討チーム」をつくり弁護団会議とは別に検討を重ねてきた。関連死申立人のうち、自死された方1名の遺族らについては提訴の意向が強く、弁護団としてこれをうけ、本年春には訴訟を提起したいと考えている。また、現在、他の関連死申立人遺族らについてもアンケート調査を行い、死亡の経緯や賠償状況、遺族の方々の提訴の意向などを確認しているところである。

（今後について）

ADRについて、如何に和解案を早期に出させるかが当面の重要課題である。今回、審理の迅速化を図る為に一部の申立について取り下げたのもその為である。

特に、来年3月に居住制限・避難解除準備区域の避難解除が迫っており、平成30（2018）年をもって避難慰謝料が打ち切られることが決まっている。多くの村民にとって避難解除がなされても生業・生活再建の目処は立っていないなかで、村民の被害回復のたたかいは、いよいよ重要性を増しており、被害の全面回復に向けて正念場であると考えている。申立団・弁護団一致団結して頑張りたい。

また、本年10月には飯舘村長選も予定されていることを最後に記しておく。

〔1-8〕「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団の取り組み

～汚染地域の環境復元を求め「当たり前の日常」を取り戻すたたかい～

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団　事務局長
弁護士　白　井　　劍

1　原発被害者に共通の思い「ふるさとを返せ」

福島第一原発事故から5年が経過しました。東日本の広範な地域が汚染され多数の被害者が生まれました。事故前の居住地，現在の居住地は人それぞれに違っていても，被害を受けた人々の思いは同じと思います。生まれ育ったふるさとを事故前の状態に戻して返してほしい。安全な居住環境を返してほしい。安心して生活していた当たり前の日常を返してほしい。その思いは，すべての被害者に共通なのだろうと思います。

全国各地の被害者が提起した集団訴訟はすでに30に近いと聞いています。そのなかで新参者がわたしども

の「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」です。

2　浪江町津島地区

津島原発訴訟の原告団は全員，事故前に福島県双葉郡浪江町の津島地区に居住していた人たちです。津島地区は浪江町の西北側の半分に当ります。地域全体が高濃度放射能に汚染されました。2013年4月帰還困難区域（空間放射線量年間50 m Sv以上）に指定され，立ち入りが厳しく制限されています。現在でも高い線量が計測されます。

津島地区は周囲を5つの山に囲まれた自然豊かな地域です。その自然の恵みを住民たちは享受していました。地域のコミュニティーは強い絆で結ばれていました。何世代にもわたって営々と続けられてきたその生活が原発事故によって突然に断ち切られてしまいました。

3　訴訟の当事者と進行のめど

津島地区の住民約1300名のうち，過半の約670名が昨年5月に原告団を結成しました。このうち242名の原告（2015年9月29日第1次提訴116名，2016年1月14日第2次提訴126名）が福島地方裁判所郡山支部に提訴ずみです。

被告は国と東京電力です。国の国家賠償法上の責任，東京電力の不法行為責任を追及します。

2016年1月14日に提訴後初めての進行協議期日が持たれました。第1回口頭弁論期日は5月20日に予定されています。その後，7月，9月，11月，1月，3月と2カ月に1度のペースで期日が予定されています。

4　請求のメインは津島地区の環境復元

わたしどもの訴訟の請求は，環境復元請求と被害回復請求の二本立てです。被害回復は環境復元を前提にしています。あくまでも津島地区の環境復元が請求の主眼です。

環境復元請求は確認請求と給付請求の2項目を建てています。確認請求は，津島地区全域について原発事故以前の状態（毎時0.046マイクロシーベルト）に戻るまで放射線量を低下させる義務が被告らにあることの確認を求めています。給付請求は，津島地区全域について2020年3月12日までに放射線量を年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）まで低下させることを求めています。年間1ミリシーベルトは平常時の一般公衆が被ばくする限度量としてICRP（国際放射線防護委員会）が定めた基準です。

5　様変わりしたふるさとを除染しない国・東電

許可をもらって津島地区に立ち入るたびに原告たちが目にするものは，ふるさとの様変わりした姿です。家屋はわずかの期間に荒廃してしまいました。屋内はカビが覆い，ネズミの巣になってしまいました。田は柳が生い茂り雑木林のようです。畑も牧草地も荒れ野となりました。無人の部落をイノシシなど野生の動物が荒らし回っています。

無形の郷土芸能などもふるさとの大事な構成要素です。部落の祭りや神楽，踊りなどの伝承芸能です。長い歳月をかけて紡いできた文化，伝統，歴史が原発事故のために危殆に瀕しています。

地域環境の復元とコミュニティーの回復が急務です。ところが，津島地区には除染計画さえありません。もちろん現在の除染のあり方を全面的に肯定するのではありません。限界がありますし種々の問題があります。しかし，国も東電も除染の努力さえせずに津島を放置しているのです。住民たちが諦めるのを待っているのだろうと思います。

6　許しがたい国の「森林除染はしない」方針

環境省は2015年12月21日「20メートルを範囲とした生活圏以外の森林は原則として除染しない」との方針を示しました。汚染地域の市町村からは反発の声が上がりました。たとえば浪江町議会は2016年1月22日「地域再生と森林除染を一体にした環境回復対策の強化を求める要望書」を環境大臣・復興大臣に提出しました。

福島県は総面積の7割が森林です。津島地区では8割を超えます。かつて原告たちはそれぞれに山のなかの水源から引いた水を生活に使っていました。山の中で山菜やキノコをとっていました。森林それ自体が生活圏そのものです。森林除染を放棄する政策は，地域全体を廃村にして切り捨てる政策にほかなりません。

7 「廃村・棄民政策」は許さない

このまま手を拱いていては明治時代の谷中村と同様，ふるさとが「廃村」になり，自分たちは「棄民」にされてしまう。廃村・棄民政策は絶対に許さない。津島地区の住民たちの過半が訴訟に立ち上がったのは，そのような思いからでした。

国は，福島原発事故で汚染された地域の環境を復元せず，海外に原発を輸出し国内での再稼働を進めようとしています。こんなことが許されてよいわけはありません。

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原告団・弁護団は，東電と国の責任を徹底して明らかにし，その責任で地域環境を復元することを徹底して求め，ふるさとを自分たちの手に取り戻す決意です。

〔2〕原発なくそう！九州玄海訴訟

～再稼働を許さない１万人訴訟の現状と課題～

原告弁護団　幹事長
弁護士　東　島　浩　幸

1　はじめに

「原発なくそう！九州玄海訴訟」（以下「玄海訴訟」という）は、国及び九州電力を被告として九州電力玄海原子力発電所のすべての稼働差止め及び慰謝料を求めている訴訟である。昨年の議案書にも報告をしているので、本稿ではその後の展開・到達点・課題を中心に報告したい。

確認的なことになるが、玄海訴訟は、福島第１原発事故の人間生活に対する根こそぎの被害を目の当たりにして「フクシマを繰り返さない」ことをモットーに大同団結して原発から自由になるべく訴訟を起こしたものである。その中での方針は、第１にフクシマの被害を徹底的に明らかにすること、第２にその被害を繰り返さないをもとに大同団結して圧倒的多数の人々とともに脱原発を実現すること（「1万人原告」訴訟構想はそのひとつ）、第３に原発の加害構造を捉えたときに国の徹底的関与を不問にはできず、九州電力のみならず国も被告とすることである。

2　訴訟の進展

昨年12月18日まで15回の口頭弁論を繰り返してきた。原告側は、フクシマの根こそぎの回復できない被害、加害構造、事故が収束できないこと等の原発の本質的危険性を中心に主張をしてきた。2013年12月からは国や九州電力側の主張となってきたところ、九州電力は、①温排水、②玄海町の白血病問題、③地震・津波についての主張などをしてきた。しかし、新規制基準が安全性を担保するものではないとの原告側の主張に対し、九州電力は新規制基準の内容的合理性にはほとんど言及がない。現在、原告側から地震動の問題を中心に反論をする段階である。

訴訟上の工夫として毎回新規原告から２名が意見陳述をするようにしており、近時は、福島に被害を明らかにする（再確認し忘れない）意味でフクシマの被害者や文化人を中心に意見陳述をしてもらっている。また、圧倒的多数の人々とともに訴訟をすることから、毎回400人から200名くらいの原告・弁護団が集まり法廷に入りきれないので、近くの会場で「模擬法廷」を同時開催している。

３ 「1 万人原告」の達成と次なる高みへ

私たちは、昨年 11 月 19 日の第 16 次提訴で原告 1 万 0087 名となり、文字通り「1 万人原告」を達成した。これ自体、脱原発署名の 1 万人とは質が大きく異なる。原告団への参加費用（5000 円）を負担し、訴訟という国の手続きに主体として参加するということだからである。

それを踏まえ、私たちは、本年 2 月 6 日、福岡市内にて「原発なくそう！原告 1 万人達成フェスティバル」を開催した（当日の参加者 1300 人）。このフェスティバルでは、①吉原毅・前城南信用金庫理事長が「原発ゼロで日本経済も再生する」とのテーマで講演し、②弁護団の方でこれまでの取組を概観し今後の方向を示す報告をし、③若者に人気のフラワーソールユニオンの中川敬氏のコンサートなどを行なう等を通じて、今後の課題を明らかにした。

今後の課題とは何か？

現在でも、原発再稼働に対しては、各種世論調査によれば 50% を超える国民が反対・慎重の姿勢を崩していない。国民の多数派は、脱原発である。ところが、原発再稼働推進を採る安倍政権によって、昨年 8 月には九州電力川内原発 1 号機、11 月には同 2 号機、本年 1 月には関西電力高浜原発 3 号機が再稼働した。各地の自治体の首長選挙でも原発以外の論点もあるため、立地県、立地自治体、周辺自治体の首長選挙で、再稼働反対等の脱原発首長が当選することは極めて少ない。

つまり、「1 万人原告」は脱原発を実現する一つの条件ではあるが、十分条件ではない。脱原発を多数派にするためのひとつの運動として有効であるが、いまだに、国民の脱原発の意思のかなりの部分が「どちらかといえば脱原発」というレベルにとどまっていることにも留意が必要である。弱い脱原発の意思を「何が何でも脱原発しかない」というレベルに高める取り組みが急務である。コアな原発推進賛成の人の周辺にいる人や関心のない人、地方自治体関係者の意見を変えることも重要である。少なくとも、“フクシマが 2 度と来るのはイヤだ”という思いは共通であり、“実効的な避難計画がない限り再稼働反対”“周辺自治体にも再稼働の同意権をやらない限り再稼働反対”などの取組みを含めて重要である。

また、吉原毅氏のように、経済団体やその幹部の中にも“原発なしで安全に経済活動をしたい”“持続可能な経済活動をすべき”などと「今だけ、金だけ、自分だけ」の原発稼働に反対する意見もあることに留意し、それらの人々と連携・対話・協力を追求することも重要である。このフェスティバルの準備において、私たち自身、手を握ることのできる人々との対話がまだまだ不足していることを実感した。

４ 拮抗している司法判断と勝負の年としての 2016 年度

福井地裁は、2014 年 5 月、大飯原発の差止を認める判決をした（現在名古屋高裁金沢支部で控訴審係属中）。また、福井地裁は、2015 年 4 月 14 日、高浜原発 3・4 号機の運転差止めを認める仮処分決定をした。他方、鹿児島地裁は同年 4 月 21 日、川内原発 1・2 号機の再稼働差止め仮処分の申立てを却下し（現在、福岡高裁宮崎支部で即時抗告審係属中）、福井地裁は同年 12 月 24 日、上記高浜 3・4 号機の運転差止め仮処分の異議審において上記仮処分命令を取消し、住民らの申立てを却下した。

このように、フクシマ後の司法判断は分かれ拮抗している。その分かれ目は、①福島第 1 原発事故による被害を正面から捉えるのか否か、②再稼働を認める行政の判断に対して司法がどの程度踏み込んで判断するのか（この点は、安全神話に浸かっていた司法の責任をどのように考えるのかとも関わってくる）、③科学技術上の争点について科学者任せにせずに常識と知性のある市民のレベルでどのように判断するかなどにある。

専門家以外誰も分からない科学技術論を中心とする限り、“自らの生命にかかわるものを自分で決める”ことにならないことに留意し、市民の常識の通る科学論をするべきである。

最後に、原発の危険性は社会科学的概念であり、多数による社会的合意であることを強調したい。上記鹿児島地裁の仮処分決定においても傍論ではあるが、“原子力規制委員会による地震・火山活動に対する理解が実態とかい離している可能性が全くないとは言い切れないし、確率論的安全評価の手法にも不確定の要素が含まれている…今後、原子炉施設についてさらに厳しい安全性を求めるという社会的合意が形成されたと認められる場合においてはそうした安全性のレベルをもとに周辺住民の人格的利益の侵害又はそのおそれの有

無を判断すべき”と判示していることからも明らかである。

ともあれ、2016年度は各地の脱原発訴訟の司法判断が続々と出されていく勝負の年である。私たちも、玄海原発の再稼働の時期を見据えて稼働差止仮処分申立を適切な時期に行い、本訴とともに闘っていく方針である。

〔3〕福井原発滋賀訴訟　報告

滋賀弁護士会
弁護士　井　戸　謙　一

大津地裁では、現在、滋賀県民が中心となって、関西電力株式会社を相手取って起こした原発運転差止め請求訴訟（対象は、美浜原発3号機、大飯原発1～4号機、高浜原発1～4号機）、及び、原発運転禁止仮処分申立事件（対象は高浜原発3、4号機）が係属しているので、その状況を報告する。

1　原発運転差止め請求訴訟

⑴　平成25年12月24日、滋賀県民を中心とする171名の市民が、関西電力を相手取り、大津地裁に、美浜原発1～3号機、大飯原発1～4号機、高浜原発1～4号機の運転禁止を求めて提訴した（その後、美浜原発1、2号機については、廃炉が決まったため、訴えを取り下げた。）。提訴後2年が経過し、既に9回の口頭弁論期日が重ねられた。主たる争点は、策定された基準地震動の不合理性、基準津波の不合理性、新規制基準の不合理性（新規制基準に適合していても安全とは言えないこと）、テロ対策の無策、避難計画の実効性がないこと等である。

⑵　関西電力は、原告側の具体的な主張に正面から答えるのではなく、どのような考え方で基準地震動や基準津波を策定したかについての通り一遍の主張に終始している。これでは、訴訟の進行が遅れるばかりなので、原告らは、平成27年12月18日の口頭弁論期日において、双方がした主張の対比表を提出し、原告の具体的主張に対して被告関西電力が反論していない部分を特定明示した上で、被告関西電力に対し、その部分の反論をするよう求めたところである。

2　原発運転禁止仮処分申立事件

⑴　平成27年1月30日、滋賀県民29名が、関西電力を相手取り、大津地裁に対し、高浜原発3、4号機の運転禁止を求める仮処分を申し立てた。

⑵　この申立てをするに至った経緯は、次のとおりである。平成23年8月2日、滋賀県民を中心とする住民が関西電力を相手取り、大津地裁に対し、若狭湾岸の7機の原発（その後、対象を大飯3、4、高浜3、4の4機に変更した。）について再稼働禁止の仮処分を申し立てた。これに対し、平成26年11月27日、大津地裁は、申立てを却下する旨の決定をした。その理由は、関西電力が基準地震動を過去の地震の平均像で定めてはならない旨の申立人の主張に反論もできず、周辺自治体が実効性のある避難計画を立てることができない状況で、原子力規制委員会が、「いたずらに早急に、新規制基準に適合すると判断」するとは「到底考えがた」いから、保全の必要性がないというものであった。これは、裁判所から原子力規制委員会に対する、

もっと慎重に審査することを求めるサインだったと考えられるが、原子力規制委員会は、裁判所のサインを顧慮することなく、平成27年2月12日、高浜原発3、4号機について、新規制基準に適合しているとして、設置変更許可処分をした。滋賀県民は、原子力規制委員会に裏切られた形になった大津地裁に対し、是非もう一度仮処分の判断をしていただきたいと考え、二度目の仮処分を申し立てたのである。

⑶　仮処分手続においても、関西電力の主張は、本訴と同様に、通り一遍の主張に終始し、しかも、これを小出しにしていた。平成27年12月15日に開かれた第4回審尋期日において、裁判所は、審尋手続を終結すると宣言した。関西電力代理人は、原告らの主張に対する反論をする必要があるとして続行期日の指定を求めたが、裁判所は、この期日に提出された関西電力の主張書面も、従来の主張書面と内容的に変わらないとして、関西電力代理人の求めを拒絶し、補充主張の提出期限を平成28年1月末日と定めた。

⑷　その期限のぎりぎりである平成28年1月28日、関西電力は、5通の準備書面と約100点の証拠を提出した。期限を切られた関西電力は、わずか1か月余で、予定していた主張・立証のすべてを出し尽くしたようである。やる気になればやれるのである。これまで主張を小出しにしていたのが、引き伸ばしの目的であったことがはっきりしたと言ってよい。住民側は、取り急ぎ、反論の要点を示す準備書面を提出したところである。

3　今後の予定

福井地裁は、平成27年12月24日、高浜3、4号機運転禁止仮処分事件の異議審で、関西電力の主張をそのまま引き写した内容の決定（住民側弁護団は「コピペ決定」と評価した。）を告知した。判断枠組みも福島第一原発事故前の裁判例と同様で、福島第一原発事故の経験は、全く生かされておらず、時代の要請に応えようとした福井地裁樋口判決及び樋口決定とは雲泥の差がある。原発事故の悲惨さに市民が衝撃を受け、原発に責任ある立場の人たちの無責任な言動が展開され、原発すべての運転が止まっても日本の電力供給に何の支障もないことが事実をもって証明された現在、他の裁判官が原発の再稼働にどのような判断を示すのか、注目される。大津地裁の決定は、3月中にも出されるものと思われる。

〔4〕浜岡原発訴訟報告

浜岡原発永久停止弁護団
弁護士　　大　橋　昭　夫

静岡地方裁判所浜松支部に継続している、浜岡原子力発電所の運転の永久停止を求める裁判の口頭弁論は、2011年7月11日以来、既に17回を数えています。

第1次訴訟から第8次訴訟の原告は、633人となり、浜岡原発永久停止裁判静岡県の会は1000名の原告数を目指し活動中です。

私たちの裁判は、各回の口頭弁論期日毎に必ず原告の意見陳述をし、原告代理人も提出の準備書面を平易に法廷で述べ、県民の理解を得ることに努めていますが、裁判所は原告の陳述を制限する方向にあります。

新訴を提起した原告には意見陳述を許すが、旧訴の原告の意見陳述は一切認めないという態度に徹してい

ます。

第４次訴訟からは、被告中部電力の他に、国も被告に加えたのですが、国の指定代理人は、「原告の意見陳述は法的に何らの意味をもたない。」と主張し、市民の声を聞こうとしないばかりか、裁判所に意見陳述を採用しないよう圧力をかける始末です。

福島原発事故から既に５年が経過しようとしていますが、被告らはこの事故から何ら学ぼうとせず、ひたすらこの事故の風化を待つという態度に終始しています。

原告らとしては、既に、世界一危険だと言われている浜岡原発の危険性についてはひととおりの主張をし、最近の口頭弁論では、実効的な避難計画ができていないことや、小泉元首相が警鐘を鳴らしている、使用済核燃料の未処理の問題について主張し、浜岡原発を再稼働させてはならないと述べましたが、被告中部電力からはまともな反論はありません。

これから反論すると述べていますが、規制委員会の再稼働容認を待って、一挙に反論しようとの態度に出ています。

原告団、弁護団は、従来の方針どおり、浜岡原発の危険性を県民世論に訴えるべく、「100万人署名」を県内各界各層の団体と協力し、推進している最中です。

弁護団としては、そろそろ争点を明確にし、立証段階へ移ろうとしていますが、法廷の中での争いのみではなく、県民世論と深く結びつき、科学論争に陥ることなく、東海地震の震源域のまっただ中にある浜岡原発は、誰が見ても危険であるとの素朴な考えを大切にし、裁判官の常識に訴えていきたいと思っています。

協力して下さる学者の方々も多々存在しますので、残された津波の問題についての論点を早急に準備書面にまとめ、闘っていきたいと思います。

〔5〕川内原発稼働を阻止するための裁判の経過

九州川内訴訟弁護団
弁護士　森　雅　美

1　残念ながら川内原発は全国に先駆けて2015年８月再稼働された。

3.11福島第一原発事故を引き起こした原因も解明されないにもかかわらず、原子力規制委員会の新規制基準をクリアしたという理由で再稼働となった。そこには、3.11がつきつけた原発事故の甚大な被害に対する真摯な対応も、将来に対する明確な展望も存在しない。

原発が稼働しなくても、電力が不足したという状態もなく、被害者や多くの国民の意思を切り捨てるという方向で政治が動き、過去の原子力村があたかも完全復活したという様相を呈している。

2012年５月、1114人の原告が川内原発再稼働差し止め訴訟を提起した。

福島第一原発事故の被害の現状を見る限り、原発はなくさなければならず、少なくとも将来を担う子供たちに、このような危険極まりないものを残すわけにはいかないという熱い思いからであった。

2　しかし、事故から時が経つにつれて、原子力村を形づくっていた利益集団は徐々に開きなおったような態度で、再稼働を推し進めてきた。

原子力規制委員会は、2014年９月には川内原発１号機の原子炉の設置変更の許可、2015年３月にはその工事計画を認可した。国民、鹿児島県民の多数はなしくずしの再稼働にはNOをつきつけていたにもかかわらず、それに続いて鹿児島県、地元の薩摩川内市は11月に稼働に賛意を表した。

我々はその流れを阻止しようと、2014年5月、本訴に続いて稼働差し止めを求めて仮処分の申立をした。

3　仮処分において、弁護団は、本来、基準地震動は規定される最大限の地震動の基準を策定すべきであるのに、平均値により基準地震動を策定していること、火砕流の危険を考えると川内原発は立地としてあまりに危険な場所にあること、避難計画がずさんで万が一の事故の発生時に全く機能せず、多くの住民が被曝する可能性があることの3点を中心に主張立証して裁判所に理解を求めた。しかし、我々の主張は裁判所に届かなかった。

裁判所の論旨は、万が一、事故が発生した場合の被害の実態を見据えた上での回答には全くなっていなかった。

①　まず規制基準の内容及びその適合性判断について、新規制基準に特に不合理な点は認められず、「原子力利用における安全性の確保に関する専門的知見等を有する委員長及び委員から成る原子力規制委員会により、債務者からの多数回にわたるヒアリングや、一般からの意見募集及びそこで提出された意見の検討を得て示されたものであり、その調査審議及び判断過程が適性を欠くものとうかがわれる事情はなく、むしろその調査審議は厳格かつ詳細に行われたものと評価でき、その判断過程にも看過し難い過誤、欠落があるとはうかがわれない」とした。

端的に言えば、専門家が判断したものであるから合理性が認められると言わんばかりの論理である。

しかし、福島原発事故は専門家が作成した基準をクリアしたとされた施設において事故が起きたのではなかったのか。

②「破局的噴火の危険性についても、日本においてカルデラ火山の破局的噴火の活動可能性が十分に小さいとはいえないと考える火山学者も一定数存在するが、火山学会全体の最大公約数の意見をまとめた火山学会提言でもこの点に関して特に言及されていないことに照らせば、上記認識が火山学会の多数を占めるものではないとみるのが相当である」として、破局的噴火の危険性は少ないとし、「本件原子炉施設に係る火山事象の影響評価についての原子力規制委員会による新規制基準への適合性判断に、看過し難い過誤、欠落があるとは認められず、福島第一原発における事故の経験等をも考慮した最新の科学的知見及び安全目標に照らしても、不合理な点があるとまでは認められない」とした。しかし、この認定に対しては、多くの火山学者が異論を唱えている。

③　避難計画も一応の計画は策定されたとし、それが充分なものであるかの検討は実質上なされていない。

福島第一原発事故を経験した後の判断とはとても言いがたいものであった。

4　我々は2015年5月、即時抗告をした。抗告審では、原審ではあまりなかった専門家の協力をあおぎ、各分野の専門家の意見書を提出し、主張の補充を行った。

基準地震動設定について、最大値を念頭に策定すべきであるとの主張を専門家の知見を取り入れて主張立証した。

火砕流について、多くの専門家の協力を得て、その発生が規則的なものではなく、いつでも起こりえて、かつその予見は現在の火山学の知見から不可能であることを裏付けていった。

また火山に関しては、火山噴火による降灰が15センチを超えたような場合、原発のシステムに多大な影響を与え、重大事故の可能性が生じること、しかもその発生の頻度は決して低いものではないことも新たに主張した。この巨大噴火や火山の降灰に関しては多くの火山学者の意見を証拠として提示した。

2016年1月20日、29日には福岡高裁宮崎支部において審尋期日が開かれ、4人の専門家に意見を述べていただき、弁護団でそれらをふまえた説明を実施した。時間は6時間以上に及ぶものであった。裁判所も、記録をよく読みこんでいる様子で、鋭い質問もなされた。

弁護団としては、現時点で主張立証できることはやり遂げたと考えている。裁判所がそれをどう受け止めるかという点にある。稼働に向けた強い流れの

中で、福島原発事故の被害をそれぞれの裁判官がいかに我が事として捉えるかではなかろうか。

明確ではないが、5月前後に決定が出るのではと予想している。

5 放射能は漏れ続け、地下汚染水の対策は未だなされず、事故は終息の予定さえたっていない。にも関わらず、政府は安全宣言をし、東電とともに被害補償を打ち切ろうとし、事故はなかったかのような対応を前面に打ち出している。

差し止め訴訟、損害賠償請求という法廷の場での戦いとともに、私達は福島を風化させるのではなく、量・質ともに計り知れない原発事故の被害（今後明らかになってくる放射線による人体への被害を含めて）を訴え続け、これを全国民的な動きにしていかなければならない。これは我が国に発生した最大の公害という他ない。二度とこのような事故が発生してはならないのである。

わが川内訴訟の原告は、現在2668名である。これを3000人、5000人として、風化の圧力にさらされつつある原発稼働反対の動きをこの法廷から推し進めていかなければならない。

鹿児島地裁決定は奇しくも「今後、原子炉施設についてさらに厳しい安全性を求めるという社会的合意が形成されたと認められる場合においては、そうした安全性のレベルを基に周辺住民の人格的利益の侵害又はそのおそれの有無を判断すべきこととなるものと考えられる」と述べている。

私達は厳しい安全性を求める強い意思を、社会に、国民に訴えかけていく必要がある。

（アスベスト）

〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害救済の取り組み

大阪アスベスト弁護団
弁護士　伊　藤　明　子

1　関西建設アスベスト訴訟〔大阪・京都〕連続勝利判決

⑴　建設アスベスト訴訟の意義と目標

アスベストに関する行政認定（労災認定、石綿救済法認定）の約半数は建設作業従事者の被害である。建設アスベスト被害は、労災認定だけでも毎年数百件、この10年間の行政認定件数は約1万件にものぼり、わが国最大の労働災害であるとともに、最悪のユーザー被害（欠陥商品被害＝公害）でもある。

かくも被害が拡大した根本的な原因は、建材企業と国にある。すなわち、ニチアスやA&Aマテリアル（旧浅野スレート、旧朝日石綿）、太平洋セメント、ノザワなどの建材企業は、意図的にアスベストの危険性を隠しながら、長期に亘って大量の石綿建材を製造・販売し続けた。一方、国は、建設作業従事者の命や健康を守るための規制は行わないまま、建築基準法で不燃材・耐火構造に指定するなど、建材企業と一体となって石綿建材の普及促進を図った。もとより労働者に対する安全配慮義務を怠った使用者（ゼネコンなど）にも責任があるが、現場特定の困難等からその法的責任を追及できるケースは極めて限定される。また、建設現場では、労働者と同じ石綿ばく露実態がありながら、労働者性が認められない被害者（いわゆる「一人親方」）も多い。

建設アスベスト訴訟は、こうした一人親方の救済も含めた「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度」の創設と万全な被害防止策を最終的な目標としている。建材企業と国の法的責任を明確にすることは、全てのアスベスト被害の救済にとっても、今後のアスベスト対策（最重要課題は建物解体改修時の飛散防止）にとっても、決定的に重要である。

⑵　大阪地裁判決―国に３連勝

2011年7月に提訴した関西建設アスベスト大阪訴訟（原告数33名、被害者数19名）は、2015年5月26日に結審し、2016年1月22日、大阪地方裁判所第16民事部（森木田邦裕裁判長）は、三度国の責任を認める判決を言い渡した。

同判決は、東京地裁判決、福岡地裁判決に続き、労働者との関係で防じんマスク着用及び警告表示・掲示に関する国の規制権限不行使の違法を認めると共に（屋内作業に関する規制の違法時期は福岡地裁と同じ1975年以降と認定）、石綿の製造使用禁止が遅れた違法を初めて認めた（実際の原則禁止は2004年だが、青石綿・茶石綿の製造等を禁止した1995年時点で白石綿も禁止すべきだったと認定）。

一方、一人親方については、労働安全衛生法の保護対象に含まれないとして国の責任を認めず、建材企業に対する責任も否定した。

⑶　京都地裁判決―企業責任認める初判決、国に４連勝

大阪訴訟とほぼ同時期（2011年6月）に提訴し、結審（2015年6月1日）した京都訴訟の判決日は、大阪地裁判決の1週間後である2016年1月29日に指定された。

同日、京都地方裁判所第4民事部（比嘉一美裁判長）は、関西建設アスベスト京都訴訟（原告数27名、被害者数26名）において、初めて建材企業の責任を認め、国に対しては原告4連勝となる判決を言い渡した。

大阪訴訟・京都訴訟では、東京・横浜に比べて被害者数が少ないこともあり、それまでの3判決（横浜・東京・福岡）を克服すべく、建材別シェアを基礎にした被害者ごとの主要原因建材・企業の特定等、新

たな突っ込んだ主張・立証を行ってきた。京都地裁はこれを正面から受け止め、主要な石綿建材企業9社について、被害者22名との関係で共同不法行為責任を肯定した。利益追求のため危険性を隠蔽して、石綿建材の製造・販売を継続した建材企業の加害責任に真摯に向き合ったもので、画期的な判断である。

国の責任についても、違法時期を先行判決より1～2年早く認め（吹付作業に関する規制の違法時期は1972年以降、屋内作業に関する規制の違法時期は1974年以降）、屋内作業対策として、防じんマスク着用及び警告表示・掲示に加えて、集じん機付電動工具に関する違法も認めた。また、屋外作業対策についても初めて違法を認めた（違法時期は2002年以降、違法事由は屋内作業対策と同様）。

同判決も、いわゆる「一人親方」に対する国の責任は否定したが、立法府の責任を問うことにより解決されるべき問題である旨判示した。

⑷　連続勝利判決の意義

ア　国の責任

アスベスト被害についての国の責任に関しては、2014年10月の泉南アスベスト国賠訴訟・最高裁判決において、規制権限不行使の判断枠組である「できる限り速やかに」、「適時にかつ適切に」の原則が再確認されている。建設アスベスト訴訟でも同じ判断枠組に基づいて、東京地裁（2012年12月）、福岡地裁（2014年11月）、大阪地裁、京都地裁と4連続で国の責任が認められた。しかも、判決を重ねる毎に違法期間・違法事由が拡大しており、もはや国の責任を認める司法判断は確定的になった。

国は、建設現場における石綿粉じんばく露防止において満足な対策を行ってこず、判決はあらゆる対策について規制権限不行使の違法を指摘している（防じんマスク・送気マスク、集じん機付電動工具、警告表示・掲示、製造禁止）。京都判決は違法始期を1972年、大阪判決は違法終期を2006年としており、両判決を総合すれば、実に30数年間に亘る重大な違法が明らかにされたと言うべきである。

とりわけ、大阪地裁判決において指摘された石綿の製造使用禁止が遅れた違法は重大である。根本的なアスベスト政策・規制である製造使用禁止が約10年遅れた結果、その間の石綿粉じんばく露による被害は今後も確実に継続する。のみならず、建設作業従事者は、将来の建物解体改修時に新たにばく露するリスクが増大する。国には、自ら招来したリスクが顕在化せぬよう、飛散防止対策の万全を期す重大な責務がある。

イ　建材企業の責任

これまでの判決が企業責任を認めなかったのは、病気の原因となった建材と企業の特定ができず、加害行為と被害発生の因果関係が認められないことを理由としたに過ぎず、企業の加害責任を否定したわけではない。建材企業の警告表示に関して国の規制権限不行使の違法を認めた東京・福岡・大阪地裁の各判決も、建材企業の違法行為を当然の前提としている。同様に、国の製造禁止が遅れた違法を認めた大阪地裁判決も建材企業が製造等を中止しなかった違法を前提としている。

その上で、京都地裁判決は、建材企業は「最高、最新の学問、技術水準に基づいて当該製品から発生する危険を予見し、被害発生を防止するために必要かつ相当な対策を、適時かつ適切に講ずべき高度の注意義務を負っている」として企業の加害責任を明らかにし、シェア10%以上の建材企業9社の共同不法行為責任（警告表示義務違反）を認めた。

かかる高度の注意義務、石綿建材を製造・販売するにあたっての警告表示義務違反は全ての建材企業に共通する。とりわけシェアの大きな建材企業は、全面解決を現実的課題として認識せざるを得なくなったはずであり、早期解決へ向けての大きな一歩となった。

ウ　司法からのメッセージ

2012年12月の東京地裁判決は、「石綿含有建材の製造販売企業が、ゼネコンなどの元方事業者などと共に、一定の責任を負うべきではないか・・・立法府及び関係当局における真剣な検討を望む」と付言していた。京都地裁判決も、一人親方等の救済につき、「立法府の責任を問うことにより解決されるべき問題」であるとし、建材企業及び事業者、ゼネコン（元請）等を含めた救済制度について言及している。

この間の判決は、繰り返し国の責任を厳しく指

摘し、京都地裁判決は、ついに建材企業の責任を認めた。国が中心となって建材企業などの関係者と共に一人親方を含めた建設アスベスト被害の救済を図るべきだ------連続勝利判決の要諦は、「建設石綿被害補償基金」を創設すべきだという点にある。

⑸ 判決行動から見えてきた課題

大阪訴訟、京都訴訟の結審後、私たちは両訴訟を「関西建設アスベスト訴訟」と位置づけ、2015年9月に関西建設アスベストデー（200人規模の大阪市内集会・在阪企業交渉等）、同年11月に院内集会を開催し、公正判決署名や共同アピール、国会議員要請やリーフレット作成など、法廷外運動に共同で取り組んで来た。

2016年1月22日の大阪地裁判決当日から2月5日にかけて、同月29日の京都地裁判決の前後2週間に亘る判決行動を展開した。両判決の報告集会（関西・院内）、厚労省・国交省要請、厚労省前・国交省前・議員会館前・東京高裁前宣伝、国会議員要請、国会通信ポスティング、ニチアス本社前1000人抗議行動、在京・在阪企業交渉など多彩な取り組みに、関西の原告団・弁護団・支援者の他、首都圏建設アスベスト訴訟の原告団・弁護団、組合員、公害、じん肺、石対連の皆さん、泉南の原告などのべ2000人を超える参加を得た。多くの原告が代わる代わるマイクを握り、被害を訴え、国や企業に怒り、早期解決を求めた。建材企業に初めて勝った京都地裁判決が全国の原告・被害者を大いに勇気づけ、明るい判決行動となった点が印象的である。

両判決後には、野党議員が厚労省・国交省に早期全面解決の申し入れを行い、原告団・弁護団も同席した。1月27日の全建総連請願署名提出院内集会には与野党の議員・秘書約90名が参集して、口々に早期解決へ向けた決意が表明なされた。今後も、厚労委員会・国交委員会での集中審議等の実施など、政治に対して建設アスベスト被害の救済と根絶を粘り強く求めていくつもりである。

在京・在阪企業交渉では、これまで原告との面談を拒否したり、時間・人数を制限してきた企業の一部が面談に応じるなど、京都地裁判決を機に大きな変化が見られた。「国から働きかけがあれば応分の負担を検討せざるを得ない」などと回答する企業も複数ある一方で、ニチアス、A&Aマテリアル、太平洋セメントなど大手建材企業の不誠実な対応が際立った。

この度の連続勝訴判決はマスコミも大きく取り上げ、読売･朝日･毎日新聞のほか、地方紙各社もこぞって国と企業に救済制度の創設を求める社説を発表した。一人親方を含めた建設アスベスト被害の救済はもはや大きな世論である。司法も、世論も、国と建材企業に早期解決を求めている。

石綿建材が広く流通した根本原因は、国交省が企業の働きかけに応じて石綿建材を不燃材・耐火材等に指定・認定したことにある。長期間に亘り、大量の石綿建材の製造使用を容認したのみならず、積極的に使用促進した国交省の責任は極めて重大である。この度の判決行動では、厚労省のみならず国交省にも要請を行ったが、全く当事者意識のない対応に終始した。最終的には全ての関係省庁が話し合いのテーブルに着くよう、粘り強く解決を模索したい。

⑹ 建設アスベスト訴訟の全国的な闘い

大阪訴訟は2月4日、京都訴訟は2月10日に、原告全員及び国が控訴し、京都地裁判決で敗訴した被告企業9社もそれまでに全て控訴した。

2008年5月に東京・横浜で提起された建設アスベスト訴訟は、全国5高裁（東京〔東京1陣･横浜1陣〕高裁2事件、福岡高裁、大阪〔大阪・京都〕高裁2事件）、4地裁（札幌〔1陣・2陣〕地裁、東京〔2陣〕地裁、横浜〔2陣〕地裁）に係属することになる。札幌〔1陣〕地裁は2016年中に判決が出る見込みであり（3月24日結審予定）、東京〔東京1陣〕高裁は不当な訴訟指揮のため予断を許さない状況が続いている。

全国の建設アスベスト訴訟における被害者数は650名（原告数は744名・2015年10月時点）、すでに半数以上が死亡しており、1日も早い救済が求められている。

大阪訴訟・京都訴訟の舞台は大阪高裁に移った。控訴審では建材企業と国の責任をさらに追及しつつ、全国的な闘いの中で政治による早期解決を求めていきたい。

2　大阪・泉南アスベスト国賠訴訟のその後

⑴　2014年10月の泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決によって国の責任（1958年から1971年までの間、局所排気装置設置の義務づけを怠った違法）が確定し、同じ状況にあった石綿工場における労働者のアスベスト被害については、国が早期に訴訟上の和解に応じることを約束した。かかる最高裁判決基準に基づき、全国で約50件（被害者単位、うち泉南地域の3陣訴訟が約20件）の国賠訴訟が提起され、2016年1月までに半数の和解が成立している。

しかし、泉南地域に限っても被害はまだまだ埋もれていると思われる。弁護団では、引き続き地元の原告・支援者と連携して3陣訴訟の被害者を掘り起こしつつ、国に適切な方法による周知徹底を求めていくつもりだ。

なお、2015年9月、国賠訴訟の提起にあたって必要となる社会保険記録交付手続の運用改善を厚労省に要請したところ、比較的速やかに通達が出された。1つの成果である。一方、同月、全国各地の労基署で石綿関連文書の誤廃棄が明らかになった。その全貌や原因は明らかにされておらず、究明が急がれる。

⑵　8年半に及ぶ泉南アスベスト国賠訴訟の解決を記念し、2015年4月、かつて「いしわた村」と呼ばれた泉南市信達牧野において、「泉南石綿の碑」建立式が行われた。原告団、弁護団の他、建設原告や東京・韓国の支援者、地元市長や議員など約200人が参加し、全てのアスベスト被害の救済と根絶へ向けて新たなスタートを切った。

「原告団」と地元の支援団体「泉南地域の石綿被害と市民の会」は、同年6月、新たに「泉南アスベストの会」を結成して、3陣訴訟の被害者掘り起こしや建設アスベスト訴訟の支援をはじめ、全国的な公害・じん肺・石綿被害者団体等との交流、石綿救済法見直しに関する要請など精力的に活動している。

泉南アスベスト国賠訴訟では1971年以降就労の労働者や家族・近隣曝露の被害者に対する国の責任が否定された。これらの救済は、建設アスベスト訴訟の解決や石綿救済法の抜本的改正の中で見直されるべき大きな政治的課題でもある。

3　アスベスト被害救済訴訟の概況

2015年9月に各地の弁護団に呼び掛け、企業を相手方とするアスベスト被害事件に関する情報交換を行った。2005年のクボタショック以降提起された約90件の訴訟事件が報告され、個別訴訟の多くが訴訟上の和解によって解決している現状が明らかになった（判決約20件、訴訟上和解約40件、係属中約30件）。この他、訴訟外の和解においても相当数が解決していると予想される。2015年12月にはさいたま地裁で曙ブレーキ工業事件（集団訴訟）の和解が成立している。企業の安全配慮義務違反を認める裁判例も引き続いており、2015年9月には中央電設事件の、同年10月には三菱下関造船じん肺訴訟の原告側勝訴が最高裁で確定した。企業に厳しい責任を認める判決の傾向は今後も続くと考えられるが、曝露立証が困難な石綿肺がん事例や時効問題、CT画像問題などの他、予見可能性に関する特異な判断を示して企業責任を否定した不当判決など、克服すべき課題もある。

2012年以降、石綿肺がんの行政不認定を取り消す判決が相次いでいるが、2016年1月には大阪高裁で原告逆転勝訴の判決が言い渡され、確定した（原審は神戸地裁）。クボタショック後に提起された石綿肺がん行政訴訟は9件全て国が敗訴している模様である（自庁取消による認定を含む）。個別事例の救済としてではなく、行政による認定基準の恣意的運用の見直しが急務である。

4　全てのアスベスト被害の救済と根絶に向けた全国的な闘いを

2015年6月にはクボタショックから丸10年を迎え、2016年3月には石綿救済法施行10年となる。石綿肺がんをはじめとしてまだまだ救済率が低い上、救済金額も不十分な現状を追認し、国が「隙間だらけ」のままアスベスト問題の幕引きを図ることは許されない。ここ数年、作家・藤本義一氏の中皮腫死亡やゴム手袋による看護師の被害、麻袋の再生業者の被害など多様なアスベスト被害が報告されている。行政による十分な調査すらなされない原因の一つは、被害が発生しても僅かな補償額で済まされてしまう石綿救済法の不十分

性にあり、その抜本的改正が必要である。

2014年6月、建物解体に伴うアスベスト飛散防止対策として、届出義務者の工事施工者から発注者への変更など一定の規制強化が図られた改正大気汚染防止法が施行された。しかし、「戦後建てられた280万棟ものアスベスト建築の解体が一斉にピークを迎える中、解体工事を取り締まる法規制が現場の実態に追いつかず、各地で手抜き工事が行われ、重大な飛散事故が繰り返されていることがわかってきた・・・監視するはずの行政は人員不足、国は抜本的な対策を先送りし続けている」(2016年2月4日放送・NHK『クローズアップ現代』ホームページより)。このままでは新たな曝露による被害発生は避けられない。建物解体改修時のアスベスト飛散は、建設作業従事者の職業ばく露の問題であると同時に、環境ばく露の問題でもある。建設アスベスト訴訟の解決と全てのアスベスト被害の救済・根絶は連続しており、そのためにも同訴訟の早期解決が必要である。

今後も多くの方々の知恵と力を結集し、アスベスト被害の全面的な救済と万全な防止対策を求める大運動を展開していきたい。

〔2〕尼崎アスベスト訴訟

～神戸地方裁判所平成27年3月23日判決の報告～

兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団　事務局長
弁護士　　和　田　信　也

1　尼崎アスベスト訴訟労災型裁判

尼崎アスベスト訴訟では、アスベスト工場の近隣住民を被害者とする環境型訴訟(最決平成26年2月17日)のほかに、アスベスト曝露により肺がんに罹患した労働者を被害者とする労災型訴訟にも取り組んできたが、このたび、この労災型訴訟について、神戸地方裁判所平成27年3月23日判決が、労働者の救済を否定する判決を言い渡した。以下では、この判決について報告する。

2　事案の概要

被害者は、アスベストに曝露し肺癌で死亡した労働者2人であり、その遺族が原告となっている。

被害者の一人は、株式会社クボタの旧神崎工場に石綿原料の搬入や石綿管の搬出をしてアスベストに曝露したトラック運転手である。同人は、株式会社クボタとの間には直接の雇用関係はなく、同社の下請会社の下請会社（孫請け）の従業員であり、アスベストに曝露した期間は昭和36年から42年までの約6年間である。平成16年、肺がんのため、62歳で亡くなった。

もう一人の被害者は、溶接工として、中小企業を転々としていた労働者であり、溶接時に使用した石綿防護製品（石綿シート、耐熱手袋など）が摩耗して飛散したアスベストに曝露した。曝露期間は、昭和43年から平成9年までである（ただし、後述のとおり争点となっている。)。平成9年、肺がんを原因とする転移性脳腫瘍のため、56歳で亡くなり、平成18年には、労災が認定された。

原告らは、被害者の遺族であり、トラック運転手の遺族は、国に対しては国家賠償法に基づき、株式会社クボタに対しては不法行為ないし安全配慮義務違反に基づき損害賠償を、溶接工の遺族は、国に対して国家賠償法に基づき、損害賠償を求めたのが、本件訴訟である。

3　争点及び争点に対する裁判所の判断

神戸地裁平成27年3月23日判決は、原告らの請求を全て排斥し、請求棄却の不当判決を言い渡した。争点は多岐にわたるが、主要な争点は、①株式会社クボタ及び国の予見可能性、②溶接工のアスベスト曝露事実の立証である。

⑴　予見可能性について

予見可能性の対象は、重大な健康被害で足り、個別具体的な疾病の発症までを予見することまでは必要とされていない。また、予見の程度も、抽象的な危惧で足り、まして医学的知見まで必要とされることはない（福岡高裁平成元年3月31日判決、最高裁平成25年11月21日決定、大阪高裁平成26年9月26日判決など）。

ところが、本判決は、予見可能性の対象を、具体的な疾病と判断し、アスベスト曝露により石綿肺、肺がん及び中皮腫を個別具体的に予見できたか否かを問題とした。そして、これら具体的な疾病の発症の予見が可能であったか否かは、「医学的な知見の確立」が必要であるとし、予見可能性の時期を、石綿肺については昭和33年3月ころ、中皮腫については昭和48年ころ、肺がんについては昭和47年ないし昭和48年ころと判断した。

本判決の判断は、判例に反する。個別具体的な疾病の具体的な予見（医学的知見の確立）がなければ予見可能性がないとする判断は、医学的な争いがある限り、企業は、法的な責任を問われることがないことになる。これは、企業が、労働者の命を危険にさらして、利益を得ることを容認するものであり、まさに「企業が活躍しやすい」不当な司法判断である。

⑵　曝露の立証

本判決は、労災認定と異なり、溶接工の被害者が、アスベストに曝露した具体的な立証がないと判断した。

溶接工の被害者は、中小企業を転々としており、その勤務先の多くは既に廃業している。しかし、被害者は、昭和43年から平成9年までの間、数か月の空白があるものの、一貫して溶接工として勤務し続けていた。唯一事業が継続している事業所からは、石綿シートを使用していたとの回答が得られており、労働基準監督官の調査復命書においても、2つの事業場において石綿シート又はエプロンの使用の事実が認められ、その従事期間が通算で10年を超えること、溶接工の被害者は昭和43年以降、ほぼ常態として石綿含有製品を扱っていたと認定している。

ところが、本件判決は、「石綿を含有する耐熱エプロンや耐熱手袋を着用していた」と認めながら、「具体的な業務内容や……石綿粉じんの飛散状況については不明である。」「同作業場において大量の石綿粉じんに曝露したとは認め難い」と結論づけた。

アスベスト関連疾患は、アスベスト曝露から20～40年を経過して発症するため、発症時にはアスベスト曝露に関する証拠が散逸していることが多い。本判決のように、アスベスト曝露について、具体的かつ詳細な立証を被害者に求めることは、不可能を強いるものであり、救済の道を閉ざす結果となる。

4　現在の状況

我々弁護団は、本判決の不当性を明らかにし、その判断を覆すべく、直ちに控訴し、現在、大阪高裁にて審理中である。本判決のような不当な判決に屈することなく、アスベスト被害の救済に向けてこれからも活動を活発化させていきたい。

〔3〕首都圏建設アスベスト訴訟の報告

～大阪・京都勝利判決に確信し首都圏での勝利をめざして～

首都圏建設アスベスト訴訟弁護団　事務局長
弁護士　佃　俊彦

1　大阪・京都勝利判決の重要な意義

⑴　建設アスベスト訴訟では、本年1月22日に大阪地裁が、同月29日には京都地裁が、それぞれ原告勝訴の判決を言い渡した。

国の責任について、大阪地裁判決は、特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という）が改正された1975年10月1日以降、①石綿建材への警告表示、②建設現場への掲示、③防じんマスクの着用を義務づけるべき規制権限不行使とともに、④1995年以降のクリソタイル（白石綿）を含む製造禁止の規制権限不行使の違法を認めた。

京都地裁判決は、吹付け作業従事者に対して、特化則が制定された1972年10月1日以降、送気マスクの着用と、建材、建設現場への警告表示（上記①②）を義務づける規制権限不行使について、屋内作業従事者に対して、1974年1月1日以降、建材、建設現場への警告表示（上記①②）、防じんマスクの着用（上記③）、④集じん機付き電動工具の使用を義務づけるべき規制権限不行使についての違法を認め、さらには屋外作業従事者に対しても、2002年1月1日以降、建材、建設現場への警告表示（上記①②）、④集じん機付き電動工具の使用を義務づけるべき規制権限不行使の違法を認めた。

両判決は、これまでの東京地裁判決、福岡地裁判決が認定した国の違法事由、違法期間をより拡大して認め、四度、国の責任を一層厳しく断罪したものである。そして、最高裁は、2014年10月9日、泉南アスベスト訴訟において石綿工場におけるアスベスト被害について国の責任を確定しており、その判断基準、判断方法は建設現場におけるアスベスト被害にも妥当することから、大阪・京都地裁の四度の判決により建設アスベスト被害における国の責任は最早明確になったと言っても過言ではない。

⑵　メーカー責任について、京都地裁は、極めて高度な注意義務を前提に、国と同様の時期以降の建材への警告表示義務違反を認めたうえで、加害行為を警告表示することなく石綿建材を製造・販売した行為と捉え、概ね10%以上のシェア（市場占有率）を有する被告メーカーが販売した建材を「責任建材」として、これらの建材を製造・販売した企業のうち、ニチアス、エーアンドエーマテリアル、太平洋セメント、新日鉄住金化学、日東紡績、エム・エム・ケイ（旧三菱マテリアル建材）、ノザワ、ケイミュー、大建工業の9社に対し、民法719条1項後段の類推適用により累積的競合、重合的競合の共同不法行為責任を認める画期的な判決を言い渡した。

京都地裁判決は、建設アスベスト訴訟において初めて建材メーカーの賠償責任を認めたものであり、原告らの被害を真正面から見据え、アスベストの危険性を知りながら利潤追求のため安全であるかのように装い製造・販売を続けたメーカーの加害責任を認めたものとして高く評価できる。

⑶　この2つの判決について、毎日新聞、朝日新聞、読売新聞の各紙は、社説で「国も企業も救済に動け」「被害者の手厚い救済が要る」等と論じた。また、各地の建設アスベスト訴訟を支援している建設組合が加盟している全国建設労働組合総連合（全建総連）は、「建設アスベスト補償基金」制度の創設をめざして200万筆の国会請願署名と国会採択のための紹介議員獲得の運動を始めており、建設アスベスト被害救済の世論はかつてなく広がっている。

しかしながら、敗訴した国と被告メーカーらは

不当にもそれぞれ大阪高裁に控訴しており、関西アスベスト訴訟の闘いの場は大阪高裁に移りつつある。

2　首都圏建設アスベスト訴訟の審理の状況

⑴　次に、建設アスベスト訴訟の中心的訴訟である首都圏建設アスベスト訴訟の審理の状況について述べる。

横浜地裁判決の控訴審を審理している東京高裁第5民事部（永野厚郎裁判長）は、前回の昨年9月8日の期日には「次回にすべての証拠の採否を決定する。」と述べたが、大阪・京都地裁の判決をも踏まえて、本年2月19日の期日には被告メーカーらに対し、原告らが石綿関連疾患に罹患した主要な建材（主要曝露建材）に関する証拠の提出を求めるとともに、次回以降に本年6月、7月と10月に3回の期日を入れて慎重な審理を行おうとしている。

大阪・京都地裁判決に対する国、被告メーカーらの反論とそれに対する原告らの再反論、主要曝露建材からの曝露状況の立証のための原告本人尋問の実施等を考えれば極めて妥当な審理計画と言える。

⑵　他方、東京地裁判決の控訴審を審理している東京高裁第10民事部（大段亨裁判長）において、原告らは、既に、各職種、原告の主要曝露建材を製造・販売した被告メーカーらの重合的競合の共同不法行為責任の主張、8つの職種について主要曝露建材からの曝露状況の立証のための原告本人尋問、一人親方の支配従属性に関する原告本人尋問、被害立証のための原告本人尋問の申請、混和材の大部分を製造・販売していたノザワのテーリングを混合する際の左官の曝露量の鑑定申出を行っている。しかしながら、第10民事部は、前回の昨年7月14日の期日において、原告らが高裁において力点を置いて主張している、主要曝露建材を製造・販売した被告メーカーらの重合的競合の共同不法行為責任について、既に提出されている書証や原審で取り調べられた人証調べの結果から法的判断は可能である、一人親方については安衛法57条の適用、法的評価の問題である、被害立証については原審で取調べがなされている、したがって原告らが申請した原告本人尋問はいずれも不要であるとしたうえで、「裁判所としては、次回までに、提出すべき書証、主張を提出していただきたいと考えております。本日の時点では、人証の採否について決定はいたしませんが、……次回の弁論期日を指定しますが、次回期日をもって弁論を終結したいと思います。」と述べた。

そもそも控訴してから3年余りが経過したが、第10民事部はこれまで6回しか期日を開いておらず、しかもその期日は証拠調べではなく、すべて弁論である。証拠調べの機会はいくらでもあったのである。また、原告ら被害者の声を一度も聞かずして公正な判決を書くことができるとは到底考えられない。さらには、大阪・京都地裁判決に対する主張、反論の必要性を考えても、次回の本年3月14日に結審することは、拙速であり、審理不尽であり、極めて乱暴な訴訟指揮であることから、結審は決して許されず、慎重な審理が強く望まれるところである。

⑶　2014年5月に提訴した2陣訴訟は、東京2陣訴訟が東京地裁民事第1部（後藤健裁判長）で、神奈川2陣訴訟が横浜地裁第2民事部（大竹優子裁判長）で審理されている。両地裁とも、既に昨年の夏以降、主要曝露建材を製造・販売した被告メーカーらの責任立証のために原告本人尋問が行われている。

3　大阪・京都勝利判決に確信し首都圏での勝利をめざして

大阪地裁判決、とりわけ建材メーカーの法的責任を認めた京都地裁判決は、全国全ての建設アスベスト訴訟の原告らと建設アスベスト被害者の法的救済の可能性を大きく切り拓くものであり、極めて大きな意義を有する。首都圏建設アスベスト訴訟原告団、弁護団は、大阪・京都勝利判決に確信し、東京高裁第10民事部の不当で乱暴極まりない訴訟指揮を跳ね返し、東京高裁での勝利をめざして奮闘する所存ですので、これまで以上のご支援をよろしくお願いいたします。

（大気汚染）

〔1〕川崎公害の取り組み

川崎公害裁判弁護団　事務局長
弁護士　　篠　原　義　仁

はじめに

2016年1月20日に国交省（関東地方整備局）、横浜国道事務所、川崎国道事務所、京浜港湾事務所、高速道路会社との間の「道路連絡会」が開催され、この1年間、随時開催されてきた「勉強会」の到達点をふまえた協議が行われた。

以下、この「道路連絡会」での協議内容を中心にして報告する。

この1年のたたかい

1　国道1号をめぐる取り組み（横浜国道事務所）

この2年間、国道1号の取り組みにとって最大の課題は、「車線の整流化」の名の下に、現行23mの道路幅のなかで（道路幅の30m拡幅、沿道法に基づく周辺整備を入れると40mの拡幅については、拡幅阻止）、片側3車線を2車線に削減し、その削減した道路幅を歩行者自転車道に付け替えて拡幅することであった。

既存道路の、しかも幹線道路の最たるものである国道1号で前記課題を実現することは、全国的な道路反対運動のなかでも特筆すべき成果というべきもになっていた。

それが、粘り強い交渉（協議）のなかで、いよいよ実現の見通しという段階に至った。これを具体的にいうと、「国道1号川崎市幸区沿道環境整備事業」（国交省は、車線削減事業といわず、そう呼ぶ）は、平成26年度までに交通状況の調査と予備設計を行い、その「整流化（われわれのいう車線削減）の妥当性の検証」を行い、その「妥当性」をわれわれとの協議をふまえて、承認した上で、平成27年度には、国交省内での議論はもとより、関係機関（所轄の警察、神奈川県警、地下埋設物を所有する川崎市、関係会社）との協議が進められ、整備計画案の策定が進められた。

車線の削減による自動車走行への影響、とりわけ交差点構造の改良は、所轄の幸警察署及び神奈川県警にとって重大な関心事でその協議は慎重に進められた。

現在の課題は、大型車の左折・右折との関係での交差点の停止線位置の調整と「歩道の広幅員化」に伴う、その構造問題、具体的には、①自転車歩行車道（4m幅について歩道と自転車道を混在させ、2m幅の自転車道をカラー化する）、②歩道・自転車道の区分け（歩道2m、自転車道2m）、③歩道･自転車レーンの区分け（歩道3m、自転車レーン1.5m）のいずれを選択するかの課題のみを残すところとなっている。

前者の交差点構造については、国交省側の案は確定し、県警の承認を得ればいいだけの段階となり、後者の歩道・自転車道については、国交省は、結果として歩道が現行歩道幅と同じとなる②案の選択はないとし、他方、③案の1.5m自転車レーンは片側通行（法令上双方向走行には2m以上が必要）で、反対走行の自転車は必然的に歩道上を走行し、かつ、車道上を大型車とともに走行することを避ける人たちの走行は、必然的に歩道を進行することとなり、結局、歩道・自転車道と異なることにはならないということで、第①案で確定したが、なぜか、ここにきて、国交省は、第③案もありうると主張するところとなり、その調整が必要となるに至った（その検討のなかで第②案の再浮上もあるか）。

従って、整備計画の策定のためには、前記第①案、第②案、第③案の調整が必要となっているが、その

調整は、本年2月中にも行うことが約束されていて、従って、整備計画の策定は、年度内にも行われ、これに基づく、関係機関との最終協議も年度内に開始される見通しとなった。

これを受けて、「道路連絡会」で最終計画案の地元説明会を4月始めから連休前にも行うことが合意されるに至った。

その上で、平成28年度に入り、「整備計画の決定及び詳細設計」を確定し、いよいよ、平成28年度から工事に入ることが確認された。

なお、具体的な工事手順は、下水道、ガス、電気等の地下埋設物の撤去、移動が各関係者の手によって実施され、その後、信号機その他の交通関係の構造物の移設と車線削減のための工事が実施される予定となっている。ちなみに、そのための予算は、国交省（関東地整）としては、28年度予算に折り込みずみとなっている。

国道1号という幹線道路で、いよいよ第1期の車線削減が実現し、次いで東芝小向工場の敷地部分（300m）の買収に伴って、第2期工事の実施という手順となっている。

一方、60年前（1951年、昭和26年）に現行道路幅23mを30mにするとした都市計画決定は、今だ生きつづけていて、われわれとしては、この都市計画決定の取消が実現するまでたたかいつづけることを確認しているが、この点については国交省（関東地整）は、簡単には同意せず、従って、地域運動を再構築して本省交渉を含めてひきつづき追及する課題となっている。

2　国道15号をめぐる取り組み（川崎国道事務所）

国道15号の道路構造の改善は、和解成立直後の川崎国道事務所との交渉（協議）で広い幅員をもっていた中央分離帯を7m削減し、上下線の従前の歩道にそれぞれ3.5m付替えて拡幅し、その結果、拡幅された歩道を、自転車道と歩道に分離して、新たに自転車専用レーンを確保した。

しかし、国道15号と交差する細街路の存在を前提にして、国交省は県警との接渉で細街路と交差する部分の直進を避けるとして、曲りの多い自転車専用レーンを設置した。

しかし、その使い勝手は悪く、曲りと曲りの間の自転車道は、違法駐輪場化して自転車道の機能を著しく阻害した。

その「阻害」の改善のために、2014年において国交省と協議を行い、その結果、①自転車道は、双方向走行の自転車・歩行者道として直進性のあるものに再整備する。②自転車道の再整備にともなって移動を余儀なくされた記念碑（川崎公害裁判の和解解決の結果として、道路改善事業が実施されたことを銘記する、故加藤満生弁護団長の筆による記念碑）を新川橋交差点の上り車線側「ドコモ」前に移設し、かつ、記念碑の周りには、原告団・弁護団の指定する植樹を行う、ということで合意が成立した。

この工事については、2015年に入り実施され、同年3月に完工した。

ところで、国道15号の歩道上は、従前の曲りのある自転車道の存在はもとより、もともと、通勤・通学用の自転車が数多く違法駐輪されていた。

これについて、川崎国道事務所は、われわれの要求に応えて、一定規模の新しい駐輪場の開設と引換に川崎市条例上の駐輪禁止区域化をめざし（違法駐輪の撤去可）、そのための川崎市との協議を行った。

これについては、現在、国道15号の歩道上に国交省が土地を提供して、何ヵ所かに分離して合計330台分のラック式駐輪場が新設され、その結果、2016年3月1日に、「自転車等放置禁止区域」としてその指定が行われるところとなった。

また、国道15号の緑化対策は、当初の約束として高木、中木、低木を合わせて合計5万5千本の植樹が確認された。しかし、低木で数合せした植樹は、従前植樹した地域であっても高木の増加や、そして、横浜側の地域の植樹計画の早期実施が強く望まれ、その具体化が迫られるところとなっている。

なお、記念碑の移動も完了し、われわれの申入に基づく植樹も完了した。

3　環境ロードプライシングの課題

川崎市川崎区の臨海部には、住居地域を横断する高速横羽線（その下が県道の産業道路でいわゆる2階建構造になっている）と工場地帯を横断する高速湾岸線が走っている。われわれは、住居地域の横羽線の自動車（とりわけ大型車）の走行台数を減らし、これを工場地帯の湾岸線に振り向ける方策として、両線の間の高速料金について湾岸線の料金を2分の1とする、環境ロードプライシングを実施するよう要

求した（和解条項にもロードプライシングの検討が盛り込まれた）。

これについて、国交省（関東地建だけでなく本省交渉も実施）は、川崎国道事務所に指示して、ロードプライシングを実施した場合の横羽線から湾岸線への転換の効果（悪影響なし）の裏付けをとるため、和解成立後において事業所及びドライバーのアンケート調査を実施した。その調査結果は、われわれの要求の正当性を支持する結論となった。

そこで、われわれは速やかなるロードプライシングの実施を要求したが、川崎国道事務所は、全国一律で行う高速料金体系の見直しでも、横羽線から湾岸線への自動車走行の転換は期待できるとして、2度にわたって高速料金体系の見直しを実施した。

その4年間の結果が、前記「道路連絡会」で資料を添えて報告された。その内容は、「横羽線と湾岸線の利用分担率」については、湾岸線が上昇し、横羽線は下降した。

しかし、走行台数の実数は、横羽線も湾岸線も増加し、かつ、産業道路の走行台数も増加した。何のことはない、高速料金体系の見直し（低額化）は、高速道路の需要を促進し、その結果、横羽線とそれにリンクする産業道路の需要も増加させ、この地域の環境改善には役立たないことが明らかとなった。

従って、もう待ったなしで、われわれの要求する環境ロードプライシングを実施すべきところとなった。

「道路連絡会」では、そのことを強く要求し、国交省側としてその検討を約するに至った。

4　川崎臨港道路等をめぐる取り組み（京浜港湾事務所）

いわゆる臨港道路（湾岸道路東扇島水江線の架橋道路）は、われわれとして反対の論陣を張ったが、川崎市のアセスメント手続を経て、現在、着々と工事が進行している。

なお、この道路建設に対して、われわれが、大気汚染の新しい発生源となると主張したのに対し、京浜港湾事務所は、当初なかった方策として、臨港道路から住居地域の池上新田間の途中の三差路（東扇島水江線と殿町夜光線の三差路）の道路構造について、右折車線をもう1本追加的に新設し、池上新田方向への大型車の通行を軽減する方策を講じた。

これについて、われわれは、この三差路の構造改善は、東京オリンピックに便乗しての道路開設とその開設道路が殿町夜光線に接続され、自動車走行を増加させるのではないか、と懸念した。

そして、平成27年に入り、羽田川崎連絡道路構想が東京オリンピックに連動して提起されるに至った。具体的には、平成27年1月30日から平成29年3月31日を契約期間として、川崎市がコンサルタントに「（仮称）羽田連絡道路、調査及び予備設計業務」の調査を委託し、同じく、平成27年5月19日から平成28年3月31日を契約期間として「平成27年度羽田連絡道路関連事業」の調査を委託した。

また、川崎市等は、「国家戦略特区（川崎区殿町地区の旧いすゞ川崎工場跡地周辺がこれにあたる）における東京圏のビジネス機能を支える成長戦略拠点を形成」するとして、「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」を立ちあげ、「インベーション創出・新産業創造拠点としての展開」をはかるとしている。

その流れのなかで、羽田・川崎連絡道路の新設が提起されるに至った。

前記「道路連絡会」でこの点が問題となったが、国交省及び京浜港湾事務所は、事業主体ではないので詳細は不明としつつ、他方、羽田･川崎連絡道路は、前記特区には直結するが、その道路が現時点で殿町夜光線に接続するとは聞いていないと回答するところとなった。

しかし、この動きについては、われわれとしてひきつづき、警戒し注視する必要があるところとなっている。

5　国道357号をめぐる課題

住居地域の自動車走行量を非住居地域に誘導する一般道・国道357号の建設については、われわれは異を唱えていない。むしろ、「窮極のロードプライシング」と位置づけている。その357号は、川崎・鶴見間を除く、東京、横浜側の建設は進んでいるが肝心の川崎・鶴見間は未建設となっている。

そして、「道路連絡会」でこの間の進行状況を質したところ、国交省は、「国道357号多摩川トンネル」について①国道357号地質調査（羽田地区、川崎市浮島地区の地質調査）②同道路及び構造物予備設計（その1）（浮島地区における道路予備設計、箱型函渠予備設計、擁壁予備設計）、③同（その2）（多摩川渡

河部において、最適なトンネル工法の選定を行い、トンネル予備設計、立坑予備設計等の実施)、④平成27年度国道357号環境調査検討業務（多摩川区間において事業内容の整理を行い、環境調査項目の選定、環境調査の実施）について、その業務が進行中であると回答した。

今まで、国道357号の多摩川トンネルの建設については一向にその進渉状況の報告はなかったが、東京オリンピックの影響なのか、はじめて前記報告が行われるところとなり、ひきつづき工事の進渉状況を見きわめ、追求してゆくことが肝要となっている。

＜救済制度をめぐるたたかい＞

2014年6月24日の川崎市本会議で市長の意向をうけたものと推測される無所属議員の質問に端を発した、「川崎市成人ぜん息患者医療費助成制度」（市条例）の見直し問題は、その後も当該議員との間で質問、回答が行われたが、最終的に、当該議員から、同議員をして自分は同制度の見直しを要求したものではない、「今後この制度の存続を願っている点におきましては、皆様方と考えを異にするものとは思っていません」との事実上の質問撤回発言（回答）を引き出すところとなった。

しかし、川崎市の「財政難」（正しくは、川崎市は全国の政令指定都市のなかで最も健全な財政状態で、臨海部開発、特区優先政策、大型公共事業推進のために予算を振り向け、福祉、医療、公害環境、教育等の予算を一律的に削減しようとしているのがその実態）を口実とする「予算の一律削減」攻撃の前に、ひきつづきその情勢は余断を許さないものとなっている。

但し、公害担当部局との接渉のなかで、平成28年度予算案のなかに前記市条例に係る予算の削減は盛り込まれなかったことが判明したが、しかし、次年度以降も「削減」問題はひきつづく課題となっている。

東京都条例が終息に向うなかで、患者の1割負担や救済対象がぜん息患者のみという弱点はもっているものの、全国でただひとつ、救済条例を実効的に存続させているのは川崎市のみであり、それを守り、発展させる意義は大きい。

なお、国に対して新しい救済制度の創設を求める取り組みは、全国患者会、大気全国連が、その位置づけを明確にして取り組みを継続中であり、川崎では、東京の取り組みに大いなる刺激をうけて、大きな闘いの流れに合流してひきつづき追求してゆくことを決意しているところである。

〔2〕西淀川公害訴訟の報告

西淀川公害訴訟弁護団
弁護士　村　松　昭　夫

1　公害根絶に向けて

西淀川公害訴訟は、1998年7月の国、旧阪神高速道路公団との和解以後18年間に亘って道路公害根絶に向けた国土交通省近畿地建との「道路連絡会」を継続的に行っている。

西淀川区の大気汚染は以前のような危機的な状況ではないものの、引き続き高水準の汚染が続いている状況であり、依然としてPM2.5などが環境基準値を上回っている。今もなお大型車規制や交通量削減などの公害根絶に向けた抜本的取り組みが求められている。

大気汚染公害患者の救済も急務である。

2　第 19 回道路連絡会について

2016 年 3 月 10 日に準備会を行い、3 月 30 日に第 19 回道路連絡会が開催する予定である。

第 18 回道路連絡会を受けて、2015 年 10 月 6 日、国交省との間で自由な意見交換を目的にした道路連絡会ワーキング会議が開催され、国道 43 号線から湾岸線への大型車の移行の促進、PM2.5 を中心とした大気汚染対策、歌島交差点問題などに関して意見交換を行った。

また、阪神高速神戸線の改修工事に伴って 2015 年 10 月に 2 週間に亘り通行止めが実施されたことから、大阪から公害をなくす会とともに、その間の交通量の増減と NO2 濃度の変化等に関する調査研究も実施した。現在、分析を進めているところである。

原告団及び弁護団は、上記の調査結果とその分析結果を道路連絡会の議論に反映させ、国道 43 号の大幅な大型車削減に向けた取り組み、とりわけ、削減目標を設定しての削減の取り組みを求め、NO2 に関しても 0.04ppm 以下を目指すべきとの意見やロードプライシングによる成功例を積極的に収集して、広く伝えることも必要ではないかという意見などを交換する予定である。

3　今後の課題

国交省側は、依然として、PM2・5 の汚染に関して環境基準を上回っている現状への認識が極めて甘く、大型車や交通量の削減目標を持つことに消極的姿勢を取り続けている。今後も、国民の命や健康を守る基本姿勢が問われていることを訴え続けることが必要である。

大阪では、未認定の公害被害者の救済に向けて、公害患者会、民医連、労働組合等によって結成された「あおぞらプロジェクト IN 大阪」があり、新たな医療費救済制度の確立に向けた取り組みも粘り強く行われている。

〔3〕尼崎道路公害訴訟

～道路連絡会における最終合意と 50 回道路連絡会～

尼崎道路公害訴訟弁護団
弁護士　　羽　柴　　修

1　道路連絡会における「最終合意」について

⑴　尼崎道路公害訴訟は、2000 年 1 月 31 日の神戸地裁の差し止め判決後、2000 年 12 月 8 日大阪高裁における尼崎道路公害訴訟和解成立、2003 年 6 月 26 日公害等調整委員会におけるあっせん合意を踏まえ、上記和解条項に基づく国交省及び阪神高速（株）との「道路連絡会」協議を経て、2013 年 6 月 13 日に上記訴訟和解条項履行に関する最終合意に至った。この間開催された「道路連絡会」は 2016 年 2 月 16 日で 50 回に達した。

⑵　最終合意の内容は以下のとおりである。

ア　環境ロードプライシングについて

阪神高速道路 3 号神戸線と 5 号湾岸線における料金に格差を設け 3 号神戸線及び国道 43 号から 5 号湾岸線への交通の転換を図る環境ロードプライシングを引き続き実施する。

イ　国道 43 号線の通行ルールについて

大型車に中央寄り車線の走行を促す「環境レーン」を中心とする「国道 43 号通行ルール」の定着に向け、尼崎をはじめとする地域にて次の施策を引き続き実施する。（アとイは恒久施策として実施）

① 横断幕、路側看板及び道路中央立て看板の設置・維持管理、道路情報板（電光式）への掲示 ② 湾岸線への迂回促進のための大気汚染情報（NO2濃度）のHPでの公開 ③ 関係機関との協力による違反車両の取締

ウ 国道43号の歩道空間バリアフリー化について

国道43号の歩道空間バリアフリー化（エレベーターの設置等）が進められ、東本町と五合橋交差点のエレベーター設置工事（十字路4隅に4基）を完了し、昨年3月31日に最後の三箇所目の出屋敷交差点のEL利用横断歩道渡り初めが行われ、本年度中（2016年3月末日まで）に完成となる。

2 差し止め判決及び高裁和解から最終合意に至るまで

⑴ 尼崎の闘いは、大阪国際空港夜間飛行差し止め訴訟以来、四半世紀ぶりの差し止め判決、その後の大阪高裁和解により、判決後の街づくりや道路交通の転換、大型車交通規制の基礎が作られた。連絡会での成果を勝ち得ていった大きな原動力は、2003年6月26日の公害等調整委員会における「あっせん合意」の成立であった。合意事項は、ア 大型車の交通量低減のための総合的調査の実施 イ 環境ロードプライシングの試行 ウ 大型車の交通規制の可否の検討を再度警察庁へ要請 エ 連絡会の運営の円滑化（公開）の4点である。

⑵ この合意により、連絡会を単なる意見交換の場から交渉の場に変え、環境ロードプライシングの充実やバリアフリー化による、尼崎を公害の街から住みやすい街にする闘いを切り開き、前記最終合意を勝ち取ることができたと考えている。

3 大型車の交通転換（交通規制）と環境負荷

⑴ 本日までの50回に及ぶ道路連絡会における粘り強い交渉で「環境ロードプライシング」、尼崎通行ルールにより、大型車の43号線及び3号神戸線から湾岸線等への転換という成果をあげつつあり、その具体的内容は、本日連絡会資料2のとおりである。特に尼崎通行ルール実施後、1年を経過した2014年11月19日実施の交通量調査によれば、実施前の2013年2月13日、43号線のセンサス大型車2万0954台が、2014年11月19日調査時点では1万7364台であり、3590台、2015年11月26日の調査時点では、1万5623台、5331台と着実に大型車の交通転換が進んでいる。

⑵ 本件尼崎地域におけるNox及びSPMについては、本日連絡会資料3のとおり、改善しつつあり、これは環境ロードプライシングを初めとする施策が実施されてきた効果と評価することができる。（但し、Noxについては問題のあるゾーン内でのこと。PM2.5については「参考資料」のとおり環境規準を超えている）

4 今後の課題

ロードプライシング等の施策が恒久的施策として今後も実施され、上記大型車の交通量の転換効果を維持していくことが重要であり、一方、社会・経済的情勢により、大型車規制の効果が減殺されていくことが懸念される。この問題に関わってきた当事者双方はこのことを念頭におき、最終合意書で指摘した将来検討すべき課題が重要な課題であることを改めて確認した。

〔4〕名古屋あおぞら裁判　連絡会における意見交換の終結を合意

～23号通行ルール（環境レーン設置・大型車中央走行方式）実現により連絡会における意見交換の終結を合意～

名古屋あおぞら裁判原告弁護団　事務局長
弁護士　　松　本　篤　周

1　はじめに

2001年8月全面解決和解が成立し、１３年半余り（提訴から26年）が経過した2015年3月27日、和解を契機として国（国土交通省及び環境省）との間で設置された道路沿道環境改善に関する連絡会（略称連絡会）における意見交換について、終結させる合意が成立した。

2　終結合意に至る経緯

昨年の公害弁連総会の報告において、私は「今後の方向」として、概ね以下の報告をした。

「2001年8月の和解成立から13年、1989年3月の提訴から数えて4半世紀を超える26年が経過しようとする今年、原告団も高齢化が進み、元原告の7割以上が亡くなり､運動の継続は困難な状況になっている。また、交通量削減の有力な手段として追求してきた車線削減は、部分的社会実験の結果、周辺道路への迂回交通量の無視できないレベルの増大という「副作用」から、中部整備局に実行させるのは現実的には困難であることが明らかになっている。

他方で、伊勢湾岸道への迂回により、23号の大型車交通量は和解以後の比較して3割あまり減少し、上記交通量低減と単体規制の進展に伴って、沿道測定局における大気汚染濃度も、要町測定局も含めてすべての測定局において、NO2・SPMとも環境基準を達成する状況となっている。名古屋南部地域の沿道大気環境を改善することを最大の目的とした連絡会の取り組みは、一定程度の環境改善の成果をもたらし、ある意味では社会的役割を果たしたと評価できる段階になっている。大型車交通量の低減と大気環境基準の達成という事実を前提に、今後の運動のあり方を考える時期に来ている。

そして、車線削減に代わる代替策としての23号通行ルール（大型車中央寄り走行方式）が実現した今、引き続きこの代替策を着実に継続させ、大型車中央車線走行という実態の定着をはかると共に、残された沿道環境整備（環境施設帯設置）を着実に進めさせることを前提に、訴訟とその後の道路管理者との車線削減を軸とした環境改善のための交渉という運動に一定の区切りを付ける段階に来ている。」

上記の原稿を出稿後、約1ヶ月半後に終結合意が成立した。

3　終結合意の内容

⑴　連絡会における国側の取組報告後、弁護団事務局長から別添の文書により、終結合意の申し入れをした。

⑵　国側はこれを受け入れ、国（国土交通省･環境省）と患者会・弁護団との間で別添の終結合意書を締結した。

同時に、終結合意書後は別に車線削減にかかる意見交換は終了するものの、環境測定結果については、今後とも継続的に国から患者会側に報告することを確認する別添の議事録が作成された。

4　おわりに

公害健康被害補償法の指定地域全面解除の年度末である1989年3月に名古屋地裁に名古屋南部あおぞら裁判を提訴し、11年半後の2000年11月に道路の差し止めと企業への損害賠償を認容した一次訴訟判決、翌2001年8月の全面和解成立、その後、14年裁判と半にわたる国との道路沿道環境改善連絡会を経て、提訴以

来26年にわたる訴訟から連絡会にわたる取組が終結した。

この結果は、この間の大気汚染全国連、公害弁連、大気全国患者会、その他の環境団体などの温かい支援と、時に厳しい叱咤の賜であると思う。そのことに弁護団を代表して心から感謝を申し上げる次第です。同時に、環境改善を求める取組には終わりはない。これからも、弁護団に参加してきた弁護士が、これまでとは違う形で、大気汚染問題をはじめ、名古屋あおぞら裁判の取組の経験を糧として、この地における環境問題に何らかの関わりを継続するであろうとの思いを胸に、弁護団としての一応の区切りの報告とさせていただきます。本当に長い間有り難うございました。

公害訴訟の活動に区切り

原告団と国の連絡会終結

自動車の排ガスなどによる大気汚染の責任を追及した名古屋南部公害訴訟（通称・名古屋あおぞら裁判）の原告団と国との連絡会が、二十七日に名古屋市港区の名古屋港湾会館で開かれた第十五回で終結した。高齢化が進んだ原告側からの申し入れ。国が今後も環境改善に尽力すると定めた合意書を交わし、提訴から四半世紀以上に及んだ活動に区切りをつけた。（中野祐紀）

あおぞら裁判は、名古屋市南、港、中川、緑、熱田区と東海市の公害病認定患者や遺族ら約三百人が原告で、一九八九年から九七年にかけて三次にわたり提訴。国が対策を進めることなどで二〇〇一年に和解し、その後は原告団と国交省、環境省が不定期で連絡会を開き、意見や要望を交わしてきた。

原告団側の求めで、国は昨秋から、国道23号の歩道寄り車線を大型車の走れない「環境レーン」とする対策を実施。一定の車両通行量削減が実現され、汚染軽減の傾向も現れつつある。

原告団側は名古屋市港区の元原告古川巌さん（ぎ）が合意書に調印。「決して満足しているわけではないが、仲間は既に七割が亡くなり、活動は限界。昔のように本当に公害のない街を目指し、最大限の努力を続けてほしい」と国側に要望した。

合意書に署名、調印して国土交通省の担当者と握手する古川さん（中）＝名古屋市港区の名古屋港湾会館で

2015年3月28日「中日新聞」

連絡会終結で合意

名古屋南部公害 提訴から26年

国道23号沿いの排ガスをめぐり住民らが国などを訴えた名古屋南部公害訴訟で、原告団と国側は27日、和解条項実現のため続けてきた連絡会の活動を終えることで合意した。1次提訴から26年たち元原告約290人の約7割が高齢化や重症化で死亡。大気汚染は改善傾向にあると判断し、区切りをつけることにした。

訴訟は1989年、気管支ぜんそくなどの公害病認定患者や遺族らが国や企業10社を相手に、汚染物質の排出差し止めや損害賠償を求め提訴。01年に国が排ガス対策を約束し、企業は解決金約15億2千万円を払うことで和解が成立した。

連絡会の終結後、元原告の古川巌さん（右）が国の担当者に握手を求めた＝名古屋市港区

連絡会は02年からほぼ毎年開かれ協議を重ねた。和解条項となった二酸化窒素と浮遊粒子状物質の環境基準達成は、和解後に国土交通省が設けた全観測地点で13年度に実現。23号の交通量を減らす車線削減の代替策として、大型車に中央寄りの走行を促す環境レーンの運用も昨年始まった。

原告弁護団の松本篤周弁護士はこの日、「大型車の通行量は低減、汚染濃度は改善傾向にある。連絡会は一つの社会的役割を果たした」と終結を提案。国も受け入れた。名古屋市港区の元原告、古川巌さん（76）は「残った人は限界に来ている。国は環境改善に最大限の努力を」と求めた。

2015年3月28日「朝日新聞」

「連絡会」終結で合意

国道23号沿道の大気汚染 名古屋

名古屋南部大気汚染公害訴訟（名古屋あおぞら裁判）の和解条項にもとづく「連絡会」（原告住民と国の意見交換会）が27日、港区で開かれました。国道23号の大気汚染物質が環境基準値を下回るなど、和解条項の進捗（しんちょく）状況を踏まえ、両者は「連絡会」を終結することで合意しました。

訴訟は1989年、地元の公害病認定患者らが国と公害発生企業を相手に、大気汚染物質の排出差し止めなどを求めたもの。2000年に名古屋地裁が国と企業の責任を認める判決を出し、01年に原告と国で和解が成立しました。

以来、15回にわたり「連絡会」が開かれ、大型車交通量の低減、NO2（二酸化窒素）およびSPM（浮遊粒子状物質）の環境基準値クリア、環境施設帯の整備など、和解条項で求められた、国道23号沿道の環境の改善が進められてきました。

原告団を代表して、古川巌さん（76）が「現在の到達点に決して満足しているわけではありません。沿道環境のさらなる改善に向け、今後も最大限の努力をしてほしい」と要請。

国側出席者は「引き続き改善に努めます」と述べ、①大型車に中央寄りの走行を促す②地元住民の意見を踏まえ、環境施設帯の整備を進める―ことを約束しました。

2015年3月28日「しんぶん赤旗」

〔5〕東京大気のたたかい

東京大気汚染公害裁判弁護団
弁護士　原　希世巳

1　「東京都ぜん息医療費助成制度」のたたかい

東京大気汚染公害裁判の和解条項によって創設された東京都ぜん息医療費助成制度は、

① 2015年4月以降、新規認定の対象を18歳未満の患者とする。

② 2018年3月末までは経過措置として医療費全額を助成する。それ以降は月6000円を超えた分のみ助成する。

という形に「改正」された。これをめぐる運動と評価については昨年度の議案書に整理したとおりである。

本年度は4月までに対象患者を一人残らず認定させる取り組みを進めた。その成果もあり、新規打ち切り前月(2月末)の認定患者が8万2000人弱であったところ、一気に9000人以上が「駆け込み申請」して、認定者数は9万人を超えた。しかし患者会には現在も「認定申請はもうできないのか」との患者からの問い合わせが寄せられている。

また2015年4月以降に18歳となった認定患者は助成が打ち切られることとなる。その実情を調べるため東京都にデータの提供を求めたところ、18歳未満の認定者数はおおむね1万2000人弱、その内毎月300人程度が打ち切られている実情が明らかになった。未救済の患者が制度的に毎月300人も生み出されているのである。一刻も早く国レベルの医療費助成制度が必要との思いを新たにしている。

2　国に対する医療費助成制度創設を求める運動

⑴　東京大気としての受け止め

東京で大気汚染公害訴訟を提起した患者達の基本的な思いは、国に大気汚染公害被害の救済制度を作らせ、未救済の患者を根絶することにあった。しかし2007年までの11年間の裁判闘争により東京都にぜん息医療費救済の制度を作らせることはできたが、国レベルの被害救済制度創設には至らなかった。

都の制度は大きな意義のあるものであったが、200億円の財源枠組みが定められ、昨年現実化したような「見直し」が必定であったこと、慢性気管支炎・肺気腫などの公害病は対象疾病とならず、都外転居者や都内への通勤者なども救済できないことなどの限界があり、この和解はあくまで国による全面的な救済制度を作らせていくためのステップであると私たちは位置づけた。裁判は終わっても東京大気のたたかいは続いていったのである。

全国患者会も東京の到達点を踏まえて、国に救済制度創設を求める運動を提起し、2009年頃からは全国的な署名、国会議員に対する要請行動、院内集会、環境省要請などの取組を進めた。全国署名は38万筆余、紹介議員は最大時70名近くに広がったが、2014年5月の院内集会・署名提出をもって一区切りとなった。

このたたかいの中で勝ち得たものは少なくはない(党派を超えた国会議員とのつながりや環境省との「勉強会」の継続、草の根の運動の広がりなど)ものの、国を動かすことはできなかった。

東京大気はこのたたかいの全面的な総括をする立場にはないものの、全国の深刻な被害の実態を浮き彫りにし、その被害を訴えていくたたかいができたのか、運動の中では東京、川崎など首都圏ばかりが目立ち、本当に目に見える全国的なたたかいとなっていたのか、など反省する点は多い。

私たちは東京都の全額助成が継続する2018年3月までに、国の救済制度を実現することは絶対的な課題だと考えている。しかし東京や首都圏だけでいくら頑張っても国のレベルを動かすことはできないであろう。全国のたたかいを大きく広げていく上で私たちが何をにない、どう動いていくのか、模索の日々が続いた。

⑵　全国患者アンケートの取組

この厳しい状況の中で、私たちはこれを打開して

いくのは、やはり被害の現実に立ち戻るほかはないと考えた。私たちは全国保団連や全日本民医連など全国医療組織の協力を仰いで全国的な患者アンケートができないかを追求した。何度かの協議の末、これら全国組織からは極めて協力的な対応が得られる見通しとなり、全国患者会の取組として2015年春からアンケート活動が始まった。

東京の患者達はこれまで東京都の制度見直し問題でつながった地域の医療機関や薬局に対して一斉に足を運んだ。これまでの運動で絆を強めた東京保険医協会も患者達の要請に応えて会員の医師にアンケート用紙をおろしてくれた。東京民医連のある病院は対象となる何百人もの呼吸器疾患の患者全員にアンケート用紙を郵送して取り組んだ。都内の地域医師会や薬剤師会の中にも協力的なところが現れた。

東京の患者達は、かつて裁判闘争で支援をお願いした埼玉医療生協にも足を運んで、アンケートのお願いをした。埼玉医療生協は要請に応えて、この課題の担当者を配置して取組み、450通近いアンケートを回収して協力してくれた。

アンケートの取組は10月を中間集約点として、その解析を東経大の尾崎准教授のチームに依頼しており、本年1月に解析結果の概要が明らかになった。その詳報は別に報告されると思うが、かつて尾崎准教授らが取り組んだ東京での「未救済患者」のアンケート調査（2004年）で明らかにされた深刻な被害、すなわち単なる健康被害にとどまらない被害の「悪循環」――患者が医療費節減のため医療アクセスを遠ざけ、無理を強いる結果病気も悪化し、仕事に悪影響が出て収入が低下し、するとますます病院が遠のく――が東京だけではなく、広がっていることが明らかにされた。これまで回収された3000通強のアンケートは、そのかなりの部分が東京、神奈川、埼玉からのものであるが、初めての全国アンケートとして意義深いものとなると思う。

⑶　これからのたたかい

私たちはこのような被害実態を広く伝えると同時に、東京都の医療費救済制度が、まさしくこの「悪循環」を断ち切り、多くの患者が前向きに自分の病気と向き合って、定期的継続的に受診するようになり、かつてのような重症患者は激減し、仕事や人間関係などの社会的関係の面でも、精神的負荷(人生への絶望、抑うつ、家族への引け目など）の面でも大きな効果をもたらした事実（尾崎准教授らの2011年調査など）とセットで、救済制度の意義、必要性を明らかにしていきたい。

全国患者会とともに環境省交渉、国会への働きかけ、自治体要請、さらには草の根からの世論喚起のため全国的な運動を広げてゆき、国の救済制度創設を目指してゆきたい。

3　道路公害対策を求めるたたかい

⑴　道路連絡会・準備会

2015年度は次のように道路連絡会、準備会を行った。

1月29日　第12回道路準備会
5月21日　第 7回道路連絡会
11月16日　第13回道路準備会

毎回､私たちは事前（1ヶ月前）に要請書を提出し、1週間前までに国・都から文書回答を受け、その上で連絡会・準備会の場で交渉を行った。要請事項は例えば13回準備会では、総論（内容は昨年の総会議案書参照）は13項目、各論は13区にわたって49項目あり、「会」の場ではこの計62項目のほとんどについて議論になるため、13時から始まって終了は17時を大幅に過ぎるのが通例である。

また都道の緑化問題については、これとは別枠で東京都建設局公園緑地部と定期的に交渉をしている。本年度は7月8日に行った。

もともと連絡会・準備会は2007年8月の東京大気裁判の和解条項により、和解内容の履行状況について協議するために設置されたものであるが、和解条項内には一般的な義務規定がいくつもあり（例えば、国は「自転車利用環境の整備を推進する」「道路緑化の整備を検討する」、都は「効果的な局地汚染対策について検討する」「植樹帯の整備に努める」など)、これを根拠に各地域で実態調査などをしながら、緑化や自転車道整備、局地汚染対策などについて要求を次々にぶつけている。従って政策にかかわるような総論の問題だけでなく、各地域のローカルな要求(「植樹帯をここに作れ」「ここの中央分離帯を緑化せよ」「ここの街路樹が枯れている」「ここに自転車レーンを作れ」などというもの）が数多く出され、数多

くの成果を上げてきた。

これらの成果の全てを紹介するのは不可能なので、2015年度の交渉を通じて明らかになった注目すべき項目をいくつか紹介する。

⑵ 自転車走行空間整備－東京都

東京都は昨年の議案書に書いたとおり、自転車走行空間の整備については私たちの自転車道ネットワークの整備推進の要求に対して、2020年までは120㎞の優先整備路線以外はできないという極めて硬直した対応であったが、2015年4月に突如、約200㎞の「自転車推奨ルート」を設定し2020年までに整備する方針を発表した。これはオリンピック関連施設や都内観光地を中心に7箇所の地域を指定し、国道・区市道をも含めた自転車道ネットワークを整備するというものである。東京都はその後、自転車道ネットワークを都内全域に広げていくとも言っており、この点評価できるものである。

しかし東京都は11/16の準備会でも、その具体的な進捗については全く明らかにせず、これらの指定を外れた地域要求に対しては相変わらず全く対応しようとしない。国まで「当面、推奨ルートの整備を優先」と言って我々の国道整備の要求を棚上げしようとする傾向も見えている。

私たちは、これまでの自動車ばかりが使い勝手のよい街づくり政策を改め、車道を削減して自転車道ないし自転車専用レーンを作ること、あるいは歩道を拡幅して歩道内の構造的分離により、安全で環境にもよい自転車走行空間の整備を要求している（歩道の「視覚的分離」＝色分けではほとんど無意味）。

より優れた形での整備を実現するため、引き続き交渉を進めていく予定である。

⑶ 都道緑化

訴訟の和解協議段階で、東京都は「100万本計画」に従って2015年度までに街路樹100万本を植栽することを約束した。連絡会等では毎年都道の緑化計画を報告させ、植栽の状況なども調査するなどして、交渉してきた。

この計画は2015年度で終了するため、私たちは2016年度以降の道路緑化対策について今年度の協議会で交渉をした。都の回答は「100万本計画に代わるような全体としての計画はない。今後は裁判上の和解の趣旨に則って、各建設事務所の自主性を尊重しながら路線ごとに植栽、植え替えを進めていく」というものであった。そして注目すべきは都内26路線を具体的に挙げて、「常緑への樹種転換を検討する」としていることである。

私たちとしては「100万本計画」については功罪半ばとの評価である。これは基本的に中木を補植するという計画であったため、高木の補植、植え替えはほとんど進まなかった。私たちとしてはプラタナスなどの落葉高木は常緑高木に転換すべきだとの要求（通年的なNOx吸収能力、PMの吸着能力は常緑樹が勝るため）をしてきたが、この点については「常緑への樹種転換を検討する」との今回の回答はそれを受け入れた形となる。今後は各地域建設事務所との交渉や共同の現地調査などを視野において進めていこうと考えている。

⑷ 八潮団地の公害対策

八潮団地は品川区の臨海部、40ha程の埋立地に30年前に作られた14階建てを含む70棟の団地である。現在1万2000人余りが居住している。東側は首都高湾岸線と国道357号が走り、新幹線の車両基地をはさんでその先に巨大な大井コンテナ埠頭とトラックターミナルがあり、日夜大量の大型コンテナ車が出入りしている。更に2015年3月には団地埋立地の北側に接するように中央環状品川線が開通し、団地北東側の大井ジャンクションにより、湾岸線とつながった。

これらの大量の自動車交通による排ガスにより、深刻な健康被害が発生しており、東京大気汚染公害裁判にも何名かの住民が原告として加わった。連絡会等においても当初から私たちは常時測定局の設置、首都高速道の地下化ないしドーム化などといった対策を要求して交渉してきた。しかし国側は地下化、ドーム化などについては一応の検討はするものの「構造的に無理」との回答を繰り返すばかりだった。

大気測定については、2013年度にようやく団地内で四季測定をさせることができた。その結果はNO2の98％値が0.052ppm、SPMの2％除外値が0.072mg/m^3という驚くべきものであった。NO2についていえば都内一般測定局の中では最悪であり、自排局の中でも松原橋、上馬、大和町、北品川に次いでワースト5位（H26）に当たる。SPMについては一般局、

自排局通じて最悪（H26）という結果である。団地住民は激甚交差点並の汚染の中で日夜生活せざるを得ないという大変な状況におかれていることが明らかになった。

このような実態を突きつけて交渉していく中で、去る11月の第13回準備会で国側は初めて「湾岸線大井料金所の撤去」という方針を打ち出した。団地の真東に設けられた大井料金所での減速・加速の繰り返しをなくすことで環境改善を図りたいとの趣旨である。

これは国が初めて八潮団地について意味のある排ガス対策を示したもので、これまで続けてきた交渉の一つの成果である。今後、八潮料金所に代わる料金所体制を構築すること、工事に相当の月日がかかることなどの課題があり、交渉の中でしっかりフォローしていく必要がある。またこの対策のみによって抜本的な環境改善が図られるものとまでは思われず、さらなる対策を引き続き求めていきたい。

〔6〕みずしま財団の2015年度の報告

公益財団法人　水島地域環境再生財団
事務局長　　藤　原　園　子

はじめに

みずしま財団は巨大なコンビナートを抱える地域として、地域開発の歴史や大気汚染公害への対応を国内外に伝え、活かす取り組みを進めています。視察研修の受け入れを拡大させる「みずしまプロジェクト」に今年度も力を入れてきました。

また一昨年度立ち上げた、「環境学習を通じた人材育成・まちづくりを考える協議会」は、今年度はワーキンググループを立ち上げ、具体化にむけたプロジェクトをスタートさせました。

2015年度のみずしま財団の事業を報告します。

1　協働取組推進事業

水島地域に暮し、働き、学びあう方々が、環境学習・教育旅行の可能性を話し合い、その中から水島地域の価値を再発見し、地域の未来についてビジョンをともにつくることを目的に、環境省協働取組事業の一環で、2013年8月に協議会を立ち上げました。

公害を克服してきた過去には、未来を担う人材を育てる価値がある。そして未来を担う人材を育てることを地域全体でとりくむことを実践しています。

協議会の中で取り組みのアイディアがたくさんだされました。パンフレットを作成し、外部への働きかけを行い、賛同者を呼びかけています。

地域資源の情報、環境学習のプログラムなど、HP上での情報発信もしています。

ホームページアドレス
世界一の環境学習のまち、みずしま
http://esd.mizushima-f.or.jp/

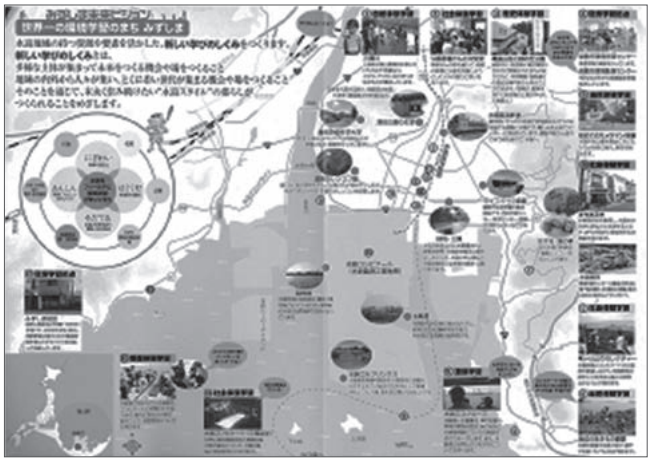

2　資料整理と、その活用

各地と連携しながら公害訴訟等の資料を保存、整理を現地で行い、教育への活用をしています。

■ 資料公開

（独法）環境再生保全機構の HP 上で公開し、学習に使える体制を整えています。

記録で見る大気汚染と裁判

http://nihon-taikiosen.erca.go.jp/taiki/

■ 教材　「公害と子どもたちの暮らし」

小中学生の公害・環境学習の教材として、公害反対運動の資料や、その後の聞き取り調査を元に、作成しました。

佐賀県から修学旅行に水島に来た中学生に資料として配布しました。

3　水島をフィールドに学ぶ・伝える・考える

大学生・留学生等が、地域で学び、考え、対話することで、よりよい環境を創り出していくことのできる人材育成の機会を提供しました。

■ 医学生の見学実習

2010 年度から地元にある川崎医科大学の見学実習の受け入れを行っています。社会や政治と医学医療との関係、労働衛生・栄養・生活環境などと健康との関係などについて学び、医師に必要な知識、態度、行動を身に付けることを目的に水島に 2 時間半のフィールドワークに来られます。公害患者さんのお話しを聞き、公害医療に携わった医師の話を聞くことは、教科書では得られない学びと好評です。

4　患者さんの生活の質の向上をめざして

高齢化する公害患者さんの生活の質（QOL）と日常動作（ADL）の向上をめざして開発された呼吸リハビリテーションを、社会全体へ活かす取り組みが進んでいます。

慢性閉塞性肺疾患いわゆる COPD の患者さんを早期発見すること、予防に取り組むことを地域の関係主体と連携して実施しています。呼吸リハビリテーションを継続して取り組める体制作りについて検討しています。呼吸器専門医の先生をはじめ、倉敷市保健所、倉敷市連合医師会、岡山県病院協会倉敷支部、医療従事者の方々等と協働して検討会を設置し、よりよい取り組みのため話しあっています。

一昨年度、これら関係者の協働で作成した COPD 地域連携パンフレット（倉敷版）を活用した予防と早期発見の働きかけを行っています。

5　地域から考える温暖化対策

巨大なコンビナートを抱える地域から考える温暖化対策として、県へ提出した各特定事業所からの温室効果ガス排出量の結果を評価するとともに、削減努力の共有化を目的としたシンポジウムを実施しました。今年は初めて倉敷市等と共催で開催し、支援制度の紹介等も行いました。

くらしき省エネセミナー

日時：2015 年 11 月 26 日（木）　13：30 ～ 16：00
場所：環境交流スクエア西棟 4F　環境学習教室
主催：倉敷市・（公財）水島地域環境再生財団
共催：STOP 温暖化くらしき実行委員会

6　ESD（持続可能な開発のための教育）を広げて

持続可能な社会の実現に向けて、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革することが必要であり、そのための教育が「持続可能な開発のための教育（education for sustainable development・ESD）」です。

■ ESD モデルプログラム集掲載

水島での学びは、問題の背景に対する理解、多面的で総合的なものの見方、価値観、課題を発見し、解決のための方法を自分の力で考える力、という意味で ESD の学びにつながっています。

水島での学びの内容や手法を広く活用いただけるようにと掲載中です。

・ESD モデルプログラムガイドブック 3「産業と環境の共生を考える～大気汚染公害の歴史から、問題解決にむけた人間の行動を学ぶ」https://edu.env.go.jp/esd/news/702

■ 社会教育施設での普及啓発

広く知っていただくイベントを実施しました。

・2016 年 2 月 6 日「動物園で考えよう！～生き物が絶滅しない地球環境とは～」（池田動物園）

・2016 年 2 月 13 日「美術館で考えよう！～持続可能な環境とは～」（大原美術館）

（環境省中四国事務所主催、みずしま財団運営）

おわりに

研修事業を強化し、学生・社会人にむけて、水島の教訓を未来に活かすよう、前進させていきたいと思います。ぜひ、水島にお越しください。

（電話：086-440-0121、FAX：086-446-4620
Email：webmaster@mizushima-f.or.jp
URL：http://www.mizushima-f.or.jp）

〔7〕あおぞら財団　報告

公益財団法人　公害地域再生センター（あおぞら財団）
研究員　　林　　美　帆

2015 年度は、西淀川のまちづくり、公害教育の教材づくり、公害資料館のネットワーク構築に力を尽くした 1 年でした。その一部をご紹介いたします。

1．目指せ！「自転車のまち・大阪」～御堂筋サイクルピクニック・レポート

あおぞら財団が事務局を務める「自転車文化タウンづくりの会」主催で、御堂筋サイクルピクニックを春と秋に開催しました。これは、自転車ユーザー側から「歩行者も自転車も安心して通行できる環境づくり」を求めて 2011 年にスタートしました。300 人が御堂筋→本町通り→堺筋→中之島を自転車走行し、「自転車の適正な利用」と「御堂筋に自転車レーンをつくろう」をアピールします。近年、自転車ルールやマナーへの関心が高まり、自転車レーンも各地にでき始めました。いよいよ次回で 10 回目、「自転車のまち･大阪」を目指します。

大阪市内（本町通り）の自転車レーンをアピール走行中

２．公害のないまちづくり　みてアート２０１５
～御幣島芸術祭　みんながアートする日～

2015 年 11 月 7（土）と 8 日（日）の 2 日間にわたって開催された「みてアート」には、のべ 1800 人が参加しました（主催：みてアート実行委員会）。ものづくりの街・西淀川区で、みんながまちのことを考える機会にしよう、2013 年から毎年 1 回開催しています。普段アートとは縁のない、商店や事業所、駐車場などがギャラリーやライブハウスになります。大人も子どもも楽しめる、地域密着のイベントとして、西淀川を盛り上げていきたいと思います。

http://miteart.blogspot.jp/

ライブペイント「みんなで参加しよう！ドラム缶アート」

３．ニシヨドガワ　ノラシゴト
～親子で始める菜の花栽培

廃油回収から始まった「西淀川菜の花プロジェクト」の取り組みの一つとして一昨年 10 月からスタートした「ニシヨドガワノラシゴト」。これは、区内の事業所である(株)ニチノーサービスさんから環境 CSR の一環で、工場内の土地約 500m² を無償で提供して頂き、家庭から出るもので堆肥を作り、街の中に、みんなで少しずつ「農地」を作るプロジェクトです。種まき、草ぬき、種取り、乾燥などを経て、菜種を絞り、綺麗な油がとれた時は、ちょっと感動ものでした。

４月には黄色絨毯を楽しみました。

４．公害患者の生きがいづくり
～呼吸ケア・リハビリテーションの普及～

呼吸器の患者さんの呼吸が楽になる、「呼吸ケア・リハビリテーション」があります。公害患者さんの健康回復や生きがいづくりの事業に取り組む、あおぞら財団では、患者向けや医療従事者向けの「呼吸ケア・リハビリテーション」講習会を開催しています。セキや息切れが気になる人は、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の疑いがあります。今後ますます増えていくと予想される COPD 患者がよりよい生活ができるよう、呼吸ケア・リハビリテーションを広めていきましょう。

呼吸介助の実技中。
医療従事者向け呼吸ケア・リハビリテーション講習会にて。

５．自然や環境について学ぶ
～西淀川・環境学習プログラム作成～

あおぞら財団では 2014 年 12 月～ 2015 年 11 月にかけて「ドコモ市民活動団体への助成金」を受け、西淀川の地域の学習にご活用いただけるプログラムを作成しました。小学校高学年以上を対象とし、「西淀川公害から学ぶ」「にしよどがわのかわいい鳥を見に行こう」「『ゴミ』を資源にする方法　廃油回収とリサイクルを考える」の３つのテーマをそれぞれ冊子にしています。「西淀川公害から学ぶ」は、配布資料として編集した部分を読むことで、西淀川公害の概要を把握できる編集をめざしました。初めて西淀川に赴任した教員の方にぜひ読んでほしいと願っています。

プログラムはひとつにファイルして
西淀川区内の小中学校に寄贈しました。

６．公害資料館のネットワークを作っています

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育促進法）」（2011 年 6 月に成立）は環境教育推進法の改定による法律で、協働取組の推進や、民間団体の参加を促進するための制度が導入されています。この法律に基づく協働取組モデル事業として、全国にある公害資料館のネットワーク化を 2013 年度から 2015 年度の 3 カ年かけて実施しました。公立と民間の公害資料館は、主張が違いますが、その中での共通の協働ビジョンを作成しています。3 月にはホームページが開設される予定ですので、ぜひご覧ください。

四日市で公害資料館連携フォーラムを開催（2015/12/11-13）

７．中国の環境 NGO との交流

中国の環境 NGO である北京環友科学技術研究中心との連携・交流を続けています。2015 年は天津の蛍光灯回収日中専門家交流会と廃食油から石けんを造るプロジェクト推進会及び科学宣伝講座の講師として訪中してきました。また、北京環友科学技術研究中心が執筆した中学校向けの気候変化教育教材にこれまでのあおぞら財団との交流から得た情報を記載してくれました。

中国の中学校環境教科書（教師用と生徒用）

参考：
あおぞら財団　http://aozora.or.jp/
ブログ　http://aozora.or.jp/blog
Facebook や Twitter を用いての情報発信に力をいれています。

（基地騒音）

〔1〕第２次新横田基地公害訴訟　報告

弁護士　　小　林　善　亮

１　これまでの経過

2013年3月26日、横田基地周辺住民が航空機の飛行等の差止めと、過去・将来の損害賠償を求めて提訴しました（第2次新横田基地公害訴訟）。原告数はその後の追加提訴を含めて約1078名となりました。地域は東京都と埼玉の8市1町にまたがっています。

横田基地の飛行騒音については、1976年から裁判がたたかわれてきました。これまで、夜間早朝の飛行差止めと将来請求は残念ながら認められてきていません。しかし、2005年の新横田基地公害訴訟控訴審判決は、「騒音被害に対する補償のための制度すら未だに設けられず、救済を求めて再度の提訴を余儀なくされた原告がいる事実は、法治国家のありようから見て異常の事態で、立法府は、適切な国防の維持の観点からも怠慢の謗りを免れない」と長年にわたり騒音を放置した国の姿勢を厳しく指弾し、1年間に限り将来の損害賠償を認めました（将来請求は最高裁で否定されました）。

その後も、横田基地の騒音は収まっていません。そればかりか、2012年には、横田基地に自衛隊航空総隊司令部が移駐し「自衛隊横田基地」が設置されました。日米共同統合運用調整所も新設され、日米一体化が進み横田基地の機能強化がなされました。さらに、パラシュート訓練も行なわれ、オスプレイの配備計画が発表されるなど、周辺住民は、騒音だけでなく墜落や落下の不安も抱えています。

２　今回の訴訟のポイント

今回の訴訟では、今までの訴訟の成果を踏まえた上で幾つかの点で新たな請求をしています。まず1点目は、飛行差止めの対象に米軍機だけでなく自衛隊機も加えたことです。横田基地に自衛隊航空総隊司令部が移駐してきたことにより、自衛隊機の飛来も予想されるため、この差止めも求めています。2点目は、飛行差止めを求める時間帯を夜7時から朝7時までとした点です。横田基地では、日米合同委員会の合意により、夜10時～朝6時までは緊急時を除いて飛行が禁止されることになっています。しかし、午後10時前に駆け込みで航空機が飛行することや、午前6時過ぎに飛行を行うことが非常に多くなっています。また、午後7時から午後10時の、住民が帰宅して団らんや休息をしている時間帯に日常的に米軍機の訓練が行なわれており、この時間帯の騒音被害は深刻です。この時間帯に静かにしてほしいというのは住民の切実な願いなのです。3点目は、75W未満の地域に住む住民も原告となったことです。これまでの裁判ではWECPNL（うるささ指数）で75W以上の地域の住民にしか損害賠償請求は認められてきませんでした。しかし、75W未満の地域にも騒音被害に苦しむ住民はおり、国の定める環境基準も70Wとなっています。従来以上に被害救済の範囲を拡大すべく、75W未満の方も原告となっています。

３　訴訟の現状

提訴から間もなく3年となります。国は長年にわたる騒音訴訟の判決で排斥されてきた主張を再び持ち出してきています（危険への接近の法理、軍事公共性の主張、共通損害の否定、従来よりも騒音が低く評価される環境庁方式を適用すべきとの主張等）。さらに、昼間の時間帯は騒音区域外に移動する原告がいるとして、昼間の騒音を控除して計算した騒音区域図を提出しました。このような国の主張態度は、この間の基地周辺住民のたたかいの到達点を無にするものであり、被害救済を先延ばしにして、その範囲も少しでも小さくしようと躍起になっていると言わざるを得ません。

昨年12月、裁判所から進行予定が示されました。今年度中に結審の予定です。今の裁判体で判決を書く決意を示してくれたと前向きに捉えています。今年1月には現地検証を行い、裁判官に騒音のひどさを体感してもらいました。今後も証人尋問や2回目の現場検証等による立証を申請しています。いよいよ今年は1審の最後の詰めとなります。引き続きのご支援をお願いいたします。

〔2〕第三次嘉手納爆音訴訟　報告

弁護士　　齋　藤　祐　介

1　提訴に至る経緯

1982年に提訴された第一次嘉手納爆音訴訟は、1994年に第一審判決が、1998年に控訴審判決が、それぞれ言い渡されました。

また、2000年に提訴された第二次嘉手納爆音訴訟は、2005年に第一審判決が、2009年に控訴審判決が、それぞれ言い渡されました。

上記各判決は、いずれも、嘉手納飛行場から生ずる爆音を違法と認定し、国に対し損害賠償の支払いを命ずるものでした。

第一次嘉手納爆音訴訟の提訴から、現在まで、既に30年以上もの期間が経過しています。しかし、嘉手納飛行場から生ずる爆音は、相変わらず、沖縄県内に轟き続け、住民に生活妨害や睡眠妨害、健康被害を及ぼし続けています。

国において、司法判断を真摯に受け止め、爆音をなくす、あるいは軽減させるという態度は、全くといっていいほど見られず、違法な騒音に対する根本的な対策は、何らなされていません。

私たちは、2011年4月、第三次嘉手納爆音訴訟を、那覇地方裁判所沖縄支部に提訴しています。違法な爆音は放置され続け、沖縄県民の怒りは頂点に達しています。そのため、第三次嘉手納爆音訴訟は、提訴時において、原告数2万2058人を数える国内最大規模の訴訟となっています。

爆音の激甚地区である嘉手納町においては、実に全町民の約35%にあたる町民が、原告となっています。

2　訴訟の経過

ア　証拠調べ等

第三次嘉手納爆音訴訟が提起されてから、5年が経過しました。

2014年秋より、証拠調べに入り、今年の夏ころには結審が予定されています。

これまで、各地域に居住する原告本人を25人以上尋問し、激甚地区の住民にとってはまさに「殺人的な」爆音の被害を、そうでない地域の住民にとっては生活被害や睡眠妨害をもたらす爆音の被害を、詳細に証言してもらいました。

また、睡眠の専門家証人、低周波の専門家証人、憲法の専門家証人の尋問を終え、まもなく、騒音被害に関する専門家証人尋問が行われ、結審する見込みです。

これから行われる尋問では、睡眠妨害は健康被害につながることを中心に証言してもらう予定となっています。

各口頭弁論期日の開廷中には、裁判所に隣接する空き地において、法廷に入りきれなかった原告を対象に、弁護団数人で、法廷の中で行われているはずのやりとり等をマイクで説明しています。この説明について、原告からは、「法廷のなかで何が行われているか分かりやすい」などと好評を得ています。

イ　検証

2016年年明けには、嘉手納飛行場周辺で、早朝から夜まで、裁判官による現地進行協議（検証）が行われました。

航空機騒音は爆音訴訟の検証の日のみおさまり、その日だけ静かになることは有名ですが、この日は、裁判官の移動時間を狙って離着陸しているのはないかと疑いたくなるほど、裁判官の移動時間に複数の戦闘機が飛びました。

もっとも、裁判官が現場にいる際にも、戦闘機の低空飛行によるすさまじい爆音が発生しましたので、裁判官には騒音のひどさを体験させることができたものと思います。

当訴訟では、更に、本年夏にも、現地進行協議（検証）を実施する予定になっています。

ウ　対米訴訟

私たちは、2012年11月30日、アメリカ政府に対して、飛行差し止めと損害賠償を求める訴訟を追加して提訴しました。

第二次訴訟では、対米訴訟について、訴状の送達すらされず、「外国国家の主権的行為について民事裁判権は免除される」として、却下された経緯がありますが、今回は、2009年に「外国等に対するわが国の民事裁判権に関する法律」（主権免除法）が施行されたことにより、同法を法的根拠として、米国に対し、提訴したものです。

現在まで、訴状の送達はなされていませんが、訴状を送達させるためにも、この後予定される専門家証人の尋問で、睡眠妨害は健康被害を及ぼすものであるということを証明していく所存です。

３　今後の予定等

先に述べたように、提訴から５年が経過し、結審間近の段階に入りました。

判決に向けて、最後まで、できることを主張立証していく予定です。

４　法廷外の活動

2014年11月16日における沖縄県知事選挙では、辺野古移設反対を掲げる翁長雄志前那覇市長が、仲井真弘多前知事に10万票以上の差をつけて大勝し、同年12月の衆議院議員選挙でも、沖縄県内４選挙区全てで、辺野古新基地建設反対を主張する「オール沖縄」の候補が勝利しました。

沖縄県において、民意の圧倒的多数は辺野古新基地建設に反対しています。

翁長雄志沖縄県知事は、2015年10月30日、前知事が行った辺野古沖の公有水面埋立許可処分には、法的瑕疵があるとして、同処分を取り消しました。

これに対し、防衛省は、一事業者（一私人）として、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対して、取消処分の取消及び執行停止申し立てを行い、国土交通大臣から同取消処分の執行停止決定を得るという出来レースとでもいうべきことをやると同時に、地方自治法が規定する公的な機関としての国として、福岡高等裁判所那覇支部に地方自治法245条の８第３項に基づく代執行訴訟を提起するという、自己矛盾挙動をしていることは、周知のとおりです。

これに対し、多くの沖縄県民は憤慨し、連日、辺野古のキャンプシュワブ前や海上で数百人が集まって、新基地建設に反対する抗議行動をしています。

しかし、政府は、沖縄県の民意を無視し、辺野古埋め立て工事の準備を着々とすすめています。辺野古ゲート前では、抗議する市民と機動隊との間で緊迫した状態が続いています。

辺野古新基地建設は、正念場を迎えています。辺野古新基地建設阻止のために、非常に重要な時期を迎えています。

私たちは、沖縄における新基地建設に反対する運動についても、他の団体と一丸となって、全力で取り組んでいます。

皆様も、沖縄にお立ち寄りの際には、ぜひ、辺野古ゲート前での座り込み活動にご参加ください。

〔3〕第二次普天間基地爆音訴訟の経過報告

弁護士　白　　充

1　本訴訟が目指すもの―請求の趣旨

2012年3月30日、第二次普天間基地爆音訴訟（以下、「本訴訟」という。）が提起された。今年（2016年）で5年目を迎えており、今年中に判決が出る見通しである。

本訴訟は、損害賠償と共に、いわゆる「差止め」を求めているが、その内容（請求の趣旨）は、要旨、以下のとおりである。

【違憲確認】

1　主位的請求

国が米国との間で締結した普天間飛行場提供協定が、違憲無効であることを確認する。

2　予備的請求

国が普天間飛行場（FAC6051）において、一定レベルを超える騒音到達を放置している行為が、違憲であることを確認する。

【差止め】

1　午後7時から午前7時まで40dBを超える騒音を到達させてはならない。

2　午前7時から午後7時まで65dBを超える騒音を到達させてはならない。

【損害賠償】

提訴3年前から結審後1年まで、月額3万4500円を支払え。

2　本訴訟の特徴

⑴　違憲確認の訴え―飛行差止めのために

本訴訟は、従来の司法判断である、いわゆる「第三者行為論」や「主権免除論」を克服するため、普天間飛行場提供協定が違憲無効であるとの確認を求めた点が特徴的である。

これはいうまでもなく、米軍機の飛行差止めを求める中で主張されているものであるところ、2015年6月、このような差止めを求めない他の訴訟団に対して、第1審判決が下された。なお、ここで認容された損害額は、当訴訟団の第1次訴訟控訴審判決を下回っていた。

⑵　境界線上原告の救済へ

本訴訟の原告には、「形式的には告示コンターの内側には居住しないものの、実質的にはW値75と同程度の騒音暴露状況にある者」が存在する。この原告を、本訴訟では「境界線上原告」と呼んでいる。

境界線上原告については、以下の理由で、その救済がなされるべきことを主張している。

①　境界線上原告らがW値75と同程度の騒音暴露状況にあること

②　仮に、境界線上原告らがW値75と同程度の騒音暴露状況にないとしても、そもそも本件訴訟においては、W値70を、違法性を画する基準として採用すべきであって、境界線上原告らはW値70を優に超える者であるため、本件請求が認容されるべきこと

後に述べるように、当訴訟団では、境界線上原告に対する尋問も実施した。

3　尋問及び現地進行協議を経て

本訴訟は既に尋問及び現地進行協議を終えた。

尋問は、告示コンターの内側に居住する原告らと境界線上に住む原告、そして、普天間中学校の教員と睡眠に関する専門家について行われた。

特に、境界線上に住む原告については、ヘリが旋回して自宅の真上を飛行し、時には編隊で飛ぶこと、電話を中断せざるを得ないことなど、実際には告示コンター内に住む者と変わらない爆音及び生活被害にさらされていることについて述べられた。

また、普天間中学校の教員については、業務中の爆音やこれが授業、生徒に及ぼす影響について切実に述べられ、専門家については、睡眠のメカニズムと爆音が睡眠ないし健康に及ぼす悪影響について、平易に語られた。

現地進行協議では、原告宅の頭上をヘリ4機が編隊で飛ぶなど、米軍機の飛行が見られたが、日常ほどの飛行はなく、特にオスプレイの飛行はなかった。現地進行協議での裁判体が抱いたであろう印象を上手く使いつつ、実際の被害をどのように伝えていくかが鍵となりそうである。

4　国の主張の矛盾
―代執行訴訟と本訴訟における国の主張の比較

本訴訟で被告になっている国は、2015年11月、辺野古・大浦湾埋立承認取消処分の取消しを求めて、沖縄県を被告に代執行訴訟を提起した。この代執行訴訟で国は、「普天間飛行場の危険性除去」を前面に主張しているところ、この認識は、本訴訟における国の認識とは若干異なっているようである。

本訴訟において国は、原告らが普天間飛行場の危険性を主張した点について、「不知」と述べている。また、本訴訟において国は、原告らが普天間飛行場の爆音によって悩まされていることを主張した点について、「日常生活上の不便……といった生活妨害の域を出ない」と述べている。

しかしながら、代執行訴訟で国は、「普天間飛行場の周辺住民等は航空機事故の危険性や騒音等の被害にさらされる事態が状態化している。すなわち、普天間飛行場の周辺において、万一、航空機による事故等が発生すれば、当該周辺住民等の生命、身体に甚大な被害を及ぼす危険性が高く、その危険は具体的なものとして現に存在している」と述べたうえ、「騒音被害が解消されているとは到底いえない」と述べている。

普天間飛行場が危険であり、騒音被害が解消されないという代執行訴訟での国側の主張を前提とすると、本訴訟における原告らの主張について、国側はそのほとんどを「認める」という立場でいるべきはずであるが、それはどうやら違うようである。

5　終わりに―真の被害救済に向けて

賠償金だけをもらったとしても、爆音はなくならない。

普天間飛行場が辺野古に移ったとしても、沖縄の上空を米軍機が飛行することに変わりはない。

真の被害救済に向けて、当弁護団は普天間飛行場における米軍機の飛行差止めも求めるし、辺野古新基地建設の阻止に向けても具体的に動いていく決意である。

〔4〕第5・6次小松基地騒音差止等訴訟事件報告

小松基地騒音訴訟弁護団　事務局
弁護士　　川　本　藏　石

1　はじめに

「平和で静かな空を返せ」をスローガンに、わが国初の軍事基地を相手方とした小松基地の騒音等をめぐる訴訟は、昭和50年に第1次訴訟が提起された。その後第2次訴訟が提起され、平成6年12月26日の名古屋高等裁判所金沢支部の判決でひとつの区切りがついたかに思えた。

しかしながら、判決内容は賠償こそ認めたものの、根本的救済である飛行差止については門前払いであった。判決報告集会の中で自然と新たなる救済を求める声が出始めた。「平和で静かな空を返せ」というスローガンからすれば至極もっともな動きであり、第3次・4次訴訟の提起となった。

2　第５・６次訴訟に至る経緯について

第３・４次訴訟の提起にあたっては、本件訴訟が騒音被害に苦しむ人たちを救済すると同時に、音源である在日米軍や自衛隊の存在意義を問う闘い、平和の闘いでもあることを説明し理解をえた。

第３・４次訴訟の判決は平成19年４月16日名古屋高等裁判所金沢支部であった。損害賠償は認めたが、差止は一審と異なり民事差止請求の適法性を否定して却下というものであった。被害の根本的救済を否定したという点で第１・２次の場合と同様で、必然的に新たな闘いを求める声が生まれた。その結果、平成20年12月24日、原告数2121名で第５次提訴。翌21年４月27日、原告数106名で第６次提訴が行われた。

3　第５・６次訴訟の現状

公判はこれまで24回開かれ、原告は22通の準備書面を、被告は20通の準備書面を提出している。原告の主張は健康被害に関するものを含めほぼ終了した。一方、被告の主張もほぼ終了し、原告の健康被害の主張を検討したうえで反論の主張を予定しているとのことである。

立証の重点は、原告団・支援運動体による騒音調査結果を基にした騒音曝露の実態、及び騒音曝露に伴う健康被害の実態においている。

特に、騒音による健康被害の立証は民事差止を求める上で重要なポイントになることから、騒音地区・非騒音地区に分けて広範囲のアンケート調査を実施した。医師を中心として、「医学調査班」を組織し、平成23年６月から８月にかけて、W70から80までの４地区及び非騒音地区２地区の、あわせて676世帯でアンケート調査を実施。584世帯から回答を得た（回収率86.4%）。

その結果、概ね以下のような結果が明らかとなった。その１つは戦闘機騒音がひどくなるにつれ睡眠が妨げられたことがあると回答した人の割合が増えており、戦闘機騒音により基地周辺に住む人たちの睡眠が妨げられていることが明らかとなった。また、戦闘機騒音で睡眠を妨げられることが多いと答えた人ほどGHQ得点が高い（精神状態が悪い）傾向にあり、GHQ得点６点以上（うつ病が心配される状態）のリスクが高いことも明らかとなった。

もう１つは騒音地区では、非騒音地区に比べ低体重出生児の割合が高いことがわかった。騒音地区では、騒音レベルが高くになるにつれ、騒音をうるさく感じたり、睡眠障害になったり、精神疾患が疑われる母親が増える。このような母親から生まれる子どもの出生体重が、そうでない母親の場合に比べ低いことが明らかとなった。

また、平成24年には睡眠妨害による健康被害調査の一環として、睡眠脳波計による睡眠段階やホルター心電図による自律神経機能の変化によって、戦闘機騒音の昼間睡眠に対する影響をより正確に明らかにする目的で調査を実施した。

その結果、戦闘機騒音は、①中途覚醒を増加させ、睡眠を分断させることにより、各睡眠段階の適切な経過及び量が確保されず、適切な睡眠構築バランスが崩れ、十分な徐波睡眠及びレム睡眠の量が確保できず、徐波睡眠による疲労回復機能やレム睡眠による精神的ストレスの解消機能が失われて、精神疾患発症のリスクを高める。②レム睡眠潜時を延長させて、血管内皮機能を劣化させ、動脈硬化が進展し、脳血管疾患や虚血性心疾患などの循環器系疾患のリスクを高める。③睡眠段階２を減少させ、睡眠段階２による疲労回復を妨げる。④睡眠中の自律神経の交感神経を亢進させて、血管内皮機能を劣化させ、動脈硬化が進展し、脳血管疾患や虚血性心疾患などの循環器系疾患のリスクを高める。また、副交感神経を抑制し、循環器負担の解消を妨げる、ことなどを明らかにした。

現在、調査結果の集計・分析作業を終え、報告書を書証として提出。あわせて、報告書の内容を敷衍すると同時に、各報告書の内容が、小松基地周辺の戦闘機騒音に伴う健康被害に関する過去の複数の調査結果とも一致している、旨の準備書面を提出している。

一方、被告の主張は、コンター内の騒音曝露状況は実際にはコンターの数値より低くなっている（実勢騒音値論）。また、原告の内昼間コンター外に働きに出ている人の騒音曝露量は低くなっており、その点も考慮されるべきである（昼間騒音値控除論）。さらに、その点も含め原告らは共通被害ではなく個別被害を主張・立証すべきで、民事差止は不適法、という従前どおりのものである。

4　今後について

先に述べたように、原告の主張は基本的には終了し、被告についてもほとんど終了しており、立証段階に入っていくことになる。何としても、戦闘機騒音により小松基地周辺の住民らに深刻な健康被害が生じていることを立証し、「平和で静かな空」を取り戻したい、というのが原告らに共通する悲願である。

（イタイイタイ病）

イタイイタイ病及びカドミウム被害に関する取組みについて

イタイイタイ病弁護団
弁護士　　春　山　然　浩

1　はじめに

イタイイタイ病及びカドミウム被害に関して、2013年12月に、三井金属と住民団体との間で、残されていた問題についての全面解決合意が交わされました。しかしながら、イタイイタイ病及びカドミウム被害に関する取組みを終えたわけではなく、全面解決合意の後も、⑴ 健康被害については、イタイイタイ病患者認定申請の支援に加えて、全面解決合意に基づいて創設された神通川流域健康管理支援制度の運営、⑵ 発生源対策に関しては、立入調査等によるカドミウム再汚染防止の取組み、⑶ さらには研究資料の保存に関する取組みなどを、引き続き行っています。

2　神通川流域健康管理支援制度

ア　イタイイタイ病認定申請の支援

住民団体において、イタイイタイ病患者認定申請の支援を行っており、現在も、毎年数名がイタイイタイ病患者に認定されています。2015年は、2名がイタイイタイ病患者に認定されたほか、さらに2名が要観察者と判定されました。これにより、現在存命中のイタイイタイ病患者は5名、要観察者は3名となっています。

イ　神通川流域健康管理支援制度の運営

私たちは従来よりカドミウム腎症（イタイイタイ病に至る前の腎臓障害の状態）の救済を求めていましたところ、全面解決合意によって、腎機能低下に至った方に対して一時金を支給する制度（神通川流域健康管理支援制度）が設けられ、実質的なカドミウム腎症の救済の仕組みが民民の合意で創設されました。この制度は、三井金属が実施する制度ではありますが、支給の是非を判断する会議には、住民団体及び弁護団も委員として参加しており、住民側の視点が判断に取り入れられる仕組みになっています。また、広く救済が行き渡るようにとの制度設計のもと、カドミウム暴露と健康被害との因果関係を厳密に要求しない仕組みになっています。このため、腎機能の数値が明らかに基準に満たなかった少数のケースを除いて全件が支給対象と判断されており、2016年1月現在では133件について支給が認められています。また、同時に創設された弔慰金制度（全面解決合意時点ですでに亡くなった方についても一定額を支給する制度）についても、同月現在で9件について支給が認められています。

このとおり、健康管理支援制度・弔慰金制度は順調に運用されていますが、対象となる方の数は250名程度と思われるところ、前述のように申請がされたのはその約半数に止まっており、対象となる方にいかに制度を知ってもらうかが現在の課題となっています（今年は、富山県が実施する毎年の住民健康調査のお知らせに、制度の案内文を同封してもらうことになっており、その効果が期待されます。）。

3　発生源対策

神通川のカドミウム量は自然界値に落ち着き、また全面解決合意も成りましたが、神岡鉱山の操業は依然続いており、またその工場の地下には数十トンといわれるカドミウムが今でも眠っているほか、神岡鉱山から少し下流のダム底にもカドミウムが沈んでいます。このように、下流の富山県民にとっては、全面解決後も、発生源対策活動を出来る限り長く続けていくことが必

要です。このため、住民団体及び弁護団は、活動を長く続けていけるよう、組織の見直しを行いました。この見直しによって発生源対策専門委員会という部門が作られ、住民が中心となり、科学者・弁護団がこれをサポートするという態勢ができあがりました。今後は、この専門委員会を軸に発生源対策に取り組むことになっています。

また、2015年には、住民団体と神岡鉱業との間で、神岡鉱山の工場の建屋を撤去する際にはその地下の汚染土壌についての抜本的対策を講じる旨の、書面による合意を取り交わすことも出来ました。

4　研究資料の保存について

2012年に富山県立イタイイタイ病資料館が開館しましたが、これは一般向け資料の収集と公開を目的とすると位置づけられており、人体標本等の貴重な専門資料は、依然、各研究機関ごとの保存に委ねられてきました。このため、富山大学医学部病理診断学教室の井村穣二先生が、富山大学を研究資料保存の中心とするべく尽力下さっています。

そして、住民団体及び弁護団としても、井村先生と連携をとりながら、住民の立場から環境省等の行政に働きかけを行い、保存への支援を求めているところです。

5　神通川清流環境基金について

全面解決合意後に設立された、一般財団法人神通川流域被害団体連絡協議会では、その財産である神通川清流環境基金を用いた事業を行うことになっています。そして、その事業のひとつとして、イタイイタイ病や環境保護に関する優れた活動の表彰を行うことを考えています。特に、学生を対象に、例えば県立資料館での学習の成果を作文として応募してもらって優秀なものを表彰することで、イタイイタイ病への理解を広めることなどを考えているところです。

6　おわりに

全面解決合意の後、実働の弁護団員がだいぶ若返り、イタイイタイ病訴訟の時代はおろか、その後の審査請求の時代もほとんど知らない者が中心になっています。しかしながら、伝統あるイタイイタイ病弁護団は従来どおり存続しており、定期的に弁護団会議を開いて、長い経験を持つ先輩方のご意見及びご指導をあおぎながら、イタイイタイ病の取組みを続けているところです。

先輩方の成果を受け継ぎつつ、再汚染防止のため、今後も活動を続けていく決意でおります。

（水俣病）

〔1〕ノーモア・ミナマタ第２次国賠熊本訴訟の現状

ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団
弁護士　板　井　俊　介

１　すべての水俣病被害者への賠償実現のため

2013年6月20日、水俣病不知火患者会の会員48名は、チッソ株式会社、国及び熊本県を被告として、総額2億1600万円（原告1名につき450万円・慰謝料400万円と弁護士費用50万円）の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴した。

国及び熊本県に対して、水俣病の拡大責任を認めた平成16年10月15日の水俣病関西訴訟最高裁判決の後、「すべての水俣病被害者救済」を求めたノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟は、平成23年3月、約3000名の原告が勝利和解を勝ち取り終結した。

しかし、いわゆる水俣病特措法の審査では、到底取得できないような過去の書類の提出がなければ、「曝露要件充たさず」として検診もせずに非該当とされるなど、特措法の非該当処分にはおよそ正当性は認められない。にもかかわらず、熊本県・鹿児島県は環境省の意向に従い特措法の非該当処分に関する不服申立手続（異議申立）さえ認めないという暴挙に出た。

また、国が、平成24年7月、患者団体の強い反対を押し切り特措法の申請期限を締め切ったことにより、未だ申請に踏み切れなかった潜在被害者が多数残されている。

さらに、平成25年4月16日、最高裁は、2名の水俣病患者を認定すべきとして、国の認定制度の運用を断罪したが、その後も認定制度の改善が見込める状況にはなく、認定制度において被害者が救済されることも困難である。

チッソは分社化の手続途上にあるが、被害者を放置して加害責任を免れさせるわけにはいかない。

原告らは司法の場において、地域や年代での不合理な線引きを突破し、「すべての被害者救済」を実現すべく、本訴訟を通じて「司法救済制度」を確立し、裁判所に救済対象者の判断権を与えた上で、一時金のほか、月々の療養手当、医療費の支給を含む3点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

２　国、熊本県の暴言

本訴訟の原告には、いわゆる水俣病特措法における「対象地域外」に居住をする原告が数多く含まれている。しかし、国、熊本県は、これら対象地域外に居住する原告の曝露歴を厳しく争っており、この点の立証が大きな問題になる。

この点、熊本県の発表によれば、水俣病特措法の運用において、水俣病被害者と判定された2万2816名のうち、3761名がいわゆる対象地域外であったという。

2015年10月17日の第7回口頭弁論において、村山雅則弁護士による「水俣病の被害状況を明らかにするため、いわゆる水俣病特措法の地域別、年代別の判定結果を公表すべき」との意見陳述に対し、国、熊本県の指定代理人は、「特措法の救済策の判定結果は、水俣病への罹患を示すものではない」から訴訟とは無関係であるとして、その開示を拒否した。

純粋な法的理論の問題は措くとして、少なくとも、水俣病特措法は「水俣病被害者」を救済するための法制度であり、法的な意味においても、その判定結果は原告らの曝露状況を推認させる一つの資料となることは明らかである。にもかかわらず、この国、熊本県側の態度は、水俣病特措法で救済対象となった者であっても水俣病ではない、すなわち“ニセ患者”であるかのような発言であり、暴言というほかない。

このような発言は、原因者負担の原則を盾にして、チッソのみに損害賠償責任を負わせるという構図、す

なわち、最高裁判決において水俣病拡大の原因があるとされた国、熊本県であっても法的な責任を負わないとする発想に端を発するものであり、これこそ、判決で断罪され続けた国、熊本県の姿勢である。

原告団らは、鹿児島県阿久根市、長島町、伊佐市などで「行商等により水俣で捕れた魚を運んでいた」として、広く訴え続けている（南日本新聞平成28年1月23日朝刊）。

3　追加提訴

現在、熊本訴訟は、第9陣追加提訴まで終え、原告団は1156名となった。

多くの追加提訴では、その約8割が対象地域外、あるいは、昭和44年以降に生まれたため対象外となる者であり、さらに、自分の身体被害が水俣病に基づくものであることを知った時には、すでに水俣病特措法の締め切り（平成24年7月31日）後であった者も含まれている。

このように、対象地域外、年代の制限、特措法の不当な申請打ち切りなど、水俣病特措法の運用の不当性を通じて、水俣病問題が孕む多くの論点が本訴訟で問われることになる。

4　全国的な支援を

熊本現地では現時点において、園田昭人弁護士を団長として熊本、福岡、大阪、東京から63名が弁護団に参加している。しかし、これらの地域にとどまらず、昭和30年代以降、水俣周辺地域から全国に転出した水俣病被害者は多数存在していることは明らかであり、本訴訟においては、これらの未救済患者を発掘し、被害実態を訴えることが重要である。

今年は公式発見60周年を迎える。水俣病の最終解決のために公害団体各位のご理解とご支援を頂ければ幸いである。

〔2〕全ての水俣病患者の救済に向けて、「ノーモア・ミナマタ近畿第２次訴訟」

ノーモア・ミナマタ近畿第２次訴訟弁護団　事務局長
弁護士　　井　奥　圭　介

1　2011年3月のノーモア・ミナマタ第1次訴訟の勝利和解により、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟においても、300名近い原告が救済を受けることができた。その後は、特措法の申請並びに判定結果を見守る状況が続いたが、その特措法の申請が2012年7月末に締め切られ、近畿においても、申請が間に合わなかった患者や、非該当の通知を受けた患者の存在が明らかになってきた。

2　そして、2013年6月の熊本におけるノーモア・ミナマタ第2次訴訟の提訴を受けて、近畿においても第2次訴訟提訴に向けての動きが始まり、2013年12月1日には大阪と名古屋において、同月7日には岡山において、裁判を希望する患者に向けた説明会を開催し、3会場合わせて30名以上の患者が出席した。

3　2014年に入ってからは、検診の態勢を整えるために、民医連への要請を行い、5月17日には民医連近畿水俣病集団検診実行委員会が再結成され、6月29に同実行委員会による1回目の集団検診が大阪市西

淀川区内ののざと診療所で実施された。その受診者の中から19名が第1陣の原告となり、2014年9月29日に大阪地裁に提訴し、民事9部に係属した。

4　そして、2015年2月6日には、大阪地裁の202号大法廷において初回口頭弁論が開かれ、弁護団がこれまでの水俣病の歴史を分かり易くまとめたスライドを上映した上、原告2名が証人席に立って被害を訴えた。これにより、いよいよノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟が動き出した。

5　その後、原告は、2015年3月31日に第2陣18名、8月28日に第3陣16名、さらに12月22日には第4陣31名が追加提訴して、総勢84名を数えるに至った。そして、提訴を希望する待機者はまだ相当数おり、順次、検診を実施した上で追加提訴する準備を進めている。

裁判の口頭弁論も、2016年2月10日に4回目が開かれ、さらに5回目も7月1日に予定されており、これから主張立証が本格化していく。

6　近畿弁護団は、このノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟をてこに、熊本、東京、新潟の他の水俣病訴訟と連携して、「県外被害者を含めた全ての水俣病被害者の救済」という目的を実現したいと考えている。

〔3〕ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟のたたかい

新潟水俣病弁護団　団長
弁護士　　中　村　周　而

1　第2次新潟訴訟―原告は115人に

⑴　昨年は新潟水俣病公式確認50年を記念する様々なイベントが県内各地で行われ、水俣病問題に対する県民の関心も大いに高まった。

そのことも影響してか、2013（平成25）年12月からスタートした国と昭和電工を被告とする「ノーモア・ミナマタ第2次新潟全被害者救済訴訟」（第2次新潟訴訟）も、追加提訴が相次ぎ、昨年12月7日の第8陣提訴で、原告数も当初の22人から115人となった。

原告のうち水俣病特措法非該当者で異議申立てをしたり異議申立てが棄却された被害者が12人で、残りの102人は特措法締切後に新たに水俣病と診断を受けた方々である。改めて潜在被害者の掘り起こしの必要性を痛感させられる次第である。

⑵　昨年12月7日の第7回弁論では、国が2月の弁論で提出した新証拠（チッソ水俣工場と同種工場の6社6工場について通産省軽工業局長が東京工業試験所に調査を依頼しておこなった4回にわたる排水分析結果のデータと、6工場には昭和電工鹿瀬工場は含まれていないという調査報告書）の問題点を引き続き追及した。

そもそも国が自分で勝手に工場名に墨塗りして、その中に昭和電工鹿瀬工場は含まれていないという報告書を作ること自体、首をかしげたくなる話だが、排水分析結果では、6工場の排水にはチッソ水俣工場と同じかそれ以上の水銀が流出している。したがって分析結果を検討すれば、全国の全てのアセトアルデヒド製造施設の排水中に水銀が流出しており、チッソ水俣工場の排水で発生したと同じ水俣病が発生する危険性があることが認識できた筈。鹿瀬工場が含まれていないというのなら、

水銀使用量でトップクラスの鹿瀬工場のアセトアルデヒド施設の排水を改めて調査すべきではなかったか。

国は、通産省、厚生省、水産庁、経済企画庁の4省庁で「水俣病総合調査研究連絡協議会」を立ち上げ、この中で通産省は、同種工場の排水に関する調査を分担することになった。その協議会も昭和36年3月6日に開かれた第4回目の会合を最後に、排水分析結果について殆ど検討もされないまま協議会自体が自然消滅している。

協議会や通産省は、この時点で、同種工場の排水分析についてどのような調査を行い、どのような総括がなされたのか。原告は、12月7日の弁論で、国にこれについての釈明を求めた。国は、裁判長からも回答を促され、次回に回答をすることになった。

2　認定申請・水俣病特措法の異議申立てをめぐる闘い

⑴　新潟県と市は、2015（平成27）年9月2日に開かれた新潟県・新潟市公害健康被害認定審査会の答申を受け、9月15日、新たに2人を水俣病患者に認定、6人の申請を棄却、2人について処分を保留したと発表した。認定されたのは上流の阿賀町に住む兄弟で、いずれもノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟の原告。今回の認定審査会は、これまで運用されてきた狭い認定基準を事実上否定した平成25年4月16日の最高裁判決を受けて新潟県で最初に開かれただけに、その結果が注目されていた。

今回の審査結果について、新潟県の泉田知事は、「最高裁判決等を受け、申請された方々の曝露状況を4人の参考人の方々に意見を聞くなど、より総合的かつ丁寧な認定審査が行われたものと受け止めております」とコメントしたが、実際の審査の現場で、最高裁判決に沿って「多角的、総合的見地」から具体的にどのような検討がなされたかは、検証の必要がある。

⑵　水俣病特措法に基づき、2014（平成26）年8月29日時点で一時金等対象者と判定された人は、3万2244人（申請者4万7906人中の67.30%）。このうち新潟県は1811人（申請者1973人中の91.78%）となっている。環境省は、非該当者が異議申立てをすることを認めておらず、熊本県や鹿児島県も環境省の見解に追随して異議申立てを受理していないが、新潟県では、2013（平成25）年3月6日、泉田知事が受理することを表明し、92人（うち阿賀野患者会の会員は43人）が異議申立てを行っている。

この異議申立てについて、新潟県は、昨年3月30日、92人のうち5人に審査結果を通知し、阿賀野患者会の会員2人を含む3人の異議を認めた。特措法の審査結果について異議が認められたのは全国で初めて。

異議が認められた2人の会員は、当初から手足の感覚障害は認められていたが、水銀による影響は認められないとして非該当と判定されていた。しかし県が改めて生活の状況などを確認した結果、水銀の影響が認められ、異議が認められることになった。

異議認容決定に対し、加害企業である昭和電工は一時金の支払いを行う旨の連絡をしてきた。しかし、望月環境大臣は、「新潟県の対応は特措法の運用上、想定外のもの」とか「新潟県独自のものと受け止めている」と述べ、療養費や療養手当の支払いに応ずる様子はない。

平成28年1月末現在、92人のうち21人について審査結果が出され、認容者は合計5人となっている。

〔4〕ノーモア・ミナマタ東京第２次訴訟の現状と課題

ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団　団長
弁護士　　尾　崎　俊　之

１.提訴とその後の進行の経過

⑴　国が「あたうる限りの救済を」と称して制定した「水俣病救済特別措置法」による救済は2012年7月末で申請が打ち切られ、しかも、申請者中約1万人が非該当とされてしまったことを受け、熊本では2013年6月の第1陣提訴を皮切りに、2016年2月現在1150名が被害の救済を求めて提訴している。

⑵　東京でも、2014年8月12日の第1陣18名の提訴以来2016年2月現在67名が提訴し、2015年2月13日の第1回弁論以降も、ほぼ2か月に1回の期日が重ねられ、2016年1月27日には第6回の弁論が持たれ、今後も3月9日、5月25日、7月27日が予定されている。

２.「裁判」進行に当たっての２つの課題とそれへの取り組み

⑴　審理の進め方について、担当裁判部は最初の進行協議において、特段に必要がなければ通常事件についてと同様の法廷を使用するとの考え方を、また原告と原告代理人の意見陳述も節目として特別の機会と位置付けられるときには認めるが、通常の進行においては認めないとの方針を、それぞれ示した。

　そして、この考え方に基き、第1回の弁論では大法廷で、原告・代理人各1名の意見陳述を認めたものの、第2回以降では、大法廷を使用するが、もし空席が見られるようなら通常法廷に変更するし、意見陳述は当面認めないという対応であった。

⑵　これに対し、原告側としては、「水俣病被害者の救済問題は「公害の原点」であり、原発被害という最大の公害の解決という今日的課題を抱えている中で、いささかもゆるがせにできない重要な課題であることを、東京の裁判所に示して行くためには、多くの傍聴者が関心を寄せる中で審理されるべきことを追求するとともに（そのためには「大法廷」での審理が不可欠）、被害現地から離れ、水俣病問題に対する知識認識が十分とは言えない立場にいる裁判官に向けて、分かり易い主張・立証に心掛けることが、何としても重要だと考えた。

⑶　そこで、まず第1の大法廷での審理を継続してもらうために、毎回の弁論に、100名を越える傍聴者に来てもらえるように、裁判の進行に関する情報の伝達に力を注いだ。

　同時にせっかく傍聴に来てくれた人に、充実した弁論の内容を見てもらえるよう、原告と原告代理人の意見陳述を恒例のものとするよう、裁判所に働きかけた。

　その結果大法廷は毎回満杯にできない、原告代理人の意見陳述については、提出した準備書面の内容を要約したものを陳述する場合には、これを認めるという扱いとすることを実現できた。ただ、原告本人の意見陳述については、原告数が67名となり、当面大幅な増加が予定されていなかった第5回の弁論期日にようやく1名意見陳述を認めてもらうことができたというのが実情である。

⑷　一方、「東京の裁判官にも分かり易い主張を」ということで、これまで提出した「どういう症状の者が水俣病といえるのか」といういわゆる「病像論」の準備書面においても工夫して来たところだが、さらに今回提訴している原告の多くが、これまで救済の対象となる者が少なかった地域に居住する中で水銀の影響を受けたと考えられることから、何故この地域にこれ程多くの人が症状を発現しているかを統計的に明らかにする「疫学」を包めた主張とその立証を提出して行くことが非常に重要となるが、これをいかに分かり易く、しかも説得的に示せるかが当面の課題となる。

（新幹線公害）

名古屋新幹線公害訴訟（和解後）の報告

名古屋新幹線公害訴訟弁護団
弁護士　　高　木　輝　雄

第１　はじめに

1964 年 10 月 1 日、東海道新幹線が開通した。その激しい騒音・振動に苦しめられた沿線住民 575 人が、国鉄を相手に公害の差し止めと慰謝料を請求して 1974 年 3 月 30 日名古屋地方裁判所に提訴した。

1986 年 4 月 28 日、双方上告中に、国鉄が十分な公害防止対策を実施することを内容とした自主和解が成立したが、これから 30 年が経とうとしている。

原告団の組織は、年齢による人の入れかえはあるが、いまでも組織を維持し、月に 1 回役員会を開き、年に 1 回 JR 東海と協議の機会をもっている。

第２　１年間の主な活動

１　騒音・振動の状況

名古屋市による今年度の定期監視測定の結果は次のとおりであった。

測定時期：2015 年 10 月
騒　　音：65 ～ 74dB
振　　動：55 ～ 64dB
列車速度：127 ～ 247km/h

騒音は、住民が強く求めている 70dB を超えているところがあり、振動も前年と比較し悪化しているところがあり、JR の対策はまだまだ不十分である。

２　JR 東海との協議

⑴　2015 年 3 月 10 日、JR 東海との第 29 回の定期協議が行われた。

⑵　主な論点は次のとおり。

①　騒音・振動対策について
②　高速道路桁下裏面反射音問題
③　東海地震を想定したアスベスト対策の緊急性について
④　地震対策、落橋対策について
⑤　移転跡地の活用と管理
⑥　リニア中央新幹線の説明会における「東海道新幹線の公害対策は完了している」との発言について
⑦　スピードアップについて
⑧　パンタグラフのつけ間違いについて
⑨　大規模改修について
⑩　走行車両の種別について
⑪　障害防止対策について

⑶　主な回答は次のとおり。

①前回大幅に増加した地点があった騒音は、今回は低下した。大規模改修に伴う新型防音壁などの効果ではないか。振動について、2013 年以降は進展がないとのこと。②公社の責任であるが、できる協力はしたい。③アスベスト含有スレート板取替えは 7km 区間を優先する。④地震対策は残り 3 か所、引き続き実施する。⑦原告居住区間のスピードは上がらない。⑧チェック体制を強化する。⑨遅れ気味だが計画的に実施していきたい。

３　環境省との協議

⑴　2015 年 6 月 3 日、第 40 回全国公害被害者総行動において、環境省水・大気環境局との協議が行われた。

⑵　主な論点は次のとおり。

①　騒音の環境基準、振動の暫定基準の早期達成の重要性

② リニアより環境基準の達成を優先させるべき
③ スピードアップの問題
④ 75dB 対策と総量規制の問題
⑤ 地上 1.2m 以外での騒音の問題
⑥ 振動対策について
⑦ アスベスト含有防音壁の問題
⑧ 移転補償跡地及び南方貨物線用地処分問題
⑨ 新幹線六番町鉄橋の高速道路桁下反射音問題

⑶「新幹線の騒音・振動の問題は大変重要な問題と認識している。」と対応は前向きと思われるが、「国交省、名古屋市にしっかりと伝える。」との発言にとどまった。もっと積極的に動いてもらいたい。

4 名古屋市、愛知県との協議

⑴ 第 39 回愛知の住民いっせい行動は、2015 年 7 月 30 日県交渉、9 月 4 日市交渉、9 月 19 日決起と交流の集会が行われた。

⑵ 主な論点は次のとおり。
① 騒音・振動の状況
② スピードアップの問題
③ 六番町鉄橋の高速道路桁下反射音問題
④ リニア建設に関する問題

第3 今後の取り組みについて

1 東海道新幹線は、東京オリンピック直前の 1964 年 10 月 1 日に開通した。当初は現在と比べ列車本数は半分以下でありスピードも 2/3 程度であった。スピードが上がり本数が増加するなかで訴訟提起、そして和解が成立した。その後も現在まで長年にわたって継続されている原告団の運動によって、原告居住地域 7km 区間のみならず、日本中で、騒音・振動をはじめとする新幹線鉄道による環境問題は大きく前進した。

しかし、東海道新幹線が開業から 50 年余を経過し施設の老朽化と大規模改修が課題になっていること、JR 東海が新幹線公害の完全解決がなされないままに、リニア中央新幹線の建設に乗り出したこと、六番町の鉄橋上に作られた高速道路の桁下反射音が公社との確認書で約束された値を超える結果となり、抜本的解決のめどが立っていないこと、依然として跡地問題の全面解決ができていないことなど、まだ多くの課題が残されている。

2 次年度の主な課題としては、次の点があげられる。
① 騒音 70dB 以下、振動 65dB 以下の完全達成と維持および現況非悪化の遵守
② 高速道路桁下反射音が確認書を超えた問題
③ 地震対策、大規模改修、アスベスト含有防音壁撤去等の問題
④ 移転跡地の環境保全的活用の検討
⑤ リニア新幹線に関すること
⑥ 原告団組織体制の補強と維持

（リニア新幹線公害）

リニア中央新幹線訴訟提訴に向けて

弁護士　関　島　保　雄

1　リニア中央新幹線計画の概要

東京から甲府を経由し南アルプス山脈の下を横断して名古屋から大阪に至る新幹線で、超伝導磁石で地上10センチメートル浮上させて、最高速度時速505㎞で、東京名古屋間を40分、東京大阪間を67分で結ぶ計画。2027年に東京―名古屋間開業予定。2035年に名古屋―大阪間の工事に着工し東京―大阪間は2045年開業予定。東京（品川）、名古屋、大阪のターミナル駅以外の途中駅は沿線の県に一つで相模原市、甲府市、飯田市、中津川市が決まっている。運行は一日約150本（7分に1本）、途中駅の停車は1時間1本の予定。運転手はおらず遠隔操作で運行する。

東京名古屋間の8割以上はトンネルで、首都圏、中部圏、近畿圏の都市部は地下40m以下の大深度地下にトンネルで土地補償金を支払う必要がない。非常口（換気及び防災上）は約5km間隔で設置する。工事費は名古屋まで5兆4300億円余、大阪まで9兆300億円余と試算しているが、工事費の倍増は避けられない。

2　リニア中央新幹線構想と国土交通大臣の工事認可までの杜撰な手続き

国土交通省は、東京名古屋大阪を約1時間で結び通勤圏とすることで、世界と競争できる東京名古屋大阪間約6000万人の巨大都市圏を作るためにリニア中央新幹線構想を打ち出してきた。しかし、そのような巨大都市圏が必要なのか、成り立つのか、ストロー現象で東京1極集中になり名古屋大阪は衰退し、地方はさらに衰退するのではないかと危惧される。これまで10兆円を超える巨額な工事費をかける必要性があるのか疑問があり国家事業としてリニア中央新幹線構想は実現に向けての具体化は進んでいなかった。ところが2007年にJR東海が工事費も自己負担でリニア中央新幹線工事を行う旨を表明したことから、リニア中央新幹線構想が具体化して動き始めた。その後2010年に国土交通省の交通審議会で議論が始まりたった1年の杜撰な審議で、2011年5月にリニア中央新幹線の南アルプスルートの建設推進とJR東海を工事及び営業主体に指名する旨の答申を出して、国土交通省は全国新幹線鉄道整備法に基づく新幹線として中央新幹線整備計画を決定した。そしてJR東海は2011年6月計画段階環境配慮書から2014年4月23日環境影響評価書、2014年8月29日補正後の環境影響評価書の公告・縦覧などわずか3年程の短期間で環境影響評価をしたと言うが杜撰な環境影響評価であった。

2014年10月17日国土交通大臣はJR東海に対し杜撰な環境影響評価の見直しやり直しを指示することなく、全国新幹線鉄道整備法に基づいてリニア中央新幹線の工事実施計画（品川名古屋間）を認可した。この国土交通大臣の認可により、JR東海はリニア中央新幹線の工事に着手することが出来ることになった。

3　リニア中央新幹線の問題点

⑴　鉄道事業法違反及び全国新幹線整備法違反

リニアは軌道方式でないため、他の新幹線と相互乗りいれが出来ないため全国の交通ネットワーク性が欠如し新幹線として相応しくなく本来全国新幹線整備法の対象事業ではない。

国土交通省の審議会でも、リニア方式は新幹線方式に比べて、安全性、経済性、環境問題いずれも劣るが、優越する点は速度だけであることが指摘されている。優れている新幹線方式が採用されるべきなのにリニア式が採用されたという矛盾する結論であった。

また、民間のJR東海に建設及び営業主体に指名したが、本来民間の鉄道事業であれば鉄道事業法の対象として工事認可をすべきなのに全国新幹線鉄道整備法の新幹線事業としていることは誤りである。

JR東海は東海道新幹線と競合するため10兆円を超える巨額工事費をまかなえるだけの乗客の需要は見込めず倒産の危険性があり、結局は国民負担となるにもかかわらず建設費と運賃収入の費用便益の検討が不十分である。本来鉄道事業法の対象事業であれば事業の採算性が厳格に検討されるべき対象であるが検討が不十分である。

また、建設工事に伴う人に対する危害防止方法や環境被害の防止策が全く具体的に記載されていないにもかかわらず工事計画を認可した点で違法である。さらに乗客の安全性の確保の点でも問題がある。リニアは殆ど地下を走行するため、万一地下で事故が起きた場合の乗客の安全対策は不十分で2000m級の南アルプスの非常口に脱出して救済が出来るのか疑問である。また南アルプスの活断層地帯を横断するため地震によりガイドウエー等にずれが生じた場合の安全対策が確立していない。本来鉄道事業法であれば輸送の安全が確保されないものは許可されない等厳格な審査を受けなければならない。ところが新幹線ということで人命の安全性に対する審査が不十分なまま工事計画が認可されている。

⑵　環境影響評価法違反

住民や関係7都県や自治体、環境大臣から環境影響への危惧が指摘されていることに対し、環境影響を少なくする方法を具体的に検討した形跡は見られず杜撰な環境影響評価として違法である。

工事による環境破壊の危険性が大きい。大部分が地下トンネル工事であるため沿線の地下水破壊（既に山梨実験線では水道水源や河川の水涸れ被害が発生している）、南アルプスの自然の破壊、巨大な量（東京ドーム51杯分）の残土の捨て場による自然破壊、多大な工事車両及び残土運搬車両による交通騒音、1日1000台前後のダンプによる交通渋滞による沿線住民の生活破壊（長野県大鹿村は1日1750台1分に3台のダンプが10年間走行する）、リニアの磁力線による健康被害の危険性も指摘されているが、これらの環境被害の防止策が具体的に記載されていない。

4　国土交通大臣のJR東海に対するリニア中央新幹線の工事実施計画（品川名古屋間）の認可取り消し訴訟提起に向けての準備状況

2014年10月17日に国土交通大臣がJR東海に対するリニア中央新幹線工事実施計画の認可したのは違法であるとしてその取消訴訟を2016年春頃東京地方裁判所に提起すべく準備中である。

国土交通大臣の認可に対し異議申立をしている5040名余の中から1000名を目標に現在原告を募集し既に600名を超える原告が集まっている。

東京、神奈川、長野、岐阜、名古屋の弁護士が21名程度集まって訴訟提起の準備を進めている。

（道路）

広島国道２号線・最高裁判決、差止めは認めず、勤務者原告の損害賠償が確定

広島国道２号線訴訟弁護団
弁護士　　足　立　修　一

1　2015年6月24日、最高裁判所第二小法廷は、広島国道二号線公害差止訴訟の上告を棄却し、上告を受理しない旨の決定を下した。最高裁は、理由の説明をしないまま控訴審判決を確定させた。

その結果、原告らが求めた公害（騒音・大気汚染）差止め、高架道路延伸差止めを求める訴えは、退けられてしまった。原告らは、提訴までして、騒音を軽減して大気汚染のない沿道の生活環境の改善と、そのための、高架道路の延伸の差止めを求めたのに、最高裁はこの願いを受け入れなかった。

2　最高裁は、原告らの深刻な被害実態をきちんと審理しようとする姿勢を持っていないものと言わざるを得ない。

ただ、損害賠償請求については、現行の幹線道路に面する地域での地域特例についての騒音の環境基準（屋外・昼間LAeq70dB・夜間LAeq65dB）に関し、この基準について、昼間屋外値Leq65dB、夜間室内値Leq40dB を越える場合は、受忍限度を超えて違法であるとし、現行の環境基準に従うだけでは違法とし、道路沿道の住民のみならず、勤務者に対しても損害賠償を認めた。

3　国道二号線沿道に居住・勤務する原告らは、高架道路の延伸が進められ公害が深刻化することから、1994年以降反対運動を始め、1999年に公害調停申立、2000年に仮処分申立、2002年に提訴するなどして、長年にわたり闘ってきた。その結果、国道二号線の高架道路延伸工事は、2003年10月に一期工事により約500メートル延伸したものの、二期工事2.3キロの工事は中止されたままとなり広島市の財政難も加わって工事再開の見込みは立っていない。

しかるに、最高裁は、国道二号線の沿道住民らに対する騒音被害についは違法と認めながら、差止めは認めなかったものであり、これは騒音被害の解決を抜本的に解決しないで放置することを改めて容認したことになる。今回の最高裁の決定は、司法の役割と責務を放棄したものであって遺憾である。

4　昨年7月24日、環境省に対して、道路住民運動全国連絡会として、広島高裁判決の内容で確定したことを受け、現行の「騒音に境基準」では、受忍限度を超えており、違法なものであることが明確になった。すなわち、同高裁判決が「夜間屋内値LAeq 40 dBを超える場合には、1審原告らに受忍限度を超える睡眠妨害としての生活妨害の被害が発生している」として、一審判決の基準を5 dB引き下げ、室内騒音レベルで40 dBを受忍限度の基準値とし、また、「昼間屋外値がLAeq 65 dBを超える場合には、1審原告らに受忍限度を超える聴取妨害としての生活妨害の被害が発生していると認められる」とし、昼間屋外値がこの基準を超える場合に、居住者はもちろん、勤務者をも含んで損害賠償を認容したのである。環境省との交渉では、この結果を指摘し、道路騒音の環境基準の見直しを求めたが、環境省は、今回の判決を深刻に受け止めていないことが判明した。この点については、今後とも、環境省の姿勢を追及していきたい。

5　私たちは、これまで公害調停から訴訟までの活動

を支援していただき、公正審理を求める署名活動などに献身的に協力してくださった多くの市民や諸団体の皆様方に対し、深く感謝すると同時に、今後も高架道路延伸が再開される事態となれば、改めて新に闘い抜くことを決意する。

今後とも、皆様のご支援、ご注目をお願いしたい。

（カネミ油症）

カネミ油症事件報告

カネミ油症新認定訴訟弁護団
弁護士　　高　木　健　康

1　カネミ油症新認定訴訟の経過（一審・控訴審で敗訴）

旧訴訟の後にカネミ油症に認定された被害者（新認定被害者）は、2008（平成20）年5月、カネミ倉庫に対する訴訟（カネミ油症新認定訴訟）を福岡地裁小倉支部に起こした。カネミ油症事件は1968（昭和43）年にカネミ倉庫製造・販売の食用油によって起こされた大規模な食品公害である。カネミ倉庫は、ライスオイル製造工程の中の脱臭工程でPCBを熱媒体として使用し、PCBが混入したままライスオイルを販売した。このPCBが混入した食用油を食べて起きたのがカネミ油症であり、カネミ油症事件についてカネミ倉庫に責任があることは明白であった。

新認定訴訟の提起は、カネミ油症被害が今もなお続いているのに救済されていない被害者が多くいることを社会に知らせることとなった。

しかし、2013（平成25）年3月の小倉支部判決は、カネミ油症についてのカネミ倉庫の責任を認めながら、「原告らの請求はいずれも民法724条後段の規定による除斥期間で権利が消滅している」として請求を棄却する全く不当な内容であった。

2014（平成26）年2月の福岡高裁判決も控訴棄却の不当判決であった。

2　カネミ油症の認定の実態

カネミ油症では、九大油症研究班によって作られた診断基準に基づいて各県で油症の認定が行われてきた。そして、油症に認定された被害者にはカネミ倉庫は23万円の見舞金を支払い、認定以後の治療費の支払いをするが、認定されなければ何らの救済もしない。国による油症患者の病状調査と協力者への協力金の支払も認定被害者だけが対象で、未認定被害者は対象にならない。

当初の油症診断基準は皮膚症状に重点を置いた基準であったが、PCBやPCDF（ダイオキシン類）などの検査精度の進歩に伴い、診断基準は変更されてきた。新認定被害者は、診断基準の変更により油症事件発生より30年以上が経た後に油症に認定された被害者である。

判決の考えでは、除斥期間を避けるには新認定被害者は油症に認定される前に訴訟の提起をしなければならなかったことになる。また、油症事件発生から45年が経過した現在でも油症患者として新たに認定されている被害者がいるが、判決によると、これから認定される油症被害者も司法による救済を受ける方法がないことになる。

何の落ち度もなく被害を受けたカネミ油症患者らが加害企業から被害弁償を受けられないのは明らかに不公正であり、あまりにも法的正義に反する。

3　最高裁での上告棄却・上告不受理決定

原告らは高裁判決に対し3月7日に上告と上告受理申し立てを行った。

民法724条後段に関しては、これを除斥期間とする平成元年の最高裁の判決がある。724条後段が消滅時効であれば、カネミ倉庫は訴訟では時効の援用をしていないので時効消滅することはない。また、カネミ倉庫は認定患者に治療費や見舞金などを支払っており、債務の承認と考えられるし、時効援用は援用権の濫用で無効である。除斥期間であれば、そのような主張が通らないことになる。

一方で、最高裁は民法724条後段を除斥期間としながらも、除斥期間の始期を損害が発生したときとして、じん肺被害者や肝炎被害者の救済を認めた。

カネミ油症では油症事件直後から油症検診を受けたが油症に認定されず、油症事件から35年が経過した2004（平成16）年に油症診断基準に血中PCDF濃度が取り入れられたことにより、ようやく新たに油症に認定される者が出た。これらの新認定患者は、認定前は何らかの身体症状があっても油症ではないとされた。じん肺や肝炎では管理区分決定や肝炎と診断された時を始期としており、同様にカネミ油症では油症に認定された時を始期とすべきである。

原告らは、最高裁に対して、民法724条後段は消滅時効の規定であること、仮に除斥期間としてもカネミ油症の場合は油症認定時を始期とすべきであることを主張した。

しかし、2015（平成27）年6月2日、最高裁は上告棄却・上告不受理の決定を出した。これにより、新認定被害者が民事訴訟で賠償を求める道は事実上閉ざされた。

4　カネミ油症被害者救済法による救済の実現へ

カネミ油症では40年を経たのちの2012（平成24）年8月にようやく「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が成立した。

この法律では、「カネミ倉庫が治療費などを支払えるように国が必要な施策を講ずる（9条）」、「国は、カネミ油症患者の健康状態を把握するために必要な施策を講ずる（10条）」、「カネミ油症の診断基準の……見直し……（11条）」などが規定されている。10条による健康状態の調査は毎年行われ、これに応じた被害者には毎回24万円（国から19万円、カネミから5万円）が支払われる。11条の「診断基準の見直し」では、油症に認定された者と同居していた家族への認定の道が開かれた。

この法律は被害者が求める救済内容からは不十分なものであるが、今後はこの救済法を根拠に救済内容の拡充を求めていくことが必要である。

（薬害裁判）

〔1〕薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟　報告

薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団
弁護士　　中　島　　晃

1、薬害ヤコブ病全面解決とたたかいの到達点

⑴　1996（平成8）年11月、大津地裁に我が国で最初の薬害ヤコブ病訴訟が提訴された。硬膜移植が原因で、CJD（クロイツフェルト・ヤコブ病）に罹患した患者谷たか子さんとその夫が、硬膜の輸入販売を承認（許可）した国とこれを輸入して販売した企業などを相手どって提起された損害賠償訴訟がそれである。

その後、薬害ヤコブ病訴訟は東京地裁にも提起されたことにより、大津と東京の2つの裁判所に係属することになったが、提訴以来5年4月を経て、2002年3月25日、原告・弁護団と厚労大臣、被告企業らとの間で「確認書」が調印され、全面解決が図られることになった。

⑵　同日、大津、東京両地裁で、判決対象原告について、和解が成立した。

和解内容は、①患者1人当たり一時金として平均6000万円を支払う、②国は全ての患者に対して、1人当たり一律350万円を負担する、③1987（昭和62）年以降に移植手術を受けた患者に対しては、350万円の外に一時金の3分の1を国が負担する、というものであった。これは、国の負担で全ての被害者の救済を実現するという点で、積極的な意味をもつものである。

この第1次和解で、11名について和解が成立した後、大津地裁では順次、和解が成立し、2007（平成19）年3月まで、第2から第18陣までの和解成立により、この時点での提訴患者42名全員について和解が成立した。

しかし、その後も新たな患者の発症が判明したので、その都度、新しく追加訴訟を提起し、現在まで54名の患者について訴訟を提起している。

2、大津訴訟の昨年1年間の経過

・2015（平成27）年3月5日
　第27次提訴（患者1名、請求額4,480万円）。
　これにより提訴患者は54名となった。
・2015（平成27）年7月31日
　第26次提訴の患者1名について和解成立
　（和解金4,785万円）

3、この1年間のたたかいと今後の課題

⑴　この1年間、弁護団は引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組むとともに、未和解患者の早期和解成立に向けて、奮闘してきた。被告らは、さまざまな理由をつけて和解成立を遅らせてきたが、弁護団はねばり強く努力を積み重ねる中で、提訴患者54名中、52名について和解成立をかちとってきたが、なお、2名について未だ和解が成立していない。

⑵　しかし、硬膜移植から発症まで期間が20年を超えるケースもあることから、今後も発症する可能性のある患者も残されており、弁護団としても引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組んでいく必要がある。このため、サポート・ネットワークを中心とした相談活動が引き続き重視される必要がある。また、薬害ヤコブ病の患者家族と遺族の精神的ケアも含めてサポート活動を更に充実強化していくことが重要であり、この点で、医師・研究者や看護師、メディカルケースワーカーなどとの

連携協力が必要とされている。

⑶　さらに、薬害ヤコブ病訴訟で「確認書」が調印された以降、肺ガン治療薬イレッサの副作用によって、我が国で既に800人以上もの死者が出るなど、深刻な薬害の発生がいまも続いている。

今年は薬害ヤコブ病の確認書調印から14年を迎える。この機会に、あらためて、薬害ヤコブ病の教訓を多くの人々に伝え、2度とこうした悲惨な薬害を繰り返してはならないという警鐘を鳴らすことによって、薬害根絶に向けて引き続き監視を強めることは、今後ますます重要な課題となってきている。

〔2〕薬害ヤコブ病東京訴訟

薬害ヤコブ病東京弁護団　事務局長
弁護士　　阿　部　哲　二

昨年の報告では、東京訴訟の提訴患者数は79名であり、2014年に発症した患者の報告はなく、長期の潜伏期間を経て発症するCJDも、汚染硬膜が最も多く輸入された1987年をピークに患者の発症はほぼ止まったといえるかもしれないとした。

しかしながら、残念なことに、2014年以降も患者の発生が続いていた。2016年1月に追加提訴を行い、患者数は80名に達した。

又、昨年CJD発症が確認された新潟の生存患者についても、提訴準備中である。潜伏期間は20年を超え30年にもなる本当に怖ろしい病である。

大津訴訟の提訴患者は54名で、東京と合わせると134名になり、内131名の和解が現在成立している。

（産業廃棄物問題）

九州廃棄物問題研究会報告

弁護士　　高　橋　謙　一

1　九州廃棄物問題研究会とは、九州各地の廃棄物処理施設に対して、住民・市民の側に立って戦う団体である。現在、主として、①新設産業廃棄物最終処分場阻止、②一般廃棄物処理施設設置・操業阻止、③既設産業廃棄物最終処分場是正、の三つを柱として活動している。

2　まず、①に関しては、原則として、民間業者の設置は認めさせていない。しかし、いわゆる公共関与型産業廃棄物処分場に関しては、厳しい戦いを強いられている。例えば、鹿児島県開発公社による鹿児島県薩摩川内市の管理型産業廃棄物処分場設置計画に関しては、住民の仮処分申請が却下されている。立証責任が民間業者に比べて明らかに高く設定されており、裁判所の「公共性盲信」体質は全く変わっていない。これを打ち破るため、実際に住民側で高度の立証をすると同時に、「公共性がないこと」を運動面で明らかにするという二面作戦で現在捲土重来を図っている。

3　②については、相変わらず設置・操業の差止に成功はしていない。
しかし、従来から行っている「操業者にプレッシャーをかけ続けて現在の環境を維持できる適正な操業をさせる戦い」はいまだに功を奏しており、操業こそさせているが目立った環境変化は報告されていない。この戦いは、操業が終了するまでずっと続いていくことになるが、私どもは、住民・市民とともに戦いを継続している。
また、「安全性」の観点に加えて、「必要性」(無駄な公共事業ではないか) という観点から、いくつか住民訴訟を起こしている。新しい切り口として、注目に値する。

4　③については、福岡県旧筑穂町 (合併後の飯塚市) の産業廃棄物処分場に対する撤去の義務付け訴訟において、福岡高裁で敗訴した福岡県の上告を、最高裁が却下し、確定した。現在、福岡県は、専門委員会を開いて、措置命令の内容について、検討中である。専門委員会においては住民代表者の傍聴や委員会における意見表明を認めている。また折々に触れ、地元の県担当者が来て、地域住民に説明も行っている。その意味で、従来よりも「住民参加」が実現し、一定の成果を上げている。

（海・川問題）

〔1〕熊本県下のダム問題の動向

川辺川利水訴訟弁護団　事務局長
弁護士　　森　　徳　和

1　川辺川ダム

⑴　治水問題

2009（平成21）年1月、国、県、流域12市町村により設置された川辺川ダムに替わる治水策を話し合う「ダムによらない治水を検討する場」は、2015（平成27）年2月に終了し、新たに「球磨川治水対策協議会」が設置された。

「検討する場」は、川辺川ダム建設の中止を表明した蒲島郁夫知事の提案により設置されたが、国が提案した治水対策は、20～30年に1度の洪水に耐え得る水準に達しなかった。そこで、治水対策の議論を継続するため、「協議会」の設置に至った。

2016（平成28）年1月に開催された第4回会合において、国は、新たに川辺川の出水を地下トンネルを通じて下流に流す放水路案を提示した。これまで提案された遊水池案は、遊水池のために優良農地を犠牲にせざるを得ず、治水効果も充分でなかったことから、流域自治体からは、最も実現可能な方策として遊水池案を支持する声が上がっている。

今後国は、堤防新設案、宅地かさ上げ案など他の方策を組み合わせた場合の治水効果を整理したうえで、流域自治体の意見集約を図っていく予定である。

全国初の国直轄ダムの中止と新たな治水対策の策定という歴史的な試みを成功させるためには、自治体だけでなく、流域住民の意見も汲み上げたうえで、合意形成を行うことが不可欠である。

⑵　五木村の振興対策

2015（平成27）年3月、「五木源（ごきげん）パーク」の落成式が行われた。五木源パークは、水没予定地に整備された大尾根広場や多目的広場からなる公園で、今後キャンプ場や体験農園、親水広場などの設置が計画されている。また、同月、西日本唯一のブリッジバンジージャンプ場もオープンし、若者らの人気を集めている。

五木村は、木材集積・仕分け場の建設を計画しており、国や県と協議しながら村の再建を進める予定である。

⑶　利水問題

九州農政局は、2008（平成20）年度から休止している国営川辺川総合土地改良事業について、未着工のかんがい用水路を廃止し、造成農地に井戸などの代替水源を確保する方針を明らかにした。

地元自治体の要請に応じた措置であるが、8000人を越えると予想される対象農家から3分の2以上の同意を得る必要があり、手続が難航する可能性も指摘されている。

2　荒瀬ダム

2012（平成24）年9月から開始された荒瀬ダムの撤去工事は、2015（平成27）年3月までにみお筋部と呼ばれる本体底部コンクリートの撤去作業が完了し、ダムにより分断されていた上下流が一体となった。

ダムのゲートを支えていた門柱9本の撤去作業も進んでおり、今春には撤去が完了し構造物の大半がなくなる予定である。

3　瀬戸石ダム

荒瀬ダムの10km上流に位置する瀬戸石ダムは、1958（昭和33）年に完成した発電専用ダムであり、現在電源

開発（Jパワー）が所有している。

2015（平成27）年5月に実施された定期検査で、ダム湖に大量の土砂が堆積しており、安全管理上早急な対策が必要と指摘された。

Jパワーは、2011（平成23）年から13年計画で堆積した土砂約54万平方メートルの除去工事を行っているが、新たな土砂の流入が続き、予定どおり除去工事が進んでいない。

4　立野ダム

白川上流部に建設予定の立野ダムは、民主党政権時代に計画見直しの対象となった。しかし、2012（平成24）年7月に発生し熊本県下に多大の被害をもたらした「7.12豪雨」を契機に、自民党政権の国土強靭化政策の一環として事業継続が決定された。

2015（平成27）年10月には、本体工事に必要な仮排水路トンネルが完成し、仮締め切り堤防の基礎工事に入っている。本年10月には、河川の流れをトンネルに切り替える転流が予定されている。

建設に反対する市民グループは、環境破壊につながるダム建設よりも河川改修を優先すべきとの立場から反対運動を続けている。

5　大蘇ダム

大蘇ダムは、熊本県阿蘇市、産山村及び大分県竹田市に農業用水を供給する国営大野川上流土地改良事業の一環として建設されたかんがい用ダムである。

2005（平成17）年にダム本体が完成したが、2008（平成20）年に大量の漏水が発生していることが発覚し、2013（平成25）年から6年計画で対策工事が進められている。

九州農政局は、水を求める農家が減少したことを受け、受益面積を2158ヘクタールから1865ヘクタールに縮小する変更計画案を示し、本年末をめどに対象農家の3分の2以上の同意を取得する手続を進める予定である。

大蘇ダムは、事業着手から36年が経過し、事業そのものの有効性を疑問視する声が上がっており、同意取得手続が順調に進められるか予断を許さない。

〔2〕よみがえれ！有明訴訟

よみがえれ！有明訴訟弁護団
弁護士　　吉　野　隆二郎

1　これまでの経過

国は、諫早湾干拓事業で設置された南北の排水門を開放する義務を負っていたが、その履行期限である2013年12月20日までに開門しなかった。そのため、開門を求める漁業者は、国に開門をさせるために間接強制の申立を行った。

最高裁は、2015年1月22日、国が許可抗告を求めていた間接強制事件の抗告を棄却し間接強制決定が確定したが、その決定の中で、最高裁は、「そのような事態を解消し、全体的に紛争を解決するための十分な努力が期待されるところである」との付言をつけた。

2　間接強制増額決定

国が開門をしようとしないため、2014年12月15日に、漁業者側が間接強制金の増額変更を求める申立を行っていたところ、佐賀地裁は2015年3月24日に、決定の送達の日の翌日から1人1日当たり2万円（債権者数が45名のため、1日合計90万円）に増額して支払う

ことを命じた。

国は、即日、福岡高裁に抗告したが、同年6月10日に福岡高裁は国の抗告を棄却した。その決定において、「最高裁判所の決定は、抗告人に対して本件解放義務に関する一連の紛争を全体的に解決するための十分な努力を求めているものであ」ると解決へ向けた努力をしない国を暗に批判した。

増額決定は同年12月21日の最高裁の抗告棄却決定によって確定した（国から漁業者側への支払いは2015年までで3億8250万円に及び、その後も1日当たり90万円の支払い義務が継続している）。

3　話し合いによる解決を目指さない国の態度

国は、最高裁決定などで話し合いをうながされながら、「最高裁の統一的な判断を求める必要がある」「2つの義務にはさまれてどちらの立場をとることもできない」などという態度を続けて、話し合いによる解決を目指そうとしなかった。

むしろ、裁判に勝つためになりふり構わぬ態度をとり始めた。福岡高裁の請求異議訴訟の控訴審（第4民事部に係属）において、「共同漁業権は10年間で消滅して、その後は別の新しい共同漁業権が発生したのだから、漁業者側の請求の根拠となる権利が消滅した」「公共事業として法律に基づき損失補償手続きがなされた事業に対して差し止めを認めるのは憲法29条3項の趣旨に反する」「福岡高裁の判決確定時は民主党の政権時であり現在とは政治情勢が違うことが事情変更にあたる」などという趣旨のなりふり構わない主張をしている（なお、漁業権が消滅したという主張については、確定判決当時に提出できた主張であるし、開門の履行期限より前の2013年8月31日で漁業者側は強制執行できなくなるような主張であり、不当であることは明白である）。

4　突然の和解の動き

そのように事態が進展しないところ、突如、福岡高裁（第4民事部）は、2015年10月5日に「和解協議について（勧告）」という書面によって、最高裁決定を引用しながら、話し合いの場につくように勧告した。

長崎地裁からも、同年10月6日に、突如、話し合いができないかかが口頭で打診されたが、長崎県の農業者側が協議のテーブルにつくのかが決まらないまま、同年11月10日に開門差止めを求める仮処分事件の保全異議決定が出された。その保全異議決定でも開門を差止めるという結論は維持されたが、開門によって生じる「おそれ」がある被害については，季節風等の強風による潮風害などに絞り込まれた。国は、即日、保全抗告手続きを行った。そして、保全抗告の理由書においては、保全異議決定で認定された農業被害については防止できると主張している。

5　長崎地裁の不当な和解勧告

2016年1月8日、長崎県の農業者側が、「開門しないことを前提とする和解」でなければ応じられないという立場を前提としながら、長崎地裁の和解協議に参加するという回答を書面で行った。

その長崎県の農業者側の回答をふまえて、長崎地裁は同年1月18日に書面による和解勧告を行った。その内容は、開門することなく、国が開門に代わる再生事業を充実させ、漁民に対し支払い済みの間接強制金に上乗せした解決金を支払うというものであった。

そのような和解勧告はあらゆる観点からも不当なものである。そもそも、そのような和解であれば、国と漁業者側で話し合えばいいのであって、農業者側に話し合う内容など何もない。また、開門に代わる再生事業については、すでに2004年5月以来、11年以上の歴史があり、この間、農水省関連だけで430億円を越える公費が投入されているが、有明海の漁場環境はいっこうに改善されず、漁民の窮状は極限にまで達しており、長崎地裁はそのような前提事実を何ら理解していない（むしろ、国が喜ぶような案をわざと提案したとしか考えられない）。さらに、開門が困難な理由の1つが長崎県の農業者側の工事の妨害であるにもかかわらず、事実上、実力行使を容認して、漁業者側に金銭によって確定判決の放棄を求めるという法治国家にあるまじき内容でもある。

同年1月22日の長崎地裁での和解期日において、我々は、そのような不公平な和解協議について厳しく抗議し、方針の再検討を求めているところである。

6　今後のたたかい

我々は、開門を求める漁業者側と開門の差止めを求

める長崎県の農業者側との意見が対立していることから、開門・非開門という結論をあらかじめ決めることなく、①現在生じている漁業被害をどうやったら軽減できるのか、②被害が生じるおそれのある農業被害について防止可能かの2点について裁判所を交えて話し合いを進める中で、漁業と農業とが両立できる結論が見いだせると考えており、そのような話し合いの進め方を、福岡高裁及び長崎地裁に提案しているところである。

長崎地裁では、残念ながら我々の提案が理解されていない状況にあるが、福岡高裁（第4民事部）には、開門差止めを求める保全抗告の事件も係属しており、保全抗告審においては、国は対策によって農業被害が防げるという立場をとらなければならない。そうすると、福岡高裁においては、①及び②の両方について協議可能である。

本年4月26日には、保全抗告の審尋期日と請求異議の控訴審の和解期日の両方が指定されたことから、そのような協議が始められるように、弁護団として全力を挙げて取り組んでいく所存である。

7　国はすみやかに開門すべきである

開門は農水省だけの問題ではなく、税金の支出を食い止めるために、内閣が責任を持って解決すべき問題である。

内閣は、一日も早い開門の実現に向けてあらゆる手段を講ずべきである。

〔3〕八ッ場ダム住民訴訟　報告

八ッ場ダム住民訴訟弁護団
弁護士　西　島　　和

1　住民側敗訴確定

国が群馬県長野原町に計画する八ッ場ダムについて一都六県がそれぞれ負担する負担金の支出等が違法だとして支出差止等を求めた住民訴訟は、2015年9月、最高裁判所が住民らの上告・上告受理申立をみとめない決定をして、各都県住民らの敗訴が確定した。

住民らが八ッ場ダム住民訴訟を提起したのは2004年11月であり、裁判は10年余りにわたってたたかわれた。上告にあたって、住民らは、例えば地方分権にかかわる争点、すなわち「八ッ場ダムという国の事業が「無効」ではなく「違法」にすぎない場合には、自治体は直轄負担金の負担金を拒めない」旨の判断が憲法に適合しているか、といった点について最高裁が判断を示すことを求めた。しかし、最高裁決定に書かれていたのは、住民らの申立てが上告・上告受理理由にあたらない、ということだけであった。

2　住民は裁判所に何を期待したか

八ッ場ダム住民訴訟をになったのは、「身近な」水源である地下水の保全運動をしてきた住民や、市民オンブズマンの活動をしてきた住民など様々である。様々な住民が、様々な期待をもって裁判を起こしたのであるが、そこに共通するのは、一言でいうと「改革」への期待ということではないかと思う。

つまり、八ッ場ダムが計画された1952年当時から半世紀が経過する間に、あまたのダムが建設される一方で人口は減少局面にはいった。高度成長期がおわり成熟期を迎えた社会にあっては、住民にとって八ッ場ダムとは、地方に数十億から数百億円の「直轄負担金」をおしつけ、水道経営を悪化させて水道料金値上げを引き起こし、身近な水源である地下水切り捨ての要因となり、「みんなの」財産である名勝・吾妻渓谷を水没させる迷惑施設でしかない。ところが、国は高度成長

期の政策を見直そうとはしない。その背景には公共事業によって特定の部分最適が実現される政官業癒着の構造がある。この構造をなんとかして変えていかなければ、将来世代に大きなつけ回しをしてしまうから、八ッ場ダムが都県にとって不要な事業であることを裁判所に判断してほしい。そういった都県住民の期待が、10年余りの裁判をささえてきたように思う。

3　絶望的に期待外れだった裁判所

日本の将来、地域の将来を憂う住民たちは、自治体財務の健全性を保障するために戦後導入された住民訴訟制度を活用し、改革を実現しようとした。しかし、改革は失敗におわった。

裁判所が特に期待外れだったのは、八ッ場ダムが都県にとって具体的にどれだけ役立つかを示すことなく、「ないよりはある方がいい」「効果はゼロではない」という「まったくムダとまではいえない理論」でごまかした点である。この「まったくムダとまではいえない理論」には「財政的制約」という観点はない。

裁判所は1984年、国の河川管理責任が問われた水害訴訟において、「財政的制約」というキーワードで国を免責してみせたが、それとは裏腹に、八ッ場ダム住民訴訟では、地方財政法や地方公営企業法等が自治体経営・地方公営企業（水道事業）経営について要請している「財政的制約」を一顧だにせず、「八ッ場ダムはまったくムダとまではいえないから自治体の負担金支出は違法でない」と八ッ場ダム建設を推進する国を救済してみせた。これでは、裁判所は行政官僚を救済する砦としかみえない。住民の裁判所に対する期待は失望にかわった。

4　残された課題

実際には、八ッ場ダムはまったくムダどころか、負の遺産にほかならない。

水道行政についてみれば、節水機器の普及で一人当たり使用量が減り、人口も減り、したがって料金収入が減るという条件下で、水道事業者は、高度成長期に大量に整備し老朽化した浄水場や水道管などのインフラを維持管理していかなければならない。このような時代にあって、新たな水源への「投資」は重荷でしかない。過大投資のつけは水道料金の値上げ、一般会計からの持ち出しなど、現在及び将来の住民の負担増につながるほか、インフラの維持管理が間に合わず水道管破裂により安定給水が害される事態すら引き起こす。

水害防止（治水）行政についてみれば、折しも鬼怒川の堤防決壊というかたちで、ダム偏重の治水行政の失敗が明らかになった。利根川水系では、上流に大規模なダムを建設し、下流には200年に1度の洪水に備えて「スーパー堤防」を整備する一方で、鬼怒川の堤防は10年に1度の洪水すら安全に流せない状態で放置されていた。治水行政が失敗して生命や財産を失うのはもちろん、地域の住民である。

5　改革を求める世論のうねりを

八ッ場ダム住民訴訟原告団・弁護団は、年に一度、裁判の報告等を行う集会を開催してきた。2015年12月に開催した最後の報告集会では、元国土交通省の宮本博司さんに治水をテーマにした講演をいただいた。宮本さんは、「治水は、現在の住民の命を守るものでなければならない」「いつ、どのような規模で起こるか分からない洪水に対して住民の命を守るために、ダムは必ずしも有効とはいえない」「住民の命を守るために有効な政策を優先させるべきだが、国交省はダム建設という結論を変えないために、都合が悪くなると『かくす・ごまかす・逃げる・ウソをつく』ことがある」「国がかくしたり、ごまかしたりしたら、それだけで事業が中止勧告されるよう、世論のうねりをつくろう」と呼びかけた。

八ッ場ダム住民訴訟の報告は今回で最後になるが、住民も弁護団も改革をあきらめていない。八ッ場ダムに象徴される利権構造を変えなければ、私たちは失い続ける一方である。地域の水道が適正に経営されるよう、また、住民の命を最優先にした治水対策が実施されるよう、今後も取り組みを続ける。さらに、市民には理解できない理屈で国の巨大事業を追認する裁判所の「閉じた」現状も発信して、改革につなげたい。改革の実現まで、ともにがんばりましょう。

【三】特　別　報　告

全国公害被害者総行動実行委員会の報告

全国公害被害者総行動実行委員会
事務局長　　中　山　裕　二

1　はじめに

昨年は、1976年以来、毎年欠かさず取り組んできた全国公害被害者総行動が40回目という節目でした。とにもかくにも諸先輩方が築いてこられたこのたたかいを全国で懸命にたたかい続けることによって継続できていることを確信にし、また多くのみなさまに支えていただいていることに心から感謝申し上げます。

昨年は安倍政治のもと安保関連法（戦争法）が強行され、民主主義、立憲主義が問われました。私たちはただちに公害・環境問題に取り組む有志で声明を発しました。

今年は、全国公害被害者総行動が生まれて40年、福島原発事故から5年、水俣病は公式確認から60年という節目の年です。原発事故被害に遭われた福島県浪江町津島地区のみなさんがあらたに提起された津島原発被害賠償原告団のみなさん、さらには、関西で建設アスベスト被害補償をたたかっておられる、大阪、京都の建設アスベスト訴訟原告団のみなさんが実行委員会に加わっていただきました。また、2月には、原発被害者訴訟原告団全国連絡会が結成され、原発事故被害者のたたかいが全国化し、国民にもよりアピールしやすい形で進むことになると期待しています。

夏の参議院議員選挙を中心に、この国のかたちを決めていくたたかいも正念場を迎えます。今年も全力をつくしたたかっていかなければと決意を新たにしています。

2　昨年は第40回

昨年は公害被害者総行動が第40回の節目を迎えた年でした。

実行委員会では、この機会にいくつかの取組みを行いました。

第1は、全国キャラバンです。

1道23県を走破し、原発事故被害者、水俣病被害者の訴えを軸に各地で諸団体との交流や要請を行いました。また各県庁では、担当部署に各知事あての申入れを行いました。私たちの訴えを新鮮に受け止めていただきましたが、40年にわたって、私たちが運動を続けてきていることが、全国的には届いていなかったことを痛感した取組みでもありました。

また、準備段階の議論が不足したことで、実行委員会内で取組みに偏りが出て、財政的にも負担をかけた団体が出ました。第40回総行動後に後半戦も予定していましたが中止しました。

第2は、ブロック集会です。

6月の総行動にむけ、事前にブロックごとに取組みをしていくことにしました。

開催順に大阪（2月1日）、九州（福岡市、2月21日）、神奈川（4月23日）、千葉（5月8日）、愛知（5月14～15日）で開催することができました。各地で地元実行委員会が結成され、協力共同の輪を広げる取組みになりました。

第3は記念誌です。この総会に間に合うよう作成しました。30年記念誌をベースに、この10年の新しい運動の展開を反映した内容になりました。

なお第40回公害総行動（2015年）については、末尾に概要を付けましたので、ご参照ください。

また、戦争法の強行が伝えられる中、有志による声明を発表しました。情報の開示や補償を求める公害被害者のたたかいにとって、民主主義が保障されていることは大前提です。これまで公害は、地域や生産現場の民主主義が欠如したときに発生し、拡大しています。

その根幹が問われたのが、戦争法の強行でした。公害総行動実行委員会の代表委員でもある森脇君雄、大石利生両氏の呼びかけを発し、全国130名余のみなさんの賛同を得て、声明を発表することができました。声明は末尾に添付いたします。

3　第41回公害総行動をめざして

昨年開催した総行動前のブロック集会を今年も追求しようと思っています。

また、新たに広がった仲間の力も借りて国民署名にも力を入れていきたいと思います。丸川大臣の放射線量をめぐる迷走発言や石炭火力容認など、環境省の根幹にかかわる問題にも向き合わなければなりません。

全国連絡会が結成された原発被害回復のたたかいは、新たな段階に進んでいきます。公害被害者総行動実行委員会もさらに位置づけを高め一刻もはやい要求実現を迫っていかなければなりません。結成総会でご挨拶をさせていただきましたので、末尾に添付いたします。

加えて、アスベスト、有明、水俣病、大気など、どの課題をとっても重要なたたかいの局面で、総行動を迎えます。

事前の準備をしっかり行い、第41回公害総行動成功にむけて、奮闘する決意です。

私たちは、まだまだ多くの課題を解決していかなければなりません。公害は終わっていません。

今後とも全国の仲間、公害弁連の先生方、そして国民のみなさんと力をあわせて前進を続ける決意です。

【資料】①

2015年第40回公害被害者総行動デー概要報告

第１日　６月３日（水）

◆第１行動＝環境大臣交渉　11：00

・国民署名提出数：58,526筆（昨年69,262筆）

①実行委員会側出席者

・代表委員（森脇、高木、大石、袖野、早川、中島）中山事務局長、JNEP代表幹事（小池）、泉南アスベスト（村松）、全国公害患者の会連合会（大場）、新潟ミナマタ（山崎）、カネミ油症事件統一弁護団（吉野）、よみがえれ！有明海（川崎）、ミナマタ弁連（園田）、大気全国連（西村）、

・被害者の訴え（ミナマタ２次新潟　吉田、いわき被害　小川、九州玄海原発　長谷川）

②環境省側出席者

・望月環境大臣、鈴木事務次官、関地球環境審議官、森本大臣官房長、小林総合環境政策局長、梶地球環境局長、塚本自然環境局長、三好水・大気環境局長、北島環境保健部長、鎌形廃棄物・リサイクル対策部長

◆第２行動＝デモ前行動　12：00　宣伝カー（東京地評カー）

・司会：昼間、補佐：大越、トランペット：松平　晃

・主催者あいさつ：大野代表委員

・連帯あいさつ　：野村（全労連）、植松（東京国公）、水久保（千代田区労協）

・決意表明　　：大石（ノーモアミナマタ原告団長）

◇デモ　12：20　出発

・宣伝カー　　：先頭（東京地評カー）、中間（川崎カー）

・参加者数　　：550 人 （雨天のなか実施）
・デモ終結点　　：中山事務局長（東電交渉へバス移動　大阪バス、川崎バス / 福島バス）

◆第３行動＝政府各省庁交渉　14：00
6 省、19 部局の一斉交渉
（特記）

◇東電・政府合同交渉
時　間：午後 1 時 30 分から
場　所：参議院議員会館講堂
参加者：250 人

◇農林水産省前抗議行動（よみがえれ！有明海訴訟）　14：00

◆第４行動　総決起集会　17：30 ～ 20：00　日比谷公会堂
・参加団体：98 団体　1100 人
・司会　　：斉藤園生（ミナマタ東京訴訟弁）、増田重美（東京大気）
・演出　　：大門高子
・基調報告　　：中山事務局長（カネミ判決）
・連帯あいさつ：清水謙一 （全建総連）、尾崎寛直（科学者会議）
・オープニング：①荒馬座による獅子舞　高尾山の天狗　②松平晃　トランペット演奏、③橋本のぶよ　歌唱
④公害総行動 40 年のあゆみと未来　DVD　23 分の上映
・全実行員会参加団体の紹介
発言：①岩村（カネミ油症原告）　②ノーモア・ミナマタ 2 次訴訟　森（不知火）、皆川（阿賀野）
③アスベスト「勝利旗」引き継ぎ　岡田（泉南）、町田（建設）　④平良（嘉手納基地訴訟）
⑤福島原発被害　中島（生業を返せ）、阿部（元の生活をかえせ）、金井（ふるさとを返せ）
⑥長谷川（九州玄海原発差止訴訟）
・政党からのメッセージ
①民主党：岡田克也　②日本共産党：志位和夫　③維新の党
・40 年記念表彰
①神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会　②スモンの会全国連絡協議会　③池田佳子

第２日目　６月４日（木）

◆第５行動　早朝宣伝　8：30 ～ 9：30
・チラシ：7,500 枚
・場　所：①大手町　経団連前　500 枚（千代田労協カー）、 チッソ本社前　1000 枚（北区労連カー）
②官邸前　500 枚（ハンドマイク）、
③霞が関　3500 枚
（環境省　1000 枚（川崎カー）、農水省　500 枚（文京土建カー）、国交省　500 枚、 外務省　500 枚、
経産省　500 枚、文科省　500 枚）
④東電前　1000 枚（東京地評カー）
・参加者：160 名

◆第６行動　東電前抗議行動、経団連交渉、企業・各省交渉　９：30～11：00

◇東電前抗議行動

・司会：有坂、責任：土田、トランペット、多摩川太鼓

・実行委員会挨拶：原発担当責任者／小池（信）

連帯挨拶　　：東京地評、消団者連盟、原発被害者、アスベスト他

◇７省　５財界・企業交渉

財界	・日本経団連	責任者	鶴見
	・電事連	責任者	中杉
	・石油連盟	責任者	黒岩
	・自工会	責任者	大場
企業	・チッソ	責任者	大石
省庁	・内閣官房	責任者	川村
	・環境省　地球環境局長　官房・廃り部	責任者	橋本、早川、小池
	原子力規制庁		伊東（達）
	・文部科学省	責任者	昼間
	・厚生労働省薬務局長	責任者	阿部
	・経済産業省産業技術環境局	責任者	渡辺
	・外務省地球規模問題課	責任者	河村
	・国交省道路局	責任者	秋元

◆第７行動　まとめ

◇まとめ行動の準備　11：30　環境省前　東京土建カー

司会：大島　　補佐：池田　大越

リレートーク：有明・中島弁、九州アスベスト・國嶋弁、東京大気・石川、ミナマタ・柊迫、原発・菅家、玄海原発・長谷川、経団連・鶴見弁、薬害ヤコブイレッサ・阿部弁、経産省交渉・渡辺、電事連・中杉弁、東京あおぞら・清水（鳩）、千葉大気・清水（和）、大阪大気・上田

◇まとめ行動　12：00　環境省前　東京土建カー

司会：昼間　補佐：池田　大越

①経団連交渉報告　鶴見（弁）、　②大臣交渉報告　中山、　③東電交渉報告　伊東（達）

④まとめの挨拶　森脇　⑤ガンバロー　昼間

【資料】②

戦争は最大の公害

公害・環境問題にかかわってきた私たちは、「戦争法案」に反対し、
即時廃案を求めます。

現在、参議院で「戦争法案（安全保障関連法案）」が審議されています。

この法案は、戦後70年にわたって、戦争をしてこなかった私たちの国を戦争のできる、殺し殺される国にかえてしまうものです。

日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、自衛隊が海外で、米軍の補完部隊として核兵器の運搬すら否定せず、際限のない武力行使に乗りだす危険を示すものです。そもそも立憲主義を否定する憲法に違反する法律案です。

「戦争は最大の公害」であり、公害被害者救済、公害被害者の人権を守るためにたたかってきた、私たち公害被害者は絶対に容認できません。

私たちは、いわゆる四大公害裁判以来、全国各地で公害・薬害、環境問題に取り組んできました。

公害・薬害の被害は私たちだけでいい、子や孫の世代に繰り返してはならないと命がけでたたかってきました。我が国の公害・環境行政に少なからず影響を与え、公害によって破壊された地域の再生にも取り組んできました。

公害病に苦しみ、環境破壊に向き合ってきた私たちは、自らの経験をふまえ「戦争法案」には絶対に反対です。

戦争法案と並行して政府によって、国民の知る権利を制限し、盗聴を合法化し、大学の自治さえ制限するなど、国民主権、民主主義の根幹を脅かす事態がすすんでいます。

私たちは、多数の国民と怒りを共有し、この国の平和と民主主義を守るために、「戦争法案」の即時廃案を求めたたかう決意を表明します。

以上

2015年9月8日

【呼びかけ人】

森脇　君雄　西淀川公害患者と家族の会　会長

大石　利生　水俣病不知火患者会　会長

【連絡先】

水俣病被害者の会全国連絡会　事務局長　中山裕二

〒867-0045 水俣市桜井町2丁目2-20

電話 0966-62-3526　FAX0966-62-1154

賛同者　136人

48団体、6個人（弁護士）

14都府県（東京、熊本、福島など）

【資料】③

原発被害者訴訟原告団全国連絡会でのあいさつ

中山裕二と申します。

全国公害被害者総行動実行委員会の事務局長をしています。身体が震えるような怒りとある種感動をもってこの場に立っています。全国連絡会の結成のためにご尽力いただいたみなさまに深甚の敬意を表し、心から連帯のごあいさつを申し上げます。

全国公害被害者総行動実行委員会は、結成から今年で40年を迎えます。イタイイタイ病や熊本、新潟の水俣病、四日市の大気汚染のいわゆる4台公害裁判をたたかった先輩が1976年に結成したもので、現在46団体で構成しています。毎年環境月間である6月に課環境大臣交渉、総決起集会を軸に共同行動を展開し、またそれぞれの判決時など相互に支援をしています。先日、判決を迎えた建設アスベストをたたかっているみなさんも私たちの仲間です。

さて、私たちは、原発事故直後の2011年6月の第36回公害被害者総行動に福島農民連の当時の亀田会長などをお招きし、総決起集会で生々しい報告をしていただき、たたかいと被害を共有しました。翌年には、生業訴訟原告団といわきの二つの原告団が実行委員会に参加していただきました。また、今年1月には津島のみなさんにも加わっていただきました。

2012年6月の第37回公害被害者総行動の環境大臣交渉で、当時の細野豪志環境大臣は、原発事故をして「我が国の歴史上、最大にして最悪の公害である」と明言しました。これらのことを通じて、みなさんの原発被害の回復を求めるたたかいは、私たち自身のものになりました。私たちは、決して他人事ではなく、自分たちの問題として考えています。

なぜならば、これまでの公害、たとえば私が関与している水俣病と原発事故被害は、国策の結果であること、その発生の瞬間から企業、行政の対応は、まるで同じであり、みなさんの怒りと嘆きを共有できるからであります。

私たちが40年の歴史の中で大事にしていることは、何より信頼関係をつくり団結することであります。互いの違いを強調するのではなく、一致点を大切に拡大していく。そして思想で一致するのではなく、被害と要求で団結するということです。

このことを肝に命じてたたかってきましたし、これからもみなさまといっしょにたたかってまいりたいと思います。

昨年の第40回公害被害者総行動には、九州の玄海原発訴訟原告団の長谷川団長を迎えました。ともに環境大臣交渉の席に着き、総決起集会でも発言をしていただきました。私たちは、全国の原発稼働を許さないたたかいとみなさんのたたかいがともにすすむように力をつくしたいと思います。

原発事故被害回復のたたかいは、息の長いものになろうかと思います。このたたかいは、この国の将来をも決するものです。私たちの子や孫の世代にどのような日本を、地球を残していくかをすべての国民に問うていると思います。

未曾有の原発事故を経験した私たちが、いまこの瞬間に、この国に生きる世代としてかかわっていかなければなりません。福島のみなさんにはその代表をつとめていただくことになり、ご苦労をおかけしますが、私たちは、みなさんとご一緒にたたかい続ける決意を申し上げて、連帯のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

日本環境会議（JEC）の報告

JEC 理事長・一橋大学特任教授
寺　西　俊　一

日本環境会議（JEC）は、1979 年 6 月、(1) 開かれた「学会」、(2) 学際的な「学会」、(3) 提言する「学会」として発足し、その後、国内的にみても国際的にみても、きわめてユニークなネットワーク型の組織として、今日まで 37 年にわたり、地道な活動を続けています。

2015 年度には、2015 年 10 月 3 日（土）に「第 32 回日本環境会議滋賀大会」（於・びわこ成蹊スポーツ大学）を開催しました（参加者:300 名余)。この滋賀大会では、「地域環境保全と原子力発電―滋賀からの発信」という全体テーマのもとに、＜第Ⅰ部＞ 特別講演 1 ：嘉田由紀子（びわこ成蹊スポーツ大学学長･前滋賀県知事）「なぜ“卒原発”を琵琶湖から提唱したのか？“被害地元”知事の責任と苦悩」、特別講演 2 ：小出裕章（元京都大学原子炉実験所）「原発再稼働に道理はない」を受け、シンポジウム（「びわこの保全と若狭の原発」）（報告①: 中嶌哲演「原発立地無しの小浜の取り組みから未来を見とおす」、報告②：藤井絢子「" 卒原発 " に向けて～琵琶湖流域における市民の挑戦～」、報告③:大島堅一「地域から原発ゼロをいかにすすめるか」）を実施しました。シンポジウム終了後、「原子力発電のない持続可能な地域社会をめざして－琵琶湖からの宣言」というアピール文を採択し、三日月大造滋賀県知事に手渡して閉会となりました。この滋賀大会での基調講演や開催プログラム、アピール文などは、JEC の準機関誌である『環境と公害』誌（岩波書店）第 45 巻第 3 号（2015 年 1 月 25 日発行）の特集②に掲載されていますので、そちらを参照していただければ幸いです。

次に、2015 年度における JEC の主な活動としては、2011 年 5 月からスタートしてきた「JEC 東日本多重災害復興再生政策検討委員会」（略称・JEC 検討委員会）の全体会合の開催（第 22 回～第 27 回、計 6 回)、同検討委員会のもとに設置された 3 つの検討部会（①原発被害補償検討部会、②復興行財政検討部会、③被災地域再生検討部会）による調査研究など、引き続き、精力的に取り組んできました。これらの活動の概要については JECHP の該当サイトに、適宜、掲載してあります。

また、上記の調査研究による成果等については、前出の『環境と公害』誌（岩波書店刊）の＜特集：東日本大震災と原発事故＞シリーズのなかで、関係論文等を掲載していますので、ご参照をお願いいたします。

また、2015 年度には、6 月 6 日（土）午後、市民公開･特別シンポジウム「東日本大震災と福島原発事故からの復興と再生：５年目の提言―全ての被災者の諸権利、生活と生業の全面的回復を求めて－」（於･明治大学）（日本弁護士連合会との共催）を開催しました（参加者：130 名余)。そして、このシンポジウムを受け、『日本環境会議（JEC）からの意見書（第２次)』と「全ての被災者の諸権利と生活・生業の全面的な回復を求める特別声明」の発表（記者会見）も行いました。その模様は、翌日（2015 年 6 月 7 日）朝の NHK ニュース（全国版）や各新聞等でも取り上げられました。

さらに、この間に沖縄で強行されている辺野古米軍新基地建設をめぐる問題についても、2015 年 4 月 1 日（水)、参議院議員会館にて、日本環境会議名誉理事長の宮本憲一（大阪市立大学名誉教授・滋賀大学元学長）を代表にした「有識者緊急声明」（「辺野古米軍基地建設に向けた埋立工事の即時中止を要請する！」）の発表（記者会見）を行い、日本全国からの賛同署名も広く呼びかけました。なお、この「緊急声明」は、日本政府・関係諸機関･報道各社あてに郵送を行うとともに､約 1 ヶ月間で 8000 名を超えた賛同署名は、同年 5 月下旬、日本政府官邸に直接提出しています。

最後に、次回の「第 33 回日本環境会議」は、2016 年 10 月 21 日（金）～ 23 日（日）に「JEC 沖縄大会」（於･沖縄国際大学）として開催する予定になっています。目下、「JEC 沖縄大会」の成功に向けて、現地実行委員会方式（実行委員長：桜井国俊・沖縄大学元学長）で企画準備が進められています。追って、この具体的な開催プログラム案等の詳細につきましては､「JEC ニュー

ス」、JEC 会員 ML、JEC ホームページ（http://www.einap.org/jec/）等で案内させていただきます。本土からも多数の皆さんがこぞって参加されることを心から期待しています。

今後も引き続き、JEC の諸活動に対する皆さまからの多大なご協力・ご支援を切にお願い申し上げる次第です。

道路住民運動全国連絡会報告

道路住民運動全国連絡会（道路全国連）
事務局長　　橋　本　良　仁

1　2016年度政府予算の概算要求

政府予算案（一般会計）96兆7218億円
（15年度当初比0.4%増、過去最高額）
公共事業関係費、5兆9737億円
（15年度当初予算比26億円増）

「効率的物流ネットワークの強化」（3170億円、6%増）、東京外環道や圏央道などの三大都市圏環状道路整備や空港・港湾直結の道路整備
「国際コンテナ戦略港湾（京浜港、阪神港）機能強化」
（747億円、8.8%増）
住宅、公共、商業施設を集めるコンパクトシティ
（136億円）
「都市の競争力強化」規制緩和・再開発
（143億円、13%増）
北海道、北陸、九州の整備新幹線建設
（755億円、15年度と同額）
JR東海費用負担のリニア中央新幹線（東京―名古屋間）

防災関連対策推進　4434億円（3%増）、
1757億円はダム建設費用
「インフラ老朽化対策、維持管理・更新の推進」
4100億円（4.0%増）

民主党政権下で休止・縮小していた大型公共事業を復活
28年前の四全総で計画した事業はすべて実施する
（自民党の古巣帰り）

2　「国土のグランドデザイン2050」2014年8月29日

●急速に進む人口減少、2050年推定人口9700万人
1800自治体のうち523自治体が消滅可能性（日本創世会議）

●巨大災害の切迫、首都直下型、南海トラフ巨大地震（30年以内の発生確率70%）
●高齢化、グローバル化、インフラ老朽化、食糧・水・エネルギーの制約
地球環境問題、ICTの進歩など

目指すべき国土の姿

・地域構造を「コンパクト＋ネットワーク」で国の生産性を高める。
・コンパクト化で各種機能を一定のエリアに集約、各種サービスの効率化を確保
・各地域をネットワーク化して人・モノ・情報の交流を活発化、イノベーションのきっかけを促し新たな価値創造につなげる。
・「コンパクト＋ネットワーク」により、「新しい集積」を形成し、効率性を高め、大きな付加価値を生み出す国土構造にする。
・目指すべき国土の姿として、「対流促進型国土の形成」を提唱する。

3　新たな事業をおこなう余裕はまったくない

日本の社会資本は30年を経過し老朽化、今後50年間に必要な維持・管理・更新費は250兆円、年間5兆円が必要

4　一度決めた計画は変更せず

私たちの運動や公共事業に対する国民の批判により、徐々にではあるが道路政策は修正されてきた。関係住民との合意形成や説明責任を果たす目的でPI（パブリックインボルブメント）やPC（パブリックコメント）が導入され、戦略アセスの思考で環境アセスメントの本格的実施前に住民意見を取り入れる計画段階評価が実施され始めたが、これらは、ほとんど機能していない。

住民の意見は聞きおくだけで、一旦決めた計画の変更や中止はない。

5　市民、住民運動の闘い

東京外環道路千葉、横環南（圏央道）、福山バイパス、東九州自動車道などでは、土地収用との厳しい闘いが続いている。

東京外環道（練馬―世田谷）、外環その2、横環南（圏央道）、淀川左岸線、都市計画道路の小平328号線、下北沢54号線、板橋大山26号線、北区志茂86号線などが公害調停や訴訟を提起し闘っている。

愛知の住民運動団体は粘り強く行政に働きかける中で、弥富相生山線や高田町線の道路事業を廃止させる成果をあげた。

また、新名神高速道路や美作・岡山道路、中部横断道路など全国各地で新たな住民運動団体が発足し行政と対置している。

全国の大気汚染公害被害者は裁判の和解協定を武器に、国や自治体にロードプライシングの実行や歩行者・自転車道路、植樹帯の新増設を求めて粘り強く運動を続けている。川崎公害裁判を闘った原告団・弁護団は、国道1号線の3車線を2車線化し歩行者自転車道を設置させる成果を勝ちとった。

2013年1月、公共事業改革市民会議が発足し、ダム、道路、湿地・干潟、スーパー堤防、リニア中央新幹線関連の市民団体が共同して、調査、政策立案し、国会議員に働きかけている。

長期間の地道で粘り強い住民運動は、これまで一定の成果を勝ち取り、国や自治体の道路政策にも少なからぬ影響を与えてきた。しかし、四全総で閣議決定した14000kmの高規格幹線道路の計画変更や中止にはおよんでいない。

引き続き、粘り強い運動を行うとともに、国や自治体の政治転換を求めることが必要となっている。

第 41 回道路全国連交流集会集会アピール　2015 年 11 月 8 日

第 41 回道路全国連交流集会は、2015 年 11 月 7 日～ 8 日、東京・国分寺市の東京経済大学で開催され、58 団体、延べ 153 人が参加した。

昨年 12 月に行われた総選挙で、自民党は国会で過半数の議席を獲得した。その下で、安倍強権政治は、経済至上主義、利益至上主義の道をひたすら暴走し続けている。その具体例は、リニア中央新幹線の事業認可や沖縄・辺野古の基地建設強行、そして多くの道路事業などにみることができる。こうした巨大な公共事業の推進は、老朽化したインフラ対策やその更新、東北の復興対策が遅れる要因ともなっている。

現地見学は、東京外環道の東名と中央道の 2 カ所の巨大ジャンクションを訪れた。そのスケールは異常に大きく、成熟した住宅街を分断するだけでなく、地下水を含め、周辺環境を破壊することは明らかである。二つのジャンクションは工事中に始まり供用後も引き続き周辺住民の生活に大きな影響を与える。

東京外環道に対しては 1300 通を越える異議申し立てが国土交通省に提出された。リニア中央新幹線では 5000 通を越える異議申し立てが行われた。また、特定整備路線でも 4000 通を越える異議申し立てが提出されている。

しかし、国土交通省や東京都は、これらの異議申立てに対し、いまだに判断を示していない。先般の沖縄・辺野古での国交省の素早い対応とはあまりにも違いすぎる。

2050 年、日本の人口は 9700 万人に減少すると推定され、高齢化はさらに進行する。そうした中、高齢者にとっては危機的年金や介護で老後崩壊ともいうべき状況にあり、若年層は非正規労働により将来設計を立てられない状況である。さらに子どもの 6 人に一人は貧困層といわれる。いまや世代を越えて貧困が拡大し、新たな大型道路に国民の税金を使う余裕はない。

21 世紀の公共事業は発想を転換しなければならない。人を中心に計画し、まちづくりは人間を主人公として進めるべきである。そのためには、来年 6 月の参議院選挙、自治体選挙、そして来たるべき総選挙で安倍政権を打倒し、新たな政治の展望を切り拓くことが重要である。こうした努力をする一方で、2012 年、日弁連が国会に提出した「公共事業改革基本法」や本集会の記念講演で示された「オーフス条約」の批准を進める努力が求められる。

私たちは、全国の道路住民運動の連携を進め、新たな戦いに力強く立ち上がることをここに決意する。

第 42 回道路全国連全国交流集会は、
2016 年 11 月 12、13 日、名古屋で開催する予定である。

原発ゼロ・ストップ温暖化・再エネ普及を！
COP21 合意をふまえ更なる前進めざす

公害・地球環境問題懇談会（JNEP）
事務局長　清　水　　瀞

1．歴史の転換期にあたって

■私たちは 2015 年 5 月 16 日に「公害・地球懇 2015 年総会」を開き、2015 年度の活動方針（運動の基調）を次のとおり確認した。

⑴　日本の将来を決するとも言える憲法問題では、解釈改憲から明文改憲（9 条破壊）の攻撃がいよいよ本格化するなかで、戦後・被爆から 70 年、公害総行動 40 回、公害・地球懇結成 25 周年という歴史の節目をむかえる。ミナマタを忘れない！フクシマをくり返すな！憲法改悪は許さない！すべての公害被害者の救済と公害の根絶、平和を求める公害総行動の運動に全力で取り組む。

⑵　また「究極の公害」といえる地球温暖化は巨大台風・豪雨災害と異常高温など「かつてない異常・緊急事態」をひき起こし、いま地球温暖化を止めなければ将来世代の生存は危うい！何としても COP21 で世界の合意をつくらなければならない。DVD の第二弾「地球の温暖化を止めて―未来につなげ!」を武器に、「原発ゼロと温暖化対策の着実な実行を求める署名」の運動を推進し、政府の原発・石炭依存のエネルギー政策の転換を強く求めながら COP21 代表団派遣に取り組む。

⑶「地球温暖化」「公害」の被害を原点として「地球・共生・未来」を求める私たちの運動は、将来をみすえて日本の社会のあり方を変えるものであり、未来につながる明るい展望を持った運動といえる。健康弱者や経済的・社会的弱者が加害者とたたかう、弱者を犠牲にした利益優先の大企業の横暴を許さない！という「社会正義」の運動として発展をめざす。公害総行動実行委員会・公害弁連と私たち公害・地球懇の公害三団体の連携をいっそう密にするとともに、労働法制改悪、社会保障・医療改悪、TPP 問題など他分野の運動との連携も強め、運動方向のベクトルを一致させ、壮大な国民的な運動の一翼を担う。

■この「運動の基調」にそってこの一年間の活動をすすめてきた。そしていま、運動の前進と成果をふまえ、5 月 14 日に開く「2016 年総会」において、①活動の総括をおこない、②「COP21 報告活動と今後の課題」「第 41 回公害総行動の成功」などを中心に今後の運動方向と活動方針を決めることにしている。

私たちの要求の実現と前進をはかるには、政治・経済のあり方を根本から変える必要があり、まず 7 月の参院選において憲法違反の戦争法の発動と廃止を求める民意をはっきりと示し、安倍政権の暴走を止める必要がある。

2．歴史的な節目の第 40 回公害総行動から第 41 回公害総行動へ

■公害被害とたたかう公害総行動にとって、「最大最悪の公害」である福島原発事故の被害と「究極の公害」といえる地球温暖化（気候変動）による被害は最大の課題といえる。

今年は福島原発事故から五年の節目、水俣病公式発見から 60 年であり、第 40 回公害総行動の前進を更に発展させなければならない。

私たちは公害被害者と共にたたかう立場から、実行委員会・事務局に担当を配置、運動の企画・準備の段階から参画し、政策の提案・運動の連携など下支えの役割を担っている。

第 41 回公害総行動の成功をめざし、その役割を発揮したい。

２－１　第 40 回公害総行動と前段の取り組み

⑴　歴史的な第40回公害総行動の前段に「全国キャラバン」と「首都圏交流のつどい」（3月6日）「第4回フクシマ現地調査」（3月14～15日）に取り組み、ミナマタを忘れない！フクシマをくり返すな！すべての公害被害者の救済と公害の根絶を訴えた。

DVD「公害総行動40年」にはその不屈のたたかいに驚きと感動の声が寄せられたが、同時に「知らなかった」の声も多く、公害総行動の全国的な広がりが不十分であったと反省させられた。

⑵　第40回公害総行動では「福島原発事故被害の全面賠償に関する東電・政府交渉」と「原発・温暖化・エネルギー政策に関する政府各省・経団連・電事連交渉」の二つの交渉に責任をもち要求の作成･交渉の体制づくりにあたった。東電･政府交渉では避難指示解除・賠償打切りの撤回、政府各省・経団連・電事連交渉では原発・石炭依存のエネルギー政策の転換を要求の焦点にした。一部の交渉において交渉参加者の怒りと要求が反映できなかった進行が反省点として指摘され、交渉責任者の意思統一を再確認した。

２－２　継続的な取り組みと第 41 回公害総行動の準備

⑴　関西建設アスベストの連続判決（大阪・京都）の「二週間の判決行動」（1月22日～2月5日）、福島原発被害原告団「全国連絡会」結成（2月13日）と連帯交流・団結が強まっている。そして福島原発事故被害の「五年の節目」にあたって、①「首都圏交流のつどい」（3月11日）②第3回「原発と人権」交流集会／第5回フクシマ現地調査（3月19～21日）の取り組みがすすんでいる。

⑵　安倍政権の暴走が加速されているもとで「二つの交渉」はいっそう厳しさを増している。そのなかで噛み合った交渉をどう組織するか。まず1月8日に交渉責任者会議（福島原発・全国公害患者会・地球懇三者）を開き、「要求の作成と交渉のすすめ方」をしっかり意思統一することを確認。次回交渉責任者会議を3月18日に予定している。

要求実現のカベと展望をよりリアルに認識することを基本にすえ、事前折衝・文書回答などによって交渉の焦点を絞り、実効あるやりとりにする工夫を検討する。

３．原発ゼロ・ストップ温暖化・再エネ最優先を！エネルギーシフトなしに私たちの未来はない。

■リオの地球サミットからパリのCOP21まで四半世紀にわたり「ストップ温暖化」に取り組んできた私たちは、今回のCOP21合意「パリ協定」で京都議定書に代わる18年ぶりの新しい国際的枠組みができたことを感慨深くとらえ、高く評価した。同時に、この合意と相容れない安倍政権の「原発・石炭依存のエネルギー政策」の転換を強く求めていく私たちの課題を確認した。

３－１　世界全体が「人類生存の危機」を共通認識に！21 世紀後半に「再エネ 100% をめざす」目標を決定

今回のパリ協定は、人類の生存を脅かす破滅的な危機に直面していることを世界全体が共通認識として、気温上昇を「2℃を十分に下回る水準（1.5℃目標）にする」ことを目的に、「21世紀後半には実質排出ゼロ、再エネ100%をめざす」との長期目標を決めた。一方、この世界の流れに背を向ける安倍政権は昨年7月、原発・石炭をベースロード電源とするエネルギー基本計画に基づく「エネルギーミックス」（2030年の電源構成比＝原発20～22%、石炭26%という「エネルギー長期需給見通し」）を決め、世界第5位の排出国の責任を放棄した極めて低い削減目標の「約束草案」（2013年比で26%削減。1990年比では18%削減）を国連に提出した。

私たちは、DVD第二弾を武器に、温暖化署名運動をすすめ、パブコメをつうじ「エネルギーミックス」の撤回と「約束草案」の再検討を求めた。COP21代表団派遣に取り組み、パリに5名の代表団（11名の予定がパリ同時多発テロの緊急事態で変更）を送った。代表団（フクシマ・佐藤、学生・2名、JNEP・橋本､奥田）は帰国早々から公害総行動の「箱根合宿」（12月6～7日）「旗びらき」（1月8日）と報告をおこない、1月9日には「代表団報告集会」、2月24日には「院内集会」を開催。代表団メンバーは個々に「出前講座」による報告活動を連続的におこない､いま「報告書」発行を準備している。

３－２　パリ協定と相容れない。石炭火発大増設は認められない！
緊急申入れ（２月９日）と
環境省・経産省交渉（２月24日）

政府は昨年12月22日に地球温暖化対策推進本部会議を開き、COP21合意「パリ協定」を受けて「地球温暖化対策計画を今春までに策定する」として検討を始めた。

その「骨子案」によるとCOP21以前に決めた「エネルギーミックス」「約束草案」を根底にしたもので、まったく相容れない内容そのままである。不十分な「約束草案」自体の目標達成も難しく、エネルギー基本計画で決めている長期目標（2050年に80%削減）の放棄に等しい。この「地球温暖化対策計画の策定」の動きを重視、6月公害総行動における交渉は待てないと2月9日に「緊急申入行動」をおこない、公害総行動実行委員会と公害・地球懇連名の「要求書」を提出。2月24日の「院内集会」の後半に交渉の場を設け、回答を求めた。

⑴　環境省（担当者8名出席）に対しては、丸川環境大臣の「石炭火発の容認」「原発除染の1ミリシーベルトは科学的根拠なし」発言に抗議、大臣不適格と迫る。また石原元大臣の「結局はカネ目でしょ」発言を含め環境省の姿勢に国民の不信感をぶつけながら、望月環境大臣の「温暖化対策からも大気汚染対策からも石炭火発は容認できない」という大臣意見から「何故、石炭火発容認に変えたのか。何が担保か。削減目標を達成すると確約できるのか」と迫った。結局は「経産省と電力業界の努力（自主計画）をチェックする」という回答にとどまった。地球温暖化対策に責任をもつ環境省として、福島原発事故や大気汚染など公害被害者に寄り添う環境行政をふまえるよう重ねて求めた。

⑵　経産省（担当者16名出席）に対しては、安倍首相は国会で「抜本的な温暖化対策と経済成長を両立させる」と答弁しているが、政府・経産省の「原発・石炭依存のエネルギー政策」では、経済成長どころか世界の流れから取り残される。すでに欧米の経済界は「再エネ普及をビジネスチャンス」とする企業戦略を立て動き出している時期に温暖化対策に逆行する石炭火発の大増設計画は破綻する。環境最優先のエネルギー政策に転換すべきと迫った。「電力の安定供給のためにはエネルギーミックスが必要」との回答に終始したが、石炭火発の経済リスクは否定できなかった。

⑶　環境・経産両省とは、6月公害総行動での交渉に継続することを確認した。

第41回公害総行動につなげ、石炭火発を止める本格的なたたかいがはじまった。

３－３　2020年までの５年間が運動の勝負。
連帯・共同の運動の発展をめざす

「原発・石炭依存」か、「省エネ・再エネ最優先」か、エネルギー政策をめぐるたたかいは2020年までの5年間の運動が勝負となる。

⑴　COP21は「温暖化とテロが人類の生存を否定し、平和を脅かしていること」を同時に認識させてくれた。真っ先に被害を受ける（すでに受けている）のは途上国の人々であり、先進国では健康弱者、経済的・社会的弱者である。貧困と格差の拡大と温暖化被害が重なりテロの温床になっている。エネルギー資源の奪い合いが紛争・戦争の原因となっている事実から、「社会正義」の視点からみる必要性が指摘されている。

「地球・共生・未来」を求める私たちの運動にとって重要な指摘と考える。

⑵　憲法問題を最大の争点とする参院選が目前に迫っているいまこそ、苦しみの根底を見すえ、苦しみの根っこはひとつ。怒りをひとつに！の運動を発展させる立場から、共同の力を発揮する「総がかり行動実行委員会」の運動方向を支持し、公害三団体の連携を軸に、フクシマ現地調査実行委員会、原発をなくす連絡会、風の会、環境公害セミナー、地方自治研究全国交流集会、日本母親大会実行委員会などとの連帯・共同の取り組みを発展させたい。

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の活動

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議・事務局長（第９次横田基地公害訴訟原告団）
福　本　道　夫

１. はじめに

私たちが2008年12月に「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」を結成して、７年が経過した。

岩国を除き、結成当時進行中だった各地の基地爆音訴訟団は、高裁や最高裁で判決が確定した後に新たな組織を立ち上げ、訴訟を中心とした運動を継続させている。現在、全国６基地で７つの訴訟・約３万７千人の原告が、被害根絶のために様々な運動に取り組んでいる。

２. 軍事基地をめぐる情勢・動き

沖縄県では、辺野古新基地建設をめぐる緊迫した状況がいまだに続いており、沖縄で基地訴訟を続ける２つの原告団も、辺野古新基地反対の活動に取り組んでいる。

普天間基地では、相変わらず日米合意を無視したMV22オスプレイ（海兵隊仕様）の訓練が行われている。嘉手納基地では、外来機の多さが被害を増大させているが、特記すべきはアメリカの複数の州軍機の飛来が増えていることだ。

山口県・岩国基地では昨年７月に普天間からKC130が移転してきた。また、2017年に厚木から移駐予定の艦載機部隊の受け入れ工事が着々と進んでいる。

石川県・小松基地では本年６月までに宮崎県・新田原基地所属のF15戦闘機10機と要員約170名の移転計画が進んでおり、被害の拡大が心配されている。

神奈川県・厚木基地では、横須賀を母港とする空母が昨年８月にロナルド・レーガンに交代したが、その艦載機の訓練は、今までと変わらず行われている。むしろ、編隊飛行が増えており、被害が広がっている。

東京都・横田基地では、2014年以来MV22オスプレイの飛来が厚木基地同様続いているが、昨年５月に2017年から始まるCV22オスプレイ（空軍仕様）10機と約400名の部隊の配備が発表され、今後の危険と騒音の増大が懸念されている。また、人員降下訓練も定着化しており、輸送中継基地としての性格が明らかに変容していることが明確になっている。

全体的に、在日米軍基地や自衛隊基地は、基地機能及び軍事力がより強化の方向で変化しており、爆音被害や軍用機の墜落の危険が全国各地へ拡大されている。

各地の訴訟原告団は、これらの被害拡大を食い止めるべく様々な取り組みを展開している。

３. 全国の裁判をめぐる情勢と主な争点

全国の爆音訴訟は、第四次厚木基地訴訟（最高裁段階）を先頭に、岩国基地訴訟（高裁へ控訴）が続き、その他の訴訟は地裁段階で結末を迎えようとしている。（以下、各訴訟原告団名は、便宜上「○○基地訴訟」と記載する。）

第四次厚木基地訴訟控訴審（高裁）は、2014年５月の地裁判決を経て、2015年５月に結審・７月に判決という異例の速さで進行した。高裁判決は、自衛隊機の夜間～早朝飛行の差し止めを認め、過去分の被害に対する損害賠償と2016年末までの将来請求を認めるという画期的な判決だった。しかし、騒音被害の主たる原因である米軍機に対する差し止め請求は、従来同様、「第三者の行為の差し止め請求であり認められない」と退けられた。厚木訴訟原告団は、この論理を打破すべく、最高裁に上告し、たたかいを継続する一方、さらに次のたたかいを模索している。

岩国基地訴訟は、2009年３月に提訴、30回の弁論を経て、昨年10月に岩国で初めての基地騒音訴訟判決が山口地裁岩国支部で下された。結果は、過去分の被害に対する損害賠償は認められたものの、滑走路沖合移設後の賠償額が裁判所による強引な線引きによって減額された。また、米軍機の夜間～早朝飛行の差し止めは第三者行為論によって退けられた。

岩国基地訴訟原告団はこの判決を不服として、広島高裁に控訴したところである。

普天間基地訴訟では、昨年6月に損害賠償のみを目的として提訴した住民訴訟の地裁判決が下された。結果は、第一次普天間基地訴訟判決から25%減額された損害賠償を得たが、原告・被告国ともにこれを不服とし高裁に控訴している。

2012年3月に提訴された第二次普天間基地訴訟は、本年3月24日の17回目の弁論で地裁の結審を迎える。この判決は、年内ということも予想される。

沖縄のもう一つの基地訴訟・第三次嘉手納基地訴訟は、2011年4月に約2万2000人という国内裁判史上最大規模の原告により提訴され審理を続けてきたが、本年8月にも地裁の結審が予定されている。

小松基地訴訟は、自衛隊機のみを対象とする基地訴訟の草分けともいうべき訴訟。今回は大枠では3回目となり、2008年12月に「第5次・6次」と銘打って提訴された。現在は騒音による健康被害調査を中心とした審理が行われており、弁論回数は27回となっている。

同基地で2つの訴訟が行われている横田基地訴訟の1つ、第9次横田基地訴訟は2012年12月提訴以来14回の弁論を経ているが、今後現場検証や原告本人尋問を控えている段階だ。

第2次新横田基地訴訟は、2013年3月に提訴、11回の弁論と1回の現場検証が行われている。現在、実態審理段階に入ったところだが、現裁判官の「来年2017年3月末までに判決を出したい」という強い意志の下、本年末には地裁の結審が予測されている。

4. 政府への要請行動

全国基地連としての政府交渉は、関係省に対し基地被害の解消を目的とした要求をまとめ・交渉することであるが、過去の政府側の対応がおざなりであることから、いかに実のある交渉にしていくかが課題となっている。

この交渉・行動は、原告団や住民を中心とした政府交渉を行うことで、弁護士中心の裁判と本来の住民運動が、車の両輪のように機能できることも目的としている。

昨年は、3月、6月に外務・防衛・環境の各省と交渉を行った。

また、本年2月12日には、昨年判決を得た厚木・岩国基地訴訟判決をたたき台にして、「被害者救済の観点こそ政府の取るべき道」だとした申し入れを行った。

国側の対応は、相変わらず住民との隔たりを埋めようという努力が見られないばかりか、担当者が毎年変わるばかりで、従来の申し入れ・交渉の積み重ねが全く感じられないものであった。

政府への申し入れ・交渉は、何度重ねても、政府側の対応に虚しさと幻滅感を味わわせられるだけだが、政府担当者と直接話し合うことで、国と国民・基地周辺住民が対立関係にあることについて、政府担当者に疑問を感じさせることができれば、展望が見える交渉になるのだと思いたい。

私たちもさらなる工夫を重ねて、再度の交渉を本年6月に行う予定である。

5. まとめ

私たちは、過去40年に及び基地被害と向き合ってきた住民運動の歴史を踏まえつつ、環境に対する人々の意識の変化にも対応して、各原告団の経験を全国の経験として共有することで、各原告団の弱点をカバーし合いながら、巨大な相手（国や米軍）と対峙している。

今後は、全国の米軍機・自衛隊機飛行訓練エリアの被害住民との連携や、基地問題を平和問題として取り組んでいる諸団体との交流をさらに深め、基地爆音訴訟原告団の枠を超えた全国レベルでの闘いに拡げていくことが課題だ。

昨年9月に亡くなられた当連絡会議・藤田代表（厚木基地訴訟原告団長）の遺志を継ぎ、腰を据えた運動を継続していかねばならないと考えている。

景観と住環境を考える全国ネットワーク

景観と住環境を考える全国ネットワーク　代表
弁護士　　日　置　雅　晴

1　ネットワークの設立からの活動

「景観と住環境を考える全国ネットワーク」（景住ネット）は2008年7月19日に発足し、主な活動目的は、建築紛争や都市法制度に関連して1、紛争の情報交換と相互援助、2、紛争の元となっている制度を知り、変えることです。

具体的な活動として1、は、全国で情報交換、勉強会を目的とした集会を開催。また、インターネットを使って会員の参加するメーリングリストでの意見交換を行っており年間3500件以上の情報を交換している。2、については、2015年度は、以下に述べるような多彩な勉強会等を開催するとともに、都市法改正案のパンフレットや出版等を行った。（詳細な活動内容についてはHP　http://machi-kaeru.com/ をご覧ください）

2015年1月	泉岳寺の景観問題で「平成忠臣蔵・泉岳寺景観の危機」出版
2015年3月9日	太子堂・住民参加のまちづくり
2015年3月	議員立法を目指し都市改革・都市計画制度党改革基本法案パンフレット作成・広報
2015年4月29日	人口減少時代の到来。町がなくなる安倍政権の『地方創世』の行方は
2015年5月23日	戦後都市と国土はどのように創られてきたか 田中角栄の功と罪
2015年6月27日	魅力的な都市とその制度的保障 都市法改革の提案
2015年7月25日	21世紀都市ビジョンの形成 「現代総有の提案」と田園都市
2015年10月26日	都市縮小で現れた住宅・土地放棄をどうするか
2015年11月20日	スウェーデン 住み続ける社会のデザイン
2015年11月28日	全国集会　2020年へと突き進む 超高層乱立と新国立競技場の愚
2016年1月26日	はじまっている区分所有マンション放置時代

2　2015年度の特徴的な活動

①　都市計画法や建築基準法を、地方分権の元で許可制を中心とした制度への改正を求める都市法改革法案を提唱しているが、そのパンフレット等を作成し、国会議員等に働きかけを継続した。

②　個別の紛争の支援としては、全国の紛争において、会員が東京都建築審査会、京都市建築審査会において建築確認の執行停止決定を勝ち取った。東京都建築審査会はその後完成直前の大規模マンションの確認を取り消している。

③　11月28日に川崎市で開催された全国大会には、約150名の会員が参加した。

全国の活動報告では、第一部として各地の係争事例の報告。第二部として終わりなきまちづくりの規制緩和。報告としてこれでいのか小杉のまちづくり、講演として岩見良太郎先生による「超高層再開発を現実にする法と制度、清水伸子氏による「無責任大勢で巨大化した公共事業・新国立競技場」、桑原洋一氏による「なぜ住民の声は届かないのか、新しい参加と合意の仕組み」がなされた。

翌日は現地視察として、超高層マンションが集中立地している武蔵小杉付近の街歩き企画が行われた。

３　都市問題分野の課題

高度成長が終わり人口減少時代になっているにもかかわらず、成長を前提とした開発優先の行政が継続しているが、今後は単なる乱開発による環境悪化だけではなく、将来的な財政破綻による維持困難という問題に直結することが予測される。すでに急増し、社会問題になっている空き家や地方の耕作放棄地、放棄された山林など、従前の土地所有権という概念がもはや通用しなくなっている事態に対応できる新しい法制度も必要になる。

残念ながら、国政の中で都市住宅問題に対する関心はそれほど高まらず、法改正運動は低迷しているのが現実である。

しかしながら重要な課題として法改正を目指したい。

それとともに、個別の紛争においては、一定の法的解決の前進も見られたので、各地の現場での係争は今後とも力を入れていきたい。

最近の環境アセス法の動向

弁護士　藤　原　猛　爾

はじめに

環境省資料（数値については、平成27年3月末現在）によれば、近年、アセスの審査件数は急激な増加傾向にある。その要因は、法改正により配慮書手続が追加されたこと、風力発電所の設置等が対象事業になったこと、震災の影響等により火力発電所の案件が増加したこと等によるとされている。このうち火力発電所のケースでは重大な問題が生じている。本報告は、この火力発電所・風力発電所をめぐる問題にしぼって報告する。

1　2015年3月末現在のアセス法の対象事業の状況

⑴　2014～2015年3月末までの間のアセス事例統計

手続きを実施した件数は355件。これには道路(81)、河川（8)、鉄道（18)、飛行場（10)、発電所（201)、廃棄物処分場（6)、干拓・埋立（17)、面整備（21）と合計355件となっている。このうち、2015年3月までに手続きが完了した事例が181件、手続きが継続している事例が132件、手続き停止事例が42件となっている（上記数値は、いずれも第2種事業を含む)。

⑵　環境大臣が意見・助言をした事例

上記事例のうち、環境大臣が意見・助言をした事例が224件ある。計画段階の配慮書に対するものが36件、評価書に対するものが188件、スコーピングに対するものは0となっている。

⑶　特徴

①　上記のとおり、道路等の建設に関する事例もあるが、発電所事例が多数となっている。

②　発電所のうち特に多いのが風力発電所の事例で、全国各地で設置例があるが、北海道、東北地域での設置事例が多数に上っている。

天然ガス発電所、石炭火力発電所は、新設、リプレースを含め事例数は多くはないが、事業・計画の規模が大きいものが目立つ。

③　さらに、特に問題となっていることは、「小規模火力発電所」の事例が増加していることであり、その規模の選定がアセス手続の回避を意図していることである。

これは、東日本震災以降の電力ひっ迫状況や電力供給システム改革（電力供給の自由化等）の具体化を背景とした動向である。

上記のとおり大規模な火力発電所設置が計画されている一方で、第二種事業の規模要件（11.25万ｋｗ以上～15万ｋｗ未満）をわずかに下回る程度（10万～11.2万ｋｗ）の発電所設置計画が増えており、平成23年度には16施設であったものが、その後現在までに、さらに18施設の設置等が計画されている状況となっている。

2　大規模火力発電所の設置をめぐる問題

⑴　例として、千葉県袖ヶ浦火力発電所（石炭火力で総出力約200万ｋｗ）の事例をみる。

①　この事例は、現在アセス手続が実施されている最中であるが、環境大臣は、配慮書段階であった2015年8月28日に意見を提出した。

その要旨は、「本事業が、国の目標・計画と整合を図るためには、電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組む実効性のある枠組みが必要である。平成27年7月17日に電気事業分野の『自主的枠組みの概要』が公表されたが、現時点では、公表された自主的枠組みには課題がある。上記の状況に鑑みれば、本事業については『日本の約束草案』及びエネルギーミックスの達成に支障を及ぼしかねない（筆者註：2030年度の総発電電力量に占める石炭火力発電の割合に対して、2013年度実績がすでにそれを上回っている状況にあることを指している)。このため、本事業の

計画内容について、国の目標・計画との整合性を判断できず、現段階において是認することはできないため、早急に具体的な仕組みルールづくり等が必要不可欠である。」というものであった。

② 環境大臣は、他の石炭火力発電所設置計画等に対しても同様な意見を表明していた。

また、2015年12月COP21（パリ会議）ではパリ協定が採択され、日本政府としても今後の温暖化対策の具体化が要求されることとなっていた。

ところが、2016年2月9日、環境省と経済産業省は、発電部門の「温暖化対策」を公表しが、その内容は、これまで新設計画に待ったをかけていた環境省が、その設置許可を条件付きで容認する姿勢に転換し、かつ、実効性担保のチェックを踏まえないままに電力業界の自主的努力に大きく依存する立場に転換したものと評価される。

⑵ しかし、電力業界の削減目標の実効性を担保する方策は未定である。

他方、一旦建設された発電所の操業を、温暖化ガス排出量の多寡によって規制することは、温室効果ガスの排出量規制を法的規制として定めない限り、不可能である。

実効性ある法的排出規制制度の構築は、京都議定書による排出削減が先送りされてきた日本の現状をふまえて早急に取り組まれなければならない。

3 小規模火力発電所の設置をめぐる問題

⑴ アセス法手続を潜脱しようとする中小規模の石炭発電所の設置・計画が増加している。この状況について、中央環境審議会の小委員会は「今後の小規模火力発電所等の環境保全について」（平成27年12月）で以下のような指摘をしている。

① アセス法対象をわずかに下回る程度の火力発電所の設置等の事業・計画の急増は、アセス法制定当時は想定していなかった。

② 小規模発電所の環境影響は、1基当たりでは大規模なものに比べて影響が小さいが重畳的な影響の懸念がある。

③ 設置事業・計画が急増している現時点で環境施策の原点である「予防的な取組方法」を踏まえて追加的な施策を検討する。

⑵ 小規模火力発電所に対する現在の環境保全対策

以下の方法が利用されているが、同時にその問題点も指摘されている。

① 条例に基づくアセス：
対象規模の違い、審査における知見不足などがある。

② 公害防止協定：
設置事業・計画を事前に把握できるとは限らない。

③ 自主的なアセス：
事業者の自主的な判断に依存することになる。

⑶ 課題

① 上記小委員会は、自主的な環境アセスについて、ガイドライン・事例集の作成等により奨励するとし、さらに、アセス法の対象の見直しなどを検討している。

② 日弁連や環境保護団体は、アセス法の対象事業が大規模事業に過ぎること、対象事業を拡大し、規模等を考慮した「簡易アセス」手続の導入などを提言してきた。

また、地域的（空間的）、時間的にみて、計画事業による重畳的、複合的な環境影響が予測される場合には、関連事業計画をアセス対象にすべきであることも提言してきた。現在の小規模火力発電所の環境保全対策をめぐる課題に対処するためには、上記の提言を入れたアセス法改正により対応すべきものである。

③ さらに、アセス手続においては、「環境の負荷」として「温室効果ガス等」が、影響調査・予測・評価の項目となっているが、温室効果ガス等の排出基準、総量基準等の設定がなく（実体法による規制がない）、アセス手続における評価基準としては、政策目標やガイドラインに依拠している状況にある。実効性ある環境対策を選択、実施を確保するためには、温暖化防止に関連する実体法において、少なくとも総量規制手法を導入し、これに基づく具体的な排出制限手続等

を定めていくべきである。

4　風力発電をめぐる問題

アセス法では、出力１万ｋｗ以上の風力発電所の設置又は変更の工事が対象となっており、上記のとおり各地で多数の設置計画等が進められている。

原発や化石燃料使用の発電所の代替エネルギー確保が期待されるが、風力発電所では、動物（バードストライク等）、植物（生息種の毀損等）、設置場所周辺の生態系への影響、景観への影響、騒音・低周波音、風車の影などの影響とその保全策が問題となり、環境大臣もいくつかの風力発電所事業計画に対して、上記の環境要素に係る慎重な調査、対策、事後調査と是正措置の検討などについて意見を提出している。

今後、電力供給システムがさらに流動的に進行していくことからアセスの対象規模にならない小規模の風力発電所等の設置が増えていくと予測され、これに伴って各地で風力発電所の設置をめぐる紛争も増加すると考えられる。

各地の事例に関する情報交換等を通じて、機敏で適切な運動と対応策を検討して行くことが必要である。

5　改正アセス法による放射性物質の取扱い

「放射性物質による環境汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」（平成 25 年法律第 60 号）によりアセス法の放射性物質に係る適用除外規定（法 52 条 1 項）が削除され、放射性物質による環境汚染の防止のための措置がアセス法の対象となった。

この法改正に基づくアセス手続は平成 27 年 6 月 1 日から施行されたが、その関連でいわゆる「基本事項」が改正され、基本事項の別表に「環境要素の区分及び影響要因の区分」として、「一般環境中の放射性物質」、「放射線の量」が追加された。これに伴い放射性物質による環境の汚染の状況に関しては、放射線の量を把握することにより、調査、予測、評価を行うことになった。

また、アセス手続における放射性物質の具体的な検討・取扱いについては「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」（平成 27 年 3 月　環境省）に示されている。

【四】2015年度　組　織　活　動

1　活動の概要

⑴　昨年3月28日、公害弁連第45回総会が福島（飯坂温泉）で開かれた。全国各地から弁護士、支援が集まり、また福島からは福島原発被害訴訟の原告も大勢参加した。

総会では、各地弁護団の訴訟報告等とあわせ、淡路剛久立教大学名誉教授、除本真理史大阪市立大学教授をお迎えし、パネルディスカッションを行うなどした。

そして、今後の運動を進め勝利を展望するには全国の原告団・被害者が連帯・連携することの必要性等が確認された。

また、3月28日～29日にかけては、フクシマ現地調査が行われた。

⑵　例年と同様、公害総行動実行委員会に参加し、公害総行動デーや実行委員会が呼びかける様々な行動に加わった。

また、総会での確認を受け、原発被害者訴訟の全国の原告団の連絡会結成に向けて準備会に参加し、本年2月13日の原発被害者訴訟原告団全国連絡会の結成につなげた。

今年3月19日～20日に開かれる第3回原発と人権集会の実行委員会にも参加している。

2　活動報告等

⑴　2015. 5. 25　事務局会議
　　6. 4　幹事会
　　9. 24　幹事会
　2015. 1. 8　幹事会

⑵　ニュース No. 179を発行
　情報と通信 No. 365～372を発行

⑶　協北印刷（株）よりカンパを頂きました。

【五】2016年度　活　動　方　針

⑴　大気汚染公害被害者のたたかいを発展させ、裁判闘争の成果を被害者のたたかいに結合させて、大気汚染公害の根絶と新たな被害者救済制度の確立をかちとる。

①　大阪西淀川・川崎・尼崎・名古屋南部判決と東京大気裁判での和解を梃子に、自動車メーカー・道路の設置・管理者等汚染原因者の負担に基づく国レベルでの、㋐医療費救済と㋑障害補償等補償法並みの救済を目的とする、新たな被害者救済制度の確立の闘いを進める。

②　公害認定患者の等級切り下げ、自動車重量税の廃止などの現行補償法改悪の動きに対しては、断固として反対して闘う。

③　全国の大気汚染地域で、実態調査、被害者掘りおこしに取り組み、東京都・川崎市での現行救済制度維持に全力を尽くすとともに、各自治体レベルでの医療費救済制度の確立を追求する。

④　PM2.5測定体制を早急に整備させ、PM2.5低減のための対策の早期実施を追及する。

⑤　東京都をはじめとする首都圏等自治体のディーゼル規制条例を梃子に、国に対し、自動車NOX・PM法の抜本的強化をはじめとした自動車排ガス対策の強化を迫るとともに、自動車メーカーに対し、後付けの排ガス低減装置の開発・無償装着を求めるたたかいを強める。

⑥　各地「道路連絡会」での実効性ある協議を推進し、大型車の交通規制、ロードプライシングの強化などの、大型車の交通総量削減対策を実現する闘いを進める。

⑦　裁判闘争の成果をふまえて、進路構造対策、道路沿道対策、周辺対策の確立と地域再生の課題に取り組む。

⑧　環境教育、語り部活動を重視し、この点で国、自治体に対する要求現実行動にも取り組む。

⑵　公害道路の建設強行を許さず、裁判闘争の成果をふまえて、道路行政の抜本的転換を求める。

①　各地の大気汚染裁判の前進を梃子に、全国の道路反対運動との連携を進めて、道路建設至上主義の道路行政の抜本的転換のための闘いに取り組む。

②　圏央道・広島国道2号線高架道・国分寺都市計画道路をはじめとする環境破壊、公害拡大の道路建設の強行を阻止し、道路建設をめぐる闘いを強め、道路計画の見直しを迫る。

③　「改正」土地収用法下での強引かつ非民主的な収用委員会審理に断固反対し、事業認定の違法を争わせない審理方式に対する闘いを強化する。

④　圏央道高尾山裁判の成果と経験を活かし、豊かな自然環境を破壊する無駄な公害道路を許さないため、取り組みを強める。

⑤　国道43号線裁判の最高裁判決の成果をふまえて、道路騒音環境基準の見直しを求め、道路騒音・振動公害の根絶をめざす。

⑶　基地･空港などの騒音裁判に勝利し、基地、空港、新幹線などによる騒音・振動被害の根絶をめざすたたかいを強める。

①　平穏な生活を取り戻すため、差止請求を棄却した最高裁判決の誤りをただす差止勝利判決をかちとるため全力をつくす。

②　基地周辺の全被害地域に居住する住民に対し、将来請求を含む損害賠償を認めさせるたたかいを強める。

③　現在訴訟を起こしていない基地周辺の騒音公害にも反対し、新訴訟を含む新たな運動を展開する。

④　国およびアメリカ政府に対し日米合同委員会における騒音防止協定の遵守を徹底させるとともに、騒音コンターの縮小的見直しなど周辺対策の切り下げを阻止し、騒音発生源対策など被害そのものの縮小を迫る。

⑤　低空飛行訓練やオスプレイ等の危険な軍用機の訓練に反対し、住民らの安全を守るたたかいを強

める。

⑥　名古屋新幹線訴訟でかちとった「和解協定書」にもとづき、発生源対策を一層強化させ、JR、国交省、環境省などに対し、新たな被害の発生、拡大を許さないたたかいを強める。

⑦「基地公害の根絶は基地の撤去から」という立場から、沖縄県民の基地撤去のたたかい、新たな基地建設を許さないたたかいを支援する。

⑧　在日米軍再編、安全保障関連法施行など、日米同盟関係の強化を口実とした基地強化の策動に反対し、騒音被害の拡大を阻止する。

⑷　不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させ、すべての被害者の補償を勝ち取るとともに、世界に水俣病の教訓を伝えるたたかいに取り組む

①　全ての水俣病患者を救済するために、不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させる。

②　加害企業チッソが保有する子会社JNCの株式の譲渡を阻止するための闘いを継続する。

③　水俣病被害者が最後の１人まで補償を勝ち取るために闘いを継続する。

④　他団体との共闘を図り、民医連、保険医協会などの医療機関をはじめ広範な医師、研究者との関係を強め、患者の立場に立った水俣病医学の確立をめざす。

⑤「総合対策医療事業」及び「水俣病被害者手帳」所持者への対策事業の内容の充実、継続を求めて、引き続き取り組みを続ける。

⑥　不知火海沿岸、阿賀野川流域の汚染地域の再生、復興、街つくりの課題に、加害者の責任を明らかにする立場から取り組む。

⑦　全ての公害の根絶に向け、ノーモア・ミナマタを訴え、たたかいと教訓を世界に伝える。

⑸　カネミ油症などの食品公害やスモン、ヤコブなどの薬害被害者の恒久対策と医療の充実をめざすたたかいを進める。

①　薬害ヤコブ病の被害者全員の救済をかちとるとともに、薬害根絶に全力をつくす。

②「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づいて、全てのカネミ油症被害者が救済を受けられるよう、カネミ倉庫や国に対して救済事項の完全実施を求めるたたかいを強化する。

③　スモンの全面解決を踏まえて、薬害弁連の運動とも連帯して、健康管理手当の増額を含む薬害根絶の運動を発展させる。

④　カネミ油症、スモン、エイズ、ヤコブなどの治療法の研究開発を進める要求を支持し、難病対策の充実を求める運動を支持する。

⑤　独立行政法人医薬品・医療機器総合機構制度の充実、改善をめざす。

⑥　抗がん剤にも医薬品副作用被害救済制度を適用するたたかいを強力に進める。

⑦　食品の安全性を求めるたたかいを消費者、農民とともに協力してたたかう。食品の安全性を確保する法制度の改善をめざし、食品衛生法などの改正を求めてたたかう。

⑹　神通川流域、安中公害など各地の重金属による汚染の監視を継続し、汚染土壌の復元を図るとともに、市街地土壌、地下水汚染問題に取り組む。

①　神岡鉱業所での公害防止協定に基づく立入調査を引続き成功させ、発生源対策の継続をはかっていく。

②　安中の土壌復元事業を計画どおりに完了させ、事業が完了した神通川流域については再汚染を防止する。

③　イタイイタイ病患者の認定及び要観察者の判定について認判定行政の適正化を求め、また、原因企業が運用するカドミウム腎症患者救済制度の積極的な活用をはかる。

　カドミウムによる健康被害に関する環境省の調査研究を引き続き監視していく。

④　重金属による人体被害、農業被害についての科学者との学際的協力を重視していく。

⑤　市街地土壌・地下水汚染問題に取組み、真に実効性のある土壌汚染対策法の制定をめざす。

⑺ 自然・環境破壊の公共事業に反対するたたかいを強化し、大型公共事業の中止・見直しを迫る。

① 諫早湾干拓潮受堤防排水門の、一日でも早い開放、有明海の再生を目指すとともに、農業と漁業が両立した真の有明海沿岸地域の再生を実現する。

② 流域住民の力で勝ち取った川辺川ダム建設中止の成果に学び、全国の無駄なダム建設計画を中止・見直しに追い込む。

③ 里山や干潟等、生物多様性の宝庫である自然環境に対する破壊をやめさせるべく、大型公共事業の中止・見直しを迫る。

④ 無駄で有害な公共事業に対する公金の支出をやめさせる。

⑻ 韓国、中国をはじめとしたアジア諸国との広範かつ実践的な交流を強化する。

① 韓国・中国の法律家との交流を深め、3カ国の弁護士らによる会議の開催をめざす。

② 毎年実施されている、韓国司法修習生の公害環境研修に積極的に協力する。

⑼ 官僚司法を打破し、国民のための司法を実現する改革運動を進め、非人道的な長期裁判に反対し、公害被害者の早期救済と公害根絶に役立つ勝利判決をかちとるたたかいを法廷内外で展開する。

① 公害等調整委員会が行政追随の姿勢を改め、公害紛争に関する専門的機関としての本来の役割に立ち返るよう求める取組みを強める。

② 国民主権に根ざした司法の行政に対するチェック機能の抜本的強化をはかるため、改正行政訴訟法を活用し、さらに行政訴訟改革への取組みを強める。

③ 法曹一元など、さらなる国民のための司法をめざす。

④ 裁判所の異例な人事政策や判・検事交流の実態を明らかにし、広く国民に知らせるとともに、裁判所として国民の権利擁護の立場に立たせ、正義と公平を実現させるための本来の姿を堅持させるよう裁判所の内外での努力を強めていく。

⑤ 「生きているうちに救済を」という公害被害者の切実な要求を実現させるために、公害裁判の長期化に断固として反対し、公害被害者の早期救済、全面解決の早期実現の必要性を裁判の内外で常に訴えて、あらゆる公害裁判での早期結審・判決の実現に努力する。

⑥ 公害裁判の中で、加害企業、行政の立場を批判するとともに、裁判所の公害被害者の立場を理解しない訴訟指揮については断固として反撃する。

⑦ 被害者とともにたたかう公害弁護団として、日常の法廷で加害者を圧倒する活動を展開する。

⑧ 戦略的環境アセスメント法制定のためたたかうとともに、地方自治体において、実効ある環境アセスメント条例の制定をめざす。

⑽ 国際的視野から地球環境の破壊に反対し、環境保全のために被害者・住民・専門家などの諸団体との提携を強め、環境保全の課題の基本は現在の公害被害者の救済と公害根絶に努力するところにあることを広く国民に訴えていく。

① 環境保全は国民的課題であるとの観点で、地球環境保全の様々な取組みに積極的に参加するとともに、わが国の公害被害者の救済と公害根絶の課題を達成することこそが地球環境保全の基礎であることを広く訴える。

② 地球温暖化問題では、政府、自治体、企業に対し、京都議定書及び25％の中期削減目標を完全に達成するための施策を実施させるたたかいを強力に進める。

③ 国内外の公害・環境破壊反対の運動や団体との連携を強め、多くの公害被害者や運動体と連携し、全国的、地域的ネットワークづくりを含め、創意をこらし多種多様な行動に積極的に取り組む。とりわけ、日本環境法律家連盟との連携を強め、自然環境保全の運動を支援する。

④ 全国公害被害者総行動デーの成功のために積極的に参加し協力する。

⑤ 医師、科学者などの専門家、とりわけ民主医療機関連合会、日本環境会議、日本科学者会議との連携を深め、公害被害者の発掘に努め、加害者の責任を明確にし、公害反対運動の実戦的理論の確立、被害者救済と公害根絶の推進に努力する。

⑥ 公害根絶と被害者救済に関する法制度の拡充、

強化をめざし、公害問題に関する立法、行政、地方自治体などに対する提言、申入れを積極的に行っていく。

⑦　知る権利を具体化した、実効性ある情報公開制度の確立、環境権、人格権の尊重の原則の法制化、自然の権利の確立のために、積極的に取り組む。

⑾　廃棄物処理施設（最終処分場）による環境汚染問題への取り組みを強化し、住民団体の活動を支援する。

⑿　アスベスト問題を史上最大の労災公害と位置づけて、国と大企業に対して、被害者の全面的な救済と抜本的なアスベスト対策を求めるたたかいに取り組む。

①　建設アスベスト訴訟に勝利し、建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度の創設をめざす。

②　被害の全面的な把握を行うために、国に対して大規模な疫学調査や被害実態調査を要求する。

③　アスベスト被害の根絶のために、アスベスト基本法の制定とアスベスト問題を統一して扱う行政機関の設置を要求する。

④　シンポジウムなどの開催、全国各地での被害者の掘り起こしなど、アスベスト問題の解決に向けた取り組みを一層強化する。

⑤　建築解体によるアスベスト飛散問題に積極的に取り組む。

⑥　建物解体、震災によるアスベスト飛散問題や石綿肺がん認定基準問題に積極的に取り組む。

⒀　原発事故による被害者の完全救済を求めるたたかい、脱原発を進めるたたかいに取り組む。

①　最大公害というべき福島原発事故による汚染地域の原状回復と被害者の完全救済を求めるたたかいに取り組む。

②　被害救済の前提となる、東京電力、国の責任の追及をめざす。

③　低線量被曝など原発被害による健康被害の調査を求める。

④　脱原発を求める訴訟、運動に連動して取り組む。

⒁　最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、平和憲法改悪を断固阻止する運動に飛躍的に取り組む。

①　米軍再編、自衛隊と在日米軍の連携強化、国民投票法案上程など、改憲への地均しがなし崩し的に押し進められる情勢において、アメリカと一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止し、平和条項を守り発展させる運動への取り組みを強化する。

②「戦争は最大の環境破壊」をキーワードに、反テロリズムと国際協調の大義名分の下に押し進められる戦争を含め、あらゆる戦争に向けた策動に反対するたたかいに取り組む。

⒂「規制緩和」を一気に推し進めて我国の農業を破壊し、環境や国民生活に重大な悪影響を及ぼす環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に反対するたたかいに取り組む。

⒃　公害弁連の組織、体制など

①　幹事会、事務局会議への参加を強めて、その内容を充実させ、各弁護団がかかえている課題、問題点を明確にし、共同の討議を通じて理論的、実践的水準を一層引き上げていく。

②　各公害の分野別の弁護団の交流を積極的に進めるとともに、公害弁連の担う課題、任務分担を明確にさせて、総合的なたたかいを進めていく。

③　公害弁連ニュースの定期発行、情報と通信の随時発行、公害弁連ホームページの充実、法律雑誌への投稿、パンフレットなどによって、宣伝活動の強化、充実を図る。

④　新規加入弁護団の増加をはかり、財政の確立に向けて抜本的な改革を検討し、組織、財政の拡大、充実を図る。

⑤　役員・事務局体制を充実させる。

イ　幹事会の充実

ロ　事務局会議の充実

【六】公 害 関 係 資 料

〔大阪・泉南アスベスト〕

声　　明

2016 年 1 月 29 日

関西建設アスベスト京都訴訟原告団・弁護団
関西建設アスベスト訴訟統一本部
全京都建築労働組合

1．本日、京都地方裁判所第 4 民事部（比嘉一美裁判長）は、関西建設アスベスト京都訴訟（原告数 27 名、被害者数 26 名）において、国及び建材企業の責任を認め、国に対して総額 1 億 418 万円、建材企業 9 社に対して総額 1 億 1245 万円の支払いを命じる原告全面勝訴判決を言い渡した。

本訴訟は、建設作業従事者とその遺族が、危険なアスベスト含有建材を製造販売し続けた企業と、適切な規制を怠り流通を促進した国に損害賠償を求めた訴訟である。原告ら建設作業従事者は、アスベストの危険性や建材にアスベストが含まれていることを知らされないまま作業に従事し、建材から生じたアスベスト粉じんを吸引し、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、肺がん、中皮腫などの重篤な病を患った。本件の被害者 26 名のうち、すでに 16 名が死亡（提訴後の死亡者が 11 名）という現実が物語るように、その被害は極めて深刻である。

2．本判決は、吹付作業者に対する規制については昭和 47 年 10 月 1 日以降、建設屋内での石綿切断等作業については昭和 49 年 1 月 1 日以降、屋外での石綿切断等作業については平成 14 年 1 月 1 日以降、国が、アスベスト建材について防じんマスクの着用や集じん機つき電動工具の使用、さらには警告表示を義務づけることの規制を怠ったことの違法性を認めた。建設アスベスト被害で国の責任が認められるのは、東京、福岡、大阪の各地裁判決に続き 4 度目であり、1 月 22 日の大阪地裁判決に続いて連弾で国の責任が断罪されたことにより、この点に関する司法判断はもはや確立したものといえる。

また、本判決は、専ら屋外作業に従事していた屋根工に対する関係でも国の責任を認めた。屋外作業の危険性を否定する国の誤りを明確に断罪するものである。

本判決は、いわゆる「一人親方」について、労働安全衛生法の保護対象に含まれないとして救済を否定したものの、立法府の責任を問うことにより解決されるべき問題である旨判示した。

3．本判決は、主要なアスベスト建材企業である株式会社エーアンドエーマテリアルやニチアス株式会社、株式会社ノザワなど 9 社について、被害者 22 名との関係で共同不法行為責任を肯定し、同種訴訟で初めて企業の賠償責任を認めた。原告らの被害を正面から見据え、アスベストの危険性を知りながら、利益追求のため、安全であるかのようにアピールして製造・販売を続けた企業の加害責任を認めたものとして、高く評価できる。

企業責任に真摯に向き合い、賠償を命じた本判決の判断は、本判決で責任が認められなかった原告らのみならず、全国の全ての同種アスベスト訴訟の原告らとの関係でも法的救済の可能性を大きく拓くものであり、極めて大きな意義を有する。

4．本判決は、被害救済に大きく足を踏み出す画期的な判決となった。原告らの「いのちあるうちに救済を」との願いは切実である。国及び建材企業は、本判決を真摯に受け止め、原告らに謝罪し速やかに賠償責任を果たすべきである。そして全ての建設アスベスト被害者が早期に救済されるよう、「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度（仮称）」を創設すべきである。また、国と企業は、解体・改修工事等、建設現場でのアスベスト飛散を完全に防止するために万全の対策を行い、将来の被害発生を防止すべきである。

私達は、アスベスト被害者の完全救済とアスベスト被害の根絶のため、全国のアスベスト被害者、支援者、および市民と連帯して、今後も奮闘する決意である。

声　　明

２０１６年1月２２日

関西建設アスベスト大阪訴訟原告団・弁護団
関西建設アスベスト訴訟統一本部

１．大阪地方裁判所第１６民事部（森木田邦裕裁判長）は，本日，関西建設アスベスト大阪訴訟（原告数３３名被害者１９名）において，国の責任を認め，総額９７４６万円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

本訴訟は，建設現場で働く中で，石綿建材から発生した石綿粉じんにばく露し，石綿肺，肺がん，中皮腫などの深刻な病に罹患した建設作業従事者とその遺族が，石綿建材を製造販売した建材企業と規制を怠った国に賠償を求めたものである。本判決は，全国３高裁・５地裁で争われている訴訟のうち，横浜地裁判決，東京地裁判決，福岡地裁判決に続く４番目のものである。

２．本判決は，建設アスベスト被害について，東京地裁判決，福岡地裁判決に続き三度国の責任を認めた。泉南アスベスト被害については，一昨年の最高裁判決をもって国の責任が確定しているが，建設アスベスト被害についても，国の責任を認める司法判断の流れは，もはやゆるぎないものとなった。もっとも本判決は，いわゆる「一人親方」については労働安全衛生法の保護対象に含まれないとして救済を拒否した。これは，労働者と同様に建設現場で働き，アスベスト被害を受けた一人親方の実態から目をそらす極めて不当な判断と言わざるをえない。

３．また，本判決は，原告らが，個々の被害者ごとに，ばく露した可能性が特に高い建材を特定したにもかかわらず，建材企業の責任を全て否定した。これは，利益追求のためアスベストの危険性を隠蔽して，石綿建材の製造・販売を継続した建材企業を免責するものであり，許しがたい。

４．本判決は，三度国の責任を認めたことに大きな意義がある。また，新たに平成７年時点において，白石綿を含む全ての石綿の製造等を禁止する規制権限を行使しなかったことが違法であると判断した点も重要である。本判決が建材企業の共同不法行為責任を否定した点，一人親方を救済しなかった点は不当であるが，被害者らが，石綿関連疾患に罹患したのは，建材企業らが製造・販売した石綿建材が原因であり，建材企業が被害者救済に責任を負うべきこと，一人親方も本来救済の対象とされるべきことは何ら揺るがない。

５．本訴訟では被害者１９名のうち，すでに１３名が亡くなっており，原告らの「命あるうちに救済を」の願いは切実である。

国及び建材企業らは，本判決を真摯に受け止め，一人親方を含む全ての建設アスベスト被害者が早期に救済されるよう，「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度（仮称）」を創設すべきである。また，国は，解体・改修工事等，建設現場でのアスベスト飛散を防止するために万全の対策を行い，将来の被害発生を完全に防止すべきである。

私達は，アスベスト被害の救済と根絶のため，全国の被害者，支援者，および市民と連帯して，今後も奮闘する決意である。

以上

〔尼崎道路公害訴訟〕

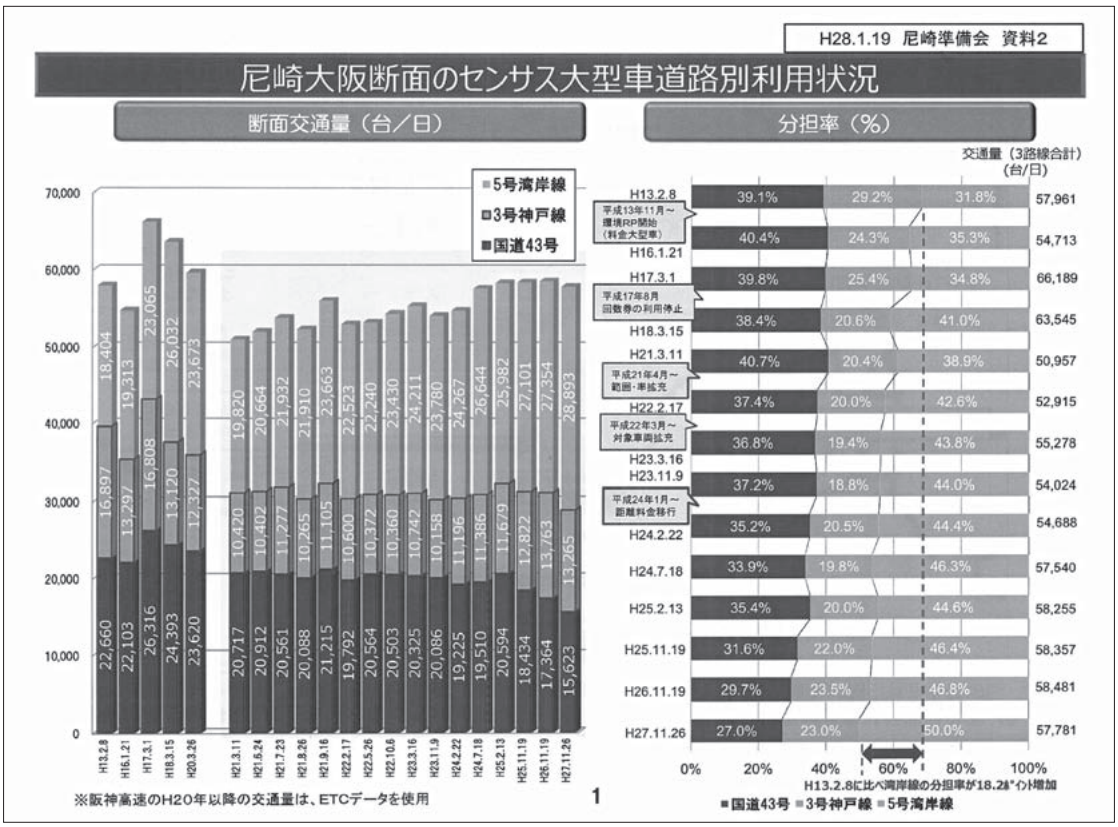
H28.1.19 尼崎準備会 資料2
尼崎大阪断面のセンサス大型車道路別利用状況
断面交通量（台／日）
分担率（%）
交通量（3路線合計）（台/日）
■5号湾岸線
■3号神戸線
■国道43号
H13.2.8
H16.1.21
H17.3.1
H18.3.15
H20.3.26
H21.3.11
H21.6.24
H21.7.23
H21.8.26
H21.9.16
H22.2.17
H22.5.26
H22.10.6
H23.3.16
H23.11.9
H24.2.22
H24.7.18
H25.2.13
H25.11.19
H26.11.19
H27.11.26
平成13年11月～環境RP開始（料金大型車）
平成17年8月 回数券の利用停止
平成21年4月～範囲・率拡充
平成22年3月～対象車両拡充
平成24年1月～距離料金移行
H13.2.8に比べ湾岸線の分担率が18.2ポイント増加
■国道43号 ■3号神戸線 ■5号湾岸線
※阪神高速のH20年以降の交通量は、ETCデータを使用
1

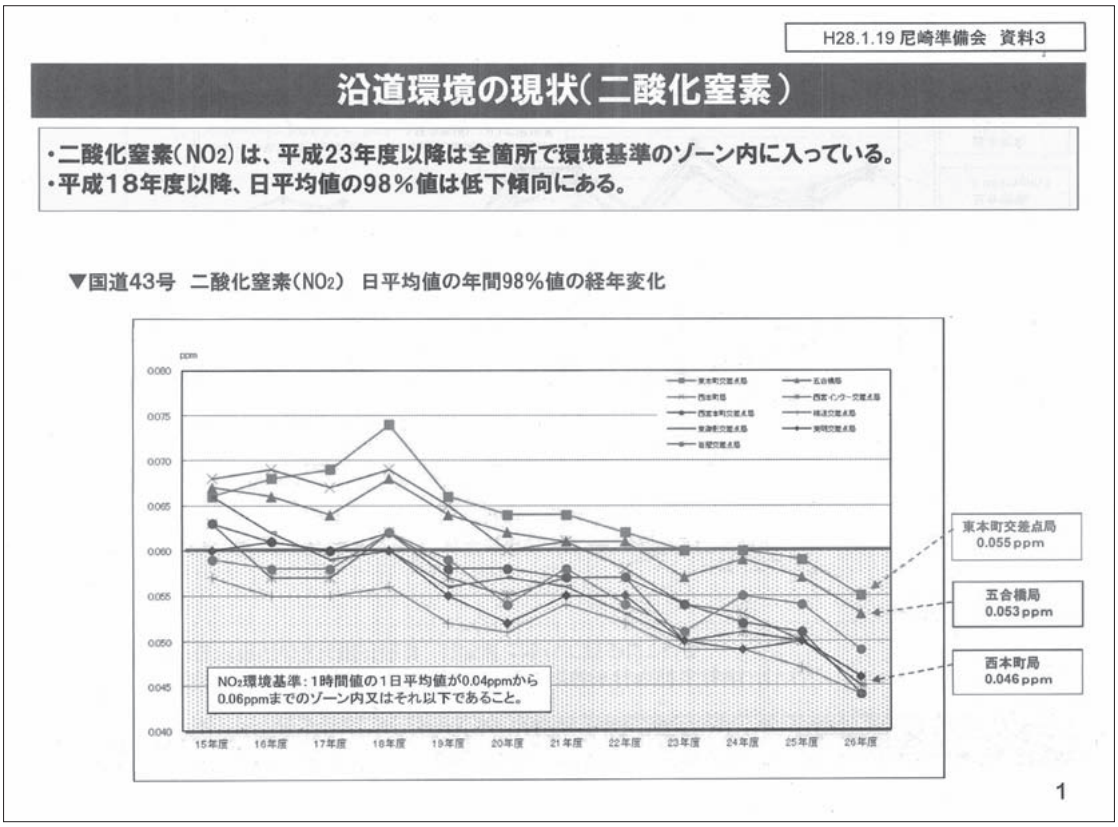
H28.1.19 尼崎準備会 資料3
沿道環境の現状（二酸化窒素）
・二酸化窒素（NO2）は、平成23年度以降は全箇所で環境基準のゾーン内に入っている。
・平成18年度以降、日平均値の98%値は低下傾向にある。
▼国道43号 二酸化窒素（NO2） 日平均値の年間98%値の経年変化
ppm
東本町交差点局 0.055ppm
五合橋局 0.053ppm
西本町局 0.046ppm
NO2環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
15年度
16年度
17年度
18年度
19年度
20年度
21年度
22年度
23年度
24年度
25年度
26年度
1

尼崎市内におけるPM2．5推移　【参考】

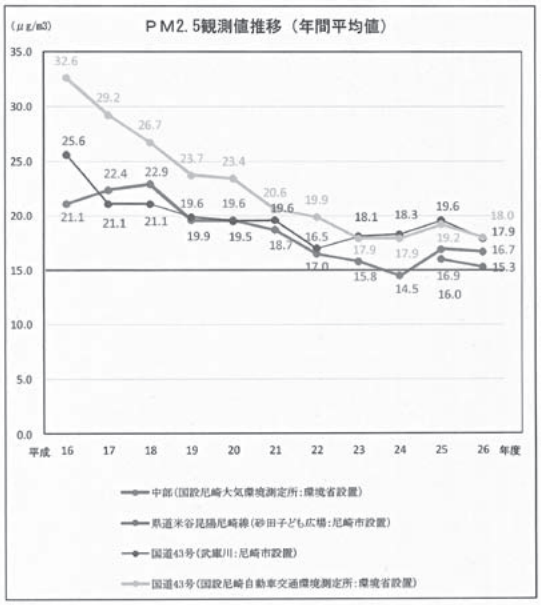

測定位置図

・「尼崎の環境平成27年度版」から引用

・環境基準：1年平均値15μg/m3以下かつ1日平均値35μg/m3以下

〔名古屋南部あおぞら裁判〕

名古屋南部あおぞら裁判・道路連絡会意見交換終結にあたって

2015年3月27日　名古屋あおぞら裁判原告弁護団　事務局長
弁護士　　松　本　篤　周

1　はじめに

1989年3月に固定発生源企業と道路管理者である国を被告として名古屋南部あおぞら裁判が提訴されてから26年が経過した。

提訴から11年後の2000年11月27日名古屋地裁の判決では、被告企業10社に対して総額約2億9000万円の損害賠償金の支払いを、道路管理者である国に対しては、総額1億8000万円余りの損害賠償を命じると共に、原告1名との関係で、SPM濃度一日平均値0.159mgを超える汚染となる排出をしてはならないという差し止めを命じるという画期的な内容を勝ち取った。

2001年8月全面解決和解が成立し、原告らは国に対する損害賠償を放棄するとともに、和解を契機として国（国土交通省及び環境省）との間で道路沿道環境改善に関する連絡会（略称連絡会）を設置させ、その後原則として毎年一回開催して、環境改善のための協議を続け、その後14年近くが経過した。

道路連絡会という取り組みは、全国大気汚染公害原告団弁護団連絡会議の成果を踏まえ、各地の道路公害訴訟の和解において、単に司法上の判決や一回限りの和解という方法だけでは限界のある環境改善の取り組みについて、被害者と加害者が持続的・継続的に和解条項の履行と環境改善のために意見交換を続ける、という道路公害改善のための取り組みとして画期的なものであった。

2　大型車交通量低減と環境基準達成の到達点

連絡会の目的は大気汚染の改善のため、23号の交通量を減らし、道路からの大気汚染物質の排出を減らすことが課題であり、そのために車線削減と湾岸道路への交通の誘導を求めてきた。国との和解条項では、最初に「国道23号の車線削減」が掲げられ、具体的には「国道23号の車線削減について、幹線道路ネットワークの整備状況なども踏まえつつ、関係機関並びに地元住民とも合意形成を図りながら検討する。」とされている。

13年度交通流動調査結果
（13年11月実施 14年6月まとめ）

交通量低減策の前提として、和解合意にもとづいて01年以降毎年一回、交通流動調査（24時間）が実施されてきた。

23号の全車交通量は13年間で1万1600台減少、そのうち大型車の減少は1万2200台である。この13年間で23号の大型車交通量が約1万2200台（約31％）減少したことになる。

13年間で和解で求めた大気汚染の改善はどうなったか。

和解の中で国土交通省が設置を約束した23号沿道の5測定点（宝神、いろは、東築地、七条町、要町と環境省が設置した1測定点（飛島）及び名古屋市設置の測定点（元塩）についてみると、

NO2については、2010年に要町を除くすべての測定局でゾーンの上限値である0.06ppm）以下を達成（元塩と宝神以外は0.05ppm以下）し、その後2013年まで横ばいないし減少傾向で推移し、2013年には要町についても基本的に達成した（0.056ppm）。

SPMについては、2004年にすべての測定点で環境基準0.1ppm（日平均値の2％除外値）を達成し、2008年以降はすべての測定点で0.08ppm以下（0.05～0.072）となっている。裁判で認められた差し止め基準（0.159ppm）をすべて達成するとともに、さら

に環境基準も安定的に下回る状態が続いている。

上記の傾向は23号の大型車交通量の減少傾向と、結果として軌を一にしており、大型車交通量低減が、自動車排ガスの単体規制と相まって環境改善をもたらしていると評価することも不可能とは言えない。

3　車線削減に向けての取り組みの到達点

2011年には車線削減の部分的な社会実験すら拒否する中部整備局の姿勢に対して、原告らの怒りが爆発し、庁舎への座り込みが行われ、この年の連絡会が中止となる事態も生じた。しかし、その後の相互の努力により事態の打開が図られた。

13年9月同年12月日までの遮音壁工事実施に伴い、要町交差点付近で、下り線で800mの、上り線で約350mの車線削減を行い、その間23号および周辺道路の渋滞状況と大気環境の調査を行った。そして、車線規制に伴って23号及び周辺道路の交通渋滞、交通量、23号の騒音・大気汚染の状態がどのように変化するかを調査した。まず､規制に先立つ2月に事前調査を行い、規制中の調査を10月（昼間のみ規制）と11月（24時間規制）の2回にわたって行った。

そして14年2月にこの社会実験についてのまとめが示された。

その内容は、規制に伴う交通量の変化については、南北方向については、23号大型車は、24時間交通量で4800台（17%）減少したのに対し、周辺道路の1号・247号で1400台増加した。東西方向については、23号大型車が3600台（17%）減少したのに対し、周辺道路の伊勢湾岸道などの5路線で2600台増加した。

中部整備局は、車線削減による交通量削減については、周辺道路の交通量の大幅な増大とこれによる大気汚染の拡散をもたらすことから、現時点では車線削減の方策に踏み出すことは困難である、との見解を示た。

4　車線削減に代わる代替策（「尼崎ルール」を参考にした23号通行ルール）の実施

奇しくも昨年の今日である3月27日の連絡会で、原告弁護団は中部整備局に対して、車線削減の実施が事実上困難ということであれば、代替策として尼崎ルールを参考とした大型車中央寄り車線走行ルール方式の実施を検討するよう申し入れた。これに対して国はこれを受け入れ、今年1月までに、ドライバー及び運輸業界に対して上記の方式への協力を呼びかけるとともに、必要な横断幕、立て看板、道路上への標示などの関連工事を完成させ、既に実施されている。

横断幕､立て看板､電光掲示板､道路面表示（「環境レーン」）は、一定の改善の余地はありつつも、ドライバーに対して23号方式を認識させる手段としては、ほぼ十分な機能を備えており、尼崎の設備と比較しても遜色のない設備であることが確認できた。今後は、設備の継続的なメンテナンスとともに、実際に大型車のドライバーに交通ルールに協力してもらうための継続した工夫と努力が求められていると言えよう。

5　意見交換の終結の提案

2001年8月の和解成立から13年、1989年3月の提訴から数えて4半世紀を超える26年が経過しようとする今年、原告団も高齢化が進み、元原告の7割以上が亡くなり、まさに命あるうちに一定の解決を図ることが、焦眉の課題となっている。

現時点でも車線削減は、環境負荷を減少させるために有力な手段であるという認識に変わりは無いが、迂回による周辺への交通量の負荷の広がりという問題点を早期に解決することは、原告患者らに残された時間との関係で困難であるという現実を直視しなければならない。

他方で、前述のような大型車交通量の低減傾向、汚染濃度の改善傾向を踏まえれば、名古屋南部地域の沿道環境を改善することを最大の目的として継続的に連絡会を行ってきた取り組みは、ある意味では一つの社会的役割を果たしたと評価できる段階になっている。

以上から、原告団弁護団としては、前述のように車線削減に代わる代替策としての23号通行ルール（大型車中央寄り走行方式）が実現した今、引き続きこの代替策を着実に継続させ、大型車中央車線走行という実態の定着をはかると共に、残された沿道環境整備（環境施設帯設置）を着実に進めさせることを前提に、道路環境改善のための連絡会について、後に提案する終結合意書案の内容により、意見交換の終結をさせるとの判断に達したので、その旨国に対して提案する次第である。

名古屋南部道路公害訴訟・和解条項履行に係る意見交換終結合意書

名古屋南部大気汚染公害訴訟原告団（同みなと公害患者と家族の会、同南区公害病患者と家族の会）と国土交通省中部地方整備局および環境省水・大気環境局自動車環境対策課（以下「3者」という）は、平成13年8月8日付名古屋高等裁判所「和解調書」に基づき、平成14年5月17日から今回まで15回にわたる「名古屋南部道路沿道環境改善に関する連絡会」（以下「連絡会」という）および基本的に年2回の準備会、さらにその間に数十回に及ぶ意見交換会等を行い、道路管理者である国が行う国道23号線沿道を中心とする名古屋南部地域の道路沿道環境の改善に向けた施策に関し意見交換を積み重ねてきた。

これら連絡会等での意見交換を通じて、国道23号線から伊勢湾岸自動車道へ大型自動車通行を一程度迂回させることによって国道23号線の大型車通行量の低減に成功するとともに、環境省のこの間の単体規制の強化と相まって、国道23号線沿道において懸案であった二酸化窒素（NO2）及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る環境基準をクリアした。

また、国土交通省中部地方整備局は、和解条項に盛り込まれた国道23号線”車線削減”の代替策として兵庫県尼崎方式を取り入れた「国道23号通行ルール（名古屋南部）」を導入した。さらに、23号沿道対策の柱の一つとした環境施設帯も、基本的にその整備が進んだ。

これらの到達点とこれまでの連絡会の経緯を踏まえ、国は引き続き国道23号名古屋南部地域の沿道環境改善に努め、かつ、以下に掲げる施策等を進めるものとし、3者は和解条項等の履行に係る道路連絡会での意見交換を終結することに合意する。

1　国道23号通行ルールについて

国は、大型車に中央寄り車線の走行を促す「国道23号通行ルール」の定着に向け、名古屋南部地域にて次の施策を引き続き実施する。

ア　横断幕、路側看板、懸垂幕、路面標示等の維持管理、道路情報板（電光式）への掲示。

イ　伊勢湾岸自動車道を中心とする他の道路への迂回促進のための大気汚染情報（NO2濃度など）のホームページでの公開。

ウ　国および地方の関係機関との協力による違反車両等の取り締まり。

2　環境施設帯については、地元住民の意見を聞きながら整備を進めることとし、かつ、除草、清掃等適切な管理を実施する。

平成26年3月27日

名古屋南部大気汚染公害訴訟原告団長
南区公害病患者と家族の会会長
みなと公害患者と家族の会会長
名古屋南部大気汚染公害訴訟弁護団
国土交通省中部地方整備局道路部路政課長
同道路部計画調整課長
環境省水・大気環境局自動車環境対策課

第 15 回名古屋南部地域道路沿道環境改善に関する連絡会議事録（抄）

平成 27 年 3 月 27 日開催の標記連絡会において、下記のとおり意見交換があった。

（原告側）

和解に基づき、国が実施してきた各種対策により、和解の目標であった環境基準を達成したこと、また、原告団の高齢化を考慮し、和解条項等の履行確認及び意見交換を終了し、連絡会を終結させる。

ただし、引き続き、和解条項に基づく大気環境の調査結果を原告団の代表者に報告するとともにそれに関して話し合うことを求める。

（国）

ただ今の要望については、了承する。

平成 27 年 3 月 27 日

名古屋南部大気汚染公害訴訟原告団

名古屋南部大気汚染公害訴訟弁護団

国土交通省中部地方整備局

環境省

私は第一次原告の古川巌です。

本日、第十五回道路連絡会を開催し、和解条項にもとづく意見交換を終結しその「合意書」を交わすにあたり、原告を代表してひとこと発言をさせてください。

まず、「和解」成立後十四年もの間、難しい道路連絡会での意見交換を積み重ねてきましたが、この間、いつも傍聴にご参加いただき、私たちを支えてくださった支援のみなさんに心からお礼を申し上げます。

また、病をおして参加してくれた患者のみなさん、本当に長い間ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

さらに、国道二十三号線の大型車通行量を減らし、私たちの悲願であった二酸化窒素と浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成に至るまで、道路管理者として可能な限りの努力を払われた国土交通省中部地方整備局と環境省のみなさんに対しても、感謝の気持ちを表明します。

しかし、私たちは、本日の到達点で決して満足しているわけではありません。私たち公害患者は、「子や孫に同じ苦しみを味あわせたくない」を合言葉に、「公害の根絶」をめざして闘ってきました。昔のように、本当に〝公害のないまち〟を取り戻す、これが、真の願いです。しかし、元原告は七割以上が亡くなり、残っている者の病気の重症化も深刻に進んでおり、闘いは限界にきています。

従いまして、国におかれましては、本日の「合意書」に書いてあるとおりに、南部地域の道路沿道環境のさらなる改善に向けて、今後とも、人が変っても、最大限の努力を尽くされるよう重ねてお願いをしておきたいと思います。

以上で、私の発言を終わります。ありがとうございました。

二〇一五年三月二七日

第十五回名古屋南部道路連絡会での
原告団を代表した**古川巌会長**の発言

【七】2015年度　活　動　日　誌

公害弁連をめぐる動き	
2015	
3.28	公害弁連第45回総会（福島）
3.28～29	福島現地調査
4.13	公害総行動事務局会議
5.16	公害地球懇総会
5.25	事務局会議
6. 2	公害総行動実行委員会
6. 3～ 4	公害総行動デー
6. 4	幹事会
6.22	公害総行動事務局会議
7. 8	公害総行動40年誌編集会議
7.12	新潟水俣病50周年シンポ
7.30	厚木基地第4次訴訟東京高裁判決
8. 9	原発被害者訴訟原告団全国連絡会準備会
8.26	原発と人権集会実行委員会
8.31	公害総行動事務局会議
9. 7	有明訴訟、福岡高裁判決
9. 8	水俣病、院内集会
9.11	公害総行動実行委員会
9.24	幹事会
	有明訴訟、院内行動
9.28	公害総行動40年誌編集会議
10. 3	日本環境会議総会滋賀大会
10.15	岩国基地訴訟第一審判決
10.22	公害総行動40年誌編集会議
11.19	アスベスト院内集会
11.28	日比谷野音地球温暖化防止アースパレード
12. 6～ 7	公害総行動合宿
12.12	風の会（COPパリ大会報告）
12.13	発被害者訴訟原告団全国連絡会準備会
2016	
1. 8	幹事会
	公害合同旗開き
1.16	原発被害者訴訟原告団全国連絡会準備会
1.22	大阪建設アスベスト一審判決東京行動
1.29	京都建設アスベスト一審判決東京行動
2.13	原発被害者訴訟原告団全国連絡会結成式

【八】公害弁連歴代人事一覧

決定総会	代表委員					幹事長	副幹事長			事務局長	事務局次長				
第1回 1972 （東　京）	正力喜之助 （イ病）	北村利弥 （四日市公害）	渡辺喜八 （新潟水俣病）			近藤忠孝 （イ病）				豊田　誠 （イ病）					
第2回 1973 （大　阪）	正力喜之助	北村利弥	渡辺喜八			近藤忠孝				豊田　誠					
第3回 1974 （名古屋）	正力喜之助		渡辺喜八			坂東克彦 （新潟水俣病）				豊田　誠					
第4回 1975 （横　浜）	正力喜之助	東　敏雄 （熊本水俣病）	山本正男 （名古屋新幹線）			木村保男 （大阪国際空港）				豊田　誠					
第5回 1976 （北九州）	正力喜之助	東　敏雄	山本正男	内田茂雄 （カネミ）		木村保男				豊田　誠	篠原義仁 （川崎・安中）	林　光佑 （新幹線）	石橋一晁 （空港・イ病）		
第6回 1977 （東　京）	正力喜之助	東　敏雄	山本正男	内田茂雄		野呂　汎 （四日市公害 新幹線公害）	滝井繁男 （大阪空港）	鬼迫明夫 （多奈川火電）	豊田　誠 （東京スモン）	篠原義仁	長谷川正浩 （新幹線）	白川博清 （東京スモン）	犀川季久 （安中）	能勢英樹 （イ病）	
第7回 1978 （東　京）	正力喜之助	東　敏雄	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	野呂　汎	滝井繁男	鬼迫明夫	豊田　誠	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	犀川季久	能勢英樹	中村雅人 （東京スモン）
第8回 1979 （東　京）	正力喜之助	東　敏雄	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	野呂　汎	久保井一匡 （大阪空港）	井関和彦 （西淀川）	石橋一晁 （北陸スモン）	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次 （西淀川）	中村雅人	
第9回 1980 （川　崎）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎			豊田　誠	水野武夫	井関和彦	石橋一晁	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	鈴木堯博 （東京スモン）
第10回 1981 （北九州）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎			豊田　誠	水野武夫	篠原義仁	石橋一晁	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	

決定総会	代表委員				幹事長	副幹事長			事務局長	事務局次長				
第11回 1982 （東　京）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎		豊田　誠	石川康之 (名古屋新幹線)	篠原義仁	石橋一晁	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎 (東北新幹線)
第12回 1983 （千　葉）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎		豊田　誠	石川康之	篠原義仁	石橋一晁	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第13回 1984 （大　阪）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎		豊田　誠	石川康之	篠原義仁 高橋　勲	石橋一晁 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第14回 1985 （東　京）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄 (西淀川)	高田新太郎 (安中)	石川康之	篠原義仁 高橋　勲	石橋一晁 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊 (西淀川)	中村雅人	中本源太郎
第15回 1986 （千　葉）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋　勲	石橋一晁 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊	中村雅人	鈴木　守 (千葉川鉄)
第16回 1987 （千　葉）	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋　勲	石橋一晁 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木　守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第17回 1988 （大　阪）	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄		高橋　勲 (千葉川鉄)	石川康之	篠原義仁	石橋一晁 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木　守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第18回 1989 （神　戸）	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平 (川崎)	高橋　勲	石川康之	篠原義仁	石橋一晁 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木　守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	
第19回 1990 （熊　本）	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島　晃 白川博清	石橋一晁 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木　守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	板井　優	
第20回 1991 （東　京）	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平	井関和彦	篠原義仁 中島　晃 白川博清	石橋一晁 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木　守	早川光俊	宮田　学	関島保雄	板井　優	

決定総会	代表委員	幹事長	副幹事長			事務局長	事務局次長					
第21回 1992 (大　阪)	内田茂雄 梨木作次郎 斉藤一好 矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島　晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木　守	早川光俊	宮田　学	関島保雄	板井　優		
第22回 1993 (川　崎)	内田茂雄 斉藤一好 矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島　晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木　守	早川光俊	宮田　学	関島保雄	板井　優		
第23回 1994 (岡　山)	内田茂雄 斉藤一好 矢島惣平 千場茂勝 花田啓一	中島　晃 (京都水俣)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木　守	関島保雄 尾藤廣喜	板井　優	早川光俊 宮田　学	西村隆雄	村松昭夫	白井　劍	森　徳和	
第24回 1995 (大　阪)	内田茂雄 斉藤一好 矢島惣平 千場茂勝 花田啓一	中島　晃 (京都水俣)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木　守	関島保雄 尾藤廣喜	板井　優	早川光俊 宮田　学	西村隆雄	村松昭夫	白井　劍	森　徳和	
第25回 1996 (熊　本)	内田茂雄 斉藤一好 矢島惣平 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝	中島　晃 (京都水俣)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木　守	関島保雄 尾藤廣喜	板井　優	早川光俊 宮田　学	西村隆雄 村松昭夫	白井　劍 森　徳和	松野信夫 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳	
第26回 1997 (東　京)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 井関和彦 加藤満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木　守 板井　優	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊 宮田　学	西村隆雄	白井　劍 森　徳和	松野信夫 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳	
第27回 1998 (神　戸)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 井関和彦 加藤満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木　守 板井　優	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊 宮田　学 高木健康	西村隆雄 久保博道 牛島聡美	白井　劍 森　徳和 山本　孝	松野信夫 籠橋隆明 原　和良	中杉喜代司 原希世巳	
第28回 1999 (名古屋)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 井関和彦 加藤満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木　守 板井　優	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊 宮田　学 高木健康	西村隆雄 久保博道 牛島聡美	白井　劍 森　徳和 山本　孝	松野信夫 籠橋隆明 原　和良	中杉喜代司 原希世巳	
第29回 2000 (名古屋)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 井関和彦 加藤満生 豊田誠 榎本信行	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木　守 板井　優	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊 宮田　学 高木健康	西村隆雄 久保博道 加納　力	白井　劍 森　徳和 山本　孝	松野信夫 籠橋隆明 大江京子	中杉喜代司 原希世巳	
第30回 2001 (東京八王子)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田誠 榎本信行	馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木　守 板井　優	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	西村隆雄	宮田　学 籠橋隆明 山本　孝 松浦信平	白井　劍 中杉喜代司 加納　力 高橋　徹	森　徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一		
第31回 2002 (東　京)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝 花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田誠 榎本信行	馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木　守 板井　優 高木健康	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	西村隆雄	宮田　学 籠橋隆明 山本　孝 松浦信平	白井　劍 中杉喜代司 加納　力 高橋　徹	森　徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一		

決定総会	顧　問	代　表　委　員			幹事長	副　幹　事　長			事務局長	事　務　局　次　長			
第32回 2003 （人　吉）	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田　誠	榎本信行 中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸		板井　優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木　守 村松昭夫	西村隆雄	宮田　学 籠橋隆明 山本　孝 松浦信平	白井　劍 中杉喜代司 加納　力 高橋　徹	森　徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一
第33回 2004 （熊　本）	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田　誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	板井　優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木　守 村松昭夫	西村隆雄	白井　劍 森　徳和 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納　力 大江京子 岩井羊一	高橋　徹 松浦信平 後藤富和
第34回 2005 （東　京）	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田　誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫	鈴木　守 早川光俊	西村隆雄	白井　劍 森　徳和 籠橋隆明 松尾文彦	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納　力 大江京子 岩井羊一	高橋　徹 松浦信平 後藤富和
第35回 2006 （大　阪）	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田　誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木　守 早川光俊	中杉喜代司	白井　劍 加納　力 後藤富和	森　徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋　徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第36回 2007 （東　京）	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田　誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木　守 早川光俊 宮田　学	中杉喜代司	白井　劍 加納　力 後藤富和	森　徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋　徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第37回 2008 （諫　早）	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	豊田　誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田　学	鈴木　守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納　力 後藤富和	白井　劍 大江京子 島戸圭輔	森　徳和 高橋　徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦 中村輝久
第38回 2009 （東　京）	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	豊田　誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田　学	鈴木　守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納　力 島戸圭輔	白井　劍 伊藤明子 板井俊介	森　徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎
第39回 2010 （沖　縄）	千場茂勝 花田啓一	加藤満生 中島　晃 篠原義仁	豊田　誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	榎本信行 吉野高幸	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田　学	鈴木　守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄 原希世巳	中杉喜代司	阿部哲二 加納　力 島戸圭輔	白井　劍 伊藤明子 板井俊介	森　徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎
第40回 2011 （東　京）	千場茂勝 花田啓一 加藤満生	近藤忠孝 中島　晃 篠原義仁	豊田　誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	榎本信行 吉野高幸	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田　学	鈴木　守 高木健康 原希世巳	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司	阿部哲二	白井　劍 伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	森　徳和 松尾文彦 吉岡孝太郎	松浦信平 後藤富和 津田二郎	加納　力 板井俊介 長瀬信明
第41回 2012 （東　京）	千場茂勝 花田啓一 加藤満生 近藤忠孝 豊田　誠 榎本信行	中島　晃 吉野高幸 鈴木堯博 関島保雄	馬奈木昭雄 篠原義仁 板井　優		村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田　学 白井　劍 南雲芳夫	鈴木　守 高木健康 原希世巳 森　徳和 尾崎俊之	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司 広田次男	阿部哲二	松浦信平 後藤富和 津田二郎 馬奈木厳太郎	加納　力 板井俊介 長瀬信明	伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	松尾文彦 吉岡孝太郎 中川素充

決定総会	顧　問	代　表　委　員			幹事長	幹　事			事務局長	事　務　局　次　長			
第42回 2013 （東　京）	千場茂勝 花田啓一 加藤満生 近藤忠孝 豊田　誠 榎本信行	中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井　優 関島保雄		村松昭夫	白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄 宮田　学	原希世巳 中杉喜代司 白井　劍 森　徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二	松浦信平 加納　力 伊藤明子 後藤富和 板井俊介	中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明 橋澤加世	馬奈木厳太郎 秋元理匡 深井剛志	
第43回 2014 （東　京）	千場茂勝 花田啓一 豊田　誠	中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井　優 関島保雄		中杉喜代司	村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄	宮田　学 原希世巳 白井　劍 森　徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二	松浦信平 加納　力 伊藤明子 笹山尚人 後藤富和	板井俊介 中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明	橋澤加世 馬奈木厳太郎 深井剛志	
第44回 2015 （福　島）	千場茂勝 花田啓一 豊田　誠	中島　晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井　優 関島保雄		中杉喜代司	村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄	宮田　学 原希世巳 白井　劍 森　徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二	松浦信平 加納　力 伊藤明子 笹山尚人 後藤富和	板井俊介 中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明	橋澤加世 馬奈木厳太郎 深井剛志	

【九】公　害　弁　連　規　約

1.（名　称）　本会は全国公害弁護団連絡会議（略称、公害弁連）といい、事務局を東京都におく。

2.（組　織）　本会は公害根絶のために活動している弁護団（調査団を含む）により組織する。

3.（目　的）　本会は公害弁護団の自主性を尊重し、公害訴訟、公害調査その他公害をなくすために必要な理論的実践的諸問題を法律家の立場から相互に研究し、且つ、必要に応じ支援協力することを目的とする。

4.（運　営）
⑴　本会は総会を年１回開催し、人事財政等運営上の重要事項を協議する。
⑵　本会は前記の目的を達するため必要に応じ連絡会議を開催する。

5.（役　員）
⑴　本会は顧問、代表委員若干名および各弁護団より幹事１名を選出する。
⑵　幹事会の互選により幹事長１名を選出する。
⑶　事務局として、事務局長および事務局員若干名をおく。

6.（財　政）　本会の財政は会費その他の寄付金による。
会費は、各弁護団あたり年１口（10000円）以上とする。

7. 本会の規約改正は総会の決議により行う。